

昭和三十八年六月

四日市市議会議録目次

才一号（六月二十八日）

会議録署名議員の指名について	一二
会期の決定について	一三
故議長山本三郎君に対する追悼の辞	一三
四日市市議会議長選挙について	一六
四日市市外三カ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について	一七
専決処分について	一八
議案説明―質疑―討論―承認	一八
専決処分について	一八
議案説明―質疑―討論―承認	一八
専決処分について	一八
議案説明―質疑―討論―承認	一八
専決処分について	一八
議案説明―質疑―討論―承認	一八
専決処分について	一八
議案説明―質疑―討論―承認	一八

ページ

専決処分について

議案説明―質疑―討論―承認

専決処分について

議案説明―質疑―討論―承認

専決処分について

議案説明―質疑―討論―承認

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

議案説明―質疑―討論―承認

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算

議案説明

昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算

議案説明

起償について

議案説明

四日市市税条例の一部改正について

議案説明

四日市市職員定数条例の一部改正について

議案説明

四日市市立保育所条例の一部改正について

議案説明

四日市市養老施設条例の一部改正について

議案説明

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

議案説明

四日市市消防本部に関する条例の一部改正について

議案説明

町の区域の設定について

議案説明

不動産の取得について

議案説明

市道路線の認定について

議案説明

市道路線の認定について

議案説明

購入契約の締結について

議案説明

一八

一八

一八

一八

一八

一八

三〇

三〇

三一

三一

三一

三一

三一

三一

三八

三八

三八

三八

三八

三八

三八

三八

三八

三八

三八

四〇

四〇

四一

四一

四一

四一

四一

四一

四一

四一

勤労青年学校の開設について

議案説明

昭和三十七年度四日市市水道事業会計予算の繰越について

報告

前川宗男議員の議席の決定について

四日市市議会常任委員会委員選任について

才二号(七月二日)

一般質問

山本栄一君

町の美化と緑化についてその他

藤谷祐一君

長雨対策について

前川辰男君

公害問題についてその他

大島武雄君

教育費についてその他

坂上長十郎君

世論調査についてその他

四二

四三

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

一一

酒井昌一君

食糧費及び交際費についてその他

才三号(七月三日)

一般質問

橋詰興隆君

市民プールその他について

北村与市君

公害問題についてその他

永田利一郎君

復興都市計画についてその他

山中忠一君

長雨対策についてその他

坪井妙子君

幼児教育について

日比義平君

橋梁問題について

伊藤太郎君

教育施設十カ年計画について

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

一一〇

訓覇也男君

市行政についてその他

笠田七衛君

長雨被害による道路対策について

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算

質疑―委員会付託

昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算

質疑―委員会付託

起債について

質疑―委員会付託

四日市市税条例の一部改正について

質疑―委員会付託

四日市市職員定数条例の一部改正について

質疑―委員会付託

四日市市立保育所条例の一部改正について

質疑―委員会付託

四日市市養老施設条例の一部改正について

質疑―委員会付託

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

質疑―委員会付託

四日市市消防本部に関する条例の一部改正について

質疑―委員会付託

町の区域の設定について

質疑―委員会付託

不動産の取得について

質疑―委員会付託

市道路線の認定について

質疑―委員会付託

市道路線の認定について

質疑―委員会付託

購入契約の締結について

質疑―委員会付託

勤労青年学校の開設について

質疑―委員会付託

購入契約の締結について

議案説明―質疑―委員会付託

一一〇

一一四

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一三九

一一四〇

一一四〇

一一四〇

一一四〇

一一四一

一一四一

一一四二

請負契約の締結について

質疑―委員会付託

二四二

請負契約の締結について

質疑―委員会付託

二四二

水四号（七月九日）

昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算

委員長報告―質疑―討論―議決

二五四

昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算

委員長報告―質疑―討論―議決

二五四

起債について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五四

四日市市税条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

四日市市職員定数条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

四日市市立保育所条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

四日市市養老施設条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

四日市市消防本部に関する条例の一部改正について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五七

町の区域の設定について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

不動産の取得について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

市道路線の認定について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

市道路線の認定について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

購入契約の締結について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

勤労青年学校の開設について

委員長報告―質疑―討論―議決

二五九

購入契約の締結について	二五九
委員長報告―質疑―討論―議決
請負契約の締結について
委員長報告―質疑―討論―議決
請負契約の締結について
委員長報告―質疑―討論―議決
昭和三十八年度四日市市歳入歳出才五回追加予算
議案説明―質疑―討論―議決
請負契約の締結について
議案説明―質疑―討論―議決
四日市市農業委員会委員の推薦について
議案説明―質疑―討論―議決
原子力潜水艦の日本寄港反対に関する意見書提出について
議案説明―質疑―討論―議決
請願書審査結果報告
採否決定
請願書等審査結果報告
採否決定
請願書等審査結果報告
採否決定

昭和三十八年六月二十八日

四日市市議会議定例會會議錄(第一号)

四日市市議會

昭和三十八年四月日市市議定会定例会議事速記録 第一号

昭和三十八年六月二十八日(金曜日)午後二時三分開会

○出席議員(三十九名)

宮崎春吉君	鈴木愛次君	伊藤太郎君	志積政一君	前川辰男君	喜多野等君	岩田久雄君	坪井妙子君	安垣勇君	野呂幸太郎君	藤谷祐一君	錦安吉君	北村与市君	伊藤藤宗一君	米田好兼速記
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	--------	-------	------	-------	--------	--------

○議案説明のため出席した者(三十五名)

市 助 助 市
 役 役 役 長
 入 役 役 長
 部 部 部 長
 長 長 長 長
 市 助 助 市
 長 長 長 長
 部 部 部 部
 長 長 長 長
 市 助 助 市
 役 役 役 長
 入 役 役 長
 部 部 部 部
 長 長 長 長
 市 助 助 市
 役 役 役 長
 入 役 役 長
 部 部 部 部
 長 長 長 長

○欠席議員(一名)

酒井昌一君

永田利一郎君
 谷口専九君
 訓覇也男君
 味岡一男君
 山本栄一郎君
 増山英一君
 波部権太郎君

坂上長十郎君
 田村末松君
 中島忠勝君
 野崎貞芳君
 口比義平君
 荒木武治君
 矢田繁治君
 伊藤泰一郎君
 須藤総太郎君
 大島武雄君
 前川宗雄君
 加藤定男君
 早川和一男君
 山中忠一君
 高山伊祐君
 笠田七衛君
 服部昌弘君
 橋詰興隆君

○市議會事務局(五名)

事務局長 菊地英君
 議事局長 川原裕君
 調査係長 小坂君
 その他の職員 佐藤正君
 佐藤正君 佐藤正君 佐藤正君 佐藤正君 佐藤正君

教育委員長 杉浦西太郎君
 教育委員 山本軍一君
 總務課長 村山了君
 社會教育課長 尾山了君

水道局長 岩野見齊君
 技術部長 山本文雄君
 總務課長 滝山文雄君

市立病院事務局長 松野亮君
 市立病院副事務局長 田中正一郎君

消防局長 竹内鉄雄君
 總務課長 黒田八二郎君

社會福祉事務所長 西川敏郎君
 消防才二課長 荒木三郎君
 下水道課長 渡部一臣君
 港灣課長 上杉勇君
 監理課長 小林清君
 民生課長 高野一郎君
 農林課長 芝田敬太郎君
 徵收課長 新山篤君
 稅務課長 平井清三君
 財務課長 伊藤涼一君
 總務課長 小口義喜君
 會計課長 川口正春君
 人事課長 天野正春君
 開發局開發部長 鬼頭鉄郎君
 土木部長 城井義夫君
 衛生部長 中山英郎君
 厚生部長 村木喜代次君
 産業部長 市川善雄君

才一 会議録署名議員の指名について
才二 会期の決定について

才三 故議長山本三郎君に対する追悼の辞

才四 選挙才七号 四日市市議会議長選挙について

才五 選挙才六号 四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

才六 議案才六九号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才七 議案才七〇号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才八 議案才七一号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才九 議案才七二号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才一〇 議案才七三号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才一一 議案才七四号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才一二 議案才七五号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才一三 議案才七六号 専決処分について……………議案説明・質疑・討論・承認

才一四 議案才八二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において
選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………議決

才一五 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算……………議決

才一六 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算……………議決

才一七 議案才七九号 起債について……………議決

才一八 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について……………議案説明

才一九 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………議案説明

才二〇 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………議案説明

才二一 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について……………議案説明

才二二 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………議案説明

才二三 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について……………議案説明

才二四 議案才八七号 町の区域の設定について……………議案説明

才二五 議案才八八号 不動産の取得について……………議案説明

才二六 議案才八九号 市道路線の認定について……………議案説明

才二七 議案才九〇号 市道路線の認定について……………議案説明

才二八 議案才九一号 購入契約の締結について……………議案説明

才二九 議案才九二号 勤労青年学校の開設について……………議案説明

才三〇 報告才一号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計予算の繰越について……………報告

追加 前川宗雄議員の議席の決定について

〃 発議才四号 四日市市議常任委員会委員選任について

○本日の会議に付した事件

才一 会議録署名議員の指名について

才二 会期の決定について

才三 故議長山本三郎君に対する追悼の辞

才四 選挙才七号 四月市市議会議長選挙について

才五 選挙才六号 四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議会議員選挙について

才六 議案才六九号 専決処分について

才七 議案才七〇号 専決処分について

才八 議案才七一号 専決処分について

才九 議案才七二号 専決処分について

才一〇 議案才七三号 専決処分について

才一一 議案才七四号 専決処分について

才一二 議案才七五号 専決処分について

才一三 議案才七六号 専決処分について

才一四 議案才八二号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

才一五 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更生予算

才一六 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算

才一七 議案才七九号 起債について

才一八 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について

才一九 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について

才二〇 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について

才二一 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について

才二二 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

才二三 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について

才二四 議案才八七号 町の区域の設定について

才二五 議案才八八号 不動産の取得について

才二六 議案才八九号 市道路線の認定について

才二七 議案才九〇号 市道路線の認定について

才二八 議案才九一号 購入契約の締結について

才二九 議案才九二号 勤労青年学校の開設について

才三〇 報告才一号 昭和三十七年度四日市市水道事業会計予算の繰越について

追加 前川宗雄議員の議席の決定について

才三〇 議案才四号 四日市市議会常任委員会委員選任について

○副議長（錦安吉君） ただいまより昭和三十八年六月四日市市議定会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十八名であります。

○副議長（錦安吉君） 本日の議事につきましては、議事日程才一号により取り進めたいと思いますから、よろしく
お願いいたします。

○副議長（錦安吉君） 要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおり
であります。

なお、本日は教育委員会委員長、二宮助役及び病院事務長が公務のため、また水道局技術部長が病気のため欠席い
たしますから、御了承をお願いいたします。

○副議長（錦安吉君） 会議に先立ちまして、さる六月五日、松阪市において開催されました才四十六回東海市議
議長会におきまして、永田議員が十五年以上の勤続議員として表彰されましたので、ただいまから、表彰状の伝達を
行ないます。

永田議員。

〔永田利一郎君登壇、表彰状朗読、表彰状授与〕（拍手）

表 彰 状

四日市市議会議員

永 田 利 一 郎 殿

貴下は市議会議員の要職にあること十五年鋭意市政の振興に努め地方自治に尽された功績はまことに顕著でありま

す。

ここに本会表彰規程により記念品を贈呈しこれを表彰します。

昭和三十八年六月五日

東海市議会議長 会会長

松阪市議会議長

小 西 松 雄

○副議長（錦安吉君） ただいまより、会議を開きます。

「おはかりいたします。今回御当選になりました前川宗雄君の議席の決定を日程に追加し、直ちに議題といたしたい
と思いますが、これに御異議ありませんか。」

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（錦安吉君） 御異議なしと認めます。

それでは、前川宗雄君の議席の指定を日程に追加し、直ちに議題といたします。

前川宗雄君の議席の決定を行ないます。

議席は、会議規則才三条才二項の規程により、ただいま御着席のとおりに決定いたします。

前川議員。

〔前川宗雄君中央に進み出る〕

○前川宗雄君 ただいま御紹介を受けました私、前川でございます。よろしくお願いいたします。

私、今回はからずも当選の栄をえました。さいわい皆様方の御指導、御鞭撻によりこの職責を全ういたしたいと存じております。

よろしくお願いいたします。(拍手)

○副議長(錦安吉君) 引き続きこのさいおはかりいたします。

発議才四号四日市市議会常任委員会委員選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(錦安吉君) 御異議なしと認めます。それでは四日市市議会常任委員会委員選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

おはかりいたします。

本件につきまして、今回当選されました前川宗雄君を総務委員会委員に選任いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(錦安吉君) 御異議なしと認めます。よつて、前川宗雄君を総務委員会委員に選任することに決定いたしました。

○副議長(錦安吉君) 次に、日程才一、会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は北村議員と藤谷議員にお願いすることにいたします。

○副議長(錦安吉君) 次に、日程才二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より七月九日までの十二日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(錦安吉君) 御異議なしと認めます。よつて、会期は十二日間と決定いたしました。

○副議長(錦安吉君) 次に日程才三、故議長山本三郎君に対する追悼の辞。

議長、従六位勲六等山本三郎君は、さる六月十九日逝去されました。まことに痛惜、哀悼のいたりにたえません。

田村末松君、伊藤泰一君から発言を求められておりますので、このさい御発言願います。田村議員、どうぞ。

〔田村末松君登壇〕

○田村末松君 山本市議会議長の突然の逝去は、二十一万市民の胸に深い哀惜の憂いを与え、限りない動揺を覚えさせた痛癢事であります。本議会におきましては、故人の生前の遺徳と業績をしのび、さる六月二十五日議会議葬をもつていよいよその靈をお慰めしたのであります。内閣におかれましても、故人の市政に対する大きな功績が認められまして従六位勲六等瑞宝章の賞勲の御沙汰のありましたことは、故人にとりましてももつて冥すべきことでありましようが、議会に席を同じくするわれわれとしてもまことに感慨の深いものをおぼえる次才でございます。

山本議長は、すでに御承知のとおり、大正二年生れの四十九才という若さでございました。温厚篤実、公正無私な政治態度また政治、経済に対するすい眼とその床しい人柄は、前途洋々としてその将来に二十一万市民、いな百四十

万県民から大きな期待と希望が寄せられていたのであります。昭和二十二年四月、若冠三十三才にして市議会に席を占められ、爾来当選四回、十二年二ヶ月の長きに亘つて議会人として市政に貢献され、その間副議長二年、議長八年余りという重責を歴任、さらに全国市議会議長会の副会長にも選任されましたことは、山本議長の人柄とその器量の大きさを如実に物語るものでございます。

申し上げるまでもなく、政治は経済を離れては成り立たぬでありましょうし、経済もまた政治なくしてその成長をはかることは容易ではございません。本市が戦災のため焦土となり、住むに家なく、働くに所なく、全く絶望のどん底にあえいでいた終戦直後、そこに一つの希望の光を見つけることができました。それは港とその周辺でございます。ここを起点といたしまして工場を誘致し、港湾を改修し、徐々に市民の力を養い、今日に至つたことは御承知のとおりであります。故人はこのころから議会人として経済人として四日市市の復興に全力を傾けられたのであります。その考えるところ、つねに四日市市の今日あることを思い、大局的な立場から物事を判断し、協力し、その推進力となつてこられたのであります。

旧海軍燃料廠跡の開発を端緒といたしまして、南部工業地帯の建設、すなわち日本の世界に誇りうる化学工業、石油コンビナートの形成を中心として、多くの工場が立ち並び、また西部丘陵地帯の造成による住宅地の建設と、一日と発展の度をましてまいりました。この激動は商業界にも及び、市街地は日一日と改装、開通、改築あいつく活動活発さを示してまいつたのであります。戦災を受けて、絶望のどん底にあつたこの四日市市が、わずか十数年にして今日あるを、だれが予想しえたのであります。いまや四日市市は日本の、いな世界の脚光をあびて大きく頭角をあらわし、さらに大きな飛躍を期待せられているのであります。名四国道は開通し、北部海岸地帯の造成もやがて脚光をあびようとし、名阪国道の建設に伴なう西部丘陵地帯の開発、さらには港湾管理問題等、幾多の重要問題が山積さ

れており、この四日市の建設にさらにさらにそのすい眼とその政治的手腕を大いに發揮していただくことを期待いたしていただいております。

しかし、いまや幽明境を異にして、故人の力を借りうべきすべもございません。氏の過去をしのび、現在を眺め、いまさらながら惜しみてあまりある全くかけがえもない人材をなくしたことを心からなげかずにはおれない次才であります。氏の今日までに残された公正無私な政治襟度を受けついで、大四日市市の建設とその前進に全員一致協力して努力することが、故人の遺志に沿う道ではなからうかと存じます。

ここにつつしんで哀悼のこたを捧げ、故山本議長の御冥福をお祈り申し上げます。(拍手)

○副議長(錦安吉君) 次に伊藤泰一議員、どうぞ。

〔伊藤泰一君登壇〕

○伊藤泰一君

追悼の辞

議長山本三郎氏には、にわかに病氣のため逝去されました。私共議員といたしましてまことに痛惜にたえません。山本さんは大正二年、名門笹井製陶所に生をうけられ、長じて山庄製陶所に迎えられたのであります。また三重製砥工業、四日市鋼板各社長、山庄電機株式会社社長、三交タクシー、日本鑛工貿易各取締役、四日市商工会議所副会長として本市商工業の発展のために大いに貢献されたのであります。

私は居住地が同じ関係から、山本さんの幼少のころからその非凡な容姿に接し、常々敬服いたしておつたものでありまして、経済人としてこんこの御活躍を御期待申し上げておつたのでございます。また議員として十二年二ヶ月、

その間正副議長として要職にあること十年二ヶ月、その識見と人格は常に同僚議員の信頼と尊敬を受けられ、四日市市議会は山本さんのごとき豊富な経験と識見を兼ねた人材の御活躍に待つものがきわめて大であることを思い、山本さんに対する追慕の情せつなるものを禁ずることができません。

ここに山本議長の御逝去に対しましてつつしんで哀悼のまことを捧げ、衷心より御冥福をお祈りする次才であります。(拍手)

○副議長(錦安吉君) 暫時、休憩いたします。

午後二時二十分休憩

午後四時十分再開

○副議長(錦安吉君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日程才四、選挙才七号四日市市議会議長の選挙を行ないます。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては指名推選により、指名の方法は議長において指名することにいたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(錦安吉君) 御異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推選によることとし、議長において指名することに決定いたしました。

四日市市議会議員には、田村末松君が最適任者と思えますので、田村末松君を指名いたします。ただいま指名いたしました田村末松君を当選人と定めることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(錦安吉君) 御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました田村末松君が四日市市議会議員に当選されました。(拍手)

「田村末松君中央に進み出る」

○田村末松君 ただいまは全会一致によりまして御推選をたまわりまして、感謝にたえませぬ。先ほどごあいさついたしましたごとく、また先ほどの本会議で故山本議長の追悼の辞に述べましたごとくこの遺志をついで、健全なる議会の運営、田満なる議会の運営に渾身の努力を捧げたいと思えます。御承知のように浅学非才であります。皆様方の格別なる御指導と御鞭撻、御協力をお願いいたします。

どうぞよろしく願っています。

どうぞ理事者の皆さん、よろしく願っています。(拍手)

○副議長(錦安吉君) 新議長と交代いたします。御協力ありがとうございました。(拍手)

「新議長、議長席に着く」

○議長(田村末松君) ただいまごあいさつ申しましたごとく、ずぶのしろうとで何もわからぬのでございまして、議会の運営について御不満も多分にあるうと思ひますが、御協力のほどをお願いを申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、日程才五、選挙才六号四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議会議員の選挙を行ないます。

本件は、きたる七月二日、任期が満ちますので、それがための一般選挙であります。

おはかりいたします。選挙の方法につきましては、指名推選によることとし、指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議会議員に坪井妙子君、伊藤太郎君、田村末松君、大島武雄君、服部昌弘君、山本栄一君を指名いたします。

おはかりいたします。ただいま指名いたしました六名を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よつて、坪井妙子君、伊藤太郎君、田村末松君、大島武雄君、服部昌弘君、山本栄一君の六名が四日市市外三ヶ町伝染病隔離病舎組合議会議員に当選されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才六、議案才六十九号専決処分についてないし日程才十三、議案才七十六号専決処分についての八件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案才六十九号から七十六号までの専決処分の報告について一括御説明申し上げます。

議案才六十九号及び才七十一号は、昭和三十七年度一般会計才八回追加予算並びにこれに関連する起債専決処分の報告であります。内容といたしましては、長らく懸案となつておりました四日市港直轄事業負担金について、年度末に至り、にわかに起債が認められましたため、県・市間の交渉が進捗し、昭和三十七年度負担金を納入しなければならなくなつたこと、及び昭和三十七年度における特別会計公共下水道の起債が減額決定されましたため、同会計予算の追加更生を行なつた結果、一般会計からの繰り出しが必要となつたこと等によるものでありまして、いずれも年度末に早急に処理しなければならぬため、時間的余裕がなくやむをえず専決処分を行つたものであります。

四日市港の直轄事業に対する県・市負担金については、以前から県と折衝を重ねていたのでございますが、いまだ最終結論には達していません。しかるに年度末に至り、昭和三十七年度の負担金について起債が認められましたので、鋭意交渉を重ねました結果、同負担金については高潮防波堤築造工事のうち災害復旧分を除き、県・市折半により負担することで双方了解点に達し、これに対する市負担分五千九百七十九万一千円を歳出として港湾費に計上いたしました。これに対しては財源といたしまして五千百万円の起債が認められました。なお、昭和三十六年度以前の負担金につきましては現在県と折衝をいたしております。

次に、諸支出金に計上いたしました公共下水道費に対する繰出金は、公共下水道費の追加更正に伴つて生じた財源不足分で、やむをえず追加を行なつたものでございます。

議案才七十号及び才七十二号は、昭和三十七年度特別会計公共下水道費歳入歳出才五回追加更正予算並びにこれに関連する起債更正の別案であります。

本特別会計では、歳入に八千五百万円の市債を計上しておりましたところ、五千四百万円として許可せられましたので、同会計に歳入欠陥を生ずることになり、やむをえず専決により追加更正を行なうとともにこれに伴います起債の更正を行なつたものであります。内容といたしましては、起債が減額決定されたことに伴ない、各費目につき

過不足の検討を行ない追加更正を行なうとともに、管渠埋設工事について生じてまいりました国庫補助事業の計画變更に伴う増額と関連付帯の枝管その他の諸工事業の不足分もあわせて追加したものであります。

なお、歳入は市債の更正を行なつたほか、一般会計からの繰入金をもつて収支の均衡をはかりました。

議案オ七十三号は、昭和三十八年度一般会計歳入歳出オ二回追加予算でありまして、議案オ六十九号により御報告申しあげました、三十七年度予算のうち、港湾負担金の支出を三十八年度に繰り越すため予算の専決を行なつたものであります。

本件は、議案オ六十九号及びオ七十一号で御報告申し上げました四日市港直轄事業負担金に対する起債が年度末に決定せられたため、その借入れが昭和三十八年度になりました関係で、同負担金の予算を昭和三十八年度へ繰り越したものであります、その財源といたしましては、前年度繰越金をもつて充當いたしました。

次に議案オ七十六号は、市有地売却契約締結に關する専決処分報告であります。

旧市立四日市病院敷地の処分につきましては、北側の五百坪はすでに株式会社三重銀行へ売却したのでございますが、南側の四百七十三坪は、過剰の全員協議会で御説明申上げましたように、近畿日本鉄道株式会社へ交渉を続けていたのでございますが、御承知のとおり西南隅には前川氏所有の土地百二十七坪があり、交渉過程において近畿日本鉄道株式会社から前川氏の所有分も含めて六百坪として一括市から購入したいとの要望がありましたので、以前前川氏に折衝を行なつていたのであります。さいわい売り渡しを了承せられました結果、五月末に至りすべて交渉が了解点に達しましたので、前川氏から百二十七坪を買収し、当初からの市所有分四百七十三坪と合わせまして六百坪とし、一坪当たり四十万円、総価格二億四千万円で近畿日本鉄道株式会社と売買契約を締結いたしました。右の交渉は、前川氏との交渉を満了いたしまして、五月三十一日までに契約を締結する約束で交渉を行なつてきた

のでございますが、双方にわたる難点の調整を必要とし、妥結するまでに予想外の時日を要しました結果、時間的な余裕がなくなり、やむをえず専決処分によりまして契約を締結したものでございます。なお、前川氏所有の土地百二十七坪は、坪当たり四十万円で買収いたしました。

議案オ七十四号及びオ七十五号は、議案オ七十六号に關連して行なつた予算専決の報告であります。旧市立四日市病院敷地売却金収入は、昭和三十七年度予算に計上されておりましたところ、年度内に売却契約が整わず、昭和三十八年度に入つて締結されたこと、及び同敷地の西南隅にある前川氏所有の土地も市が買収し、近畿日本鉄道株式会社へ一括売却することになつたこと等によりやむをえず関係予算の追加更正を専決処分によつて行なつたものでございます。

おもな内容は、特別会計基本財産、積立金歳入歳出オ一回追加更正予算におきましては、

- 一、旧市立四日市病院敷地四百七十三坪の売却が昭和三十八年度に延びたことにより、昭和三十七年度一般会計に歳入欠陥が生ずることになり、その不足分を一時的に補填するため、昭和三十八年度予算において寄付金として歳入に計上しております八幡製鉄株式会社財政援助寄付金のうちから一億八千九百八十四万八千四百八十円を昭和三十七年度の一般会計に対する寄付金として収入し、その分は旧病院敷地売却代金で昭和三十八年度に戻し入れすることにしたため、それだけ昭和三十八年度において寄付金の収入時期がおそくなり、それに従つて利子収入が減少しますのでその分を減額更正しました。
- 二、前述の利子収入相当額が一般会計に対する繰入金として予算化されているのでその分を減額更正しました。
- 三、前川氏所有の土地百二十七坪を買収するため、その代金坪当たり四十万円、総額五千八百万円を歳出に計上しました。

四、前川氏から買収しました土地百二十七坪を含めて六百坪の土地売却代金を歳入に計上しました。等の追加更正を行なったのであります。

次に、昭和三十八年度一般会計三回追加更正予算は、前述のとおり特別会計基本財産、積立金予算から本会計に對する繰出金が減額されたことに伴ないまして、これを減額し、減収分は前年度繰越金をもつて充當いたすことになりました。

以上、八議案は、いずれも年度末または交渉との関係で緊急処理を要し、やむをえず専決処分を行なったものでございますので、御承認いただきたく右御報告申し上げる次でございます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

○大島武雄君 現在の四日市病院の売却で、建築の關係は詳細に述べられておりますが、三重銀行へ売却した詳細が述べられておりません。この点についてお願いします。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えします。

株式会社三重銀行に売却いたしました分につきましては、過般の三月定例議会で御承認いただいておりますので、今回の御報告にはいたしておりませんが、これは坪当たり四十万円、五百坪でございます。そういうようなわけでございましたので、今回のこの専決処分としては報告いたしておりませんが、すでに前議会において御了承をえておるものでございます。

○橋詰典隆君 議案六十九号について、説明の中で、いちばんしまいに、昭和三十六年度以前の代金については現在、県と折衝いたしております、こういつたことがあつたのですが、これはどういうことなのか、ちよつと失念をいたしておりますので、説明を求めたいと思います。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

四日市港の負担金につきましては、だいたい皆さん御承知かと思いますが、概略を簡単に申し上げます。これは、御承知のように、いわゆる従来の市の考え方、県の考え方が、ほとんど県の公共事業あるいは単独事業としてまいりましたのでございますけれども、遂年、港湾整備の事業量が増大するというような問題がございまして、昭和三十四年に国は交付公債制度をこの事業について認めたのでございます。交付公債は御承知のような性質のものでございますけれども、その当時、簡単に申し上げますと、ほとんどキャッシュがいらぬような状態で国が資金的な援助をこの県営事業についてしたのでございます。ところが、従来の四日市港に對する負担につきましては、御案内のように折半負担という慣例によりまして、たとえ一億の事業がございまして、市の負担分は五千万円である。その一億について県は起債が八千万円ある。実際キャッシュとして支出するのは二千万円というような形になつておるけれども、市は起債がございませんので、五千万円という現金の形で国に納付して、四日市港の整備に鋭意協力してきたというような経緯がございまして、ところが、交付公債制度で、いわゆる現金負担がほとんどないような状態になりましたのと、それから事業量が増大したために、負担金の額が相当大巾に伸びましたので、当時の市といたしましては、いわゆる交付公債を市にもたしてください。起債の償還年次に合せて負担いたしましたように申し入れを行ないましたが、県はどういう考えがありましたか、これはわれわれの想像といたしましては、御承知のように交付公債につきましては特別交付税あるいは交付税におきまして百円について二十五円、すなわち四分の一の見返り資金を国から出してもらえるというようなこともございました。それから、交付公債をかりに市に分与するとい

ますが、そういう形をとろうと思いますと、国との折衝が非常に県としてはむずかしい。それで、新たに契約を起して、いわゆる償還年次に合せた負担をするというようなことが非常にむずかしかつたのですから、当時、市長も直接国とも折衝し県とも折衝されましたが返答がなく、それから市もいわゆる負担金を計算いたしますと、いわゆるキヤッシュの分が百七十八円くらいの負担ですんだわけなんです。事業量といたしましては二億くらいの事業でございましたが、非常に少ない百七十八円くらいの額ですみましたので、その折半の八十九円を市が出したらよろしいという態度がわれわれの考えでございましたけれども、県といたしましてはそういったことが予算の上でも、議会に対する説明にも困られたのか、強く要望されるようなこともなく三十四年度が終つたのでございます。

それから、三十五年度になりまして、御承知のように交付公債制度は直轄事業債にかつたのでございます。直轄事業債にかわりまして、だいたい起債の充当率が八〇〇くらいということで、一億でございましたら八千万円のいわゆる起債充当率があるということでもございましたので、その当てもいわゆる市が一億の事業の五千万円を負担するのでもございましたら、一千万円のキヤッシュと一千万円の起債、そういう形で負担をいたしたい、そういうことを申し出ましたところ、これも県は従来の慣習というものをまつころから振りかざされまして、話がまとまらないですんできたのでございます。昭和三十六年も同様のことを繰り返しておりましたが、これは全国的な港湾所有都市のせつなる要望でもあり、国も直轄事業というものの性質から考えまして、県に割りあてておつたときに、いわゆる地方団体のうちの市町村が非常に県に圧迫されるような形で財政処置をしなくてはならない。それを救われるような考えが、自治省あるいは大蔵省にも十分おわかりいただけたと思えます。

三十七年度、昨年度でございますが、昨年度の市長の説明にもございますように、二月末になりました四日市港の負担金の起債、直轄事業債として市に五千万円を割り当てる、そういういい方を国からもしてきたわけです。ところが、県ははばかつてか、なかなか御連絡がございませんでしたので、時日がだんだん延びてまいりまして、三十一日という時点に近くなりましたので、われわれとしては、従来の私たちの申し上げておる態度を国も認めたやないか、そういうことについて県はもつと大らかな気持ちで地方財政の状況を観察されて話し合いを進めていただきたい。だから昭和三十四年、五年、六年という分についても、われわれの旧米の主張を大いに考えてもらうのが至当でないか。それを考えてくれるといわなかつたら、三十七年度のこの分についてもようもたないというような折衝を重ねておつたわけでございます。でございますので、あとは市長の御報告どおり三十七年度分につきましては起債を割り当てていただいで五千九百万円余の金を負担した。ところが、三十四年、五年、六年の負担につきましては、原則論としては先ほど米申し上げておるような状態で県が了承してくれるならば、一応こんごにおいて市としては該会の皆さんの御承認をえて県に負担をしていきたい。ところが、これにつきましては、現在、折衝中であると申しますのは、簡単に申しますと、交付公債のいわゆる交付税の充当分が四分の一でございますけれども、これはあくまで原則論でございます。この地方団体、地方団体個々のいつさいの財政状況によりまして、ときには百円について二十五円という状況が、ある地方団体では二十円になり、あるいは十八円になるといふような問題もございまして、この辺の細かい事務的な折衝がなかなか県としても腹がきまらぬ。それから計算からいいますと、港湾事業費は治山治水費として一括されておるのでございますから、県の財政、事業区分、そういうものにつきましても、県自体も相当調査あるいは集計というような点で時間がかかるように思います。そういう点で現在、折衝を続けておるというような状況でございます。

なお、これにつきましては、皆さんに御心配をかけております四日市港の管理問題、それから管理問題が解決した将来における四日市港の負担金の考え方というようなものがございまして、大いにこれは現在の時点に立つて、そ

うなりましても市の財政に大きな影響を及ぼさないで、しかも四日市港を市の意志を十分反映しながら整備を強化していくというような考え方も政治的には考えられますので、私どもが主張いたしております事務的な折衝に加えて、皆さんの御協力をえて、そういう政治的な配慮というものも十分御考慮をいただかねばならない、こういう時点でございますので、市長の御報告申し上げましたとおり現在、鋭意折衝を重ねておりまして、皆さんと御相談する段階に早く達するように努力しておるのが実情でございます。(橋詰興隆君「了解します」と呼ぶ)

○鈴木愛次君 専決処分については八件ございますが、この専決処分は、地方議会における市長の権限というものはおそろくいろいろと制約があると思いますが、その内容について、市立病院等におきましては二億四千万円ものが専決されております。それが違法でないかどうか、疑問に思っておりますが、法的内容についてお伺いしたいと思います。

〔総務部長(林義男君)登壇〕

○総務部長(林義男君) お尋ねの専決処分という問題についてお答えいたします。

専決処分につきましては、御承知のように地方自治法の才百七十九条に規定がされております。これによりまして、いわゆる条件といたしまして、議会が成立しない場合、まず才一点としまして、それから、会議を開くことができない、そういう場合。それから議会を招集する余裕がないとき、そういう場合。または議会において議決すべき事件を議決していただけないとき、こういう場合に専決ということが考えられる、こういう規定がございます。これらにつきましては、あくまで市長の説明でも申し上げておりますように、できうる限り議会の御議決をへて処理するという原則は守つていきたいというので、鋭意努力いたしましたところが、いろんな関係がありまして、時間的に五月三十一日に調印をしてもらい、そして手付金をもらわなかつたらこの契約ができないというような、具体的に申しますと

そういうような条件があり、しかもその三十一日にもらわなということが先方もございますので、市は中間みたいな間柄に立つておりました関係上、三十日の夜の八時になりましたも一方のほうからの御返事がいただけないというような時点でございまして、いわゆる法的には違法ではございませんですけれども、事実の状況から考えましたら、議会の皆さんの御協力をえて仕事をしていくことがあくまでも原則でございます。そうですから、違法、違法でないかということになりますと、事務的には違法でないという判断をいたしておりますが、私たち事務を進めておる者の考え方といたしまして、道義的にはどうしてもこれは皆さんの御了承をえてやらねばならない、そう考えております。

○前川辰男君 議案才七十号並びに七十二号について質問したいと思います。

この説明にありますように八千五百万円の起債を五千四百万円に減額されたということですが、これは、当初の計画の四〇％に当たると思われます。たいへん大きな数字の差が出ておりますので、この内容につきまして詳しく御説明をいただきたいと思えます。

〔総務部長(林義男君)登壇〕

○総務部長(林義男君) ちよつと風邪をひきましたのか声が出てくいたので、お聞き苦しい点があるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

特別会計の公共下水道の起債基準といたしましては補助認定されました事業量に対しましては、これは三分の二をみていただける、こういう規定がございます。それから、いわゆる一般市単事業につきましてもだいたい三分の二くらい起債をみてやるというのが、今の現在考えております起債充当の基準でございます。でございますので、予算編成当時といたしましては、その一般基準に合せましてこういった数を計上いたしましたして鋭意努力いたしましてその間に達するように関係者一同、市長以下努力いたしました結果が御質問のような内容に終つたというのでございます。

が、これにつきましては、ほとんど四日市市の場合、国が考えております起債充当額、いわゆる配分額に従つての起債をただけておりますが、下水に限つてこういう特殊な一専門の一针というような形で、平たくいいましたならば国が援助を拒否するような形をとられたという点につきましては、非常に私たちは遺憾でもあり、それから鋭意、市長助役等がそういった内容につきまして説明に上り、これは、ここで御説明をしなくても前川議員には内容は具体的に把握しておられると思ひますので、そういうたフアクターも入れまして、四日市が非常にいじめられたという方は変でございますけれども、そういう状態でございます結果が、お願いするような専決処分を誘発した、そういうことでございます。

そんなら、そういうことがわかつておつたなら三月に処理すべきでないかというような御反問も想像できますけれども、われわれとしては最後の最後まで市の態度を堅持しましてお願いして、獲得できるものはこちらが予算を計上しただけ獲得せねばならない、そういう線では三月の末まで折衝をいたしてございました関係上、こういう処理をせなければならぬ。あくまでもこれは説明あるいは弁解がましいようなことになるかもわかりませんが、私どもとしては事務的には努力いたしました。こういつた一部の方のお考え方がこういう現われ方をしたということを、非常に残念に思つております。本年度の状態につきましては、よく國のことを市は取り入れてくれたので、本年度は十分みてやろうというような言葉をえておりますので、今回、上程しております議案でも御覧のように本年度は昨年同様のような態度で予算計上をいたしてございまして、その見返しについてもある程度具体的な返事をいただいております、これが実情でございます。

○前川辰男君 総務部長の説明を聞きまして、私はわかつておるわけなんです、しかしその下水問題に對しましての市民の要望というものは非常に切実なものであるということは、たびたび議會でも討議されておるわけです。従つて、いま特別会計の中で苦心をしておられる市の責任者の苦勞は私よくわかるわけですが、その期待が大きいだに、これだけの差が出るということは非常に大きなショックだと思います。悪く解釈すれば、私どもは当初予算における期待が裏切られたという形で現われてくるわけですから、こんごの努力を、いまの総務部長の話の内容から申しますと常套手段でもつてずいぶん努力をしてきた、こういうことだと思ふんです。ところが、本省のほうの起債のいろいろな条件といひますか、そういうものの中に非常にむずかしい注文をつけてくる。そうであればそうであるように、私はいまこういうことは好まないのですが、建設委員会のほうにはかつて陳情を続けるとか、もつとあらゆる方法をとつて起債の減らないような努力をしていただかないと、計画がだんだん遅れていつてしまつて、市民の要求にはますます遠のいていくということが出てきますので、その点を私は心配しておるわけです。そういう点で、こういう形を出さなくてもいいように努力をお願いしたいと思います。

なお、この下水の問題につきましては私はつきり記憶をしておりますが、昨年か一昨年にもたしかこのような話が出ておつたように思ふんです。そうしますと、だんだんだんだん計画が遅れてきておるわけです。十分に御注意願ひまして、こんごのようなことが再び出されなくてもいいように努力をしていただきたいと思ひます。

○議長（田村末松君） 他に御質疑はありますか。
質疑なしと認めます。

おはかりいたします。これら八件は、委員会付託並びに討論を省略して議案の採決を行ないたいと思ひますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（田村末松君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

おはかりいたします。議案オ六十九号ないし議案オ七十六号の八件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よつて、議案オ六十九号ないしオ七十六号の専決処分についての八件は、承認することに決定いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十四、議案オ八十二号四日市市農業委員会委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案オ八十二号について御説明を申し上げます。

本市農業委員会の委員の選挙区は、農業委員会等に関する法律に定める設置基準に従い、また、各選挙区において選挙すべき委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して定められるものでありますが、住居表示に関する法律に基づいて五月一日から一部住居表示を実施いたしましたので、これによる選挙区の区域の町名変更、また選挙区における農業世帯の奨励等により委員の定数を変更したいと存じ、条例の一部改正を提案申し上げます。

なお、選挙すべき委員の総定数三十六名には変わりはありません。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑ありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

御質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、委員会の付託並びに討論を省略して議案の採決を行ないたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議ありませんので、そのように決定いたします。

議案オ八十二号は、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よつて、議案オ八十二号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後四時五十五分休憩

午後五時七分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程オ十五、議案オ七十七号昭和三十八年度四日市市歳入歳出オ四回追加更正予算ないし日程オ十七、議案オ七十九号起債についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 六月定例議会において予算の御審議をわずらわしますにあたりまして、所懐の一端を申し述

べたいと存じ上げます。

去る四月の地方選挙に際しましては、不肖をもちえりみず立候補いたしましたところ、当選の栄を担い、市長といたしまして再び市政を担当させていただくことになり、その責任の重大さを痛感するものでございます。議会の皆様
の御指導、御協力は申すまでもなく、市民各位の格別の御支援をお願いする次でございます。

さて私の市政に対します考え方につきましては、すでに本年三月の議会並びに選挙を通じて申し上げてきたところ
でございます。皆様におかれましては御了承のことと存じますが、選挙後最初の定例議会にあたり、これを要約
いたしまして簡単に申し述べたいと存じますのであります。

私は、今回の選挙におきまして三つの重点施策を掲げてまいりました。
すなわち、

- 一、大きく伸びゆく街づくり
- 二、明るく住みよい街づくり
- 三、あたたかく行き届いた市政
の三点でございます。

これをやや具体的に申し上げますと、

オ一の「大きく伸びゆく街づくり」とは、

広域的な総合開発の推進

農業の改善と中小企業の近代化

交通運輸対策の強化

を目標としたものでありまして、単なる四日市市の市域のみに限られることなく、中部経済圏に位置する本市のあり方
を明確にするとともに、従来ややもしますれば部分的に限られました開発を全市的な観点から推し進め、これと関連
いたしまして農業の改善、中小企業の近代化、交通運輸対策の強化等を行ない、全市にわたり経済活動をより活発に
推進しようとするものでございます。

オ二の「明るく住みよい街づくり」とは、

道路と下水の重点整備

街の美化と緑化の推進

道義と友愛に満ちた環境の醸成

等を進めようとするものでございます。街を明るく美しくし、道義と友愛に満ちた社会をつくることは、市民各位の
終始かわることのない念願であり、かかる社会に住む人々のしあわせであることは、いまさらいうまでもないことで
あります。

私はとくに公害等の対策を十分考え、都市環境の整備につとめるとともに、内面的には道義と友愛に満ちたあたた
かい社会環境の醸成を目的として市の行政活動を推進したいと考えておるのでございます。

オ三の「あたたかく行き届いた市政」とは、

教育、文化、児童施設の整備

社会福祉事業の総合的運営

市民サービス精神の高揚

等を意図したものでございまして、幼い子供たちをしあわせにし、人づくりの基礎を確立するとともに、陽のあたら

ないところに光を与え、職員が一体となつて、いわゆる民主主義の精神に徹し、市民サービスの高揚をはかろうとするものであります。

以上は、私が今回の任期中の施策の柱として強く推進しようとするものでございまして、こんごの経済の推移と国の施策等十分検討し、なお、現在当面しております各種の懸案問題も考えあわせまして、市財政との調和をはかりながら取り進めない所存であります。

さて、本年度予算につきましては、去る三月の議会でも申し上げましたように、財政収入は過去数年間の如き順調な伸びを期待することができず、また国の地方財政に対する措置も団体間の財源の均等化をはかる傾向にありますので、これらの点をあわせ考えますと、本年度は三十七年度のごとく積極的に事業を進める年ではなく、むしろ事業を抑制し、もつばら内部体制を整え、来るべき進展期に備える年であると考え、均衡のとれた年間予算を編成することに努めました。予算の基本といたしましては市民の要望にこたえまして、

- 一、公共投資の立ちおくれの是正
 - 二、きめの細かい行政の浸透
- の二点を柱といたしまして、重点といたしましては、
- 一、道路の整備、都市下水の問題につきましては、従来のような間口を広くすることを排し、真に効用のあるものから重点的にとりあげるようにし、器材を整備してより能率的に実施するようにしたいということ。
 - 二、教育については、とくに日常の教育活動に直結する施設の充実をはかり、担当職員の研修を重視し、組織と能率の調和を期したこと。
 - 三、都市緑化についての恒久的な計画を樹立し、学校、街路等の緑化に努めること。

四、農業、商工業については、現在の経済界の实情に即した対策を実施し、とくに農業研究指導所を整備いたしましたこと。

五、行政事務の合理化、能率化をはかるとともに職員の質の向上を期し、きめのこまかい行政施策の浸透を意図したこと。

等を内容としたものであります。

本日この時点に立ちまして再び検討を加えましたが、本年度はこの方針を踏襲していきたいと存するのであります。以上は簡単でございましたが、私の市政に対する考え方と昭和三十八年度の施策の重点を申し上げ、御指導と御協力をお願いする次第であります。

次に、今回、御提案申し上げました一般会計四回追加更正予算について概要を御説明申し上げます。

本予算の主な内容は、今回、本市に設置が決定されました四日市勤労青年学校開設に伴う諸経費、し尿用バキューム車購入費、特別会計公共下水道費に対する繰出金等を計上したものでございまして、追加額は九千八百二十三万四千九百円となっております。

以下、歳出からその概要を御説明申し上げます。

教育費の追加は、今回、国におきまして全国に二十ヶ所の実験地区を指定しまして勤労青年学校を設置することに、本市もその指定を受けましたので、これに必要な経費の追加をお願いいたしましたものであります。本市に設置する勤労青年学校は、工業、商業各二コース、~~農~~業、家庭各一コース、計六コースを設け、高等学校へ進学しない年少勤労青年を対象といたしまして修学期間は一ヶ年とし、職業及び家庭等に必要な知識、技能の取得並びに社会人として必要な教養をたかめることを目的としているものであります。

なお、本事業に対しましては、三分の二の国・県補助金が交付され、これに伴つて従前から設置していた職業学級は、本青年学校に吸収されることとなります。

次に、保健衛生費の追加は、し尿処理に必要なバキューム車三台分の購入費でありまして、すでに買いかえ時期に來ているものでありますが、長雨のため使用もはげしく廃車のやむなきにいたつたものでございます。

諸支出金の追加は、今回、特別会計公共下水道費の年間予算編成に伴ないまして、同会計に対する繰出金の追加をお願いいたしております。

歳入につきましては、勤労青年学校設置に伴なう国・県補助金の追加更正と前年度繰越金をもつて収支の均衡をはかりました。

次に、議案才七十八号特別会計公共下水道費につきましてその概要を御説明申し上げます。

公共下水道費は、当初三ヶ月の暫定予算を編成したのでありますが、公共下水道の築造が市の重点施策であり、巨額の資金を必要とする事業であることに鑑み、本年度は国庫補助金、起債許可等について確実な見通しをうるともに、いま具体的計画を進めております受益者負担金の徴収についても見通しをえまして、本格的な予算を編成すべく三ヶ月の暫定予算としたものであります。今回、補助金、起債等についても見通しをえまして、年間予算を御提案申し上げた次才でございます。

御承知のように公共下水道の築造は、昭和二十九年以來才一期事業として三滝川、阿瀬知川間約百八十四ヘクタールを対象に管渠埋設及び排水場並びに終末処理場の建設を進めてまいりましたが、これらの建設工事は昭和四十年度ももちまして完了する予定であります。

以下、本年度事業について御説明申し上げますと、そのおもなものは、納屋排水区の主要幹線の布設工事とそれに関連する枝管布設及び雨水枡、汚水枡等の取付並びに日永終末処理場の築造工事の実施等でありますが、本年度はこのほか、新しく汚泥車の購入費、才二期事業計画調査設計委託料をお願いしております。管渠布設工事は、本年度内に三号幹線及び三号幹線の残りの部分の布設を完了する予定であります。また、枝管布設及び雨水枡、汚水枡等の取付けは、前年度に管渠布設を行ないました地域と、本年の布設区域をあわせまして実施をいたしますので排水区域は約百五十ヘクタールとなり、全体の約八二もの排水処理が可能となります。

終末処理施設は、日永地区に才一期事業として約五万人を対象とした施設の築造を進めてまいりましたが、現在までにはほとんどの施設の外部部分の工事を終りましたので、本年度は配電盤室、管理室など一部残されております建物を建設するとともに、し尿処理に必要な内部機械設備の購入、配管工事を行ないたいと存じます。本工事の完成によりまして、長らく懸案となつておりました、し尿処理は一部可能となりますが、終末処理施設としては引き続き完成をはかりたいと存じます。

その他おもなものとしては、阿瀬知、納屋両排水区の一部供用開始に伴ない、排水管内及び排水場沈砂池の汚泥を清掃除去し、施設全般の維持管理に万全を期し、下水道設置の効果をたかめるために汚泥車一輛を購入するほか、才二期事業といたしまして実施を予定しております橋北、稲葉町、浜田、西浦の各地域に対する調査設計委託料等を計上いたしました。なお、人件費といたしましては、汚泥車購入に伴ない運転手一名、作業員二名の増員をあわせてお願いいたしております。

次に歳入につきましては、見通しのついでまいりました国庫補助金、起債等のほか、一般会計からの繰入金をもつて収支の均衡をはかりました。なお、前から懸案となつております受益者負担金の徴収は、いま省令交付申請手続きの準備中でありまして、実際徴収までにはなおしばらくの日時を要しますので見通しをえ次才歳入に計上いたし

たいと存じております。

次に、議案オ七十九号は、前議案に関連した起債の別案であります。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。
○議長（田村末松君） 議事日程に従いまして、本件に対する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十八、議案オ八十号四日市市税条例一部改正についてないし日程オ二十三、議案オ八十六号四日市市消防本部に関する条例の一部改正についての六件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明をさせていただきます。

議案オ八十号、四日市市税条例の一部改正案は、去る四月一日に公布になりました地方税法の一部を改正する法律のうち、市税関係にはきたる十月一日から施行されます通則関係の改正と、四月一日から適用される市町村たばこ消費税、電気ガス税、その他の改正とがございますが、今回の条例改正は主としてこの四月一日から適用される部分について御審議をお願いするものでございます。

なお、通則関係の改正につきましては、いましばらく検討したい点がございしますので、後日、提案させていただきますたいと存じております。

次に、おもなる改正点について申し上げますと、市民税関係は、外国税額控除制度の改正のほか、所要の規定の整備をおこない固定資産税関係においては、信託借資産及び区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税についての規定を整備し、その他の改正をお願いしたものであります。

軽自動車税の改正は、道路運送車輛法の改正に伴ないます形式的な規定の整備でありまして、なんら実質的な改正ではございません。

市たばこ消費税並びに電気ガス税は、税制調査会の「昭和三十八年度の税制改正に関する臨時答申」に則り、電気ガス税の税率を従前の九五から八五に引き下げ、そのかわり財源として市たばこ消費税の税率を一、四五引き上げて百分の十三、四とするものでございます。この改正の結果、本市税収入の受ける影響といたしましては、電気ガス税の減税額より、そのかわり財源であるたばこ消費税の増加額がかなり下廻り総合的には減収となりますが、自然増収もあり、市税総額からみた場合には大きな影響はまずないものと考えております。

なにとぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議案オ八十一号、四日市市職員定数条例の一部改正案は、常に職員の配置につきましては合理的な事務処理に心がけまして極力増員をされておるのでございますが、昨年十一月から一部供用を開始いたしました下水道の清掃につきましましては従来クリーナーによつて行なつてまいりましたが、その維持管理の万全を期すためパキユームダンパーにより行ないたいと存じまして、機械操作の運転手及び作業員といたしまして三名の増員はやむをえないものと存じますので、ここに定数化を御提案申し上げたものでございます。

議案オ八十三号、四日市市立保育所条例の一部改正案は、かねて水沢地区内に保育園の増設工事を行なつてまいりましたところ、このほど完成いたしました水沢保育園、また收容対象児が定員を超過する保育園について増員方を申請いたしましたところ、限知事の認可がありましたので、あがた保育園は定員六十人を九十人に、すみれ保育園は定員百人を百三十人に、それぞれ改訂しようとするものであります。

議案オ八十四号、四日市市養老施設条例の一部改正案は、寿楽園の收容定員増加に伴ないましてその対策といたし

まして、昨年の十月から増築工事を行なつてまいりましたところこのほど完成し、増員方の申請につきましても県知事の認可がありましたので、収容定員六十人を九十人に改訂しようとするものであります。

議案才八十五号、市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正案は、入院料につきましては従来、基準看護、基準給食を含めまして社会保険診療報酬算定方法を取り入れ使用料を徴していただいておりますが、さらに実情に即するよう基準寝具をも含めたものに改正しようとするものでございます。

議案才八十六号、四日市市消防本部条例の一部改正案は、消防庁の公示により消防吏員の階級に関する準則が改正されましたのでこれに基づきまして所要の改正をしようとするものでございます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十四、議案才八十七号町の区域の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

富士電機製造株式会社が羽津地内の工場用地を拡張し、住宅街を造成した当該地域の大字羽津字霞山、大字羽津字畑西及び大字羽津字一本木のそれぞれの一部を新たに画しまして、富士町と呼称いたしたく地方自治法才二百六十条の規定によりまして提案申し上げたものでございまして、新たに画しました区域は、お手元に配布しました参考図に示すとおりでございます。

よろしく御審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十、議案才八十八号不動産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 本案は、市が昭和三十八年度公営住宅の建設用地にあつてゐるため、市開発公社が所有します市内高花平三丁目、四丁目及び五丁目の一部を購入しようとするものでございまして、土地の所在につきましては御手元に配布いたしました参考図に示す通りでございますのでよろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十六、議案才八十九号市道路線の認定について及び日程才二十七、議案才九十号市道路線の認定についての二件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（平田佐矩君） ただいまの御提案の市道につきまして御説明申し上げます。

現在すでに市道として認定されているものほか、いまだ農道など未認定のものがございまして、三月の定例議会において認定をえしましたものに引き続き、その調査のできましたものを認定いたしたいと存じ、提案申し上げます。

どうか、よろしく御審議賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十八、議案才九十一号購入契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） いま、水道料金の計算などの事務は、米國パコース社製会計機によつて行なつていゝるのございませうが、最近の住宅困地等の造成に伴ないまして給水戸数が急増してまいりましたので現在使用中のものと同種の会計機を一台増加し、より円滑にかつ、合理的に事務処理を遂行するため、日本総代理店である高千穂交易株式会社と購入契約を締結しようとするものでありますから、どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二十九、議案才九十二号勤労青少年学校の開設についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 勤労青年を対象としまする國の文教施策に対する実験地区としまして文部省からこの程指定され、實際生活に必要な職業または家事に関する基礎的な知識及び技能を習得するとともに教養の向上をはかるため、約百八十名の青年を対象といたしまして昭和三十八年七月十五日から商業才一、才二コースを市立図書館、工業才一、才二コースを市立図書館及び三草総合職業訓練所、農業コースを万古会館及び県立農業試験場、生活家庭コースを山庄電機株式会社講堂に勤労青年学校を開設いたしたく提案申し上げたものでございます。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本件に関する審議は留保いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才三十、報告才一号昭和三十七年度四日市市水道事業会計予算の繰り越しについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） ただいま御上程になりました昭和三十七年度四日市市水道事業会計予算の繰り越しについて御報告申し上げます。

本市水道事業会計予算の昭和三十七年度におきまする水道拡張費は、予算実施計画一億七千二百七十二万五千六百円に対し、執行額は一億六千六百九十一万六千四百円となり、年度末までに支払義務の発生しなかつた工事関係予算五百三十三万円の翌年度に繰り越して執行いたしました。

繰り越しを行なつたのは、内部水源基地より山の手配水池への送水ポンプ用上屋、同発電気室、滅菌機室及び取水ポンプ室の各建築工事であります。

本基地は、用地内に浅井戸工法による取水施設があり、各建築工事に先立ち着工しましたが、その工事途上で残土の一部を利用しながら用地造成を行ない、同時に各建築工事を併行して着工し浅井戸を早期完成して、他の工事進捗に支障のないよう工程の組み合わせを計画しておりましたが、浅井戸工事の終末において予想以上の湧水があり、そ

のため県道が崩壊の危機にさらされましたので、やむなく一時工事を中止し、土留工事を追加契約し同時に工期の延長を行なったので、これに伴なつて各建築工事も工期の延長を余儀なくされたためと資材の入荷遅延等によりまして工事の竣工が翌年度へ繰り越されたのでありますが、いずれも現在までに竣工いたしました。

以上、地方公営企業法才二十六条の規定により御報告いたします。

以上、六月の定例議会に提出いたしました議案について御説明を申し上げましたが、詳細につきましては御質問に
応じましてそのつど御答弁させていただくのでございます。

向暮のみぎり、長時間にわたり御審議いただきますことをまことに恐縮に存じますが、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 本日の会議時間は、議事のつごうにより午後八時まで延長いたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

別段、御質疑もありませんので、報告を了承したいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よつて、報告才一分は、了承することに決定いたしました。

○議長（田村末松君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次回はさたる七月二日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時四十九分散会

昭和三十八年七月二日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

昭和三十一年八月

四日市市議会议定例會議事速記録

才二号

○昭和三十一年七月二日(火曜日)午前十時九分開議

○出席議員(四十名)

米	酒	伊	北	錦	藤	野	安	坪	岩	喜	前	志	伊	命
田	井	藤	村	谷	呂	垣	垣	井	田	野	川	積	藤	木
好	昌	宗	与	安	祐	幸		妙	久	等	辰	政	太	愛
兼	一	一	市	吉	一	郎	勇	子	雄	等	男	一	郎	次
速	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
記														

○議案説明のため出席した者(三十六名)

市助 助 市
 収入 役 役 役 長
 総務 務 務 務
 税務 務 務 務
 産務 務 務 務
 厚産 務 務 務 務
 村市 園 林 川 庄 二 平
 木川 浦 崎 司 宮 田
 喜善 和 義 祐 良 佐
 代 雄 己 男 男 一 力 矩
 君 君 君 君 君 君 君

橋 水 谷 訓 味 山 増 渡
 詰 田 口 覇 岡 本 山
 泉 利 専 也 一 一 英 榎
 一 郎 九 男 郎 一 郎 太 郎
 君 君 君 君 君 君 君 君

宮 坂 田 中 野 日 荒 矢 伊 須 大 前 加 早 山 高 笠 服
 崎 上 村 島 崎 比 木 田 藤 藤 島 川 藤 川 中 橋 田 部
 春 十 長 末 忠 真 義 武 繁 泰 総 武 宗 定 和 忠 伊 七 昌
 隆 一 郎 九 男 郎 一 郎 一 男 雄 雄 郎 一 郎 治 平 芳 勝 松 郎 吉
 君

○市議全事務局(五名)

議事係長 川原田 裕君
 事務局長 菊地 英也君

教育委員長 杉浦 西太郎君
 教育長 山本 一平君
 總務課長 村山 了君
 社会教育課長 西尾 勇君

水道局長 岩野 見齊君
 技術部長 山本 文雄君
 總務課長 滝 伝之助君

市立病院事務長 松野 慧亮君
 市立病院副事務長 田中 正一郎君

消防局長 竹内 欽雄君
 總務課長 黒田 八二郎君

衛生部長	中山 英郎君	土木部長	城井 義夫君	開發局開發部長	鬼頭 鉄郎君	人事課長	天野 正春君	會計課長	川口 崑君	總務課長	小林 義喜君	財務課長	伊藤 涼一君	稅務課長	平井 清三君	徵收課長	新山 篤君	農林課長	芝田 敬太郎君	民生課長	高野 一郎君	社会福祉事務所長	西川 敏郎君	清掃才二課長	荒木 三郎君	下水道課長	波辺 一臣君	港灣課長	上杉 勇君	監理課長	小林 清君	失業対策事務所長	小西 忠臣君
------	--------	------	--------	---------	--------	------	--------	------	-------	------	--------	------	--------	------	--------	------	-------	------	---------	------	--------	----------	--------	--------	--------	-------	--------	------	-------	------	-------	----------	--------

調査係長 小坂 靖 君
 その他の職員 坂倉 紀久 君
 佐藤 正俊 君

○議事日程 才二号

昭和三十八年七月二日(火曜日)午前十時開議

才一 一般質問

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

○議長(田村末松君) ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、四十名であります。

議事説明者中、清掃才二課長が欠席いたしましたから御了承をお願いいたします。

本日の議事は一般質問をお願いいたしますのでありますが、お手元に配布のとおり十六名の方々から通告がまいつております。本日は午後五時ごろで打ち切り、散会したいと思います。

それでは、発言の順位を申し上げます。一番、山本議員、二番、藤谷議員、三番、前川議員、四番、大島議員、五番、坂上議員、六番、酒井議員、七番、橋詰議員、八番、坪井議員、九番、永田議員、十番、山中議員、十一番、北

村議員、十二番、日比議員、十三番、伊藤太郎議員、十四番、志積議員、十五番、訓覇議員、十六番、笠田議員、以上のとおりであります。

それでは、一般質問を行ないます。山本議員。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 質問のいの一番を承わりまして、まず平田市長に質問をいたします。

本年度の市長改選期にさいしまして、市長は公約として一つ、大きく伸び行く町づくり、二番目に明るく住みよい町づくり、三番目にあなたたかく行き届いた市政、以上の三点を重要施策として市政の推進を公約されたのであります。その三点のいずれを見ましても、私たち市民の最も熱望していることばかりでありまして、これが実現の一日も早くらんことをねがうものでございます。三点のうち才二番目、明るく住みよい町づくりの中に、町の美化と緑化の推進の項目がございます。これに開連しまして、中心部を流れております三滝川兩岸の現状をどのようにお考えでしょうか。私が申し上げるまでもなく、市長は十分に御承知のこととは思いますが、兩岸は塵埃、瓦れきの山でございまして、魚屋、八百屋の廃物が山積し、ために夏にはハエその他害虫の発生がはなはだしい。そのために中心部市民といましては、日夜不快の日々を送つておるのであります。県道の明治橋以東は、災害復旧工事として部分的な護岸工事はできたのでありますが、残された部分に対しての護岸の施工を一日も早く推進していただきまして、おそらくは数千坪にのぼるであろうと思われる河川の余剩敷地を緑化して、市街中心部を河川として他に恥じないよう、また市民待望のいこいの場所として、また、最近いろいろやかましくいわれております児童公園化するお考えがあるかどうか、市長の構想を承わりたいのでございます。

次に土木部長にお尋ねをいたします。日本一おそい工事と酷評されております三滝川の改修工事についてであります。

す。この事業は昭和十五年、通帯県会に上程されました、昭和十六年に三万六千円の調査費が計上され、以来実に十二年間、いまだいつ竣工するやら見通しもつかない現状ではないでしょうか。県の河川課長の説明によりますと、昨年度は千五百万円、本年度は二千三百万円で工事を継続中とのことであります。本年度の市の予算を通過いたしますに、三滝川河川工事負担金として百五十万円の計上されております。このような小額では、こんご相当な年月を要することは当然であります。この工事費については半額が国庫補助で、四割が県費、一割が地元市費の分担と承知をいたしておるのであります。私が県の河川課におきまして調査をいたしましたところ、野田橋以東の才一期工事完成までには、なお一億五千万円の経費を必要とするそうであります。県費事業のためか、当四日市市としては中心部の大きな問題であるにもかかわらず、あまりにも市関係者は冷淡に取り扱っておるのではないのでしょうか。いまま少し積極的に県当局や建設省にも働きかけていただきまして、早期完成を目ざして市民の要望にこたえていただくよう御努力をお願いしたいのでございます。この問題に対して土木部長はどう考えておられるか、また、こんごの見通しについてどういうふうに思っておられるか、御意見を承わりたいのでございます。

以上二問を市長、土木部長におうかがいをいたします。

（市長（平田佐矩村）登壇）

○市長（平田佐矩村） お答え申し上げます。

この河川の周辺ばかりでなく至るところにごみが捨てられまして、市の浄化とは逆行しておるようなかつこうになっておりまして、これは非常に残念なことであります。もちろんこれに伴いましてはごみを集めなければならぬということもございすんですが、これはごみといましてもいろいろ性質がございまして、むしろ土砂、コンクリートのかけその他たくさん種類のものがございすんですが、これをそういうところへ捨てるといふことにつきまして

は、ある意味からいきますとこれは規制されておるわけなんでございすんですが、なかなかこれが実行しにくい。したがいましてこの点につきましてはいまま少しく厳格な規制を設けるなり、あるいは市民の方々の御協力をえまして、きょうなことの起こらないようにして、市全体の浄化、美化をはかつていくというふうにさせていただきます、こう考えておるような次才でございす。

それから、明治橋から四日市橋へかけましてのただいま御意見のございました右岸のほうの堤防の補修の問題でございすんですが、まことにごもつともな意見でございすので、県御当局とも御相談を申し上げて、できうる限りひとつその改修方を急いでいきたい、こうは考えておる次才でございすんですが、県におかれましてはなかなかこの河川方面の予算がつきにくうございすので、非常に困難をきわめておる次才でございす。

それからこんど、土木部長に御質問願っておる問題でございすんですが、これは土木部長からお答えさしていただくと思いますが、かねて山本議員が前に議員をしておいでくださった時分からの、非常に長い間の三滝川の改修問題でございすので、これにつきましてはぜひふん市といたしましては心労を重ねてまいりました。今日までこういうふうにして非常になおざりにされておるといふことは、もちろんこれは市にも責任はございすんですが、御承知のとおり途中から県のほうがこの金はよう出さん、だからやるんだつたら市でやつてもらわなしようがないというふうなかつこうになつてまいりまして、非常に難渋をきわめました。ある年のごときは、県の分を仕方がないから市で肩がわりしてでもよいから、たとえ細々でもいいからこれをつないでいきたいといつて、これは経費分担の面からいさますと少しブローケンでありますけれども、しんほうしてやらしていただくよう努力してまいりましたんですが、この問題につきましては、県のほうにおかれましては、県政の御安定が進んでまいりましたように存じますので、一そう県のほうにお願いをいたしまして、当然御負担願うべき分は御負担を願ひ、市としても負担すべき分は喜んで

出さしていただいて、そうしてこの改修の事業を一日も早く実現したい、こう市長といたしましては考えておるような次才でございます。

以上のとおり御説明申し上げます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） ただいまの三滝川の問題についてお答えいたします。

三滝川の改修につきましては、御指摘のとおり昭和十六年から着工いたしましたして、二十二年でございますか、二十有数年を経過しておりますが、皆さま御案内のとりの進捗状況でございますして、日本一長い期間だとおつしやいましたその点は私もちよつと調べておりますが、弾丸道路、弾丸鉄道等は数年間でやつておる時勢に、そういう点から考えますとかなり、規模の小さい三滝川改修が二十年もかかるということは、私も非常に残念に思います。この河川改修につきましては十六年から着工いたしておりますが、三十五年度に改めて五ヶ年計画を国の指示によつて県が作成されまして、全体計画としまして、四億三千四百四十四万程度で三十五年から三十九年までの五ヶ年で一応まとめるという計画を国の了解をえて進めておられるわけでございます。それにつきましては、現在までにどの程度金額面で進んでおるかとお申しますと、昭和三十八年の予定といたしまして、先ほどにもございましたが、二千三百万円が予定されておりました、それを入れまして二億八千四百四十四万程度で三十八年までに施工されることになりました。したがつて残工事としましては、一億五千万程度でございます。この一億五千万円の内容は、主として御案内の野田橋から下流の整備でございます、大きな問題は野田川の施越し、それから三滝川の分流施設並びにその前後の護岸等が大きな問題でございます。ところが先ほど申しました数字から考えましても、三十九年度でこの五ヶ年計画がどうも一〇〇も終るようにはちよつと考えられない状況でございます。したがつて、今年度中に新五ヶ年計画というようになか

こうで再検討されるであろう、こういうふうにわれわれは考えておるわけであります。だいたい事業の見通しとしてはそういうことでございますが、新しく検討されますと、これは市としてもそういう希望を持っておりますが、河川事業というのは非常に改修がむずかしい問題でございますので、こういう機会に区域をなるべく広げたいという考え方をわれわれ自身も持つておりまして、新しい五ヶ年計画が検討される場合には若干区域を広げてもらいたいと考えておりますので、先ほど申し上げましたように残工事一億五千万円と申しておりますが、あるいは二億とか二億五千万円という数字に変わつてくるということも考えられますが、これは主として区域を上流のほうに延ばすという問題が考えられるわけでございます。それでこの河川工事は、御承知のように海蔵川のほうに主として統合いたしました、三滝のほうは予備的な河川として残されるわけでございます。現在どちらも未完成の状況で、したがつて危険な場所が倍あるというふうになります。われわれとしましてはこれをひとつ早く完成をしていただきまして、危険な箇所を減らしていただきたい、こう思つておるわけでございます。

次に、明治橋から下流の護岸の問題でございますが、昨午なししことしにかけまして、県が二ヶ所、災害復旧工事として護岸をやつてくれたんでございますが、なお護岸のしてない箇所が区域にいたしまして三ヶ所あるわけでございます。それで、現在のところは主として災害工事によつて行なつておりますので、県としましては、あとの護岸は目下のところやる確たる予定はないように聞いております。が、先ほど山本議員のおつしやいましたように、非常にごみが捨てられたような状況、あるいは川の曲がり方、あるいは四日市市の一番重要な市街地であるという点から、非常に重要な場所でございますので、われわれもできれば早急に護岸を継続してやつていただきたいということは考えておるわけですが、先ほど申しましたように、こんごは三滝川改修の最終段階の仕上げとしてこれが行なわれるか、あるいは県の単独費をもつてこれを行なうしか方法がないんじゃないだろうか、こういうふうと考えております。

それで単独費の場合は、市のいままでの慣例によりまして、半分程度負担するということになりまして膨大な費用を要します。河川工事に対する半分の負担ということは、市の財政に過重になつてくるわけでございますが、この点につきましてはいろいろ市全体の財政計画、あるいは県の他の事業の計画もいろいろ打ち合わせをいたしまして、できるならば御趣旨にそのような方向に県と打ち合わせをしていきたい、こういうふうに考えております。

なお、護岸ができましたあとのあき地と申しますか、それを緑化する意図があるかないかというように拝聞いたしました。三滝川は都市計画上の緑化計画の大きなパーセントを占めておりまして、将来改修部を具体的にどういうふうにするかという細部の具体案はきまつておりませんが、われわれとしては市の中心部に相当面積の緑ができるということを非常に期待しておるわけでございます。その計画からいたしましても、御意見の問題は非常にけっこうなその計画に合った問題でございますので、護岸がもし済めば、その上を緑化するという問題はまことにけっこうなでございますが、その使用の仕方につきましては、県の河川管理上いろいろ制約も出ると思いますが、そういう点につきましてはわれわれもいろいろ技術的な立場あるいは市の立場、地区の皆さん方の立場を調整しつつ、いろいろ御要望を達成するように話を進めたい、こういうふうに考えております。

〔山本栄一君登壇〕

○山本栄一君 たいまは、市長、土木部長から納得のいく御答弁をいただきましたありがとうございます。ほか細部の問題につきましていろいろ伺いたいこともございますが、あと同僚議員の質問もございまして、これをもちまして私の質問を打ち切らさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(田村末松君) 藤谷祐一君。

〔藤谷祐一君答壇〕

○藤谷祐一君 本年の長雨に対する農作物の被害の問題につきまして、市の考え方についてお尋ねをしたいと思ひます。

本年四月、五月、六月における長雨は、だれもがほんとうに身にしみていやな感じを受け、また体験したことであります。測候所から発表のありましたとおり、五月にはわずか四日、六月の二十日までにはわずか二日、ようやく晴れ間の日を見たのでありますが、この五十日間に四十四日にわたつて小雨が降り、しゅう雨に見舞われ、その間ちよど実の入る時期の農作物はこのためにほとんど全滅したのであります。とくになたねにおきましては実が中熟であり、収穫もできず、たんぼの中で焼く煙はいんいんとして周囲をおおい、しかも農家は次の農作物の作付のためにそれを処理することもできず、天候の合い間を見てそれを焼く煙はほんとうに悲惨なものであります。消防車は三日も四日もこの煙のために危険を感じて、警戒をしたほどであります。このような状況は全国でもとくに中部から西のほうにわたつて多く響いておりまして、國でも天災融資法の発動をし、または県におきましてはいろいろこれが対策をねつておるのであります。農家は去年もそうでありました。去年の農作は、一部におきましては天候のために収穫もできず、これも焼きましたが、さらに今年もこの悲惨な目に会つたのであります。しかも不況にあえぐ農家は、この連続する不況によつてほとんど生産の意欲を失つて、もう冬作をつくることはこりこりだという声がたくさん聞かれます。これは一朝事をもう少し深く考えますならば、非常に國における大きな問題でありまして、國民諸君の需要をまかなう農家がもしも耕作を放棄したならば、あとはどうなることだらう、こういうことを考えます。私はここに至つて、為政者は目をこの方向にむけ、とくに農家の育成、指導強化に力を入れるべき時期ではなからうかと思ひます。市におきましてはいろいろ資料を集めて、これを検討せられておるようであります。集つてきた資料、いわゆる現在考へておられる対策、さらに次に起つてくる水稻の軟弱徒長、それに病虫害の発生という大きな問題が控えておりま

す。こういう問題につきまして詳しく理事者から説明を願いたいと思います。

〔農林課長（芝田敬太郎君）登壇〕

○農林課長（芝田敬太郎君） お答えを申し上げます。

本年の長雨による被害に關しましては、過半来、産業経済委員会をお開きいただきまして、なおまた農村関係の議員方がお集まりをいただきましていろいろ御配慮を賜わりまして、まことにありがたく感謝を申し上げておる次第でございます。たしかにいま藤谷議員がおつしやいましたように、本年度の災作に対する長雨の被害というものは、かつてない大被害をもたらしたわけでございます。詳しい資料につきましてはお手元のほうへ「長雨被害による概況」というプリントで差し上げておりますので、ごらんをいただきたいと思いますが、十二品目にわたりまして三億一千万円、これは推定額でございますが、三億一千万円の被害を受けまして、文字どおり災作は壊滅をした。おつしやいましたとおりでございます。とくに被害の多かつたのはいわゆる茨でございまして、三茨合わせまして八千万円以上の被害を受けたのでございます。災作によります農家経済の占める比率というものは、最近におきましては非常に少なくなくなつてはおりますが御指摘を賜りましたとおり、こんごの農家の再生産の意欲が、こういった相次ぐ災害によりまして失なわれることがありますなれば、ひとり四日市なり農家のことでなしに、全国的に非常に重大な事態になるんじゃないか、こういうことを考えるわけでございます。この長雨対策につきましては藤谷議員の御指摘をいただきまして、またプリントの資料にも書き上げておりますが、国におきましても天災融資法の発動なり、また新聞紙上でその後拜見をしております公文には接しておりませんが、ワクの拡大なり、いろいろな再生産に対します農家の意欲を喪失させないような処置をお取りいただいております。しかし、この天災融資法に基づきます融資措置にいたしましても、いま申し上げましたように、再生産のための種子なり肥料なり農機具なり、そういった

ものをうるための費用でございまして、災作によつて被害を受けました農家経済を間接的には大いに助けるであります。ところが、直接には助けない、こういうふうな制度になつております。四日市のようにいわゆる農外収入の機会が多いところにおきましては、農家は植えつけを終わりました。次に起こります問題は、長雨によりまして非常に被害を受けております。議員からも御指摘を賜りましたように、次に起こります問題は、長雨によりまして非常に被害を受けております。被害といふのは日照不足によつて軟弱徒長になつております。稲は農家経済にとりまして大きな柱でございます。この年間十二億以上にもなります水稲にもし災害がありますれば、災作に次ぐ災作の被害によりまして、農家経済は非常な打撃を受けるわけでございます。ことしの長雨によりましてこんごの水稲の被害の問題につきましては、私も県なり国なりの御指導を得まして、また四日市管内の県市の農業技術者が集まりまして、対策につきましまして研究をいたしておるんでございますが、本年度は、御記憶があるかわかりませんが、過去昭和二十八年に苗しろの末期、四日市は三重県におきます稲つきの一番おそい地帯でございまして、それで四日市におきましては苗しろの末期、植えつけの初期、こういうときに激発いもちが発生したことがあります。これは苗しろの末期にいもちの発生をみました場合には、稲一作を通じましていもちの発生というものを非常に憂慮しなければならぬ年でございまして、したがって私どもはいま申し上げましたように技術員の連絡会議を通じまして、現在の稲作状態をしっかりと検討いたしておりますが、非常に記録のそういったことの御指導なありますが、現在におきます水稲の状態といふものは、幸いにいたしまして四日市におきましてはいもちの発生が認められません。これは非常にいいものなことでございますが、しかし私どもはきのう、おととい、ああいうようなことで天候が回復してもうこれで持ち直るんだというふうな安心感を実はしろうとなりたいと思いましたが、引き続き本日こういったことになりまして、やはり多雨といひますか、雨の多い年でありそうでございますし、長期予報の報じます寒さが早くくるとかということ、これ

は当らなければ非常にけつこうでございます。そういつたことになりますと、問題は稲作を健全にいたしますには、やはり追肥の問題もあるでございますが、私もいまやっておりますのは、いわゆる弱い子供を育てるように、りつばなからだをつくり上げるのにはなかなか積極的な措置ができません。そういつたことでいわゆる割れものにさわるといいますか、そういつたような稲作対策をとっております。そうして一番技術的に心配いたしますのはやはりいもち病の発生、メイ虫の発生でございます。これが対策といたしましては農家に警報といえますか、いわゆる公報を出しまして、薬剤の散布等をお願いをいたしまして、農家におきましてもこういつた異常年におきましては、みずからが薬剤の散布をやつておつていただきますので、ある程度そういつたことで防ぎうるかもわかりませんが、年柄としては激発のないもの発生が予想される年でございますので、私も上司におはかり申し上げまして、こんなもしそういつたことが激発的にありました場合には、早急に措置が講じられますようお願いをいたしたい、こういうふうに考えておるようなわけでございます。

長雨に対する被害対策につきましては抜本的なものはありませんが、以上でございます。

〔藤谷祐一君登壇〕

○藤谷祐一君　ただいま担当課長からいろいろ聞いたんでありますが、私はこの問題について、おそらく市のほうはこの六月の本会議におきまして緊急になにかそういう対策について議案に提案があり、また次の予防策についてもなにかお話がある、またそういう予算も組まれてあるだろうと、ことを考えておつたんであります。こういう大きな事実と直面しながらにも対策なしに、しかも予算的な措置もしないということについては、非常に不満に思うのであります。私はさらにお聞きしたいんですが、いま課長がいきましたように、天災融資法という法律がありますも農家個々には潤いがないんだということはよくわかります。しかし農家は共済組合という制度がありまして、それいろいろ掛け金をしてありますが、これをたとえば共済組合制度による共済があつた場合でも、最高が反当り二千元であります。しかもその五割、三割というのがほんとうの見舞金であります。これで再生産ができましたか。さらにこの問題については、手がなければいろいろな手を打つ方法はあると思ひます。たとえば農業所得の中で、水稻表作、裏作と二つに分けております。税務所あたりが二つに分けて裏作で一つの評価をし、表作で評価をしております。反当りの収益はいくらである、その中で表作はいくらである、裏作はいくらであるという標準を出しております。これはできてもできなくても標準で課税しております。ことしははつきり不作でありまして、全滅しております。裏作はなにも取れておりません。全滅でありますから、課税の対象にはならぬと思ひます。これについてもなにか方法があると思ひます。たとえば市民税におきましても、やはり所得に付加されております。こういう点についても処置はとれると思ひます。

さらに次の問題であります。次の水稻の予防措置であります。私も、いまいわれましたように非常に心配しておりますが、やや天候が回復して幾ぶんかは持ち直つております。しかしまた雨が続きますとやはりもとの姿に戻り、非常に軟弱に育つた稲が病虫害の発生の原因をなしております。もしもそれがきますと、相当こんど大きな数字の損害を受けます。こういうことに対しても市は薬剤費の助成なりあるいは頒布なりという方法があると思ひます。これにつきまして少し進んだ考えを持ち、指導性を持ち、またそれによつて助成をして農家を育成するということを考えてほしいと思ひます。市長は市政方針の中で、農業は非常にいま過渡期にきておる、しかも不況である、所得の格差ができておる、この格差を是正するためには措置をとりたいということでありま。まことにけつこうであります。しかし、ことばだけではいけません。措置をとるためにはなにをするか、どういうことをすれば少しでもよくなるということについては、施策を報告してもらいたいと思ひます。指導もけつこうであります。そうい

うことにつきまして、いまま少し真剣な、腹のある、心持のあるおことはをいただきましたと思います。

市長からひとつお願いしたいと思ひます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） だいたい天候に対して大変農業の御心配をいたしておるんですが、これにつきまして、かねがね市の内部におきまして三、四回にわたりまして会合をもちまして、こういう場合にはどういう手を打つか、こういう場合はどういう手を打つかということを検討せしめております。とくに、にわかには害虫の発生したような場合につきましては、非常措置を講ずるよう命令をいたしておるんですが、なおこの災害につきましては、その補償その他のようなことにつきましては、これはいずれも国とか県とかいふものとの関連もございますので、相当交渉をもちませんならん場面が出てくると思ひます。しかし市といたしましては、申し上げておりますとおり四日市市は工業都市ばかりでなしに、この周辺農業に対する行き届いた手の打ち方をさしていただきたい、こう申し上げておるのでございますので、いろいろ議会等からも御意見を承りまして、適切な手をそのときそのときに打たしていただきたい、こう考えております。ただ事前にこれこれのことをしておくという場面とは、ちよつとまだ少し時間にはずれるように思ひます。その点につきましては十分心がまえをいたしておりますので、適当なときに御注意を賜りたい、こう存じておるような次才でございます。

○藤谷祐一君 自席からお願ひします。

ただいまいりましたあとの問題の水稲の災害防除といひますか、予防措置につきましては非常に時期が迫つております。これが消滅の時期は七月一ばいでありまして、もしもこの議会が済んでそういう事態が起こつた場合、緊急措置をしなければならぬということが起こつた場合には、市は緊急に議会を招集してでもそういう問題について討議してやるかどうか、これをひとつお願いしたいと思ひます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） いまのお尋ねにつきましては、先ほど市長も申し上げておりますように皆さんにおはかりいたしました、緊急の事態に対しては対処したい。このおはかりのいたし方といたしましては、ときと場合によりましては臨時議会もお願ひしなければならぬような事態でございまして、さういふことをいたしたいと思ひますけれども、既決の予算の範囲で処理ができ、担当の委員会あるいは協議会等におきまして御了解が願えるものなれば、さういふような形をとりましてでも対処していきたい、さういふ考え方でございます。

○藤谷祐一君 了解。

○議長（田村末松君） 前川議員。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 質問通告を三点しておいたわけですが、そのうちの才一点の公害問題と、清掃問題の二点にしばつて質問したいと思ひます。

まず公害の問題でございますが、これにつきましては私がかねてから取り上げてまいりましたし、また同僚議員の中からもいふん出ておつたわけです。またさういふことですから再びここで取り上げる必要はないんじゃないかと思ひましたんですが、さよらの質問通告を見ますというのと、だいたい五人の議員からこの公害の問題が出ておる。さういふことは、市長の所懐の中に出ておりますところの公害対策というのが、なんら具体性がないことの裏づけではないかと思ひます。したがつてここで質問を続けたいわけですが、いろいろといままで公害問題で取り組んでまいりまして、防止対策委員会でもできましたし、また県のほうにおきましても大気汚染の協議会をつくつております。また国

においてはばい煙等の規制に關する法律をつくつて、すでに指定をしようという段階まできておるわけですが、いずれを取り上げてみしても、これらは医学的根拠あるいは科学的な根拠に基づいて善処をする、こういう形がとられておるように思ふわけです。ところがこのような調査というのは、なかなか一朝一夕にしてできるものではないんです。おそらく半年や一年ではその成果は出てこないのではないかと思われまゝ。私も公害対策委員の一員としてこの経過を見守つておるんですが、一年以上経過しておりますがなかなか出てまいりません。ところが市民の多くの人は毎日毎日この被害を受けて、最近の新聞を見てみますというところ、四日市の場合ほとんど毎日のように被害をこうむつておるわけです。これに対していつたい市はどういうふうな措置をするのか、あるいは会社、工場に対してどういふ措置を要求するのか、その辺のところももう少し具体的に出来て差しつかえないのではないかと思われまゝ。またこの点につきまして、被害を受けるのは人間だけじゃありません。植物も同じことです。人間の場合には自分自身で自分の環境を齎していくことができます。したがつて、植物よりはあるいは反応がおそいかもしれません。それに比べまして植物とくに農作物の点なんかにつきましては、正直にその被害を受けておるのではないかと思います。この点の調査並びに対策、これを合わせてお答え願いたいと思います。

それからオ二点の清掃問題ですが、市長もこんどの選挙でもつてずいぶん各地を廻られて、いろいろ市民の意見を聞かれたと思います。この中に出ておつた問題としては、都市が近代化すればするほど、清掃問題というのは一番基礎的な問題の一つであつて非常に大切であるわけです。そうしますと現在清掃の実施されておる区域というのは、特別清掃区域と申しまして旧市街です。ところがどんどん発展をし、同じような条件が都心部を離れたところにおいてもできてくるわけです。また農家においても、尿尿なんかの処理がいままでのような形でやられません。そうするとそのはけ口も市内と同じようになるわけです。こういう要求がたくさんつき上げられてきておると思いますが、特別

清掃区域を拡大するとか、あるいはもつと積極的に市独自でもつて、市民の一番基礎であるところの清掃問題を取り上げていくとか、そのような形がどう方向づけられるのか。それについてオ二点のお答えをいただきたいと思ふます。以上。

○議長（田村栄松君） 暫時、休憩をいたします。

午前十時五十八分休憩

○議長（田村栄松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時十二分再開

衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ただいまのお尋ねのうち、オ一点の公害問題についてのお答えから先にさせていただきます。

公害問題につきましては、皆さんとともにわれわれも頭を悩ましておる大きな、一番重要な、また難解な問題でございます。したがってこれに対する市の措置というものは、目に見えた形においては具体的ななかなかその成果が上つていないという現状をまことに遺憾とするものでございますが、現にとりつつある措置を述べさせていただきます。

まず市内部の対内的な措置といたしましては、今月の下旬におきまして市の幹部と打ち合わせまして、助役を主催者とする、これは庄司助役、二宮助役共の形において主催する公害問題連絡協議会というものを常設する。その内

容は、騒音、それから大気汚染、それから汚水排水、一応いわゆる公害問題を全部その会議に持ち込むという仕組みにしております。それからこれの運営の仕方は、事務局的な連絡事務処理を衛生課において行なう。それから常設のメンバーといたしましては、主催者は両助役と、都市計画の見地から土木部長、都市計画課長、それから商業並びに農林問題につきまして産業部長と農林課長、それから都市の開発その他に関連いたしましたして開発部長及び企画室長、それから環境衛生問題を担当する面から衛生部長及び衛生課長、それと将来起こるであろう下水排水を考慮いたしましたして下水課長、それから市民の苦情の受付担当その他の部門といたしまして、総括的に総務部長と市民課長といった一応このメンバーを常任的なメンバーといたしまして、まず市の公害に対する基本政策について市長に助言をする目的をもち、オ二には条例等の制定、改廃についての協議をする。それからオ三番目には、市の行なわんとする公害に関連する諸施策についての部内調整をはかる。こういつたことを主とした内容としまして、そういう常設的な機関を置くという態度をきめてまいりました。これを将来は方向といたしまして汚水部門だとか、あるいは大気汚染部門というふうに分けて担当をいたしました。なんでもその会議に持ち込んで一応遺憾なきを期したい、こういうふうに体を固めたわけでございます。それから対外的につきましては、市の基本方針といたしましては、現在市自体で有しております四日市公害防止対策委員会、並びに去年の九月発足いたしました県市合同の四日市地区大気汚染協議会を主軸といたしまして、県市一体の名においてこれを推進していくという基本方針のもとに進めております。この基本方針についての最近とつた一、二の実例を申し上げますと、一番最近におきましてはこの六月の二十七日に市長、知事が上京されました、そのときに知事、市長同道でばい煙等の規制関係のオ一次指定に四日市をしてほしいという申し入れを直接厚生省のほうに陳情をいたしました。そのときの話では、オ一次は考慮するが少し無理だろうということで、オ二次を早目にしたいたいという話を市長、知事が直接聞いてこられたということでございます。それから少し

さかのぼりますが、工場に対する新しい措置といたしましては、先月の二十五日とさかたかも連続して、この四日以降の気象異変に伴いまして新聞紙上を連日にぎわしておりましたくさい問題あるいは騒音の問題等、連日続いたわけでございますが、市長は先月の末に上京して、すぐあくる日に、土曜日でございましたが市の緊急幹部会を開きまして、市長みずから一応コンビナート十一社の方を緊急に寄せるということ、電話連絡をとりまして、土曜日の午後三時間にわたり、市長、助役ともども出席されました、こんこんと工場の責任者に公害の防止の要請並びに市、県への要望を聞く会というものをもちまして、その結果、事務的処理は衛生部で受けつけることにいたしました。現在各会社がとりつつある公害防止の対策事項、並びに将来とらんとする措置というものを市長が要請いたしました。事務的には私の手元でそれをまとめたのでございます。その内容につきましては一々御報告申し上げますが、こういう会合をもちましたせい、われわれはしよつちゆう事件が起こるたび、対策委員会の名において工場に向いておるのでございますが、いままでよりは非常に反響がございまして、工場側の対策につきましても相当具体的なものがあるわけでございまして、ただ時期的にすぐできることと将来やるということの色分けで、われわれ事務当局といたしましてはそれをもとといたしまして、さらにその時期、方法についてももう少しつきつめるという段階にきております。そういうことが対外的になされた一つの事例でございまして、市の方針といたしましては、工場に対する企業努力の要請と、それから中央に対しては一応行政機関といたしましては、法に基づき行動が最も好ましい。それについていろんなとかくの批判はかつて、一応ばい煙等の規制法の法的な措置によつてまず指定を受けて軌道に乗せる。続いて将来に向つては、ばい煙だけでなしに公害全体の立法措置にそれをもつてくる。これもやはり四、五年前に当議会で盛んに論議された結果が、不完全ではございますがこういうふうなばい煙等の規制法ということに成立をみたわけでございます。これにもずいぶん中央でも問題がございまして、法律はできましたが排せつ基準その他

の問題について、いまだ実際の指定はなされておらぬのでございますが、われわれ聞きますところによると、八月一日を期して三地区が指定になるようでございます。したがって一応三地区の排せつ基準が明示されるということでございますが、われわれといたしましてはこの法律の効果を手ばなしで一〇〇%の効果は期待はしてないのでございまして、この排せつ基準を見た上、さらによりよい立法化を皆さんの力あるいは世論の力によってこれをりつばな法律にして処理していくことが一番望ましい、こういふふうに考えておるわけでございます。

それから、先ほど植物に対する方策ということが出ましたが、この件につきましては中部電力の尾鷲の発電所、これは当四日市の六十六万キロワットの四日市火力の倍の容量を持った重油専焼の発電所でございますが、御承知のように尾鷲は山林の地帯をすぐ後背に控えております。それでそれについて中電自体も研究しておりますし、三重県自体でも農林部のはうで御検討中だそうでございます。そういつたデータと連絡をとり、市自体におきましては主管理でそういつたことと合わせて、将来起りうる植物あるいは農業関係の影響あるいは被害というものについて、現実に関在なり対策を講ずるべき段階にきておるといふことで、一応専門的に御検討願うように話し合い最中でございます。そういつた結論も、先ほど申し上げました郡内の公害問題連絡協議会において総合的に打ち出していきたい、こゝういふふうに考えております。

次に、オ二の清掃問題でございますが、要点といたしましては、特別清掃区域を拡大する意思はないか、またそれに関する対策はどうかというお尋ねでございます。

現在、御承知のとおり市のごみ並びに尿尿の収集区域は地域全体でございまして、特別清掃区域といたしまして面積におきまして四九・四八%、だいたい半分でございます。人口世帯におきましては、世帯数で八五%、人口につきまして八二%、この区域が一応法的に恩恵を受けた特別清掃区域でございます。それならばなぜ全市を対象としな

いのかということがございますが、これは清掃法に基づきまして義務づけられた特別清掃区域を設定したのでございまして、これによりまして市は計画的に収集し、処理を要するということになっております。それで現実の問題といたしましては、この特別清掃区域からはずれておる大半の地区につきましてはいわゆる農村でございまして、自家の処理ができる、あるいは人口密度が一平方キロに三千人といった基準もございしますが、そういう法律も、ともかく大ざっぱにいつて自家処理ができるというふうな態勢であるという現実のもとにこういう区域になつておるのでございますが、私どもの認識といたしましては、法によつて設定された特別清掃区域のまずオ一義的に万全を期したい。これにつきましても、連日、オ一清掃、オ二清掃のほうへ直接、相当熾烈な電話がかかつてきております現状を申し上げますと、ごみのほうはいわゆるコンテナ方式とかいろんなものを職員の努力によりまして、あるいは南部清掃センターの焼却場新設ということにおいて小康をみております。このさいコンテナの新しいやり方について一言させていただきますと、中心部におきまして先般クレーン車が一台入りしました。これによりまして毎日コンテナを置きまして、時間的に置いておらずに集める方法と、それからしよつちゆうそこへ置いて毎日集める方法とをいまテストしております。その結果いろいろ詳しい数字も検討いたしました。能率がよくまた市民から喜ばれておるといふことで、われわれはこの方式を市民の方々の協力さええられるならば推し進めたいという決意でおるわけでございます。

一例を申し上げますと、だいたいクレーン車一台で現在一日に三千戸くらいはいけるという実績を持っておりまして、ごみ箱を集めた場合には一日に二百七、八十戸がせいぜいでございますが、そういつたことで市民の方からすればある一定のところまでごみを持つてきていただくということになります。そういう協力さえいただければそういう方法が可能であるということを実験によりましてわれわれは体得しておるわけでございますので、そういう方法を推し進めたいと存じます。

本論にもどりまして、この特別清掃区域の拡大につきましては、結論から申しますとただいま直ちに特別清掃区域をはずして全市域にするということは考えておりません。現実の問題といたしまして、車輛、人員もぎりぎり一ぱいの線でございますが、河原田の一部、それから比較的市街地を形成しておる桜の一部につきましては、日曜出勤その他によりまして尿尿の収集を運用しておる、こういう状態でございまして、当分われわれといたしましてはどうしても処理しきれないところはそういう運用によつてこれをカバーしていきたい、当分の体形を続けていきたい、こういうふうに考えております。実はわれわれといたしましてはなるべく市費を使わなくて、しかも人員、機材を整備できるように、いままでとつたことのない、申請したこともございませんが、車輛の起賃を申請中でございます。それが認められれば車輛のほうも相当有効に案に入ると思いますので、そういう努力をいま続けておるわけでございまして、それにいたしましたしても人の問題もからみますので、部内的にもいろいろ調整していきたいと思ひます。いまのところさしむきどうしても市街地を二千人を云々するわけでございせんが、一応法の建前は建前といたしまして、市街地を形成しておるところはそういう応用動作によつて環境の保持に努めたい、こういうふうにご考慮願ひいたします。

それから将来の方向といたしましては、いま現実に下水が着々進捗中でございますが、それをよく見まして、市の中心部の水洗便所化ということにらみ合わせまして、われわれといたしましてはその速度が速まることをこいねうておるわけでございまして、この水洗が早くなれば早くなるほど現有勢力を奥地まで延ばせるというふうな方向へ進めたい。われわれの立場からいたしますと下水の処理が早くできて、水洗便所化を促進させることを願つて、それに伴つて、法は法といたしまして、そういう環境の保持のために尿尿の問題を解決していきたい、こういうふうにご考慮願ひいたします。

一応これで御説明を終わりたいと思ひます。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 公害の問題は一転期に遭遇してまいつたと考えますので、私からも御答弁申し上げたいと思ひます。

従前は、人体に有害だと明らかに認められるような事案が散発的に発生しておりました、それらはそのつど公害対策委員会の議事にもほりまして対策は講じられてきたのであります。しかるにこの二、三ヶ月以前から頻発的にいろいろな事案が続出しておりました、その種別も多種でありまして、騒音あるいはガスあるいは煙ありというような調子であります。それらの事案の内容、経過などを見ますと、発生原因としまして最も根本的には、気象が一年間を通じて最悪の状況になつたといふことはいえるんでございせんが、こういう点におきましてはこんごわれわれの活動の指針がこの点にもあると私は思つております。それから発生原因としまして、二、三不注意に基づくものがあります。たとえばガスの漏出などを来したというようなことは、会社当局の不注意を責めたいと思ひます。なお、一応の注意はしたけれども準備が十分でなかつたという点も看取されます。たとえていいますと騒音の発生が予測されました、それに対して消音操作がもつと熱心に考えられたならば、この種の事案が未然に防止されたんであらうというように、結果から見まして判断される場合があります。発生場所としましては、新らしくわれわれが注目すべきことは、従前は隣接地帯にひんばんにあつたわけでございせんが、今回は隣接地帯のみならず、ときに鈴鹿あるいは川越というような相当の距離の個所におきまして御迷惑をかけたというようなことがございせん。かような状況になりましたので、二宮がつぶさに社会の風潮を洞察いたしますというところ、この問題につきましてはごく近いところの方々は、常時、持続的にこころいう目に会つておられるわけでありますからして、非常に鋭敏でありまして、

われわれの生存権をどうしてくれるかというような声が強くなっております。しかし一部の方には、不感症型とでもいいますか、宇部や八幡のごときを見てごらんなき。こんな比じやないんだ、あんまりやかましくいうからして町は人氣が落ちるし、土地も安くなるんだよ、こんなふうな警告めいたことをいうてくれる人もあります。私としては、正常型というべきものは、すなわち石油化学というような新しい産業を国が設定する場合におきましては、四日市はそのバイオニアになつたわけでありまして、バイオニアとしての苦難をなめておるのが現状である、これを克服することによりまして、日本の石油化学は世界の石油化学はこの公害の克服とともに伸びていくという一つの模範を示すのである、こういう意気込みを持つて仕事に取り組まなければならぬ、かように信じております。そこで市のわれわれの考えとしては、かような転期的な時期に際遇しましての新しい見方としまして、才一は、対策はやつぱりゆるがせにできないということでありまして、いま調査調査というふうなことではいけないのでありまして、対策はゆるがせにはできない。そこで対策処理態勢としまして、こんどは市の公害対策委員会の専門的なメンバーの方々に御苦労をわずらわすことはもちろんであります、県の協議会を中心に置きまして、県市で協同して対策を講ずる、こういう態度にしたことが一つの新しい行き方だと私は信じております。これにつきましては、機械も充実することにはいたしてあります。また県におきましては、従前と違つて構想いたしましたしまして機構の改革を思い立ちまして、衛生部を窓口としてそこに公害対策の一つの課を設定しよう、こういうお考えでありまして、その出先としましては保健所に専門の担当者を置く。これらは市のわれわれと密接な連携のもとにこんご活動できると思ひます。県の連絡協議会に私を中心を置くといひましたゆえんものは、公害対策としましては大気汚染法が知事に最も権限を与えておりまして、予算的にも県がその中心となることと決定でありますので、県のこういう発動を私はこんごもうながしたいと思つております。ことに法以外に県条例にまつべきものが騒音等の防除その他においてあります。

で、これらも県を中心とすることが好ましいと思ひます。

次に才二の点としましては、この公害対策という仕事は実は新しい行政であります。いままでの社会になつた一つの行政でありまして、行政としての内容なり、その形態なり、その処理の仕方につきましては、まだまだこれから開拓しなければならぬと思ひます。東京都のごときものはやつてはおりますけれども、こんごの問題であります。そういう点におきましてわれわれは新しい行政としてこれを市政の中にどういうふう消化していくかということは一つの課題だと思ひます。私どもの市政におきましては警察行政なんかと違ひまして、これは市民全般の協力のもとに行なわれるのであります。従前の公害対策の問題になりますと、一つの事案が起こりますとどつからそれが出たんだらうと発生源をつきとめる場合に、非常に難渋しております。おうちでありませんかと会社にいいますと、いや私のところではありません、私のところは絶対そういうことありません、風の方向がこうだつたから向こうの会社にお尋ねください、とかいつたような関係でありまして、市と会社とは対立的であります。ひとつも協同しようとしません。これでは市政は行なわれません。市政の場合には協同してもらうんであります。市の測定器が甲乙丙丁の場所にあるならば、甲乙丙丁の会社も自分の構内にあるどの測定器は一緒に使つてください、どの測定器のデータは一緒にひとつ資料として提供しましょうとか、こういうふうによつぱり協力してくれないかと思ひます。そういう点におきまして会社は対立的たるべからず、協同的に市と一緒に働いてほしい、こういう態勢に私は望んでおるのであります。去る六月の下旬に緊急に市長が会社に要請されましたのは、これらの点にがんがみるところであります。

以上のように一つの転期に遭遇したということを痛感いたしましたして、こんごの万全を期したいと考えております。

○前川辰男君 農作物に対する答えはそれだけです。

〔産業部長（市川善雄君）登壇〕

○産業部長（市川善雄君） 公害の問題につきまして、私、その窓口として民生部に置いていたしておりますが、きにも、この問題につきましていろいろと論ぜられたことがあつたんでございますが、そういうような意味合いから、現在、産業部門におきましてとくに農林課関係で機会あるごとにこの問題と関連をつけまして、公害と関連があるかないかというようなことの調査を命じておるのでございます。たとえば現在果樹の結実という問題の研究をしておるんでございますが、これははたして大気汚染といったようなものと関係があるかないかというようなことを研究をさせていただいておりますが、こういう問題がもう少しはつきりいたしましたあかつきには、各種の関係機関との連絡を密接にいたしまして、農作物の被害状況についての公害の影響を調査したい、こういうぐあいに考えておるのでございます。御承知のようにこの問題は公害が人体に及ぼす影響を及ぼすかという問題以上にむずかしいものがあるかと思つてございますが、ことに気象条件によつて左右されるところが、人体に及ぼす影響以上にむずかしいものがあるかと思つてございます。したがいまして、平常時において適切な機会をとらえてこういう問題を研究して調査していくというような現在の段階でございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 大変詳しい現状報告をいただいたわけですが、どういう観点に立つてこの公害に対処するのかという基本的な考え方というのが、私にはちよつとわからないわけです。どういふことかと申しますというと、先ほど衛生部長のほうから、来年は条例を考えていくというふうなこともいわれておりますし、またその反面、法律はできたけれども排せつ基準の問題で必ずしも一〇〇も期待できない、こういうことがいわれております。私が一番最初質問しましたように、医学的根拠あるいは科学的根拠、これに観点を置いて考えますれば、おそらく条例をつくるにしま

しても非常にむずかしいと思います。またなんらなすすべもなく、ただ哀訴懇願、こういう形しか出てこないんでないかと考えるわけです。その点を心配するわけです。とにかく現在日本の平和憲法、これに基づいて私たちは生活権というものが確保されているわけです。ところが事実問題としまして、毎日毎日くさいにおいがかがされて、めしもなくに食えない、あるいは子供の養育にもことを欠くし、病人は安心して自宅に静養させるわけにいかない、このような状態をどうとらえるかという角度が必要ではないかと思つております。この点について再度質問をいたします。

それから、先ほどの助役のことばの端々にもありましたように、これは私は生活権ということばを使つておつたんですが、助役はさらに進んで生存権だということもいわれております。まさにそのとおりではないかと思つております。四日市の市民は、危機にさらされておるわけです。その点を十分考えて、市の腹の置きどころというものはつきり持つて対処しないというと、出て来た問題の事後処理、こういうことだけにとどまるんではないかと思われます。私はこの現在の公害に対しまして、二つの分析をしておるわけです。どういふことかという点、先ほどの説明の中にもありましたように現在出ておるところの単発的な問題、これは会社の不注意なりあるいは準備不足なり、こういう点で出ておる問題であつて、防げる問題であるわけです。もつともつと注意をすれば防げます。私も中部電力のほうの本社にまいりまして、重役と話し合つたことがございますが、どうも現地で報告をしておる状況と、それから私どもが行つて直接話したこと、重役の受け取り方にかなり違いがあるということ、これは人間の通有性として、なるべく現地で起こつたことは現地の責任において処理したい、こういう考え方もあるでしょうし、あるいは悪く考えればなるべく自分たちの成績にかかわることは不問に付したい、こういうふうなことも通じるんじゃないかと思われますが、そのようなことで会社の内部において意思の不統一があつたとすれば、いくら現地において衛生部長が会社、工場を回つてみましても、あるいは市長が代表者を呼んで話し合つてみましても、どうも話の食い違ひが起こるんで

はないかというふうな気もするわけです。

それからもう一つ根本的な問題としましては、四日市の現在のコンビナート態勢が、その操作に入つたときの問題を考えなければならぬと思うんです。この場合には、現在起こつておるような単発的な問題ではなくして、もつとつと根の深い、ほんとうに市民全体が将来の生活を脅かされる大きな問題になる。これに対する問題として、やはり大きな腹をくくらなければならぬ。それは一体なんであるかというところ、工業都市にしたその責任、これはやはり市、県、国のおのおのあるわけです。それは会社があつたかといつたからさうなんです、市はあんまり賛成しておりません、こういうふうないいわけは通じないと思います。都市計画に基づいてつくられていつたところの現在の四日市の工業都市、これはおのおの公共団体の責任であるわけです。この責任をはつきり人権の上に立脚して考えていく、こういうふうな形が必要ではないかと思われまふので、再度質問をするわけです。

それから植物の対策につきましては、具体的なものはないとすればやむをえません、しかしよく真剣になつて考えていただければ、稲の育成とか、それからその他野菜物の問題につきましては、おそらく海水汚染によるところの魚の被害以上にはつきりとわかりやすいのではないかと思われまふので、この点につきましては要望にとどめますが、早急に具体的な活動を積極的にやつていただきたいと思います。

それから次に清掃問題につきまして、先ほどの部長答弁によりまふと、農業地域は自家処理ができるというふうな認識に立つておるのが現状である、したがつて特掃区域に万全を期していきなさいというふうなお話でございますが、最後に私が答えていたことをいいたのでこれでけつこうなんです、しかしもうほつほつと下水の問題も中心部ですが完成に近づいてきておるわけです。そうすれば、ここでもういつごろからどのような形でこの区域を延ばしていきなさい、このようなもうちよつと具体的な進んだ答へが出てまいらぬかと思われまふ

ので、できましたらそういう答へをいただきたい。また桜地区とかあるいは河原田地区のことをいわれましたが、聞くところによりまふと、桜地区は葎野町のほうの処理機園によつて処理を頼んでおつた。大四日市が財政的にもすべての点において葎野町に依存しておつたということでは、全くの恥さらしではないかと思われまふ。このようないことがないように一刻も早く解消できるような条件を、だいたいどれくらいに実現するように努力するんだ、こういう答へがあつてもいいんではないかと思ふんです。

以上、再質問します。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君）　まず、再質問の公害の基本的な問題でございますが、表現がまずかつたのでちよつと意思が徹底しなかつたと思ひますが、人件的な見方が必要であるということ強調したのでございますが、これはもちろんでございます。いろんな見方がございまして、それがゆえにたとえ私の立場からいへば、人体、環境の保持という面の見方を一番重点的に置くのが私の本職でございます。あるいは産業部のほうから見れば工場の育成。公害問題は、私は現在のところはいわゆる石油コンビナートが汚染源の最良のものと思ひますけれども、中小企業にもこれが相当出てくるんじゃないか。そういった場合には、産業部あたりにもむしろ育成という面から相反する結果が出てくる。そういうことをおもんばかりまして、少なくとも内部は調整していく必要があるということで、先ほど申し上げたように部内の公害問題連絡協議会という体制をひいたということが才一点でございます。

それから基本方針としては、市の態度というものは助役があつて補足されましたように、市だけの力では技術的にもあるいは財政的にも、本格的な独自の公害の防除措置というものはできない。基本的な考え方といたしましては、本質的にはこれは企業体がやるべきである。しかしそれにしても企業体といたしましては、ことに具体的にいうなら

ば騒音の問題とか、それから臭気、ガス漏れの問題は、これは企業努力でできうる問題である。また一、二の事例を見ましても、騒音問題なんかは消音装置あるいは防音の措置でとまっておるわけでございます。一番われわれとして心配いたしておるのが、現在の時点では亜硫酸ガスの問題でございます。これは濃度が非常に薄く、しかも大量に存する。これの防除の方法につきましては、実験室ではできても、企業的にまた事業的に非常に困難だという現段階の状況におきましては、われわれとしてはそれは国でやるべきであるというふうな考えを持ちまして、われわれも助役とともに上京したときに自治省あたりで陳情したのでございますが、そればかりではございませんが、二十七日には科学技術振興部会におきまして、公害防止の促進ということが参議院で決議されております。こういうことを見ましても、国自体もようやくと世論の力によつてそういうことに動きました。これに拍車をかけて、先ほどの助役のことばを借りるならば、石油コンビナートのバイオニアと公害のバイオニアとして、四日市の占める現在の位置は重要であり、また緊急性がある、こういうふうな考えをおるわけで、そういうことについての法制化なりそれから国の措置については、四日市はまづ先になつて運動しなければならぬ、こういうふうな考えをおるわけでございます。

それから、清掃のもう少し時点をはずりしろという問題でございますが、われわれの単純なる事務的な計算からいたしますと、昭和四十五年を一応清掃計画の最終年度としております。過去の実績とそれから人口の推移状態から見ますと、だいたい四十五年ごろに、地域を変更しないいたしましたして、自然増加あるいは産業人口の増加ということを計算に入れますして、だいたい現在の倍の量の処理量にごみにしても尿尿にしてもなると思ふんです。そういう計算をいたしまして、車輛その他の必要人員も一応はじいてございます。これは清掃計画として去年議員にお配りしたと思ひます。その計画は現在受えておりません。したがつて、あの計画表のとおりでまいりたいと思つております。それで現実のこの中央の水洗化の問題は、下水のほうから聞きますと昭和四十年に一度一応下水処理場が機能を発

揮するということでありますので、四十一年度から市内の水洗化がされるものというふうな計算のもとに、われわれの尿尿収集の計画というものを進めていきたい。一応、時期的にはそういうことの目標を置いております。

以上でございます。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君　オ一の公害問題に対しまして衛生部長としてのお答えをいただいたと思ふんですが、もちろん、衛生部長の説明にもありましたように、こういう問題は産業を無視して、公害が出るからやめておけというふうな極論は出せないと思ふんです。そういう点で衛生部長の立場と市長の立場というのは違うわけですから、ひとつ市長のお答えをいただきたいと思ひますし、なんか衛生部長の話では市独自の力ではできないんだ、国に依存をしなければならぬ、こういうことをいわれておるわけですが、現在の国のやつておることは、ばい煙等を規制する法律のオ一次指定、さらに排せつ基準の問題を取り上げておる。このことは先ほどの説明の中にも、これは大して期待できないということをいわれておるわけです。あくまで科学的な根拠に基づいてつくるといふふうな形に、私のことばでいえば逃げておるといふことがいえると思ふんです。そうすればもつと強い態度というものが必要になつてくるし、また先ほど科学技術特別委員会の問題も出しましたが、おそらく取り上げられておるといふふうな消極的な、たまたま取り上げられたからどうだというんじゃないと思ふんです。これは種をあかせば、私が科学技術特別委員の一員である山口鶴男代議士のところに連絡をとりまして、そこで取り上げるようにはからつております。こういうことをもつと積極的に市のほうがやつてもらわなきゃ困ると思ふんです。それからバイオニアということばがありました。私は大変気になるんです。バイオニアならけつこうですが、むしろ私はモルモットではないかと思ふんです。モルモットはごめんこうむるわけです。

重ねて市長の答弁を要請します。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) 公害問題につきましては、皆さまに非常な御心配、御配慮をかけておりますことを心から恐縮に存じておる次第であります。御承知のとおりこの問題につきましては、議会のつど議員の各位から非常な御関心を払っていただき、いろいろの御忠言もいただき、御心配もいただいておりますし、また市民の方々の日常お苦しみになつていらつしやる実情につきましても、自分は昼夜心をいためておくものでございます。したがしまして、御承知のとおり県と相交互いたしました。だんだんこの問題をにつめていくことに惨たんたる苦心をいたしておるのでございまして、何を申しましても非常に広範な設備であり、またそのよつて生ずるところが非常に多岐多様でありまして、またこの大気の情勢というものも時々刻々変化をいたしますのでございまして、これらのものをことごとくとりきつて究明いたしていきますにつきましては、実に困難をきわめることだろうと存するのでございます。ただいままで御説明申し上げましたとおり、最近の動きといたしましては何はともあれ、ある意味におきましては県市ともに多少しく強力な機関を持つ必要があるんじゃないかということで、強く呼びかけております。地元といましては日々の苦しみがございますので、耐えられませんが部分につきましては十分これを訴えておるのでございますが、県におかれましてもこの問題につきましては指揮、監督権を持つておられますので、非常に慎重にいろいろ御勤者になつていらつしやるのでございますが、しかし日々発生しておりますこの状態からいいますと、監督とか指揮ということだけではもうすでに非常に困つておりますので、実は先日は東京から命令をいたしまして会社の方々にも寄つていただき、とくに本年はこの気候の関係上、いろいろ操作の上におかれても御困難があるでしょうが、一応市長の手元までいろいろの御報告、御計画等についておもしろしを願いたい。旧米はやはりその会社の方々に

前を聞いておつたんですが、そういうふうでは御困難な立場もおありかと存じましたので、今回はそれぞれ御専門の立場から御報告をいただき、また対策についてのだいたいの見すかしを申し述べていただくというような観点もございまして、また会社におかれましても財政その他いろいろの御都合も皆通つておりますので、一応ナンバーを付していただきたいということをお願いいたします。ある意味におきましてはそれを一つのよりどころといたしまして、県との間に密接な協議を遂げて進んでいきたい、こういうふうに考えました。

それからごく最近になりましたは、知事と同道いたしました厚生省のほうへまいりまして、専門の局長にひざつめ談判をいたしました。当日はいろいろ込み入つた用件をかかえておりましたのですが、じつくり腰を落ちつけて局長を囲みましてやつたのでございますが、最前からお説明申し上げましたとおり、ばい煙の規制法につきましては、才一期にはその指定にのつておらない。すなわち四日市に対する調査が遅れておる。調査をせずにするというわけにいかないから、それをいま取り急ぎ進行させておるから、才二期のやつを少し早い目にもつていつてそうして規制したい、こういうんでございますが、このばい煙規制法の問題がわれわれの地区におきます問題を全部解決する法制ではございません。ごく一部のものだろうと考えられるのでございます。したがしまして、かかる化学都市におきましての独自のなんといえますか、指揮権を奨励していただかんと非常に困難なことであろう、こう思いますので、ある意味におきましては、四日市のような日本的に先行していくような都市については、政府におかれても十分な用意をしていただき、準備をしていただき、そうして将来の日本のこのいう都市に対する一つのきめ手として早くやつていただきたい。もう極端なことをいえば、地元としては待つておるのには耐えられないのだというように、早くやつていただきました。実情を切々と訴えたのでございますが、厚生省におかれましても通産省あたりとの関係もあるので、御来意については十分新聞等でもよく承わつておるから、できうる限りの力を尽くさせていただきます。こうおつし

やつていただいておりますのであります。しかしながら、現実の問題が非常に御承知のとおりむずかしいのでございます。とくに工場を設定いたしますときの情勢というものが、その時代時代によりまして非常に考え方が変わつてきておるのでございます。たとえば発電所のようなものにはいたしまして、発電所をつくらうとしておつた時分の機能、あるいはその燃料になる対象物というようなものが、いつの日にか変化をしてきた。またその規模におきましても非常に相違を来たしてきた。また化学の方面におきましても、その進み方というものについて非常な変化を見つゝあることは皆さん御承知のとおりで、国際間の粋を築めて次から次へと進展しつゝある、こういうことでございますので、必ずしも為政者が、これは、と考へまして幾ぶんちゆうちよいたしましたことでも、果あるいは国におかれまして必ずしも市の意見が採用せられておらぬような場合もある。すなわち、市の力がそれに及ばなかつたところもある。しかし今日そういうことを論議しておるときでなくつて、産業は興隆せしめて、そしてわれわれに起るところの災害については業界の方々と十分なる協力をし、業界の方々の事業に対してお立場から十分に考察願つて、そして市民と直結する問題でございますので、ある意味におきましては必ずしも利^一かりでなく、一般公衆のためにやはり相当思い切つた御施設を願うということにお願い申し上げたいということに考へておりました、この問題につきましてはつどわれわれといたしましては御懇談を申し上げておる次才でございます。

そこで、この現実に処して一体どういう手があるのか、こういうことになりますと、前川議員もすでにこの対策委員としてその掌に当たつていただきましたとして、いろいろお考へ願つておる、御心配をかけておる、ただいまのお話を承りますと御自身が科学陣營の日本の権威者に向つておれは交渉してやつたんだというお話ですが、まことにこれは行き届いたお話でありがたいと思ひます。しからはそういう方々からどういうきめ手が出てくるのか、またどういう御意見が出てくるのか、そういうものが市民のために参考に承わらしていただいて、大いに理事者を啓発していただきたい、こう私は虚心坦懐に思ふものであります。いずれの方法につきましても四日市をよりよいところへもつていつていただく上におきましては、頭を低ういたしましたして教をこうということは私はいたしたい、こう考へておりますが、同時にいま考へられますというようなことにつきましても、非常に市長の立場になりますと微妙な点がたくさんあるのでございます。といひますのは、皆さんの考へになつていらつしやることを一時も早く実現させますのには、どういう行き方をしたらいいかということなんでございますが、実は知事もこの問題につきましては非常に頭を悩まして、東京から帰りましてからなお二人でもつて夜の十二時までひたいを集めて、これはさらにどういう進んだ手を打つべきかということについて、いろいろ意中を語り合つてみたのでございますけれども、非常に問題がむずかしい。これはむしろ私は初期の時代でなくつて、片方においては法的に進めていくということは、これは単に四日市のためじやなく、日本の産業のためにやらなければならぬことです。これはひとつ国を鞭達して、やはり法制化せられたものをりつばに打ち立てるといふことが筋道の通つたやり方だろうと思ふんです。たびたび申し上げておるように、われわれの先進都市であるところのロングビーチの市長のごときも、彼と会いましたときもつばらこの話を私はいたしましたして、八年もかかつてようやく法制化してほつと一息ついたと彼はいつたのでございますが、日本においてもおそらくこの問題について苦しむであろう。がしかし、化学を克服していかないような国は栄えない。都市は栄えない。来たるべき時代はほとんど化学による時代であろう。だからわれわれはたゆまざる努力をいたさなければならぬ。市長の大いなる健闘を祈ると彼は申しておりましたのと、私もそう考へて、これはあくまでも皆さんにもある程度御忍耐をおかけ申すかしれませんが、この恐しい壁をひとつつき破つて、そうしてりつばな健康都市を築きあげていきたい。それについてつくづく考へますことは、たとえば最近起りました部分的な例といたしましては、御承知のとおり磯津の排水問題でございます。こういうような問題は全くきょうまでの経

過からいきますと行きづまつてしまつたようになつておりますが、会社には会社のお立場があり、また業界の方々には死活問題である。それから今日までとつてきた処置は、こういうふうな処置をとつて経過をしておる。

そうしてこんどは問題を知事に移してしまつて、知事に一任をしたという形を出した。非常に入り組んだかつこうになつてきたのですが、私の案というものを公開の席上で申し上げるのはおかしいのですけれども、一つの試みとしてやはりこういう問題をその専門の見地にあるところの、いわゆる日本で最も権威のあつて、業界にも浸されず、また権力を持つておる為政者にも侵されず、やはり非常な公正な立場に立つて判断のできる権威のあるコンサルタントあたりにひとつ調べてもらつて、その意見を聞くということも一つの方法でないか。そういうことをして一つの大きな道を開いていくことができれば、非常にしあわせである。しかしそれまでの暫定処置については、やはり懇談を遂げてやつていくよりほかに方法がないんじゃないか、こう思ひまして、これは一べん知事にも御相談を申し上げようかな、こう思つておるような次才でございます。これは市長の苦衷でございます。

それから公害問題、一般の大気汚染するいろいろの問題でございますが、これはいままででもたとえば普響を発するときとか、とくににおいが発生するとき、汚水のあるような場合には、できるだけひとつ事前に御通告を願つて、そうして皆さんに御迷惑のからぬようにしていただきたいということは、われわれも口をすうして申し上げ、会社の中においては、それは必ずやるのだ、私のほうも喜んでそれをやらしていただくから御心配はかけません。向後はそういうことはできるだけ事前に措置をとりますといつていただいておりますけれども、都合悪く二回も三回も続発してあゝいうようなことが起つて、とくに高浜町附近におかれては非常な御迷惑をおかけしたといううなことでございますが、こういう問題につきましてはこれはおしかりを受けるかもしれませんが、なんといいいますか、事を事前に処理するような委員といひますか、というようなものをつくりまして、たとえば公害対策防止の連絡

協議会というようなものの中に事前にバトロール、というようなことばを使うのはちよつとまずいと思ひますが、事前にそういうことを防ぐような組織のメンバーを会社、市、県あるいはこういう主管省というところからもつてきて、そうしてメンバーを構成しておいて、そういう方を通じて、そういう事前にやれることはやり、またそういう機関を通じてある程度まで物事が判明するならばひとつ判明していただけるように、それにはやはり会社も市も県も、それからそういう方面の官庁の機関もともどもひとつ入つていただいて、そうして協力して、片一方が片一方を摘発するか、あらを探すとかいうことでなくて、みんなして禍根を除くために努力をし合おうというメンバーをつくつていただいて、そうしてそういう災害を一つでも克服していつたらどうかというような考え方を一度委員会にも御相談を申し上げたらと、こう思つておるのでございます。本会議の席上でこういうことを申し上げて、いま議長から御注意がございましたが、實際を申し上げますと、市長の苦心いたしておりますような点はそういうところになっておるといふようなことをひとつ御了承賜りまして、できれば御協力いただきたい、こういうふうに思つております。

○議長（田村末松君） 暫時休憩をいたします

午後零時二十一分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後一時四十四分再開

このさい御報告をいたします。休憩中に教育民生委員会を開会いたしました委員長の互選を願つた結果、矢田議員が教育民生委員長に、坂上議員が副委員長に当選されましたので御報告いたします。

それでは、一般質問を続行いたします。前川議員。

○前川辰男君 簡単ですから自席でお願いします。

先ほど公害問題につきまして市長から答弁をいただいたわけですが、どうもこれは核心に触れた答弁というふうに私は解釈することができないわけですから、なおあとに引き続いて四名の方が公害問題を通告しておられますので、私の質問はこれだけに打ち切りたいと思います。

それからもう一つ清掃問題でございしますが、これにつきまして運用でもつて現在の問題点を処理するという考え方は、あくまでこれは運用であつて正規の考え方ではないわけですから。日曜日に臨時出勤をしてやるということは、労働強化になつておることです。こういう問題の処理の仕方というのはまことに好ましくないと考えますが、あまり問題が細かくなりますし、それぞれの委員会におきまして十分御討議を願つて、もつと正規の処理の仕方をやつていただきたいことを要望いたしまして質問を打ち切ります。

○議長（田村末松君） 大島議員。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 私は去る二十八日に述べられました市長の重点施策の中から、またそのほかを含めて三点質問いたしたいと思つております。

その前に、まことに恐縮であります若干申し上げたいと思つて、市長はじめ私たち四十人は市民より信頼されて選ばれた代表であります。市民の働いた汗と油の中から納められた大切なお金を預かり、市発展のために有効に費やさなければならぬのは当然であります。しかしその中において、仮にいざさかのお金でもむだに使つたり、または私腹をこやすために不正な政策があつたのでは、市民の生きた血肉を食らう悪人に等しいと思つております。

私たち議員もまた理事者もこのような悪人を出さないようにとにもどもにきびしく監視しあつて、われわれ議員になつた名譽に酔うことなく、市民より真に尊敬され、信頼され、喜ばれる四年間の働きをするために、わが身を大地にたたきつけて、市発展のために努力していきたいと思つております。なにしろ浅学非才の不勉強のために聞きにくい点、また理解しがたい点もあろうかと存じますが、皆さまの忍耐強さと明敏な御理解の上から、次の質問にお答え願いたいと思つております。

初めにPTA費と呼ばれて集められておる費用を市から補助して、父兄からの徴収を全廃にすべきであると思つております。昨年度に集められたお金は、中学校においては約二千六百七十九千円に達しております。また小学校におきましては約千八百万円になり、合計四千四百七十九千九百円となっております。このうち当然市から払われなければならぬお金が、小学校ならびに中学校を合せて約二千七百四十八万九千円になると思います。その残りの約千六百六十九万円は、PTA自体が使用している金額になつております。この四千四百七十九万九千九百円については、本年も同じ金額になると思つておりません。しかし、どう変わつても減ることはないと思つております。その全廃するための財源は、当然県が出すべきであるのに市の負担となつていふ県単独事業費、また県公共事業費等の負担金であります。その金額はざつと八千八百八十八万一千余円にのほり、その全額を引き出すこともできませんので、その八千有余万円の中から前に申し上げました四千四百有余万円の支出をしたらどうかとお伺いいたすのであります。一家に三人も学生のいるところでは毎月相当額に達し、生活に非常に響いていることは、私たちの目の前に事実としてあらわれております。この点から見まして、父兄から集められるPTA費と称されるお金を全額市で補助すべきであると思つております。この点についてお答えを願いたいのであります。

次に、さつきからも問題になつております公害対策の問題であります。わが市におきましては、先ほどもいろいろ

お話を聞き相当力を入れておられることを事実認めるのでありますが、三年有余になつてもなら明確な結論に達しておりません。この点について、市民はいかりと義憤を感じているのであります。当四日市における公害は、私が申し上げるまでもなく皆さまも御承知のとおりであります。話に聞くとところによりますと、現在、宇部市においてはこのような問題の解決に県と市と工場が協力して、まごとな成果をおさめていると聞いております。また幸いに、このたび政府よりばい煙規制法というような法案が出たと聞いております。わが市においては才二回の指定都市になるとたいまい開いたのであります。現在夏になつて窓をあけておりますとはいへ、公害から市民を守るために、どうしてもこの条例の才一回の指定都市にすべく、県と市が一致協力して実現せねばならないと思うのであります。また県としても、公害防止負担金というような資金は当四日市に支出されております。この点もさらに県へ呼びかけ、解決の要求に市長はじめ衛生部長は本腰を入れていただきたいと思うのです。この点についてお答えを願いたい。

またこの件によつて市民が苦悩にあえいでいる事実は都市計画の失敗であり、平田政策の行きづまりを証明したごとと思ひます。市長の政策の中になりましたように積極的に事業を進める年でなく、もつぱら内部体勢を整えるといわれております。このように、明らかに失敗したことを如実に示してはおりませんか。その償いとして、来たるべき進展期に備えるとして、これは気休め的なことであると思ひます。この点について、市発展の見通しについてお答え願ひたい。

才三には、市長の重点施策の中にありましたが、人づくりについてであります。この点はまことに喜ばしいことでもあります。しかし、市長がこの問題についてどのような思想で、またどのような確たる信念をもつて人づくりをやられるのかお伺ひいたしたいのであります。私たち議員と理事者からまず人づくりをしなければならぬと思うのであります。一例をとつてみますと、予算の中に多額の食糧費が含まれております。このうちお茶代は当然であります。が、もろもろの会合においてほとんど弁当がでる。その弁当の出るのはいくらも考へてはいる人がかなりあります。まず、このような考へ方を改めるべきであります。あえて名前を申し上げますが、藤ながら次のようなことをいつている人がたびたび見受けられます。すなわち、予算に組まれているのだからよいではないか、一食食べても二百円程度だからけちけちするな、これはまことに恐しい考へであると思ひます。私たちは市から報酬をいただいているのであります。二百円ぐらいというのであれば、自分でお金を出して食べたならばどうかと私は訴えるのであります。このようなところに使われている金についてこそ、市民の最も敏感なことであり、この点を改めるべきであると思ひます。

話が変わりますが、このたびの予算に、国よりの義務教育費負担金が昨年より二百五十万二千二百円少いのであります。この点についていろいろ理由はあろうと思ひますが、いかなることがありましたが、義務教育費を減らすということは何故かといいたないのであります。市長はこの点について、当然国と折衝されたことと思ひます。この理由をお伺ひいたします。

とともに、現在、当四日市においては教育施設、また体育施設あるいは文化等の施設はゼロに等しいではありませんか。最近、四日市において非行青少年が増大しつつある今日、現状の施設においては市長の人づくりあるいは町の施策にはおよそほど遠いように感じます。まことに失礼ない方かもしれませんが、中小企業としてもまた工業都市としても行きづまりを生じている今日、当然、中小企業あるいは工業都市の向上はなさねばならないと思ひますが、私は四日市を早急に商業化し、体育、文化施設の建設をはかつて文化都市にすることによつて、人づくりもでき、町づくりもできるのではないかと思ひ、文化都市にすることによつて将来大四日市に発展するものと考えるもの

であります。

以上、まとまりのないことではありましたが、この点についてお答え願いたいと思うのであります。終り。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

P T A等の負担しておる金を全廃すべきじゃないかということですが、私も全廃できたら大変けっこうだと思っております。ただ先にあげられました金のうちで、約四千万というのが毎年P T Aの負担になっておることでございますが、これは私たちも昭和三十四年からこちらへ見てのP T Aの出しているいろいろの金を計算いたしますと、毎年約それぐらいのものが出ております。そのうちで七五〇といえますものは、だいたい後援会費的な性格を持っております。それからそのうちの約一千万は、これは市が当然払うべきものであるというふうに私、考えています。したがって才一着手といましては、市が当然払うべき需要費的な性格を持つているものについて軽減していきたいということで、昨年お願いしたわけでございます。なお、この後援会費的なものまでも全部市が負担すべきでないかということにつきましては、これはいろいろの問題がありまして、全部なくすればけっこうでございますが、早急にはこれはなかりにくい問題であろう、こう思っております。

次に人づくりの問題についてどのような思想で、ということですが、これは御承知のように教育基本法に示されています自由をたつとび、責任を重んじ、平和を愛し、国際人として教養云々ということがうたわれておりますが、私たちもこの教育基本法にうたわれております思想でもって、学校教育をまた社会教育についてやつております。

なお、義務教育費の国庫の負担が減つておるでないかという御指摘でございますが、義務教育費の国庫負担または補助金といえますのは、現在ひもつきと申しまして、市がこれに対して二分の二つづつ分担をお願いしておりますのは、特殊学級の補助金、医療費の補助金、給食費の補助金、学用品の補助金、教科書の補助金、修学旅行の補助金、通学費の補助金、国庫負担による教材備品の補助金、理科の補助金、それから産業教育の補助金というものがございまして、これは全部二分の一の負担でございます。しかしこれの減つておるのは子供の減つた関係でございます。義務教育費が減つていくということについてはちよつと納得しかねるんでございますが、ただ本年度の予算につきましては建設の問題がまだのつていませんで、建築関係の補助金等につきましてはまだ計上されておりませんし、このほうでもまだきまつておりません。したがって昨年度までの分と比べてみますと、そういう部面が減つていけば減つていると思えます。

それから教育施設、体育施設、文化施設が非常に貧弱であるという御指摘でございますが、これは御指摘のとおりでございます。体育施設につきましては、市が南部の開発に關連しまして考えております体育施設をこれから十ヶ年ぐらゐの間にやつていただくということで、私たちも期待を申し上げておる次才でございます。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 質問の才二点、公害に關してお答えを申し上げます。

先ほど大島議員は宇部市の例をおとりになりましてお尋ねでございます。宇部市の問題は概括していうならば単純なるばい塵の問題で、わりあいと簡単であるというふうに申し上げることができるところでございます。それで一応公害といつていろいろのばい塵の問題にしほりますと、宇部で成功いたしましたのは、条例、規則によらないで日本で成功した一つの事例でございます。このやり方は市が音頭となりまして、工場と首脳部との懇談会あるいは当市でいう自治会と工場との懇談会というふうに、ひとつの話し合いの場をたくさん持つて、条例、規則によらない

で、音頭とりいたしましたしましては、市、商工会議所、工場の代表。工場もそう多くございません。しかも出る煙の性質が単純なるばい塵に限られておるといふことで、花一ばい運動の反対と申しますか、ばい塵一掃の運動を盛り上げていつて、会社も集塵装置をつけて一応成功したという事例でございます。ばい塵につきましては、市の公害防止対策委員会の才二次報告にも報告されまして、この概括は私から三月の定例議会のときにも申し上げましたが、念のため申し上げますと、宇部市で従来達成した成果は、本市においてははやや実現に近い。こういう文句で報告されております。このことは、本市の大企業の熱管理面においては行き届いておる、しかも重油の燃料が圧倒的である、したがってばい塵については、全市平均においては減っているけれども、亜硫酸ガスについては増大しているということがいわれておるのでございまして、この点宇部市の状況と当市の状況は、相当大きく公害の性質が違ふということをまず御認識願いたいと思ひます。ばい塵につきましては集塵装置、それから企業努力によつて当市でもすでにある程度成功しておるのでございしますが、一番困つておるのが、当市においては重油を主原料とし、しかも圧倒的にそれが多いといふことでありまして、それに対して出てくるころのSO₂亜硫酸ガスに対する問題と、もう一つは石油化学という比較的新しい企業体と新しいプラントによる外国製の直輸入的な技術、それと、それが日本のものにまだ同化されてないという点から、現実の問題としては硫黄の臭気ガス、これが漏出していき。これが気象条件と相關連して、あるいは小さくあるいは大きく障害を与えておるといふ点がございまして、私どもとしては、単純に宇部市のようなばい塵だけの問題をまねしただけでは救われぬんじゃないか、こういう考えを持つておるわけでございます。それで、比較的工場に近いところにすすが落ちてくる、これも現実の問題でございまして、たとえば一例を取り上げますと、四日市火力の煙突は百二十メートルございしますが、亜硫酸ガスについては高い煙突から拡散するがよろしいが、すすは民家の近くまでもつていくといふふうに異なつております。これといふ対照の例が、同じ中電の三重

火力でございします。あの火力の煙突は三十メートルで低いのです。ところが、だいたい煙突が低いがためにすすが三重火力の構内に落ちておる。亜硫酸ガスを追えばこんどすすが近づくといふふうな現象をきたしておりますので、対策一つとりましてもその複雑な相反する面が当市でも起きておりますので、その工場、その公害の発生原因について、プラス・マイナスを操作して考えなくちゃいかん、こういうふうに思うのでございします。フルヤスタックにつきましては、あれは盛んに燃やしております。いまとくにひどいのが大協和化学のフルヤスタックでございしますが、あれは目下試験中でございまして、調べたんでございしますが、あのフルヤスタックに、硫黄分を出さないために、黒いすすを出さないために蒸気を注入しておるのでございしますが、それを注入することによつて、すすはある程度おさえられますが、ばつばつといふふうに断続して瞬間的に消えて瞬間的に点火するというところで音が大きくなる。音を少なくするためにフルヤスタックの上で水を注ぐことを少なくすると硫黄が出る。こういうふうな相関連した要素がございしますので、総合的にこれは処理を要するといふ点も御理解いただきたいと思ひます。

それから、これらにつきましても私どもは平常の調査を、それからあるいは事故があつたときの調査とつどかけつけておりますが、いつも調査とともに改善の要請をしておるわけでございますが、一步一步進んでおるといふことは確認しておりますが、市民の皆さんが安心しておれるという段階になつていないことは残念と思ひます。それから、調査調査で日が暮れておるといふことでございしますが、私の見解は、調査はおそらく永久的に続くであろう、こういうふうな考えております。すでに先進都市であります川崎あたりでも正式な調査、うちよりも少し程度の高い調査でございますが、すでに開始しまして本年で十年目でございします。十年目でありましてこの調査の中から傾向がわかるだけで、これがいいんだといふことは出ておりません。四日市の場合は二年でございしますが、したがつて私どもとしては科学的な調査あるいは傾向、そういうものは工業都市である限り私はおそらく永久に続けていかなければなら

ぬのじやないか。したがって調査とそれから対策を並行させていきたい、こういうふうな考えですので、調査は全体のことをやっておりますが、もう少し気候の状況だとか、それから逆転層の状況だとか、天然現象、それからまた技術的には先ほど午前中の御質問にお答えいたしましたように、国において措置するような調査にまつということと並行していきたい。それで基本的には先ほど申し上げましたように、地元である市と、それからこの問題はすでに一四日市だけの問題でなく、すぐ県庁へも響くような問題でございますので、市と県との共同動作でいくということに進めたいということでございます。それで現実には今までとつてきました措置につきましては午前中申し上げましたが、ただいま休憩の間にひとつ取りきめましたことは、今月の中ごろに県市合同の大気汚染の協議会がこんど正式にもたれるような打ち合わせを電話でやつたんでございますが、そういうた会議でさらに協議していきたい。こういうことを報告に加えて、一応御答弁いたします。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 初めのPTAの件につきまして答弁がございましたが、明らかに市側として支払うべき金額というものをこのたびの予算に組んでないということは、まことにもつて人つくりの方針に反することであると思うのであります。この点について、市長はその場限りの政策を持ち出したものと私は解釈するのであります。この点について、次期の予算にこれら必要な経費は組むという確約を望みたいと思っております。それについてお答え願いたい。

次に公害の件であります。いまも、また午前中も再度申されておりましたけれども現在、私たちは窓をあけて生活するのであります。ならば常に、おとついてもあつたことであります。金網をはつておいてもさらにその中へばい煙が入ってくる、こういう事実があるのでございます。ばい煙のことについて宇部市がそのようなことを行なつたのであれば、当然市としても直ちに行なうべきであると思うんであります。この点について質問いたします。

オ三に、人つくりの件についてであります。いまいろいろと教育の面から人つくりを申されましたけれども、ただ教育のみによつて人つくりができるのではないと思うのであります。わが市においては皆さまも御承知のように、陸上競技の四百メートルのグランドさえない始末であります。このような点。あるいはこのたびの追加予算の中に勤労青年の学校等というものが含まれて、私も非常に喜ばしいことだと思っております。これらの当然、工業都市四日市としてあるべき場なのが今日までなかつたという点については、市長のいままでとつてこられた政策について、非常に時代が遅れているものであると思うのであります。そうして話を聞くところによりますと、泊山に総合の計画が行なわれる、このように聞いておりますが、しかしその件についてもいつ着工できるのか。グランドにしてもあるいはプールにいたしましても、いつそういうものが着工できるかという具体的な話がどこまで進んでいるか、その点お答え願いたいと思っております。

〔教育長(山本軍一君)登壇〕

○教育長(山本軍一君) 私でお答えできるところだけお答えいたします。

人つくりは教育面だけではないということでございますが、教育というものを狭く解釈するんでなくして、もう少し広く解釈して、市全般の環境というものからも人をつくつていかなければならぬのじやないかということばと承わります。そういう意味におきましては、市といたしましては文化それから陸上施設その他体育施設の非常に欠けておるといふことは、この人をつくつていく面からいまして非常にその面では欠けておる。こういう面を早急に充実していかなければいかんのじやないかというお説に對しましては、私、賛成いたしますし、私たちも努力していきたいと思っております。

なお、勤労青年学校についてのご意見ですが、これはおそかつたじやないかということでございますけれど

も、全国的に考えましてやつと文部省も幼幼青年学校というのを取り上げたのでございまして、私たちが一昨年からさぐりあてにやつておりました職業学級に対しまして、文部省のほうでも新しい一つの方途を実験的にやらせようというので、やつと全国的に有力な市または県で二十ヶ所の指定を受けて、ことしやり始めたということでございまして、これはむしろ私たちのほうがこういう方面で遅れているものをやり始めたというふうに思っております。

〔開発局開発部長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局開発部長（鬼頭鉄郎君） たいま、泊山といいますが、南部丘陵地におきます公園緑地並びに体育施設のことにつきまして御質問がありましたので、簡単に申し上げておきます。

ただいまの南部丘陵地におきます公園緑地並びに体育施設につきましては、計画をだいたい終了いたしましたので、計画内容につきまして保を通じ建設省と交渉中でございます。なおこの土地は御存じのとおり大蔵省の土地でございますから、名古屋の大蔵省の財務局の財務部とたいま交渉をしておるわけでございます。それでただいまの段階では、あの南部丘陵地は公園緑地といたしましては約二十九万坪の国有地があるわけでございます。それと合わせまして民有地が約七万四千坪入るわけでございますが、御存じのとおりあの丘陵地は海軍燃料廠が増設されるときに、海軍のほうで田地として購入したわけでございます。その後終戦によりまして、食糧増産の意味におきまして農地に買入れられるところは全部払い下げいたしましたので、たいま民有地に相なっておりますわけでございます。そこで民有地と国有地の境界が、たいまはつきりしてないわけでございます。そこで市といたしましては民地関係の方にお願ひしまして、この民地の境界くいを打つていただきました。そうして大蔵省の財務局に対しまして、あなたの土地はこのくいを打つたとおりでよろしいかどうかということをお見いただくべく努力しておるわけでございますが、財務局といたしましては終戦の結果海軍から入った土地でございますし、その自分の土地であると確認する材料もなか

なかえがたいのでございまして、ものさしがないわけでございます。そこで心配しまして、あれこれのものさしになるべき材料を要求しておりますので、市といたしましてもこの要求に応じましていま出しておるわけでございます。さしあたってこの区域の決定につきましては、西のほうにございまして住宅公園が使用いたします約五十万坪の土地の民有地と官有地の境を、財務局の部長あるいは住宅公園の名古屋出張所の部長等が本日本まいりまして、打ち合わせをやりましてきょうから区域の決定にかかるわけでございます。したがってわれわれのほうの関係いたします公園緑地につきましても、官民境界がはつきりしましたらすぐやつていただく、こういう段階になつております。

次に、この公園計画の体育施設でございますが、私のほうの開発部といたしましては、たいま公園計画の中に体育施設といたしまして野球場とか、あるいはトラックとか、サブトラックとかあるいは庭球コート、水泳競技場というものを網羅いたしまして計画はしておるわけでございます。この予算はだいたい十一億円内外と思っております。がしかし、これができますれば、われわれは三十八年から十ヶ年計画でやりたいと存じておるわけでございます。これはわれわれの単なる計画でございまして、この競技場を何からいつ始めるといふことは、それぞれ関係の部門において予算を獲得されて着工されることになつております。そこでも申し上げられることは、いつごろ体育施設にかかるかということはおわれわれ開発部門ではちよつとわかりかねるわけでございますが、われわれが計画しておりますことは、三十八年度から一部でもかからしていただきたい。ただし、どのようなことをやるかということとはちよつとわかりかねるわけでございます。

○大島武雄君 ところでよろしいですか。

○議長（田村末松君） 要望だけですか。

○大島武雄君 はい。

ほかの件についてはだいたい了解したんでありますが、次期の予算に、PTAの、学校でどうしても必要であるというその金というものは、全面的に取り入れていただきたい。そのことを要望して私の質問を終わります。

○議長（田村末松君） 坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 去る二十八日の市長の市政演説を伺いまして、四年前の市長の最初のときの市政演説と比較して私が説明書を読んだときに、施策の上において前進されておることを伺いまして、非常に多としますのでございます。ことに今回の市長の立候補の公約の中に、大きく伸びいく町づくり、明るく住みよい町づくり、あたたかく行き届いた市政という三点を公約されて、こんご四年間その方面に向かって邁進したい。それについての各方面に向かつての説明を伺ったのでございます。ただここに私はゆかに考えたときに、いろいろとりつばなことは述べられておりませんが、これをいかに具体的に市政の上にかにあらわし、二十万市民が理解と納得をして平田市政の上に共鳴することが出来るか。また近代的産業都市、文化都市の建設にどのように具体的にしていくなかということが私は問題になると思うのでございます。

そういう観点から、二、三市長に向かつてお尋ねをしたいと思いますのでございます。とくにあたたかく行き届いた市政を行なう、そのためにはほんとうにきめの細かい市政をやつて、日の当たらないところに日を当ていきたいという行き届いたお考えは、実にごもつともであるのでございます。この問題を実現するためにはどういうことが必要であるかといえは、市民の正しき声を把握するというのが私は大事だろうと思ふんです。今日の政治においては世論政治でございますが、正しき世論を把握するということが一番の要諦であろうと思ふのであります。こういう点におきまして市民の声を聞く方法にはいろいろございますが、組織的に、全市的にあるいは性別、年令別の各階層に向かつて世論

調査を行ない、その世論調査をまとめて市民の要望がどこにあるかということをしきく握られて、これをいま市長が考えていられるようなあたにかい行き届いた市政を実現する上に供せられるような御意図がないか。すなわち世論調査をやつて、その世論調査の結果に基づいてこんごの市政を具体化する御意図があるかないかということをお尋ねしたいのでございます。名古屋の杉戸市長は二年間にわたりまして毎年この世論調査を行ない、世論調査の結果を實際予算の上に盛つて、市民から好評を博しておるのでございます。真に平田市政が市民の血の通うような政治を行なう上においては、この方法が最も大切であろうと思ふのでございます。この点について市長の御見解を伺いたい。

オ二番。三十八年度の当初予算の際に、本議場において同僚議員がいろいろと論争をされた重点是、あの二十八億の予算において消費的経費が多いが投資的経費が少ない。本市のごとき再々発展する都市においては、もつともつと公共投資の問題、投資的経費の予算が盛られなくてはならないということが論点の中心であつたと思ふのであります。市長はこれに答えて、九月のころにはなんとかしたい。また常任委員会の席上におきましても、各委員はこの問題についていろいろと御意見を発表になり、市長はその委員会にのぞまれて、米たる九月の議会には財政の許す限り努力したいというようにお答えになつておるのでございます。また市長は当初予算に対して幾多の投資的な経費の事業を盛り込んで、ほんとうに肉のついた平田市政を行なう上においても重要な問題であろうと思ふのでございます。そういう点におきまして、三月に問題になりました建設的な公共事業あるいは教育施設整備十ヶ年計画に対する予算の問題、あるいは産業の方面におけるところの土地改良の方面の予算を九月議会においてできうる限りおやりになることだろうと伺っておるのでございますが、その点について市長の御見解を伺いたいののでございます。

オ三点。南部丘陵地区の開発の問題でございますが、これはただいま大島議員の質問に対して開発部長からある程度答えられましたから、それと重複しない点についてお尋ねをしたいと思います。南部丘陵地帯の開発の問

題は、この議場において市長が発言せられてすでに三年有余になるのでございます。その間いろいろの迂余曲折はございしますが、本年の二月二十七日の全県協議会においては相当進んだ具体的な問題が提案され、われわれ議員はこれに協賛をし、たしか三月議会の終りごろだと思いますが、補償費として一億余の予算外義務負担に対しての協賛を申し上げたのでございます。私はこの六月議会において、南部丘陵地帯の開発の問題についてなんらかの市長からの意思表示があることを期待しておつたのでございます。なぜかれば、県におきましても知事は丘陵の住宅開発について積極的に発言、予算化されておるように伺つておるのでございます。そういう点につきましては私は南部丘陵地帯の開発は、県市一体というように思うのでございますが、主体性は本市にあるのではないかと思うのであります。そういう点で大島議員に開発部長が答弁された以外の問題について、なにか発言のことがらございましたら、市長からその見解を承りたいのでございます。

才四。大塚小さい問題を一応伺つておきますが、三十七年度の当初予算におきまして、開発部門のところでは本市の文化的諸会館建設の調査費として百万円を組まれ、なにかその方面に關する審議会をつくらうという御意図があつたかのごとく私は承知しておるのでございますが、昨年一向その気配が見えなかつたのでございます。これを本年度に繰り越しましてやる御意図があるかないかという点。

以上四点につきまして、市長から御答弁を願いたいと思ひます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十八分休憩

午後二時五十七分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

このさい、答弁するほうは議長と大きく呼んでいただきたいと思ひます。そうしないとこつちがわかりませんから、どうぞよろしく願ひします。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 坂上議員の御質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

この世論調査のことでございますが、御意見まことにごもつものように存じますが、これはその問題、その時期に應じてやらさしていただいたらどうか。これを一つの原則的といひますが、などということになると、ほんとはいろいろそれにまた弊害も起るんじゃないかと思ひますので、御意見尊重いたしまして、できる限り問題をとらえまして皆さんにもよく御意見をおかりした上でやらさしていただきたい、こういうふうに考えますので、どうぞひとつ……。

それから非常に有益な御質問をいただきました。それは消費の場面と公共投資の場面の指数の行き方でございますが、これにつきましては御承知のとおり四日市は非常ななんといひますが、伸びようとしておる町でございます。そして皆さまに起つております機運というものは、ほうはいとして真摯的な思潮に満ちていらつしやる。四日市の市民の方々もわれわれは大きくどんどん伸ばしていくんだ、こういう考えにおきましては、これは市長も申しておることでございますし、皆さんもそう考えておいでになることでございますが、ただそれを実際に運用していきます場面になりますと、やはりよほど慎重な態度をとらなければならぬといふことから、御承知のとおり昨年ごろからや政府のとりました方針につきまして、必ずしも国がそのとおりに動いておらない。したがいましてわが四日市におきまして、なんとなく市長に向つて少しく自重的な歩調で進んだほうがよからうという世論が起つてきたように存

しました。また市長におきましても全く同感でございましたので、その伸び足を少しくためまして、やや穏健な政策に移つたということがこの財政面にあらわれてきておる次才でございます。やはり税収におきましても、われわれが杞憂したほどではございませんでした。現在は、杞憂したほどの悪い状態では進んでおりません。考えておつたよりかは私はよい状態に進んでおる、こう思っております。しかしなにを申しましても三十六年度、三十七年度にかけまして、あのすばらしい勢でもつていろいろの先行的な投資をやらさしていただいた、あるいは少しくなんといえますか、型を破つたような投資をやらさしていただきましたということから、三十八年におきましてはできる限り平行線をつきたい、こういうふうに申し上げて御了承をえまして予算を組んでまいりましたが、したがってその線につきましては、まだその羽目をはずすところまではちよつと私は時期が尚早でないか、こう考えておる次才でございます。もうしばらく自重させていただきたい。したがって向後追加予算を組みます場合におきましても、実勢にあらわれてくる数字をつかまえて、なるべくその範囲を逸脱しないようなところでひとつ本年は御了承を願いたい、こういうふうに私は思っております。あるいはもう少し元氣を出してやれとおつしやる御意向があるかもしれませんが、これはかねがね三十六年度くらいから盛んに申し上げてきた一つの停滞線に入つておる最中でございますので、いましばらく皆さまの御自重をひとつお願い申し上げたいと思っております。ただし実勢が伸びます範囲におきましては、これは皆さんの御要請をできるだけその中に窮屈であつても盛り込みまして実行に移さしていただきたい、こういうふうに考えておる次才でございます。

ただ南部の開発問題につきましては担当のものから申し上げますが、一口私からちよつと申し上げておきたいと思えますのは、いままでいろいろお話を承わつておりますとおり、われわれ四日市にはなんにも市民のりつばな運動場もなければ、いこいの場所もないというようなことでは残念であるからと、全くこれは市民の力でこれからこしらえ上げていくのです。四日市はなんにもないのです。それをこしらえ上げていくのにつきましては、南部の丘陵地帯に目をつけまして、地主の方に二年も三年もかかつて御懇談を申し上げて統一していただき、それを開発の場面にのせてまいりましたが、たまたま開発途上におきまして御承知のとおり住宅公団のほうがよからうという議論になり、住宅公団は県に土地造成の場面だけを受け持つてくれ、ただし金は公団のほうがよからうという議論に組みになつていただく分は公団から回したものを受け取りになつて、委任をお受けになつて仕事をさせていただく、しかもそれに対して賛意を表せということでございますので、このさい県市の融和をはかりたいという見地から、喜んでひとつ県のお力を借りましょう、こう申し上げておる。それ以外の場面のところの予算につきましては、まだそのまま公団のほうと県のほうとが進んでおらないようでございます。これはなるべく市といたしましてはおそいほうがよろしいのでございますから、あまりつかないようにはしておいたほうがいだらう、こう思っております。

公団のことにつきましては、こういう批判があるのであります。四日市二十万そこその人口で三十万坪ばかりの公園をでかすというのは、ちよつとえらすぎはせぬかという御議論があるんですが、名古屋ほど大きな町には容易なことではなれぬと思えますけれども、向後市民が愉快に暮らしていく場所としては、少しく分に過ぎるかもしれないけれども、時をかけて、あるいは五年のものを七年かけても十年かけてもりつばなものをつくりたい。さしずめ問題になつておるのにはプールでございますが、これはかねがね知事も四千万円は一べんにはよう出さんけれども出そうという御約束になつておりまして、なくなりました山本議長ともそういう御協定ができ、私もそれを確認いたしておるようなことでございますので、そういう方面から手をつけてまいりまして、それにひとつ市民の理想とするようなものを実現さしていただきたい、こういうふうに考えておるような次才でございます。

それから、百万円の予算をいただきまして調査機関をつくるということになっておりますが、これは議会の改選が

ございましたので、その結果を見まして、そうして皆さんのそれぞれの御責任の場所が定まりましたならば、早速にひとつ調査会をつくつていただきます、そうして四日市全般にわたります将来の公共的設備に關する御答申をいただくようなふうに取り進めていきたいと思つておりますので、どうぞ御協力をお願いしたいと思ひます。

○議長（田村末松君） ほかの答弁よろしいか。

○坂上長十郎君 よろしい。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 ただいま市長から御答弁になりましたことに対して、続いてお尋ねかたがた御要望を申し上げたいと思ひます。

才一点の問題、大変いいことであるが、いろいろ問題もあるかもしれないからよく考えてやりたいというようなお話をさせていただきますが、問題は私はないと信じておるのでございますから御安心願いたい。ことに平田市長のごとき積極性の方は、大いに杉戸名古屋市長の例をおならいになつてけつこうじやないかという事を思うのであります。またこういう問題につきましては相当の技術を要する問題でございますが、広い意味の市職の方にはその方面のペテランもおられるのでございます。特別の人を雇わなくても、また経費もそう多く私はいらないだろうと思ふ。名古屋市においても一昨年のご世論調査の費用は五十万円を使われたのみでございます、私が最後にお尋ねしたあの百万円のうちの一部を御利用になれば実行できまして、ほんとうに声なき声を聞かれて、市長のいま頭に描いておられるきめの細かい姿勢、日の当らないところに日を当てるというあのあたたかき気持を私は一日も早く実現されんことを、この点について要望するものでございます。

才二点の追加予算の問題に対して、私はこのさいに積極的な拡大的な予算を、というような考えは持つていないのでございます。普通の計上すべき予算が当初予算においては財政関係から押えられておる。これを私は復活してもらいたいのでございます。市長の御答弁を静かに聞いておれば、財源問題の一言に尽きる、こうなるのでございます。財源がないからもうしばらく、というようなお考えでございますが、私は財源の少ないということよりも、金の使い方をどうやつたらいいかというのでございます。そこでこの点についてさらにお尋ねもし、私の気持ちも申し上げたいのでございますが、市長のいまの答弁の中に、自己財源である市税の収入は最初考えたりも多少しい。私自身も経済界の動きをながめまして、そうあるだろうと考へておるのでございます。三月のときにも私は税務部長に向かつて、三十七年度の税収入の状態と三十八年の見通しについての質問をいたしたところ、税務部長はこういうふうにお答えになつたのでございます。これは議事録を眺めればつきりしておるのでございますが、この点につきまして私は税務部長にお尋ねしたのでございますが、三月の議会において私に答弁なつた以上に、いま市長の申されましたやや明るいという段階を、具体的に御説明の材料があるならばひとつ御答弁を願ひたい。将来の見込みでございますね。

次に、依存財源として國の補助、県の補助あるいは起債を許さる、この方面に財源を求めて公共投資をやるといふことは、市政の上に重要な問題でございます。だから依存財源を獲得するためにこんごどのような方法をとろうとしておられるか。これはひとつ財務の担当の総務部長からでもお考えがあるならばお答えを願ひたい。

いま一つ四日市の財源で注目すべきものは、財政調整積立金というのがあるのでございますが、この大事なお金を将来どのように使用しようというような御意図があるのか。これについてはひとつ市長の御意図を御答弁願ひたい。だからこの三方面の財源のいかんによりましては、積極拡大の予算でなくても当初予算の二十八億に肉づけをされるのでありまして、先ほども申し上げましたように平田市政の充実をはかるということではできないかという

ことを私は考えるものでございます。この点についてお答えを願いたい。

次に、南部開発の問題でございしますが、大島議員の質問に対して担当の部長がお答えになり、ただいま市長からも伺ったのでございますが、私は非常に遺憾に思っているのでございます。本年の冬ごろから地元民といろいろ折衝が行なわれて、その結果が二月二十七日の全員協議会になつたように私は考えておるのでございます。地元民は相当にうちに具体化するものであると考えておる。ところがただいまの答弁を承りますと、まだ前途相当時間がかかるというような状態になつておるのでございます。そういうふうにいまにでも具体的な施策ができそうでありながらできないのはどこに原因しておるのか。政府のほうに原因があるのか、あるいは県市の関係、あるいは公団の問題があるのか、この原因について、こういうところの障害があるんだということがあるならば、ひとつ卒直にお聞かせ願いたい。そうしてどうしてもいまの答弁のような状態であるならば、関係市民はどうなるんだらうかと心ひそかに案じておるのでございますから、私もこの問題につきましてもたびたびお願いしておるのでございますが、その状況を一般関係者までによく理解と納得のできるように御説明をしてもらいたいことをお願いするのでございます。以上、再質問いたしましたして御答弁を願います。

〔総務部長（園浦和己君）登壇〕

○総務部長（園浦和己君） お答えいたします。

三月の定例議会におきまして三十八年度の税収の見込みについて御質問がございまして、その席上十七億五千万円の当初予算の中における税収ではございますが、見通しといたしましては十八億二千万ぐらいいけるのではないだろうかということにお答え申し上げたのでございますが、ただいまはさらにそれに加えまして、今日の時点に立つての見通しはどうかという重ねての御質問でございしますが、今日の時点に立ちましてといいますのは、市民税あるいは

固定資産税等の課税をいたしました集計等をにらみ合わせて三十八年度の税収についての御質問だと思っておりますが、税をお預かりしております私といたしましては、まだまだ各企業の九月決算の結果等を見定めた上でもう少し検討をさせていただきたいと思っておりますので、具体的な数字については猶予していただきたいと思います。ただ三十七年度の決算額といえますか、最終的な市政収入等から考えますといま市長が申し上げましたように若干明るいといえますか、そう悪くないのではないかと、ううふうにお答えさせていただきます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） オ二点の問題についてお答えいたします。

いわゆる坂上議員のおことばですと、依存財源というおことばを使つておられましたですが、補助金とかあるいは起債とかあるいはそのほかの財源について、将来積極的にこれを獲得するのには総務部長はどう考えておるのか、こういうお尋ねだと思います。国の補助金あるいは起債についての考え方としては、すでに時期的には、本月中旬にはほとんど本格的な決定をみるものとみております。でございますので、私も先般上京いたしましたしてそれぞれ関係当局にもお願いをいたしておりますし、それから市長、助役も同様にそれぞれところへ陳情もし、お願いもいたしております。それから関係の担当課長、部長におきましては、それ以上に何回も同じようなことを繰り返しておるのでございます。ただ問題は御承知のように年次計画といたしまして本年度の計画分、そういったものを三月あるいは四月の時点で本省のほうへお願いしております向きにつきましてはそういう運動を繰り返しておる。ところが九月の時点あるいは年度後半にそういうものについて獲得をするというようなことは違例でもございますし、それから国の状況から考えましてもちよつと考えられにくい、こういうような状況でございますので、われわれとしては累積する年次の計画、そういったものをよく本省その他の関係者にわからせまして、来年度なら来年度にはもつとそ

れを伸ばしていく、いわゆるそういうような計画で努力をいたしております。

それから四日市市といたしまして、皆さん御承知のように他の……まあ一例をあげますと、都市計画事業等につきまして考えました場合に、三重県の場合は県にこれを委託して事業を行なっております。ところがその委託に対する負担金、先ほど大島議員からも県の事業の負担金等について言及しておられましたですが、そういったものにつきましては、交付団体におきましては交付税のいわゆる算定基礎になつておりますので、その点では十分とまでいかなかったも、財源的に交付税あるいは特別交付税というような形で国から財源措置がされる向きがございます。ところが本市は御承知のとおりに非交付団体でございますので、計算上は出来してもそういった額が本年度はほとんどなくなる。と申しますのは、合併にかかわる町村分が昨年度まではいわゆる法規定によりまして継続しておりましたのが、本年度からはそれがなくなる。これは予算的には千数百万円に相なっておりますが、そういった形をとつておりますので、そのへんは非常に不利でございます。先般も上京いたしまして本年度の都市計画事業の負担金等について、これは県の単独事業債のワシでは配分できるといふ話でございましたので、と申しますのは、県に配分しました起債のワシの中から県の地方課の考えであります各市町村の財政状況を見ながら配分する、起債のワシではそう考えておるということでございますので、とくに四日市市の御承知の国鉄駅^東の都市改良事業等における負担金の非常に多い実情を申し上げまして、本省の割り当て等については、そういった御配慮は願いたい。非常にわれわれ事務的に申しましたら虫のいいお願ひでございますが、そういうことを申し上げましたところ、それは四日市市の場合はおつしやらないほうが筋が通るんじゃないか。交付税の算定基礎に入つておりますので、そういったものが非交付団体だからもらえなくつても当然であつて、だから起債をつけよという考え方はおかしいではないかというような立場をとつております。それは市長の説明にも申し上げましたとおり、国がいわゆる団体間の財源調整というようなことを相当強力

に考えておる一つの証拠でございます。でございますが私たちはいろいろな点で、たとえば市の行政組織上の問題等について、国からはいろいろの御指導をいただき、それを直せばというようなことがありますが、そういったものはあえて無理をいたしましても処理しながら、国の補助あるいは起債等のワシについて十分な御援助を願うという努力は、従来も続けておりましたですしこんごも続けていきたい、こういうふうに考えております。同時に議員の皆さんにおかれましても、われわれからお願ひいたしましたときにはまた何分の御協力と御援助をいただきたい、こういうふうに考えております。

それから、とくに市長にお名指しでございました財政調整資金の問題でございますが、これは三月定例会におきましてもずいぶん皆さんの御意見、御論議をわずらわしていただきました問題でございますが、当時上程いたしました条例の趣旨に従つて、御暗示のあつたような場合には大いに活用させていただくべきものであると考えております。これは総務部長としての考え方でございます。

〔開発局開発部長（鬼頭鉄郎君）登壇〕

○開発局開発部長（鬼頭鉄郎君） 南部開発が遅れている理由を述べよ、こういうことでございますので、簡単に申し上げます。

才一の大きな理由といたしましては、財務当局である大蔵省が比較的消極的である、こういうことが一ついわれると思ひます。それは先ほど申し上げましたとおりに、自分の土地の区域をひとつ認定してもらいたいと申し上げましてもなかなか応じていただけない、これが才一の原因だと思ひます。そのほかには、市のわれわれの至らないところも多々あると思ひますが、その点は深くおわびしておきます。

そこで、この問題を住宅団地とそれから公園緑地の二つに分けて考えてみたいと思ひます。住宅団地のほうは政府

がおやりになることでございますので比較的容易にいくであろう、こういう見通しをつけております。そこで、約十日ばかり前に住宅公団から大蔵省に対しまして払い下げの申請の内意を伝えましたところ、先ほど申し上げましたように早急にきょうからくいの確定をしていただけ、こういう段取りになつておるわけでございます。そこで、先ほど御説明ありました件で予算を組んでおるといふようなお話でございましたが、それはどのようなことであるか私はよく存じませんが、公団の計画といたしましては、三十八年から四十一年の間に約五十万坪の土地を区画整理事業で整地をする。その費用は約十三億でございます、三十八年度におきましては八千七百万円の区画整理事業をやる。このほかに二千二百万円は、これは四日市市がやるんでございますが、これはもちろん補助金あるいは起債、公団からの融資あるいは出資、こういうものがあるわけでございますが、これが二千二百万円、合計約一億の三十八年度の事業がある。こういうものの一部をお組みになつたかと存じておりますけれども、県のことはよくわかりません。

そこで、初めの公団の区画整理事業は市長とそれから公団の支所長との間の協定書は皆さんにもおはかりだと思いますが、直営で公団がやる、こういうお約束をしておつたわけでございます。ところが公団は全国的に三十八年度におきまして多くの住宅団地を作成するということ、それから名古屋の住宅公団の支所におきましては、高蔵寺に約二十何万坪かの大きな団地計画をやるそうでございますので、とうてい四日市その他の都市の造成のために直営でやる人を急に増員するわけにいかない、こういうことでございまして、やむをえず各全国でも行なわれておりますように、地方公共団体において区画整理をやつていただく、こういう方法も多くとられておるそうでございます。そこで四日市市は県のほうにお願いをして、そうして住宅公団は区画整理事業を県にお願いする、こういうことになつておるわけでございます。

以上でございます、公団のほうは比較的政府のおやりになる仕事でございますので、大蔵省関係もやすかろうと思っております。そういう関係で、先日、二宮助役と出張いたしましたときに山手代議士をお訪ねしまして、公団の払い下げと四日市に対します貸し下げについては、同時にやつていただくようお願いをいたしました。ところが二、三日たちまして名古屋の財務局のほうへ本省の係官から、同時にやるようにというふうな通牒もございまして、公団が早くやつていただくことは私たちのほうの市の直営の仕事も早くやる、こういうことだと思っておりますので非常にけっこうだと思っております。

そこで、オ二段階の公園緑地の市の担当部門でございますが、これはいろいろな問題が派生してきたわけでございます。まずオ一に、昨年、土木部で都市計画事業といたしまして用途別地域の計画決定があつたわけでございます。その中に四日市全体の公園計画と墓園計画が全然出ていないわけでございます。そこで大蔵省なり建設省へ聞きますると、泊山の約三十何万坪の公園もけつこうだ、しかし四日市全体の公園緑地計画はどうだ、それを中心にして考えなければ南部丘陵地だけの公園を取り上げるわけにいかない、こういうことでございましたので、早速、帰りました土木部の方に計画を立てていただきました、四日市といたしましては人口一人当たり約三坪の公園が理想でございますが、昭和五十年までにどれだけいるかという坪数を出していただきました、そのうちの一部である、こういうことでいま計画を立てていただきました、この建設あるいは大蔵省に回つておるわけでございます。

なお墓園にいたしましても、四日市の墓地はしからば何個あるのだ、どこどこに四日市の全体の墓地を置くか、その上において国有地を使用するならわかるが、国有地があいておるから全部墓園なり公園を持つていくということはおかしいじゃないか。こういう四日市全体の公園緑地計画もございまして、そういう関係で説明の材料あるいは根拠をつくつておいて、それがためにおそくなつたわけでございます。

もう一つは、たまたま福祉センターといたしましてこの泊山の国有地の中に一万坪の土地を要求されております。

もう一つは水道局といたしまして、才二期水道工事の配水池として約三千坪の土地が必要とされております。そこでわれわれは、当初は公園緑地のみと考えておりましたところ、その才二期工事の性質、あるいは福祉センターの性質、何坪向に使うか、こういう詳細も一緒に合わせて考えなければならぬ、こういうような大蔵省の指示もございまして、非常に遅れまして申しわけない、こう存じておりますが、しかし最後の手続きまでまいりましたので、ひとつ皆さま方議員の御協力によりまして、一日も早くこの所期の目的を達成いたしたい、こう存じておるわけでございます。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 財源の問題についての御答弁を願ったのでございますが、税務部長の説明、今日の段階においてはやむをえない。九月あるいは十二月のときまで、この結果の出るまで私は保留さしてもらいたいと思えます。

その次、総務部長の答弁に対して、依存財源である国庫の補助とかあるいは起債の問題、もうすでに時期的に遅れたという感があることの説明があつたのでありますが、やや私は失望をしたのでございます。四日市の財政が今日の状態にあることは、去年あたりからはつきりしておつたのでございますから、早くからこれに打つべき手があるならば手を打つていくべきじゃなかつたか。きょうの新聞を見ますと、水道局のほうに対して二億一千万円の起債が許されたということが出ておつたのでございます。おそらくこのように四日市の水道行政をどういうようにやつたらよいかということをお前から考えて、関係の中央に働きかけてその実が結んだものだろうと思つたのでございます。ただ時期がおそいからだめだというのは、私は非常に遺憾でございます。しかし、最後の決定なるものは今月の中旬であるということをお部長は説明されたのであります。市長以下関係部課長が一そう御尽力になり、また議会のほうに要望があるならば、議員一同はこの起債あるいは補助金の獲得あるいは増額に大いに努力して、四日市の市民のために公

共的事業のできるように邁進したいと思つたのでございますから、どうか理事者におかれましては最後の努力を私は要望するものでございます。

次に、南部開発の問題につきましては、いま開発部長から苦心のほどを伺いましてこれも了とするものでございますが、どうか理事者のほうでさらに一そうの努力をし、われわれ議会人の協力の必要があるならばぜひ要望をしてもらいたい。そうして市長の一つの施策の一端である南部開発が一日も早くその緒につくように、また二十万市民がこれを喜んで受け入れるようにやりたいと思つたのでございます。

次に、少し細かい点につきまして各部長関係にお尋ねをしますのでございます。

まず才一番に、土木部長にお尋ねをしますのでございます。最前から申し述べておりますように、当初予算におきましては道路の新設、整備あるいは補装というような方面においては、昨年度に比べると相当減額されておるのでございます。同委員会においてはこれに対して強く要望があつたのでございますが、部長は四日市の道路の新設整備あるいは補装の年次計画をやつて、そうしてこれを実現していく御意図をお持ちになつていかどうかということを伺いたいでございます。

才二番に、本年の異常気象によりまして長雨の事態が起こつたのでございますが、この長雨の事態において、午前中、藤谷議員は産業方面からいろいろと問題に触られたのでございますが、私は全市民の最も強く関心をひいたのは道路の問題であつたと思つたのでございます。あの道路の災害に対して市民がどういうような態度をとつたか、あるいは議員諸公の御活動、あるいは出張所などの努力というようなことがあつたのでございます。こういう点についてひとつ私は希望を述べたのでございますが、あかいう非常の事態でございますが、土木の関係事項だけとはいへませんが、いまま少し窓口を一本にして市民の声を聞いて、迅速にこれを解決する方法はないか。例をあげて申すな

らば、各地区の被害の状況を出張所長から報告を受け、直ちに関係の職員をパトロールせしめて、その診断に応じて対処し、実際にこれを復旧の方向にもつていくというようなことが必要ではないか。ときあたかも台風期に向かつてくるのでございます。いついかなるときにどういふ災害が起るかもしれないと思っております。今回の長雨のあときの状況を反省されて、ひとつ統一的な災害復旧の方針をお立てになるお考えはないか、こういうふう存ずるのでございます。

次に教育長にお尋ねするのでございますが、教育施設の整備十ヶ年計画の本年度の予定校に対して、当初予算のさいに予算化されていないのでございますが、これを責任を持つて九月の議会におやりになる強い御決心があるかどうかという点。

次に、これは大島議員の質問と多少関連するのでございますが、私は昨年の九月議会におきまして、青少年の指導の上から本市の体育向上のために体育課を新設して、技術方面の指導と体育施設の充実をはかつたらどうかということをお尋ねしたのでございます。ただいま、スポーツ振興審議会もいよいよ発足しておるのでございます。四日市のごとく二十万程度のどの都市におきましても、体育保健課なるものが設けられて、青少年の体育の向上、学校の体育施設の充実が努力をしておられるのでございますが、これに対する将来のお考えがあるかないかという点でございます。

次に産業部長にお尋ねするのでございますが、土地改良事業の問題におきまして単独の土地改良と県単の土地改良との方法があつたのでございますが、県におかれましては、本年度の県単事業の行き方を従来とはやや異なつた方針が打ち立てられておる。その内容はすでに御承知のことと思ひますが、私が平易に解釈いたしますと、従来よりも本年度におきましては県単事業費が減額されるのではないか、それだけ本市の土地改良事業費が圧迫されるん

ではないかと思つたのでございます。こういう方面に因しましてよく検討されて、土地改良の事業が当初予算において減額されておる分を次の追加予算期に復活する御決意があるかないか、これを伺いたいでございます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 御質問の主として土木費に対する問題でございますが、昨年度予算に対して本年度の予算が相当下廻つておるじやないか、これに対してこんごの処置並びに舗装道路の新設等に対する年次計画をつくる意思があるかないかという御質問の御趣旨に拝しております。この予算の問題につきましては、先ほど来、市長、財政局のほうからも答弁がなりましたように、財政のこんごの伸びに關係するとは存じますが、事業を預かつております土木部といたしましては、市の財政の許す限り、この建設關係の予算を伸ばしていただきたいと思つております。それにつきまして舗装の問題が非常に重要視されておりますが、これにつきましては一昨年度は土木關係あるいは都市計画關係を含めまして、だいたい一億という見通しの舗装事業をやらしていただいております。本年度、現在の既決予算ではこれを相当下廻つておるんでございますが、こんごは舗装を重点的に予算の追加をお願いしたい、こういうふう考へております。それにつきまして計画でございますが、この土木關係の計画は御案内のように公共事業の關係上、國の補助あるいは起債等を導入しなくてはなかなか市の単独費のみではやりにくい、伸びないという性格が多分でございますので、その見通しが非常にむずかしいわけでございますが、一例を道路にとりますと、國における道路十ヶ年計画、この前期五ヶ年計画という形で國の計画が策定されます。その計画がちょうど三十九年度で新しく再検討されることになつております。そういう關係上、國の補助金等と関連のある計画は当然本年度から予定をいたしまして、来年度の國の変更までには計画を固めたい、再検討したいと考へております。またその他の下水あるいは建築、そういう他の方面におきましても、國の各計画がいろいろ策定されますが、それをならみ合せつつ市独自の計

画も立てなくてはならないということで、全然無計画で公共事業を遂行していくことはありえないわけですが、そういうような関係、あるいはいままでの状況ですと市の発展の速度並びに方向が非常に急速であつたために、まだ当分の辺は伸びないであろうという方向に伸びた事態もありまして、非常にそういうことから考えますと計画を立てにくかつた。むしろあとを追うておるようなかつこうでございましたが、こういった問題等がありまして、一応事務段階の計画としては、各課で道路新設なり舗装なりあるいはその他に対して持つておりましたが、市会のはうにはつきりこれをお見せして、なんと申しますか、法的に固めた計画によるには若干問題があるということで、建設委員会等で舗装についてはこういう考え方をしておりますという程度の説明をさしていただいております。進んでおつたわけでございます。そういう事情でございますが、計画につきましてはもちろんいろいろ検討して立てるべきであると思つておるわけで、できるだけこんご御趣旨に沿うような計画を立てたいと思つておるわけで、それにつきましては繰り返し申しますように、計画そのものを議会で議決していただくようなかつこうになるのか、あるいはただこのよるな邸の一つの考え方として御了承願つておく程度に扱つかつこうの問題について、こんごよく検討した上で御相談をかけた、こういうふうにお考えをしております。

それから長雨についての対策でございますが、気象上も非常に珍しい長雨でございます。道路等におきましては徹底的にやられたと申しますか、被害を受けております。ことに防塵舗装をやつた箇所並びに舗装のない箇所が非常に御迷惑をかける状況になつた。防塵舗装におきましては、むしろ舗装がなかつたほうがいいんだというような御批判を受けたり、事実またそういうところも発生したように思つております。それでこれにつきましては、雨が降つておる間に舗装を復旧するということは非常に困難な仕事でございます。むしろ若干ぬれておるのでもかわかしてやるというふうな性格の仕事でございますので、一応降つておる雨期の間はひとつ御辛抱願いたいということで、相当

いろいろ御注文を受けましたが、われわれとしては雨のあがるのを待たしていただいた状況でございます。それでこの数口米、非常に天候の状況がよくなつてまいりましたので、防塵舗装につきましては作業所の職員を督促いたしまして、各所の穴埋めをやつてもらつておる状況でございます。それから砂利道の補修につきましては、だいたい当時五千立方メートルの砂利を最少限まきたい、あるいはそれぐらゐかなくては一応の補修はできないという見通しをつけたわけでございます。ただいま三千五、六百立方メートルの砂利の散布をやりつつあります。それにつきましては、新規に購入していただきました砂利としては、約二百万口程度の砂利を購入していただいております。これにつきましては既決予算の範囲内におきまして二百万口の原材料をお認め願つておるわけでございます。土木費全体の措置をいたしまして一応材料購入をやらしていただいております。この措置につきましてはこんご追加の時期に予算の修正を御審議願いたいと思つております。それと直營的に採取いたしました分、それから地区の方のお手伝いによる分等を合わせて、だいたい三千五、六百立方メートルの砂利を全市的にまいておりました。あと千五百立方メートルをまけば最初におつた量に達するのでございます。それで数字だけでいきますと七、八割程度、一応当初考へた補修の手当てをしたということになっております。御承知のように道路は次々いたみまして、このさいあと千立方メートル千五百立方メートルをまけば、皆さん方に非常に御満足していただける状況になるかどうかということについては、非常に問題でございます。こんご予算の問題あるいはトラック等の問題等もいろいろ検討いたしまして、こういう努力をこんご相当続けていきたい、こう考えております。

それから長雨を機会にいたしまして、災害対策の窓口を一本化して統一的な計画を立てたらどうか、あるいは立てておるかどうかという問題でございますが、これにつきましては一応仕事の性格上、総務の庶務の担当におきまして、市の全機能を網羅いたしました計画を立てていただきまして、それに基づいて各部署が責任を果たすというかつこう

になつておりまして、これは条例でございませんので、近く公報その他で公示されるんじゃないかと考えておりますが、すでに案としてはでき上つておるはずでございます。

私のほうの関係、以上のように思いますので……。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

九月議会に十ヶ年計画にのせられていられる学校建築について追加予算を要求するかどうかということでございますが、園におきまして現在建築基準の改定の問題がございまして、その決定が遅れていまして、この建築基準の改定は来年度に回されたためにしたがって園庫補助も遅れまして、七月の下旬から八月の中旬にかけて私たちのほうは決定されるということでございます。そういう関係もありますけれども、その補助の決定を待ちまして、私たちといたしましては九月議会に、十ヶ年計画に本年度のつておりますものにつきましてはお願ひしていききたい、こう思つております。

その次に体育課の新設でございますが、これにつきましては過般スポーツ振興審議会の会合を開きましたときにもこの要望もございまして、その前からもこういう要望がございましたので、私たちといたしましては委員会におきまして、保健体育課の設置について現在検討中でございます。

〔産業部長（市川善雄君）登壇〕

○産業部長（市川善雄君） 産業部門におきまして、ただいま九月の議会にはどうしても追加をしてもらわなければならぬというふうなそれぞれの事業につきまして各課長に報告を求めておるのでございますが、そういった問題につきましてはまだ全部まとまつておりませんので、ただいま坂上議員からお尋ねのありました果樹のことに對する減額の

おそれはないのかというふうなお話でございましたが、まだ数值的にまとまつておりませんので、それに対する答弁はまたの機会にお願ひしたいと思ひますが、いずれにいたしましてもこの産業部門、とくに農林関係並びに耕地関係の予算につきましては、三月の当初予算を御審議いただきました節に、とくに市長の出席を求められまして、市長のいろいろと意見を聞いていただいたのでございますが、その節、市長は九月の追加予算の時期になりましたならば、財政の事情をよく検討いたしましたして御趣旨に沿うことができるようにしたいということを答弁しておみえになりますので、私もはその市長の答弁に非常に期待を待つておるものでございます。

以上でございます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三十四分休憩

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

坂上議員。

〔坂上長十郎君登壇〕

○坂上長十郎君 ただいま三人の部長から御答弁を願つたんでございますが、だいたいで承するものでございますが、土木部長にお願いをしておきたいのでございます。

道路の新設計画あるいは舗装の五ヶ年あるいは三ヶ年の計画を土木部だけでなくして、大きな立場でおつくりになり、市民にもある程度これを知らしめて、そうして安心して道路問題に關しては市民が生活できるように私はしても

らいたい。

なお、台風期が迫りましたときの災害予防に対する答弁は省略されたのでございますが、しかし時間の都合上、私はくどくど申しませんが、備えあれば憂えなしということばの如く、ぜひ万全を期してもらいたいのでございます。最後に、私は冒頭にも申し上げましたように、三十八年度の市長の市政方針に共鳴をいたしまして、その具体化についてお尋ねしたのであります。どうしても市政というものは市民のための市政でございます。その具体化のためにいろいろとお尋ねしたのでございますが、一番問題点は、本市の現時点に立つて財源問題でございます。しかし財源が足りないから、少ないからどうにもならないというふうなお考えでなくて、いかにして財源をうるか、どの財源をどのように利用するか。ことに財政調整積立金の問題に關しては、林総務部長は簡単に答えましたが、要するにこの点をどのように利用するかということにかかつてくるのではないかと思うのでございます。しかし市民の福祉増進のため、本市が文化都市として発展するためには、その一部使用もまた私はやむをえないと思うのでございます。どうか平田市長におかれましては、ひとつあのあたかい住みよい市政をやるといってお気持ち、日の当たらないところに日を当てるといってお気持ちをお忘れなく、九月の追加予算編成期に各部課長からいろいろの資料をもつてお願いすると思うのでございますが、どうか市長のこの市政方針の具体化を切に希望いたします。私の質問を打ち切る次でございます。

○議員(田村末松君) 酒井議員。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 三つの項目について質問いたしたいと思ひます。

市長の三大重点施策の才三番目のあたたく行き届いた市政の項目の中で人づくりを叫ばれ、日の当らぬところに

光を与えようという御意図を示されて、本年度はもつぱら内部体制を整え、来るべき進展期に備える年としての年間予算を編成されたとのことでございますけれども、その中で相当額計上されておる食糧費及び交際費についてお尋ねしたいというのが才一項目でございます。

そもそも地方自治のあり方というものは、皆さまも御存じのように市民の福祉を顧つて、最少の経費で最大の効果を上げる慈悲政治でなければならぬことは申し上げるまでもございませんが、とくに食糧費、交際費等は必要最少限度にとどめていただきたいと切に望むものでございます。例をとつてみますと、わが国の地方自治団体の食糧費及び交際費の合計は、年間百五十億といわれております。であるがために、三千万円の小学校が約五百校建つわけでございます。この四日市においても一年間に食糧費、交際費を半分減らしたとするならば七百五十万の節約ができて、そうして四年間に小学校が一つ建つていく、こういう計算になつていくわけでございます。

それから、先ほどPTAの会費の面で大島議員より質問のあつたとおりに、もう少し節約すれば一年間のいわゆる一千万円というPTAの会費が市から出るんじゃないか、こういうことも考えるわけでございます。予算に計上されておるがゆえに、また自分の金でないから、自分のふところから直接出るものでないから、わりあい無神経に食糧費、交際費をはじめとして諸経費が使われておるのでございますが、それは全部市民の汗と油による血税であつて、たとえ一円たりとも価値的にそれを使わなければ、市民の皆さんに対して申しわけのないものと私も思うものでございます。まして昼食とか夕食等を血税でもつてあがるということは、断じてやめなければならぬと私は考えるよりも、むしろそのようにさけばしていただきたいと思うものでございます。むしろ、価値的に使うことはいささかもやぶさかでないことは申すまでもございません。ことわざに、上正しからざれば下必らず乱るということがございますけれども、市長以下われわれから実行することが、すなわち市長のいわれる人づくりであり、また日の当らぬところに光

を与える原動力だと私は考えます。投資的経費の支出とか資本的支出はともかくとして、食糧費、交際費の大節減をはじめとして、できるだけ諸経費を一切節約して、そうして内部体制を整えていかなければならないと思うものでございます。

次に才二番目には、四日市港の改善についてでございますが、わが四日市港は日本でも有数の貿易港であるということは、私どもは誇りとしておりますけれども、しかし四日市市の海の玄関として、その環境の設備というものは非常にお恥しい次才ではないかと考えます。であるがゆえに、次の五項目についてとくにお考え願いたいと思います。まず道路の整備、合わせて衛生の設備、これが才一項目です。二番目には、港湾より都心への連絡交通網の整備、いいかえれば一時間に二本しかバスが行っていない、とくに塩浜から四日市港に至る一時間に二本のバスの時間というものは非常に不便であつて、少なくとも一時間四本のバスを通していただくように御考慮願いたい。三番目には、船員の皆さまが上陸されたときに、家族とゆつくりこの四日市でくつろいでいただくそういう施設をさらに増設していただきたい。四番目には、清水港といい、神戸港といい、名古屋港も当然でございますが、これに比べて四日市港は商店街との接触が少ないことであります。ほとんどの貿易港には、船を上つてすぐに商店街があつて、であるがために榮えておる、そういうような状態もございしますので、これと合わせて中小企業との面も考えて、商店街というものをつくるように市として御努力願いたいと思ひます。それからもう一つは、最近、四日市港を見にくる学生さん及び婦人の団体とか、そういう方がありますが、観光方面についてもひとつ御考慮を願ひたい。そうして陸の玄関が整備された今日、海の玄関の港もひとつ積極的に、もちろん県との共同ということもございまいしょうけれども、市当局が積極的に県のほうに働きかけて、そうして四日市の海の玄関をひとつつくりつづけていただきたい、こういうふうに思うものでございます。

三番目には中小企業の育成に關してでありますけれども、とかく、中小企業と申すよりも小企業と零細企業は世の中から忘れられがちであつて、そうして大企業に重点を置く、また中企業はみずからの手でその開拓をしていますけれども、市としてもどうか小企業と零細企業を守る意味で大いに育成に努力をしていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

これについて三項目にわたつて質問したいというのは、才一項目は市の金融面でございますが、市の保証制度のワタの拡大、いわゆるもう少し貸し出しのワタを広げていただけませんか、そういうことです。次には、国民金融公庫四日市支所を昨年より運動しておるわけでございますけれども、一向に日の目を見ない、そういうこともございすし、いまの津の支所へこちらからまいるわけでございますが、その費用にしても一年間業者が一人一人津へ行つていろいろな手続きをするのに、約六百万という金額が使われているので、四日市にできれば六百万円の節約ができる、こういうような計算も成り立つてくるわけです。それから次に産業会館の新設、これも業者の声が出ておるわけでございます。

以上三点について質問をいたすとともに、もう一つ補足として、先ほど大島議員の質問に対して、PTAの会費の一千万円を徐々に減らしていくとのお答えでございましたけれども、これは一括して市のほうでなんとかならないか。先ほどの食糧費、交際費を節減すれば一千万円ぐらい出てくるんじゃないか、こういうふうに考えるわけでございすけれども、以上四項目についてひとつ御回答願ひたいと思ひます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 才一点の食糧費並びに交際費についての御意見と拝聴いたしますが、それにつきまして御説明申し上げたいと思ひます。

ただいまのお話でございますと、お説もつともでございます。俗にいう食糧費あるいは交際費というようなものは、大いに節減すべきであるという御意見でございますが、私も大賛成でございます。四日市市といたしましては、過去、終戦以来のことは簡単に申し上げられると思いますが、過去におきましても県内といわずおそらく全国的にこういつた食糧費、交際費等につきましては節減といえますか、けちけちしてまいった最右翼の都市でないかとわれわれは考えております。と申しますのは、ただいま御指摘のありましたように、食糧費は、本年度予算を一応一括いたしますと千七百六十二万四千五百九十円となっております。このうちの約一千三百万ほどは保育園あるいは希望の家等の給食関係の費用でございます。そのほかの約四百万ほどの経費がございますけれども、これ等も、ほとんどこれは各種の委員の方等に報酬あるいは費用弁償等をいたしませんので、会議等におきまして食事の時間となりましたら、普通百五十円あるいは最大二百円ぐらいを常例といたしまして差し上げておる経費の集積でございます。それから交際費という名目で計上しておりますのが、約一千万円ちよつと出ておりまして、合計いたしますと食糧費、交際費で二千八百万ほどに予算的には相なっておりますけれども、交際費のうちの儀式関係の経費、これが約百十万ほどございます。といえますのは、希望の家あるいはその他教育委員会といたしましては成人式、こういったときの儀式関係の経費でございます。それから一番大きなウェイトを占めておりますのは、市役所費の一般交際費として計上しております八百万余りでございますけれども、これの大半がほとんどなんといえますか、助成あるいはその他の経費に回りまして、いうならば雑費といつて計上したほうが適切であるというように考え方をでございます。それで市といたしましては、従来、各部署に交際費を設けておりましたのを一括いたしました。秘書課長並びに総務部長というようにところで相当けちけちいたしまして、節減にこれ努めておりますので、酒井議員の御心配のような向きは万々ないような努力もいたしておりますし、将来もそういうふうな考え方をいきたいと思います、こう考えております。

ところが、御指摘いただいておりますように市民の方の血税を使いますという関係上、われわれとしては変なあるいは無意味なそういった出費につきましては、敢然たる態度で努力をいたしております。会計課あるいは収入役のほうにおきましても同様、敢然とこれを行なつておるのでございますけれども、お気づきの点につきましては御遠慮なく御指摘いただきました。改善すべきものはどんどん改善していきたい、こういうふうな思っております。

それから、最後の点のPTA会費を直ちに予算化するようにはすべきでないか。といえますのは、大島議員のほうで御指摘いただきました金額約四千四百万のうち二千数百万がいわゆる市が負担すべき額になるのでないかというように御指摘の向きと、それから教育長のほうからお答えしておりますその総額におきましては同様であるようにございますけれども、教育の立場で検討を加えたときに約一千万になるんだ。私どもはこれは昨年の……いまからいいますと年度の昨年度でございますけれども、三十七年の三月議会におきまして、三十七年度の予算を計上いたしますときに、市といたしましては市長の説明におきまして、いわゆるPTA等に税外負担というように教育費の負担をかけることは、大いにこれを整理してなくしたい。ところが、学校あるいはその土地を愛する皆さんの御気持ちの発露といえますか、そういった意味での御協力等につきましては、これは市からお願するものは毛頭ございませぬけれども、地域の皆さんの御賛同をえてなされることにつきましては、あまりにこれをやかましく申し上げるといふような態度はよろしく思いたしません。いわゆる郷土愛の発露としての寄附行動というような形でなされる場合の御負担等については、これを市長の立場でそういったものは一切なされるのはいけませんよというようなことは、よう申し上げないという態度をはつきり申し上げておるはでございます。

それで要は、教育委員会とわれわれ話し合っておりますのは、非常に御説明申し上げ方がへたでございますので、あるいは誤解をまねくかと思っておりますけれども、PTAその他のお考え方の中には他の学校とのつり合いの上、あるいは

私らのことばで申し上げますと競争上というようなお考え方で、なにかそういう会長あるいは実行委員その他の責めにつかれたその時点に立つてのお考え方で、ときには寄附あるいはその他の考え方を、皆さんとおはかりの上でおきめになることと思えますけれども、お考えになつておるような向きがございますので、そういうようなものまでは市は考えられないけれども、どうしても必要な経費といったものにつきましては十分教育委員会とはかつて、お説のように予算的に処理をしていきたい。本年度の考え方としましては、教育委員会のほうで申されますと、その約六〇〇くらいを市はみてくれたという話し方をなさいますし、われわれといたしましては、それで一〇〇もの配慮をいたしたというふうな方を予算査定等におきましてはいたしております。これも一つの考え方でございまして、その限度その他につきましては将来十分検討を加えまして、酒井議員、大島議員お二人ともおつしやつておられる意味は、多くをたつとんでおられるものでなくつて、正しきをたつとんでおられる。正しい態度で負担すべきものを市が予算に計上すべきである御要望だと私は考えますので、こういう点ではお説のように十分御協力申し上げまして処理していきたい、こう考えております。

〔港湾課長（上杉勇君）登壇〕

○港湾課長（上杉勇君） ただいまの酒井議員の御質問にお答えいたします。

去る二十八日に総務部長からもちよつと申し上げたように、四日市港は特定重要港湾でございまして、しかもその管理が、現在三重県でやられております。それで四日市港でいま現在仕事をやつておりますのは、直轄事業と県公共事業と県単事業でございしますが、すべて県と運輸省で工事がなされておるんでございます。

それで、才一番に御質問になりました道路の整備でございしますが、これは県公共事業でやつておる事業でございまして、目下、道路の整備中でございまして、工事は跳上橋をいま現在かかつております。それでおいしい工事がなさ

れてきますので、いましばらくおまち願いたいと思います。

それから二番に、内陸部への交通でございしますが、これは四番の御質問の商店街との接触の少ないこと、これに關連しまして、私たち船へまいりますと各船員によくいわれるんでございしますが、これは事実交通が非常に悪いのと、それから桟橋を上つても商店らしい商店がないとよくいわれるんでございしますが、この交通関係につきましては三重交通バスが現在通つておりますが、これは昼間だけでございまして、夜間になりますとハイヤーを呼ばなければならぬ。そのハイヤーもこちらの商店街のほうでないと固に合わない。それでわれわれもその点につきましていろいろ県とも折衝しまして、なんとかあすこに三重交通の出張所なりあるいはハイヤーの出張所なりを置いてもらうような手配をしていただくようお願いしておるんでございます。

それから船員の宿泊所でございますが、これは現在、四日市船員会館が一つございまして、これは市の所有でございまして、運営は運営委員会でなされておるんでございます。この船員の宿泊所につきましては、現在の船員会館が個人の住宅を買収して船員会館にしたものでございまして、現在各所につくられております船員会館に比べますと、旧式といえますか、へやの仕切りが全部からかみになつておるんでございます。これで家族と面接する上におきまして非常に不便を感じますので、実は昨年、別館を建設すべく手配したんでございますが、いろいろ県の都合がございまして延期になつた次才でございまして、しかしこれは運営委員会としてもあきらめておりませんので、いずれ近いうちに行けるものと存じます。

それから次に、港見学者の観光施設でございしますが、これも現在四日市港を上つてみますと、観光施設らしい観光施設はないのでございますが、この点につきましても実は旧港のほうで展望台をつくつてくれという地元からの話もございまして、いろいろ市のほうとしましても県のほうへ申し入れておるんでございますが、何分にもいま現在四日

市港がこの港湾の整備に迫られておりまして、非常にこれに金が使われておりますので、そういう点につきましても折々市のほうから申し入れてはおるんですが、早急になされるということはちよつと困難かと思ひますので、これも決してなおざりにしておるんではございません。市のほうからたびたび申し入れておる次才でございます。どうぞよろしく……。

〔産業部長（市川善雄君）登壇〕

○産業部長（市川善雄君）　オ一点の融資のワクの拡大につきまして、一応、四日市の信用保証委員会の保証による融資の限度額は三十万が最高になつておりますが、この三十万のワクをもう少し大きくしたらどうかという御意見のようによつて伺ひたいんですが、これにつきましては信用保証委員会において一応そういう問題についていろいろと検討することが必要ではなからうかと考えておるのであります。といいますのは、四日市市から出してあります一千万円の出損金に対して、その五倍の五千万という最高限度のワクがあるのでございますが、そういう範囲内において三十万が適当か、五十万が適当か、あるいは十万二十万でいいのでそれが適当かどうかというふうないろいろな問題があるんじゃないかと考えるのでございますが、こういった問題につきましては、一応県の信用保証委員会との話題に取り上げていただきまして、いろいろの点からながめて結論を出していただきたい、かように考えておる次第でございます。

オ二点の国民金融公庫四日市支所の新設の問題でございますが、これにつきましてはただいまこの陳情をしておる段階でございますが、本年度になりまして、すでに商工課長はこれに三回陳情に行つておるのでございますが、この間一回は市長にも行つていただきました。一応陳情をしたのでございますが、だいたい全国で二十ヶ所ばかり現在申し入れがあつて、毎年三ヶ所ないし四ヶ所の新設というのが一応の本省の方針であるようにございます。本市といは

しましては、ぜひ三十九年度にはなんとかならぬかというのでいま陳情をしておるのでございますが、これにつきましては、すでに山手代議士を通じまして、いろいろとさらに強力な陳情を繰り返しておつてもらうんでございますが、必要に応じて議員の皆さんにもあるいは御出馬を願つて、御無理をお願いしなければならぬことがあるのではないかと考えておるのでございますが、いずれにいたしましても四十年にはだいたい目標がつくのでございますが、これを三十九年度ということになりますと相当問題点があるように考えておるんでございます。

三つ目の産業会館の問題でございますが、これにつきましては、現在この国民金融公庫四日市の支所というものとどういつた産業会館との関連において、なんとかできぬものかということに関係者が寄りましてこの計画をいま立てておる段階でございますが、はたしてそれでいけるものかどうかということ、これからの検討の結果でないとはつきりいえないのでございますが、取り進めておるということを申し上げまして答弁にかえさせていただきます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　先ほど総務部長より説明をいただきました食糧費、交際費の件についてでございますけれども、説明を聞きますとなるほどともだという事は伺われます。しかしながら市の人々からの血税であるがゆえに、なんとかして少しでも食糧費、交際費、どうして疑いの目をもつてみられるこの二項目の経費に対して節約をしていこう、そういう御意思があまりなかつたように感ぜられますので、その点どうか二千八百万……私は千五百万と申し込んでありますが、あとの千四百万に対してはこれは当然給食費でございますので申し上げなかつたわけでございます。あとの千五百万に対して、それが半分ぐらにならないかという質問を申し上げたわけでございますが、それについて総務部長の御返答を願ひたいと思ひます。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 給食費を除いた食糧費並びに交際費、おつしやいますようにそれでございまして約千五百万円に相なるのでございますが、それを七百万円ぐらいに節約できないか、これについて答えよ、こういうことでございますが、現在われわれといたしましては、先ほど来申し上げておりますように、一つの問題といたしましては交際費という費目で支出しております中に、純粋な、酒井議員が御心配いただくような性格のものは半分以下でございます。約八百万のうち、年間を通じまして三百四、五十万しかいわゆる交際費的なものには使われておりませんので、あとはたとえば、ことばは非情におかしいと思えますけれども、俗にいう機密費的な使い方といえますか、そういうような形で市の交際費は支出されております。と申しますのは、急に助成等の申し出がありまして、金額も五万円以内ぐらいで、しかも追加予算等を計上するまでもない、そういうもので市長の裁量でこれは助成をしてやるべきである、あるいは補助をすべきであるというような性格のものまで入っております、そういうものが先ほど申し上げましたことばでいいましたら、雑費といつたらかえつて適切でないかというようなことでございます。それでわれわれ予算を計上いたしますときに、すでに各課各部署から申し出のあるだいたい半分に削っているのがいまの状態でございますので、先ほどおつしやいました全国五百五十都市のうち、おそらくこれは都市の集計を仰せられたものと思えますけれども、百五十億ほどの金額から類推いたしますと、四日市の食糧費、交際費のウェイトはすでに半額以下になるのでないか。これは平均の数値から出しましたも御案内のとおりだと思えます。それで私たちがしましては、おつしやいふんけちけちいたしまして、ここにおります前総務部長の岩野水道局長も同様でございますが、こういう性格の予算につきましては、他の郵局からいわれておるものも思い切つて削つて計上しておるのがこういうような状況でございますので、直ちに半分に節約できるかというお尋ねにつきましては、私はそれぞれの考え方を十分検討しまして、お説のように努力はいたしたいと思えますが、現在ではいつも足りないという状態で、ときに

は年度末におきましてなんらかの御追加を願わないと、四日市の体面を保つ上での経費がこれでは成り立つていかないとというのが現状でございますのでおことばに反するようなお答えになるかと思えますけれども御了承をいただきたい、こう考えております。

○酒井昌一君 ここで失礼します。

いろいろ御回答いただきましたが、だいたい了承いたしました。先ほど同僚議員が申した声なき声を聞いてというところは政治の要諦である。その声なき声を私どもは聞く方法を知っております。であるがゆえに、どうか四日市の市政の浄化のために、また四日市の発展のために、公用族的な存在は何人たりとも許さないという、こういう信念のもとに市長は政治を行なつていただきたいということをお願いして、私の質問を終りたいと思えます。

「〔議長、議事進行について〕と呼ぶ者あり」

○議長（田村末松君） 北村議員。

○北村与市君 本会議で質問あるいはそれにお答えになる場合に、できるだけ要点をはつきりさして答弁をしてもらいたい。本日五時で打ち切りというのに、六人しか済んでおられない。そういう点は議長のほうでよろしく議事の運営をスムーズに行なうために、たとえば一人三十分以内で終るような議事運営にもつていけるような努力をしてもらいたい。でないと、きょうこれで五時ですが、六人済んであした十人できるかということになると、三日目まで延ばさなければならぬというように、日程が非常にふえてまいりますので、この点御裁量を願いたい。

○議長（田村末松君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日の開議は十時でございます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さんでした。

午後四時四十八分散会

昭和三十八年七月三日

四日市市議会定例会会議録(第三号)

四日市市議会

昭和三十一年四月四日市市議會定例会議事速記錄

○昭和三十一年七月三日(水曜日)午前十時五分開議

第三号

○出席議員(四十名)

米	酒	伊	北	錦	藤	野	安	坪	岩	喜	前	志	伊	鈴
田	井	藤	村	谷	呂	垣	垣	井	田	多	川	積	藤	木
好	昌	宗	与	安	祐	幸	幸	妙	久	等	辰	政	太	愛
兼	一	一	市	吉	一	郎	郎	子	雄	男	一	一	郎	次
速	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
記														

○議案説明のため出席した者(三十六名)

市助	助	入	総務	税務	産務	厚生	衛生	土木	開発	人事	會計
長	役	役	長	長	長	長	長	長	長	長	長
平	二	庄	川	林	園	市	村	中	城	鬼	天
田	宮	司	崎	浦	川	木	山	井	頭	野	口
佐	良	祐	義	和	善	喜	英	義	鉄	正	
矩	一	男	男	己	雄	次	郎	夫	郎	春	崑
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

訓	味	山	増	渡
一	也	榮	英	樞
男	郎	一	郎	郎
君	君	君	君	君

宮	坂	田	中	野	日	荒	矢	伊	須	大	前	加	早	山	高	笠	服	橋	永	谷	
崎	上	村	島	崎	比	木	田	藤	藤	島	川	藤	川	中	橋	田	部	詰	田	口	
吉	郎	松	勝	芳	平	治	一	郎	雄	雄	一	男	一	男	一	一	一	一	一	一	九
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

才一 一般質問

- 才二 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算……………質疑・委員会付託
- 才三 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算……………
- 才四 議案才七九号 起債について……………
- 才五 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 才六 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………
- 才七 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………
- 才八 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について……………
- 才九 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………
- 才一〇 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について……………
- 才一一 議案才八七号 町の区域の設定について……………
- 才一二 議案才八八号 不動産の取得について……………
- 才一三 議案才八九号 市道路線の認定について……………
- 才一四 議案才九〇号 市道路線の認定について……………
- 才一五 議案才九一号 購入契約の締結について……………
- 才一六 議案才九二号 勤労青年学校の開設について……………
- 才一七 議案才九三号 購入契約の締結について……………
- 才一八 議案才九四号 請負契約の締結について……………

才一九 議案才九五号 請負契約の締結について…………… 議案説明……………質疑……………委員会付託

○本日の会議に付した事件

才一 一般質問

- 才二 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算……………
- 才三 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算……………
- 才四 議案才七九号 起債について……………
- 才五 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について……………
- 才六 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………
- 才七 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………
- 才八 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について……………
- 才九 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………
- 才一〇 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について……………
- 才一一 議案才八七号 町の区域の設定について……………
- 才一二 議案才八八号 不動産の取得について……………
- 才一三 議案才八九号 市道路線の認定について……………
- 才一四 議案才九〇号 市道路線の認定について……………
- 才一五 議案才九一号 購入契約の締結について……………

才一六 議案才九二号 勤労青年学校の開設について
才一七 議案才九三号 購入契約の締結について
才一八 議案才九四号 請負契約の締結について
才一九 議案才九五号 請負契約の締結について

○議長（田村末松君） ただいまから、本日の会議を開きます。
出席議員は三十六名であります。

本日の会議につきましては、議事日程才三号により取り進めたいと思っておりますから、どうぞよろしくお願いたします。

なお、議事説明者中、水道局技術部長、消掃才二課長は病気のため欠席いたしましたから、御了承願います。

○議長（田村末松君） それでは、日程才一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

〔橋詰與隆君登壇〕

○橋詰與隆君 通告をいたしておりました三つの問題について、質問をいたしたいと思います。

まず才一番に、市民プールの衛生上の問題について、きわめて小さい問題のように受け取られると思いますが、そうでなくて十分に管理を願いたい、こういう意味で質問をいたしたいと思います。

市営プールにつきましては、市長のきわめて英断のもとに、子供たちはまるで天国におるようにプールに遊ぶ姿を見るわけでございますが、昨年、不幸にしましてプールに行きました子供たちの中で、目が痛いあるいは目が赤くは

れる、吐き気をもよおす、こういった子供たちが多数みられたことは、当時、議会でも問題があつたと思えます。この経験に鑑みまして、本年そういうことが再び起らないという前提がなされた上でプール開きが行なわれたと思えます。これにつきまして、再びこういったことが起こらないように、こういった措置をとられたのか、この点をまずお聞きしたいと思えます。

才二番目の問題につきましては、通告いたしました固定資産の評価制度の改定ということが、昨年の通常国会において決定をされて、現在、自治省の指導のもとにそれぞれ全国の市町村で準備が進められております。当市においても準備が税務部を中心に行なわれておると思えますけれども、私不勉強のきわみで十分その内容がいまわかつておりませんので、この点をどういう具合に改定をされようとするのかということと同時に、その結果、納税者たる市民にどういふ影響を及ぼしてくるのかという見直しについてこの質問をいたす次第でございます。

若干、私の受け取り方としましては、いわゆる従来の固定資産の評価では、各市町村における不均衡が生じておるのだ。従つて、それを全国的に同一の資産については同一の評価基準をもつておるのだ、こういうところから評価に基づく評価というものが行われようとしている、こういう理解をしております。そうしますと、時価ということになりますと、大巾な評価額の増大をきたします。従つて、そこでは当然税法の改正が若干下げられたとしても、税率が下げられたとしても、やはり結果的には増税になるんじゃないか、こういう気がいたします。同時に、税負担の均衡上の問題において一般の中小零細企業の方々の税がふえるし、また四日市のように土地の値上りのはげしいところ、あるいは建築ブームが起つておるところについては、他の地区よりも大巾に時価が上つておる。またこんごも上つていくだろうという見通しがあります。こういう面につきましても、当然中小企業者の税負担が大きくなることは、これでは物価にはね返つてくるということが当然考えられます。さらにいま政府の進めております所得倍増計画

に基づく高度成長政策は、いわゆる大企業の地方分散ということがあります。そうしますと、そのときから当然市場的に出てくるのは、社会資本の充実ということであります。これがいま世の中で問題になっておりますが、税負担の面からできうるならば大企業のほうに税負担を軽くしようという考え方が、どうしてもいまの世界大勢の中では出ると思います。従つて、税法そのものを根本的に改正しなくて、評価基準を変えるのだ、こういう立場から今回のこの制度の改定が行なわれるとするならば、いわゆる中小零細企業者並びに四日市のような場合には農民の負担がでかくなるのではないか、こういう懸念をいたします。この点につきましてはどういう御見解をもつておられるか、この点について税務部長の御答弁をわづらわしい、こう思つております。

なお、才三点目の失対法の問題につきましては、いま申し上げました二点の解明がなされた上で質問をいたしたい、こう考えておりますので、よろしくそれぞれの御答弁をお願いいたします。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

プールの衛生管理の問題でございますが、主としてこれは目の問題でございます。一昨年始めました当時は相当数の目の痛い患者が outcome しまして、私たちも心配をしたのでございますが、昨年はその点では数が減りまして、しかしながら眼科について調査をいたしますと、眼科医にかかつておる子供のあることは事実でございます。これにつきまして、従来は塩素を投入いたしまして、これの要望をはかつておつたということ、水が少し悪くなれば、なるべく早い機会にこれを、装置をつけておりますけれども、入れかえを行なうということをやっております。

それから、看護婦が監視をしまして、その目について注意をしなければならぬ子供があつた場合には、あけて医者に行くように注意をした、こういうようにやつてきております。医者の見解によりますと、^{急性}細菌性血膜炎または疑似ト

ラコマにつきましてはそれほど厳格にする必要がないということでございます。しかしながら、急性血膜炎につきましては、現在の予防医学ではこれを予防することがむずかしいということでございますので、私たちといたしましては、学童につきましては学校で注意をして、そういう子供についてはプールへ入らないようにしていただく。ただ大人につきましては、これはなかなかとめにくいものでございますので、プールに掲示を出したり、また看護婦が監視をして見当つたならば、その大人の方に医者へ行つてもらうように注意をしていく、こういうふうにして予防したいと思つております。

〔税務部長（國浦和己君）登壇〕

○税務部長（國浦和己君） 御質問才二点の固定資産の評価がえに伴なう問題についてお答え申し上げます。

この問題につきましては、過般の三月定例議会におきまして藤谷議員さんの御質問に私のほうの税務課長がお答えいたしましたことがあるのでございますが、その後そのような考え方のもとに作業を進めているのが実情でございますが、いまお話がございましたような内容につきまして、お答えを申し上げてみたいと思ひます。

橋詰議員さんが御理解願つておりますように、固定資産である土地家屋及び償却資産につきまして、家屋及び償却資産の評価は、おおむね時価に近い数字であるけれども、土地はその後の土地ブームによる値上りによつて税のペー
スにおける評価と実際の価格とが非常に開きがあるということとは否めない事実でございます。その大きな、いろいろな不均衡を是正しようとするのが、御指摘のように今回の評価がえの作業でございます。これは、さかのぼりまして三十六年何月かに税制調査会の地方税部会に於てそういう方針が打ち立てられ、さらに固定資産評価審議会、評価制度調査会の答申を基準といたしまして、いまお話がありましたように國の、主として自治省を中心としてそういう作業を進めているわけでございますが、御心配いただきますように、この作業が終了するとどういふ結果になるかと

いうことですが、家屋及び償却資産につきましては、いま申し上げましたように、そう時価と評価とはへだたりがございませんので、大きい変動はないのでございますが、土地について評価が大きくなるとなると、土地に関する税負担が急速に伸びてまいります。全国平均にしまして四倍ないし七倍というふうにいわれておるようでございますが、そこで、いろいろといまお話があつたような問題が出てくるのではないかと、税負担の増大を目的とするのではなくて、資産間の不均衡を是正するのであるという考え方で進んでおりますので、現行税制において起きてくる増税の範囲内で税負担の調整をすることによつてこの問題を解決しようじやないかというような、政策論としてはそういうふうな考え方もつて進んでいるわけでございます。三月の定例議会で税務課長が強く強調しておりましたように、資産間の税負担の調整ということ、いまお話がありましたような、地域間の均衡といいますが、各府県間の均衡及び同じ県内における市町村間の均衡、この二本の柱の調整をしながら、しかもなおかつ資産間の調整をやつていかなければいけない。そして、増税を目的とするのではなくて、一つの評価がえによつて起きてくる増収分を、家屋及び償却資産のほうで調整をするというふうなことでございます。平たく申し上げますと、いま四日市の資産税関係の税が百倍といえますと、その構成が土地及び家屋及び償却資産のそれぞれの比率が、土地が急速に伸びてまいりますことによつて二二〇、一五〇というふうに伸びますのでなくて、一〇〇は一〇〇で押えていつて、それぞれの資産間の税率を調整していきうじやないか、こういうのが税調あるいは自治省あたりで考えておられます原則論としての方法というふうに理解をしているわけでございます。

最近では、もの本によつて、あるいは話で聞く情報といたしましては、いま固定資産の税率が千分の十四でございますが、それを千分の七・五くらいに引き下げたらどうかという話、あるいは千分の一〇くらいあるいは千分の一

二くらい、要するに程度の税率を引き下げたらどうかというふうな調整の仕方を考えているようにも聞いております。あるいは、土地は必然的に増税となるのであるから、土地の税率だけを引き下げる、いわゆる資産区分の税率適用という形でこの問題を調整したらどうかというふうな話も聞くわけでございます。しかしながら、いまお話がありましたようにこれによつて起きる中小企業あるいは大企業という問題、資産をもつ個人及び法人の中の法人とくに中小企業これによつて受ける影響と、いろいろと御心配いただいておりますが、お説のとおりでございます。この固定資産の評価がえの背景といたしまして、わが国が高度成長を行なつていくためには国際競争力を強化していかなければいけないのだ、そのためには企業の税負担を引き下げていくべきである。國家的な要請とでも申し上げますが、最近の強い片方においてそういう要求、要請がございます。これが背景となつて、毎年毎年いわゆる企業減税、所得減税と同じようなウエイトをもつて押し進められております企業減税という考え方が強くここに出てくるわけでございます。しかも、市という自治体におきましていろいろなと社会資本の充実等の必要があつて財源確保が強く要求されておる。その二つの要因をここでどのように調整させていくかということが、非常に大きな問題だと思つております。

具体的にはいま申し上げましたような方向で動いておりますが、具体的には中央の審議会において府県間の標準地の指示価格が出されまして、それによつて府県の審議会において、府県の標準地の価格が出され、それを網といたしまして、全国及び各市町村間の均衡を保ちながら、四日市の土地に関する評価がえをどのようにやつていくかというところを、いろいろと事務当局として作業を進めておるわけでございます。その作業を進めております内容の細分につきましては、さらに御要求があるならば、担当課長から説明させることといたしまして、だいたいそういう方向に作業を進めておりました。九月ごろにはいま申し上げましたような指示が具体的な指示価格となつて国からあるいは県

から四日市のほうに、各市町村に示されて、それによつて急いで作業をまとめまして、来年一月一日から三十九年度
の固定資産課税の作業に進めていくというような順序に相なつておるわけでございます。

方向としまして、考え方といたしまして進めております現状は以上のようなものであります。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君　いまそれぞれ御答弁をいただいたわけでございますが、市営プールの問題につきましては、さらに問題
が再び起らないという前提を確保されると、先ほどの御答弁以上のことを求めようと思いませんが、十分に御注意
を願つて、子供たちに迷惑のかわらないようにこんなこともひとつ御努力を願いたいという御要望を申し上げて終りた
いと思います。

固定資産の評価基準の改定の問題につきましては、だいたい私が懸念をいたしましたことがほぼ御答弁の中で是認
をされておる、こういう理解をいたします。ここでさらにこまかくやろうという気はございませんが、根本的には国
の税法系あるいは税負担、こういった問題にさか上る問題をたくさん含んでおるわけです。従つて、一地方自治体
の中でいまどこでどうするということはむずかしい問題でございますが、それだけに中央の動き等につきましては、未
然に早く察知することによつてそれをつぶしていく、自分の税負担をできるだけ軽くするという方向と税の負担の公
平化という二点の中で御努力を願いたい。

同時に、さし迫つております問題につきましては、議会の中で多分総務委員会が御担当願つておると思ひます。従
いまして、細部につきましては総務委員会のほうで十分御審議を願つて、私が心配いたしております、と申しますよ
りも該当する市民の方々が御心配願つておるそのことが少しでもなくなるという御努力を、潜越でございますが、こ
要望申し上げておきたいと思ひます。そういう面ではこんなことも理事者各位の、とくに市長の政策的な考え方を、こ

れから作業を進める中で十分に出してもらいたい、こういう御要望を申し上げて終りたいと思ひます。

次に、オ三番目の失対法の改正に伴なう所見についての質問に入ります。

七月の一日に午後四時半ごろ失対法の改正が参議院の本会議で表決に付され、賛成百三十五、反対九十、こういった
結果で可決決定をいたしております。このことは、すでに市長においても十分に御承知のとおりでございますが、
私はこのニュースを一日の夜ラヂオのニュースで聞きまして、まことに大きな心からの悲しみと大きな怒りを政府・
与党にもつた者の一人でございます。なぜなら、今回の失対法の改正ということは、その実質の内容において失業対
策事業が近い将来に全くなくなつてしまふという内容を含んでいるという理解をいたしておるのでございます。つま
り昨午の五月の中旬ごろに、ときの労働大臣が談話という形式で失対法の改善構想というものを記者会見の中で発表
いたしました以来、すぐに全国の労働者あるいは有識者の大多数が改善に名を借りた失対法の打ち切りになるのでは
ないか、こういう猛烈な反対の意見の表明がなされて、過去約一年政府・与党に対してそういう改善に名を借りた失
業事業をなくするということについては、これは当然政府・与党のやることでない、こういう立場で反対運動が起つ
たことも、市長また十分に御承知のとおりでございます。このことは、単に現在、失対事業に働く全国三十五万の労
働者だけの問題でなくて、全国に働く全労働者というものは、今日現在就職はしておつても、いつ何どき首を切られ
るかわからないというきわめて不安な状態が今日あるわけです。同時に、新産業体制をつくり上げるといふ中にお
いては、基幹産業においてすら大量の首切りが決りを初めとして鉱山その他に出でおるわけです。その人たちのい
ばん最後のよりどころは何かというと、やつぱり公共的な性格の中における失対事業によつて自分たちの生活を生か
すという方向がなければいけない。先回の本件に関する質問でも申し上げましたとおり、今日における失業という問
題は、単に個人の責任でない。個々の企業の責任でなくて、もつと大きく社会全体の責任だ、こういう観点であるう

と思います。そういう面からいいますと、今回の失対法の改正は労働者の首を切るという政策が片一方で意識的に政策的に進められておると同時に、そのことによつて労働市場を混乱さす。意識的に混乱さすことによつて就職者の賃金を低めていくという作用がそこに働くと思います。そういう面では今回の失対法の改正がもつ意義というものはきわめて大きい影響を及ぼしてくると、こういう理解をいたしております。

残念ながら国会における、とくに参議院における審議が、当該委員会の審議を一回もやらなくて採決したということに對して、國民の一人としていわゆる民主主義が踏みにじられた、こういう感覚をもっております。この点につきまして市長はどういう態度をとつてきたかということ、まず基本的な問題としてお伺いしたいわけでございますが、とくに当市においても労働省構想が発表されて以来、全日自治労の四日市分会あるいは三四地区労の労働組合の方々その他から、市長さん、ひとつ政府・与党が考えておるような、改善に名を借りた失対法に反対してくれ、そのためにあなたは運動してくれ、過去一年ずつと市長に要望してきたわけでございますが、そのことに対して市長はどういう態度をとつてこられたのかということ、まずお聞きしたいわけでございます。

同時に、市長が今回の法改正によつて政府・与党がいつておるように改善になる、こういう確信があるのかないのか。あるならば、それは法的にどういうふうに保障されておるのか、このことも明らかに見解として述べてもらいたい、これが二番目でございます。

さらに才三番目は、失対法改正されることによつて当市にどんな影響を及ぼしてくるか、当然これが明らかにならなければならぬし、同時にそれに対する対策というものがなければならぬと思います。そういう面で事業実施の実際の政策の面において現在の法適用の労働者がどういった変化と影響を及ぼしてくるか、このことも明らかにしてもらいたいと思います。つまり現在、四日市で失対に働いておる労働者が失対法の改正によつてどういった影響を受け

てくるのか、このことのお尋ねが才三点でございます。

同時に、私は市長の御見解を承わつた上で、さらに質問をしたいことがございますので、その後にはゆづつてまいりたいと思いますので、申し上げました三点を明らかにお願いしたいと思います。

〔失業対策事務所長（小西忠臣君）登壇〕

○失業対策事務所長（小西忠臣君） 橋詰議員の三番目の問題の失対法の改正についてお答えをさせていただきます。お答えの前に、関連がございますので、いつたい法の改正はどうなされようとしておるのか、現行の失対法とどう違つてくるのかということにつきまして、簡単にその要点を御説明させていただきます、その後で橋詰議員の質問についてお答えさせていただきます。

九月の議会だつたと思っておりますが、失対法の改正に伴ないますところの問題につきましては労働者が白紙で、学者からなる学識経験者の失業対策問題研究会というものに、一応才三者の立場から白紙で考えてみてくれぬかということ、この報告が九月の末に労働省に向けてなされておつた経緯につきましては、御報告をさせていただきます。おるわけでございますが、その後十月の二十日、いわゆるその線に沿いまして労働省が構想をねりまして、その構想を雇用審議会にはかつたのでございます。雇用審議会はその構想に基づきまして、慎重にいろいろ手を加えまして二月の六日に労働省へ向けて本答申がなされておるわけでございます。それで二月の八日に閣議で決定がなされて二月の九日に国会に提案されておる、こういう経緯でございます。

それでは、いつたい労働省はどういうふうにか考えているかという内容につきまして、九月のときにもやや御説明申し上げておりますが、労働省の構想としての御説明をまだ私はしておりませんので、ここでちよつと簡単に要点を申し上げますと、この改善の柱といたしまして、現在の失対法はこれでよいのかどうかという一つの問題、これがすな

わち緊急失対法の改正になるわけでございます。それから、こんご新規に発生いたします失業者に対してはどういうふうにもつていったらいいのかという点が一つございます。これがいわゆる職業安定法の改正でございます。それで、その失業対策法の改正を取り上げますと、一応こんどは現在おられる失業者の皆様は、既得権といたしましてこのまま残しておこう。しかしその中で二つに分類する必要がありますはしないか。ということは、雇用政策という一つの面から発足されております二十四年当時のドツジ・プランによつて生じてくるところの大損失業者を吸収しよう。しかも生活を安定して、そうして就業の機会を与えるまでの労働力の保全だ、しかも経済的な興隆に寄与するという目的が現法の中にあるわけでございますが、そのうちの雇用の面を振り上げてみましても、一応これは非常に失対の皆さんに労働力の高い方には一応そういうふうにしていただく。あるいはまた軽作業につかれる方は一応軽作業につかれるように仕事を与えていこう。しかもその内容は地方自治体の自主性にまかしていこう、こういうことが失業対策法の改正のねらいでございます。

そこで、こんどの新規に発生いたしますところの失業者に対してはどうするかと申しますと、一応、失対事業が失業対策である限りは、そのままその事業につかしておくことが望ましい姿ではないか、これは御承知のとおりでございます。それで、こんど発生した場合には、一応その方の民間のいわゆる雇用のほうにどうしても就職促進をしていかなければならぬのではないか、それにはどうしたらいいのか。それは、いわゆる訓練課程というものを設けまして訓練をしていただいて、そうして就職促進をしていこう、こういうことがねらいでございます。要点はそうでございます。

そこで、ひとつ自労の皆さんから見た問題点をここで申し上げないと、「簡単にやれ」と呼ぶ者あり（いけないと思います）。その問題点は、まあ訓練課程を設けても、いつたい雇用される面があるのかどうかという不安な点。あるいは政府がいう訓練課程をえたつてどうしても就職ができない方については、失業就労事業のほうにつかせるのだ、こういうおるが、それは実際ほんとうなのかどうかということが、問題点として残つておるわけでございます。いろいろな問題はございますが、失業者の問題につきましては、全国的に大きな問題でございますので、現法の中の運営につきましてもいろいろと難じゆうした問題もございしますが、比較的本市は他市に比ばまして良識のある態度で自労そのものが就労しておりますので、その点は市長初め担当者としてはさいわいとおるわけでございますが、労働省の考え方は、全国的ないわゆる労働市場のながめ方からそういう法案が出されておる、こういうわけでございますので、その点は簡単でございますが、要点として御承知おき願いたい、こう思います。

ですから、橋詰議員さんがいわれる、いつたい市長はどういう態度をとつてこられたか、ということにつきまして、きよりの伊勢新聞の朝刊でも一面記事のトップに出ておりますし、この問題は非常に大きな問題でございますので、そのものずばり自労の皆さんのいうとおりに市長としては考えておらんでございまして、やはり改善すべき点は改善していかなければならぬのではないかという点もありますので、そういうことにつきまして、昨年十月から最近まで交渉に交渉を重ねてまいつておるわけでございます。その点どうぞひとつ御承知おき願ひまして、よろしく御判断のほどをお願いしたいと思います。

○橋詰興隆君　私が答弁で求めておるのは、市長の見解を求めておるのである。これはやつぱり……（騒然）……

〔市長（平田佐矩君）登壇〕
○市長（平田佐矩君）　ただいま御質問がございました経過のことでございますが、これは、御承知のとおり四日市は旧来助役がこの場面を担当いたしました経過を心えておりますので、そのことにつきましては、ひとつ担当の助役

から答弁させます。

それから、ただいま担当の者からお答え申し上げましたのでございますが、こう後の問題につきましては、推移をながめてみませんと、これは一地方の市長の判断というようになことじやなかむずかしい問題だと思つたのでございます。とくに三重県におきましては、各市それぞれの御見解もありませんし、また県市との間にも必ずしも意見が一致しておられない。しかし四日中市といつたしましては、皆さん御承知のとおりだいたい県の大勢を見きわめまして、そうして穏健に物事を処していききたい、こう考えておるような次才でございまして、その点につきましてはこう後の推移を見たと上でお答え申し上げたい。まだ時期尚早である、こう思います。ただ、経過につきましては、最後まで二宮助役を担当さしておりますので、御報告いたさせます。

〔助役（二宮力村）登壇〕

○助役（二宮力村） 経過に関連しまして、市としましての考え方の一端を申し上げてまいります。

失対制度を改正されるということが社会に流布されました当初におきましては、当局は住民の声としまして大多数の方が失対を改善してほしいという御希望である、こういうことを察知しまして改善を断念しておつたのでございます。その訳は、現行の失対事業関係の法律というものは、戦後の、戦争ということに基づいた混乱した時期における失業者の対策として考えられた制度でありまして、その後現在のようになつて、状態が変動し、むしろ失業者としましては産業構造の変化に伴ないまして衰退する産業から失業者が多数出てくるという現況になり、現在の社会状況には適用しないということを考えるからであります。そういう点におきまして、改善についてわれわれは賛成であるという気持ちのもとにこの法案の提出、進行を注目しておつたのであります。その間、十数回にわたる自方の方々との交渉、研究会におきましてもいろいろな具体问题が論議されました、その法案なるものは、局部的には考

慮を要するという点のあることがわかつてきたのであります。それらにつきましては、そのつど政府当局にもわれわれの意見として申し述べ、法案の進行におきまして善処されるようにお願いしておつたのであります。今回、法案が決定されました、従来は議会審議というすだれを通してあみでもない、こうでもないという議論のもとに論議をしておりましたが、いまやすだれをかかえて、やがて適用される法律各条がわれわれの前に提出されることになりましたので、それらを見ましたあかつきにおきましては、従前の懸念なども大いに改められて……（傍聴席騒然）

○議長（田村末松君） 静粛に願います。

○助役（二宮力村） 皆さんの御希望される点は十分織り込んでありまして、制度の上におきましてもわれわれは失業者諸君のためにお手伝いする上においてまことにつごうのいいものがあるだろうと私は信じております。

ただ、とくに御記憶いただきたいことは、皆さんとわれわれとの論議の上におきまして根本的にむずかしい点がありました。その才一は、失業者の諸君は、失対法の改正は打ち切りであるという前提のもとにすべてを進めておられますが、われわれは打ち切りじやないのだ、これは就労事業のほうに吸収されるのだ、現状より絶対に悪くならないのだ、こういう信念のもとに立論しておりました点が非常に平行的でありまして、議論の分れ道になつておりました。

才二の面は、いわゆる三原則といつたしまして社会保障とか最低賃金とか完全雇用とかいう大きい問題がありました。これは文明国家のまず目標としておるところでありまして、わが国も若々としてそれに向つて進んではおりますが、私たちはこれらの問題もあわせて押し進めてほしいという考え方でおります。自方の方々はこれに對しまして、それは現状においてはほとんどとるに足らないのだ。それを完全に樹立したあかつきでなければ失対の問題を考えることは無理だ、こういうふうな立論上のギャップのあつたことは否めないことだと思つておられます。しかしながら、それらの障害にもかかわらず、だんだんと皆さんと議論を尽しましたので、細部の点にわたりましたも意見の一致した面があ

ったことを申し上げて終りたいと思います。

〔橋詰與隆君登壇〕

○橋詰與隆君 御答弁をいただいたわけでございますが、いちばん最初の、今回の法改正は改善になるという考え方ももっているのかいないのか、こういうことに対しては、改善をされるのだ、こういう御答弁が助役のほうからあつたわけでございます。それならいつたどのように改善されるのだ、単なる信念でなくて、法内容の上において現行法との関連からどういうふうにそれが改善されるのかということが明らかにされなければならぬと思います。

もう一つは、ここは議会でございますから、いわゆる今日の時点においてはつきりした見通しを持たなければ、理解をもたなければこれからの問題対処がむずかしい、こういう面もございまして、先ほど助役が申しました改善されるのだ、少なくとも改善されるのなら、いちばん根本になるのは何かといえ、いわゆる失業対策をやる以上は、すべての失業者が就職の機会を与えられると同時に、就職したなれば、十分それで世間なみの生活ができるというものが保障されなければ失業対策にはならないだろう、こういう気がいたします。この点も含めて、いつた今回の法改正によつてほんとうに法案の中に保障されておるのか、このことをはつきりと教えてもらいたいと思います。

それから、二番目の経過の問題でございしますが、いわゆる改善されるのだという方向でもつてきた、その基本的な立場できたとは申されておりますけれども、過去の経過の中では全日労の四日市分会の方々の自分たちの生活権、生存権を奪うという立場、そのことがいかに強い要望であつたかということは、すでに助役はお承知のとおりでございますが、それにもかかわらずしばしば団体交渉を逃げ回つた、極端に申して逃げ回つたということは、どういふお考えのもとでそれが行なわれたのか、このことは、これからの問題においても大きい意味をもつ、こういうふうにご理解をいたしますので、この点、はつきりと弁明をいたしてもらいたいと思います。(傍聴席騒然)

○議長(田村末松君) 御静粛に願います。

○橋詰與隆君 まずこの二つを、歯に衣を着せることなく、はつきり出してもらいたい、こういう考えを申し上げて答弁を求めたいと思います。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午前十時三十五分休憩

午前十一時十一分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔助役(二宮力君)登壇〕

○助役(二宮力君) 失対関係法の改正に伴ないまして、どういふ点が改善になつておるか具体的に示せ、というお尋ねでございましたが、御案内のとおりまだ法案が通過した早々でありまして、現在の時点としましては、こまかく申し上げましても疑義がございしますので、適当な時期にまた御説明したいと考えております。

次に、交渉等の過程におきまして私たちが逃げておつたんじゃないかという、公人としての態度につきましておとがめがございました。われわれはたえず接触を保つてことに当たつたつもりでありまして、追われておるといふ意識のもとに逃げることを考えたことにはございません。いわば明鏡止水といえますか、水に映りました月影は、自分が追おうとすれば逃げるような感じがします。しかし逃げようとするれば追つかけてくるような感じがすることは御承知のとおりでありまして、われわれとしましては、さようなすんだ気持ちでお答えしておつたつもりであります。

以上であります。

○橋詰與隆君 お答えをいただいたわけでございますが、その前に傍聴者の方に申し上げておきます。ここは議会の本会議場でございますので、あまり野次等飛ばされないように私からもお願いいたします。

いま才一番目の問題については、法案が通つたばかりでこれからの問題だ、従つていずれかの時期にはつきりしたい、こういうお話でございますが、これはまつたく人を食つた話だと思ひます。実際に事業に当たる当事者である地方自治体の助役が、法案が通つたばかりだからこれからの問題だ、こういうお考えをもつとするならば、いつたいその場的なことしかやれぬじやないか、こういう気がします。今日の自治体が国の規制をたくさん受けている、こういう実態の中で、たとえばの話を申し上げますならば、新産業都市の指定については、市長さん、一生懸命法案の時代から運動なさつておられる、こういう実績がありながら、今回の失対法の場合については、法案が通つたばかりからこれからの問題だ、こういう姿勢をもたれるということは、私はどうしても理解できない。そういう、いわゆる最も日の当らない労働者に対して首を切られて、あしたからめしが食えないといった労働者の問題については、法案が通つたからこんこの中で明らかにしたいのだ、こういうつた考え方は、なぜそこから出るのかということ、私はさらに追及をしたい、大きなかりをもつてでございます。こういう無責任な態度でいつたいこの四日市の助役がつかまるのかどうか、こういう不信の念をもたざるをえません、このことをまず申し上げておきたいと思ひます。

それから、過去の経過の中で、団体交渉に應ずる場合にはちやんとそれだけのつもりでやつてきたのだ、逃げてはいたのだ、こういう端のことも申しておられますが、事実問題として私、やつぱり逃げておつた、こういう考えをとらざるをえない。約十日間、市の市長もいない、助役もいない、担当の部長もいないという、このことを職場を通じて確認する場合には、やはり逃げておつたといわざるをえない。その中で他の同僚の四議員とともになんとかこ

の機会を正常な姿に戻すべきだ、こういう立場で先月の二十一日の夜に二宮助役を自宅にたずねてあつせん方を申し入れた。そのときには、市長さんをなんとか説得して団体交渉に應じるようにしたいという弁明があつた、そういう約束があつた。それにもかかわらず、現職の議員が三人行つてそこではつきり約束した。にもかかわらずならぬ音沙汰なしに過ぎてこられた、こういう実績があるわけです。これは、明らかに逃げたといわざるをえない。そういう面ではこんごに起こつてくるであろういろんな問題について、やはり組合との間についてははつきりとした態度をもつて、できるだけ時間をさいて、そうしてこの問題だけにあたるわけにいかんということは、私といえどもわかつておりますが、十分に団体交渉に應じることについて、どう考えてみえるのか、先ほどのような禅問答みたいなことでなくて、実際のこれから対する決意というものはつきり出してもらいたいという考るものでございます。さらに市長にお尋ねしますが、はつきり態度、意見を出してほしい、わからぬ点はわからぬで出してもらいたい。

私は、今回の失対法がいすれ近い将来になくなるという内容を含んだと、こういう理解をもつて法案を見ております。法案を理解をいたしております。これをいまここで、たくさんあるそれぞれの条文についてこうだということ、ここで明らかにしようとは思いませんけれども、この点につきましては、近く開かれる議会の中の建設委員会ですら明らかにしてもらつて、当地に及ぼす影響というものを議会の中で明らかにする、私が国会でいうようなことを申し上げているということも休憩の間に聞きましたけれども、こと失業者でございます。いわゆる労働者というのは働かなければ食えないのだ、その現在、就職をしておつても、資本家というものはいつたとき首を切るかわからないという事態があるし、現に炭労が首を切られておる、港湾関係なども首を切られておる、近く電機産業においては大量の首切りが出ようとしておる。ことに四日市においても、いつまでも石油化学が十分に発達するという見通しはない。さらにこれに関連するたぐさんの産業がある。毎日のように職安に求職に来る失業者がある。従つて、単にこれは私

と理事者の間の問題でなくつて、議会全部の方々が十分に考えてほしい、こういう意味合いで私はむしろ別途に日をもつて全体お互いがこの問題を考えてみるという、そういう機会があつてもいいのじゃないか、こういう面で議長さんにもお願いしたいし、当面的には、近く開かれる建設常任委員会なんかで、この点については十分な御審議をお願いしたいと思います。

たいへん失礼なことを申し上げたと思えますけれども、問題はめしが食えるか食えないかということが本旨でございますから、この点はひとつ御了解願いたいと思えます。

さらに、現行法の中でも失業になつた、職安に行つて一生懸命に求職活動をする、しかしなかなか職がない、とくに昨日発表されました県下の労働白書を見ても、高年齢層の場合は非常にむずかしいという報告を出しております。けさの新聞を見てもまあわかりませんが、こういう実態がいまあるわけです。従つて、失対事業に入れてほしいというところで申請してもなかなか認可がおりない、それもあるのです。こういうことを考えますと、やはり国が十分な失業対策をしないという以上、地方自治体としてはせめて自分の責任をもつておる区域の中において十分な失業対策がなされてもいいんじゃないか、こう考えるわけです。そういう面で、国家の制度では十分でないということは、これは市長、認めておられるわけですから、いわゆる改良をしなければならぬということを認めておられるわけですから、その改善の一つの方法として、国に対してはどんどんこういう悪い点はこう直すべきだと、こういう突き上げ方をすると同時に、それができうるまでも、市単の責任において四日市に公共の失業対策事業を起こしていくという前向き姿勢があつてもいいのじゃないか、こういう考え方をいたしておりますので、そういうお気持ちがあるかどうかということも、このさい市長にお尋ねをしておきたい。これは、先年すでに伊勢、松阪等では若干ではありますけれども割当られておるといふ実績も申し上げまして、十分にお考えをいただきたいと思えます。同時に、就職をしてお

つても十分に賃金を受け取つていないという層があります。つまり、賃金が低いという現実があるわけです。そういう面については、やはり社会的な責任の問題として市長も一半の責任があるんじゃないか、こういう気がいたします。そこから、国の中では最低賃金制という考え方が出ておるわけですが、残念ながら現在の最低賃金制については業者間協定でございまして、一方的に定められる、実質的には最高賃金だ、こういった問題があるし、むしろ、いわゆる内容的には賃金が釘づけにされるといふ傾向があるわけです。従つて、労働基準法から発生しております考え方の中で、地域における最低賃金制を市長さんが指導しあるいはつくり上げていくという努力がなければいけないだろうと、こう思います。つまり、今日、一人前の労働者がどれだけの賃金を受け取らなければ生活ができるか否かということについて、すでに全日自治労の四日市分会と助役交渉の中で、こういう見解が出されております。いわゆる四・八人の家族構成の中で日額六百円なければ生活ができません、こういうことを二宮助役ははつきり全日自治労の四日市分会に対して回答いたしております。そうしますと、今日たくさん低賃金者がおります。市役所の中で働いている労働者の中でも月額にして一万円以下の労働者がおる。さらにいろんな産業を見てまいりますと何千という低賃金者がおる。このことを単に国の問題だ、企業の問題だ、こういうことでなくて、それが引き上げられていくという、保証されていくという、いわゆる憲法の二十五条の精神に基づいた市長の行動があつてもいいのじゃないか、そういう意味合いで、市長が地域における最低賃金制を指導し、つくり上げていくという、こういうお考えをもつてほしい、こう考えますのでそういう御意思がありや否やということも、重ねて伺いする次第でございます。

以上、きわめて整理をされた質問でございますけれども、要点だけでもけっこうです。から、はつきり出してもらいたいと思えます。

〔市長（平田佐矩君）答壇〕

○市長（平田佐矩君） 御意見のほどよく拝聴いたしました。十分考慮いたしました。十分考慮いたしましたと思ひます。（橋詰興隆君「もう終りですか、答弁終りですか」と呼ぶ）

○橋詰興隆君 あれが答弁ですか。

○議長（田村末松君） そうです。

○橋詰興隆君 では、ほくはまた同じ質問をします。

私は、求めておることに對してはつきり答えてくれ、ということをお願いしておりますから、いまの答弁でははつきりした答弁にならぬと思う。皆さん聞いておられてわかると思う。議長はどういう見解をとつておられるか。これはやはり議長のところを判断してもらつた方がいいと思ひます。いまのどの答弁になるのかどうか、単に私だけの問題でないと思ひます。四日市の議會を侮辱したことになると思ひます。この点どうですか、皆さん。（「それとおり」と呼ぶ者あり）市長のほうで答弁できないならそれでもよろしい。助役でも担当の方からでも答えてくれ、ということをお願いいたします。（「問題点三点出しておるやないか」と呼ぶ者あり）そういうことで答弁だとかまかさるから、私は逃げたといわざるをえないのです。私は答弁というふうに理解をいたしません。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 重ねてお答えをいたします。

改正法が施行されましたのちの問題につきましてお尋ねがございましたが、この点につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。もとより私たちは、改正のあかつきにおきましては新法によつて行なわざるをえないからして、地域における最低賃金制も法の建前から処するはかはない、かように考へているという点だけを申し上げたいと思ひます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 非常に其剣な問題だという理解のもとで質問を續けておるわけですが、御承知のような答弁では私は引き下るわけにまいらぬと思ひます。もつと、わからなければわからないのだということだけでつこうなんです。やる気がないならやる気がないということだけでつこうなんです。そういう点をはつきりしてくれといつています。検討したいなら検討したいという答弁でいいわけなんです。いまここではつきりものをいいにくいんだというならそれでもいいんだ。そういう答弁の仕方をしてもらわぬことにはこれはやつぱり議會を侮辱したといわれてもしょうがないと思ひます。単に私だけの責任ではないと思ひます。私、個人の問題ではないと思ひます。こんごういう問題が起こるかかわからぬわけですか。そういう場合に、あゝいつた答弁の仕方では、いつたい議會というのはどういふ理解をしたらいいのかということ、私は憂うるわけです。そういう点ではこんご議連の中でもはつきりとしていきたいと思ひます。しかし、ここでさらにこの問題を問う、もつとはつきりしたいのです。しかし皆さん方のお時間もありませんし、日程の問題もあります。またの機会もあると思ひます。そういう面で、最後に一つだけ、これははつきりと答弁願ひたい。いわゆるこんごの新法に基づく実施の問題等については、たくさん問題点が出てまいります。その場合、いちばん考えなければならぬことは、一つの法律がたとえ当該する、適用される国民の一部といえどもそれが該当されるものが納得できない、こういうことがある場合には、やはり実施者たる市長のほうとしてはそれをわからすという努力がなければならぬし、あるいは話し合いによつて十分にそれが解決されることによつて実施される。そのことが法の建前の前提にあると思ひます。そういう面で、こんご全自治労あるいはその他の関係する者たちの団体交渉については、十分に應じていく意思がありや否やということを、最後に尋ねたいと思ひます。

同時に、先ほど申し上げましたとおり、この失対法の改正問題というのは、単に國の問題でなくて、實際当面す

る非常に大きな問題だと思います。受け取り方が違うといえればそれまでかもしれないけれども、同時に、先ほど申し上げましたように、当面、建設委員会においてどういう法改正になったのか、このことが十分に明らかになって委員長報告ができるだけのことをやつてもらいたい、このことを建設委員長にお願いしたいと思うんです。そういう意味合いで市長さんの最後の答弁だけを求めたいと思います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 四日市市がいままでとりきたりしました態度と少しも変りはございません。従来どおりやらしていただきます。

○橋詰興隆君 いまの御答弁のようなことをされると、私は質問を終了するわけにいかなくなるんです。交渉があれぱちやんと出ます、あるいは受けられぬときははつきり受けられぬ、こういうことで明らかにしていくということが相互理解ができうる基礎になると思います。そういう面で私は、いま市長が答弁されたことは、いわゆるさつきも二宮助役がいわれたように逃げることはしないのだ、応ずるのだ、このことが結論として出されたという理解をして私は終りたいのですが、それでよろしゅうございますか。担当の助役でもけつこうでございませう。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） さい前私が申し上げたとおりが私の考えでございませう。どうぞ、さように御承知願いたいと思えます。

○橋詰興隆君 質問を終わります。

○議長（田村末松君） このさい発言順序の変更について申し上げます。

八番の坪井議員と十一番の北村議員と入れかわつて発言を願うことにいたしますから、御了承をお願いいたします。

北村議員。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 公害問題については、同僚議員から相当突込んだ質問がなされておりますので、私は、公害問題につきましてはもつと掘り下げて平易な現実の問題としてこれを取り上げて御答弁を願いたいと思えます。

さらに、交通問題につきましては、これもかたくなな気持ちでなく、現在起こりつつある問題をどのように処理するか、ということも、市長は気楽な気持ちで御答弁願いたい。あまり固くなると変な答弁になるので、納得がいかない、その点は前もつてお断りを申し上げます。

日本の政治は十八世紀の政治であり、経済が十九世紀、産業の発達が始まって二十世紀をたどつておるということを聞いておりますが、四日市の状態も、どうも政治は十八世紀ではないかという感に私は打たれるわけです。ということは、少なくとも起きてきた問題をあとから政治がおつかけてどうするんだということでも血迷つておるといのが現実ではないか、これはちよつとオーバーかもわからぬが、そう考えるのです。そういうように私の目には移るわけで、いま市長が、こんどの施政方針でいわれましたほんとうに明るい住みよい町づくりをやりたい、あるいは市民に行き届いた市政をやりたいということは、同僚議員からいろいろいわれましたが、私も非常に嬉しく感じておるわけでありませう。またそうしていただきたいと思うのであります。ところが、あにはからんや、えらい問題が二つ出てきたので、どうしても申し上げなざるを得ないのです。この公害の問題でも、むかしは戦争では毒ガスが使われたところで、毒マスクをつけて敵つたということを聞いておるのですが、平和な住みよい町づくりをする中において防毒マスクをかけなや生きておれないような状態が現実には起きておる。寸前で子供が死にかけたというような大きな問題が出ておるのであります。六月十二日の新聞を御覧になればはつきりわかると思うが、生後二ヶ月の子供がちつ

息しかけて、もう五分手当がおそかつたらあの世行きたつたそうであります。そうした場合の母親の気持ち、親の気持ちはどうでありましょうか。あるいはそれをどこに訴えていくか、どこにその問題を処理してもらおうとするのか。こういった現実には恐ろしいものが出ています。しかも私は科学者でも医者でもないもので、はつきりと私のことばとして聞いていただくことは不合理かも知れませんが、聞くところによると、このガスを知らず知らず吸つておると、体の弱い人、年寄りあるいは子供等は六年、七年後にはそういう症状が出てきて、あるいは死ぬかも知れぬというようなことをいつておられる方があります。健康な人でも十年後には肺炎児とかぜん息が起きるといふような危険な有毒ガスであるといふことをいつておられるわけでありませう。こういったような状態が今日、四日市の片すみにも、あるいは全体に、あるいはこうして語つておられる私に、理事者に、議員の方に、傍聴の方々がこの有毒ガスを自然に吸つて自分の命を縮めておるといつてもあるいは過言でないような状態が四日市に起きておることを銘記するならば、何が明るい町であり住みよい町といえようか。私は、そういう点について、委員会をつくる、協議会をつくる、これはたしかに官公形式にけつこうですが、そうしておるうちに市民がどんどん侵されておるといふことを考えるならば、それも一方で早急にやる、国にもそれを訴える、けつこうだと思ひます。が、市長自らがこの問題を自分の責任としてこれに当たつていただきたい。当たると同時に、もしそういうものが発生した場合には、すぐ火事が起きたら消防が飛んでいく、あるいは水害があれば水防団が出ていくのですから、そういう組織をつくつてすぐさま調査にのり出し、そしてその住民をどのように避難させようにするかという対策がほどこされない限りにおいては、市民は現実の目の前に起きて居る問題について非常に敏々としておるのでございます。こういう点をひとつ考えてくださらぬと、ただ単にいまこういふ施策をやつておる、こういう委員会を形成しておるといふことだけで足ると思つたらこれは大きな間違いで、市民は非常にこの問題については悩んでおるわけでありませう。市民から見れば親であるところの

市長は、どうかひとつ、もしそういう場合には、私は地区を申し上げるのははなはだなんですが、高浜地区にはそういう大きな問題が出てゐるんですから、市長さんは二、三日高浜におとまりくだすつてその現状をお調べくださることもいいんではなからうかと思ひます。そういうように身をもつて体験せられないと、ことばだけでは、市民が非常に苦しんでおることがわからないのではなからうかと思ひます。

そこで、さらに私は、人命にかかわる問題は何をいつてもやつていただきたいといふこと、その事例としてここに葉つばがございませう。これはいま受け取つたわけですが、これをあとでお返しします。これがいわゆるガスあるいは灰が付着するとすぐこういふ形になるという状態を知らすために住民の方がお届けになつておる。同時に、ワイシャツとか着物には全部こういうものが付いておる、こういう状態が地区で起きておるといふことをひとつ御承知を願つて、この対策の委員会を設置し、何日にはどこで会合するといふこともけつこうだが、そういう問題については会社その他にも十分注意を与え、さらに調査を即日やつていただきたい。でないで、市民はまくらを高くして寝ておれないという状態がここにあるといふこと。

さらに、私は新聞か何かで見ましたが、市長が東京の厚生省から高浜地区はたいへんなことになつておるのでひとつ移転を考えたい、というふうなことをいつておられました。それは、住民とよく相談されて、住民の意向が市長に伝えられて市長がそういうことを発表になつたのか。怪々しく発表されると、住民は移転する意思がないといつておるのに、市長が勝手に移転をさすといふふうなことがあると、これは問題でございますので、またそういうことによつて、ああ、高浜の住民は移転するのだからまあいいわ、というふうな会社に会社のほうで施策をほどこさないというふうな問題が出てまいりますので、こと四日市の大市長ともなれば、おことばを出されるときには十分考へて出されないうといふいろいろ影響が出てまいりますので、この点についても市長がどういふ気持ちでそういうことをおつしやつたの

かということもお聞かせ願いたい。

才一点は、現実起きてる市民の恐怖の殺人的なガスをどうするかということをはつきりお答え願いたい。それから、その次に、御発表になつた市長のそのときの心境なり、あるいはそういうことをどのように考えておられるのか。また住民の声を聞かれたのか、というようなことについてお聞かせを願いたいと思つております。

ことすべて人命に關する問題を申し上げておりますので、よろしくひとつお考えを賜りたいと思つております。

次に、交通の問題でございますが、これにつきましてもおそらく国道一号线等があのような形になるとだれが想像したことでしょう。ところが、現実には動く殺人機として、しかも犠牲者が続出しておるのです。私の家から聞いておりましたも、毎日救急車が通らないことはないほどの状態になつてきていることは、これはもう交通が飽和状態になつてしまつていのではないかと思つております。しかも、これを見送る父兄、帰つてくるまでの父兄の気持ちには、市長さんもおつしやつておられます。あたたく行き届いた市政というには、よほどこれは問題があると思つて。こういう点を市長はどのように緩和されるのか、あるいはこれを渡す場合には、どのようにして渡つていくような方法をもう少し市として、あるいは県に固にあるいは警察にこの問題をどのように取り上げてもらつていられるのか、こういうことをひとつお聞かせ願いたい。この前お会いしたときに、名四国道の早期解決ということで構想をちよつと述べられました。その構想はけつこうなんです。早くやつていただきますと、だんだん犠牲者がたくさん出るので、できるだけ早く計画を立てられるなり、着工する段取をやつていただきますと、近辺に住んでおる者はいへんな恐怖にさらされておるわけでございます。

これは皆市長から答弁してください。ほかの人は答弁しないでいい、いちばん責任者にお尋ねしておるのですから、ほかの方がちよこちよこ出ているんことを言われないように、市長にお尋ねをいたします。

次に、これに關連するわけでございますが、いろいろ公園の工事が始まつたり埋め立て等が行なわれる場合は、ひとつ計画を市で示していただきたい。いろいろ埋め立てをされるような場合に、いままでの道路をそのままダンプがどんどん通る、住民は通れない。がたがたに波を打つておる。それでも直そうとはしない、歩けない、そういう無計画な工事は、いくら工場を誘致したり、あるいは一つの計画を立てられて、住宅その他を建てられるにいたしまして、道路の整備を早急にやつて、住民に迷惑をかけないようにしていただきますと、いま迷惑防止条例が出ておりますが、これは個人にかかるのでなくて、市に迷惑防止条例がひつわかるのじやないか。いわゆる迷惑を市民にかけないよう安心して工事のできるよう、そういう計画を立てていただきますように、これは要望でございます。できませんとまた私は質問をいたしますので、これは要望でございます。

以上、公害の問題と道路交通の緩和対策について明快に市長の御答弁をお願いいたします。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十六分休憩

午後一時三十一分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 公害問題につきまして皆様方に非常な御配慮をかけ御迷惑をかけておることにつきましては深くおわびを申し上げたいと存じます。

さい前北村議員の仰せられましたとおり二つの面があると思つてございます。一つは、やはりこれは、最終段階

には法制化せられませんかというところにもならぬということはたびたび申し上げておるとおりでございます。それから、現実の問題といたしましてどうするかということでございますが、実は先般も、当面の責任者でもあり、非常な御心配をかけております知事さんとも懇談を申し上げましたのでございますが、そのときには、私はまだそこまで考えておりませんでしたのですが、昨日も申し上げましたように、これは私の一つの試案でございますが、現実には物事が起こっておりますのでございますから、そいつをとめるか、できるだけ少なくする、またやむをえざる場合には事前処置を講じておくということをとめなければならぬ、こう考えますので、これを一方的にするということがなかなかの困難な問題でございますので、私の考えといたしましては、当面の会社の方々にもそれをひとつ御了承願ひ、市もそれに参加し、また県におかれてももちろん参加していただく。なお、この問題につきましては、非常に厚生省としましては重大な問題に考えておりますので、ここからも参加していただきまして、そしてこれは、委員とか調査とかいうことになしに、その起こるうとするを取り調べて、そうしてそれのできる限りやれる手をそのつど打つていく、早くいえば、いい方は少し悪いかもしれませんが、ある意味におきましてはパトロールの意味もあり、事前防止処置委員というような意味もあるようなものをこしらえていただいて、そうしてできる限りこの問題についての克服をしていきたい、これをさつそくひとつ知事さんに御懇談を申し上げたいと思つておるのでございますが、議会にあられますので、なかなかお目にかかれません。私は、すぐにまた明日でもお目にかかつて、こういう方途を自分は考えるが、早速にひとつ実現の運びにしてもらえないだろうか、ということをお願いしたい、こう私は思つておるのでございます。

それから、才二の移転問題でございますが、これは少し誤解がございますので、このさい申し上げておきたいと思つております。それは、やはり四日市は環境改善ということをつねに考えておるのですが、その面から考えまして、大きい視野に立つて環境を改善していくということなんですが、しかし、こういう事態が起こつてきたときに、何か市長にも考えはないか、こういわれるときに、環境改善の面においてこういう問題を取り扱わしていただいたらどうだろうかということをお願いしたのであつて、それを不用意だ、と仰せられるというので、せつかく一つの考え方を申し上げたんですが、私は、不用意だ、というお叱りはちよつと当たらぬ。やはりあれを思いこれをもつて申し上げておることでございますので、そのやり方、あるいはそれができるかできないか。これはもちろん住んでいらつしやる方々の御意図が動かなければやれないことでもございますし、また市といたしましても環境改善の面について大きく展開していこうと思つたというところ、市会にはかり申し上げて御賛同をえなきやならんこととありますが、なかなかいい考えはないだろうかという場合には、環境改善の面においてひとついい智慧が出ないかな、こう申し上げたのでございます。その点は、どうぞせひとつ善意に物事を御解願ひたい、こう私は思つております。

それから、一号線の交通量の問題でございますが、これは御承知のとおり非常に困つたもので、四日市の中を通つていただく国道でございますので、ぜひ國の力をお借りしたい、こう考えましてたびたびお出になる当該の大臣、すなわち河野大臣にも現場を見ていただきましたときに、これはたまたまぬ道路だ、ひとつ思い切つて拡巾してもらう少し緩和するようになったらどうか、それをひとつやつてやろうと思うから一生懸命になつたらどうかということのお話でございました。それで県ともよく御相談いたしました。が、中部地建の方々の御意見といたしましては、名四国道をやつてみたら、あれの交通量でどれくらいこれを緩和する気かということをもう少し見きわめてからのほうがいいんじゃないですかということが一つと、それから桑名から四日市までの間を拡巾するということ、まあ概算六十億くらいかかる、それは國全部でやるわけにいかないの、かりにふつうの常識で判断いたしますと、四分の一は地元すなわち県が出してもらふ、その四分の一を県が出すということはないかなかむすかしいことだから、県・市でやつてくれない

かということですが、国道のところまでわれわれが金を出すということは、これは非常なむずかしい問題だ
と思うから、ぜひひとつ県でやつてほしい、県だけじゃちよつとこんだけのものを受けて、かりにそれを起債する
としてもそこへとられてしまったのではほかの道路に手がつけられないから、これはちよつとすぐには返事はよろし
ないということから、いまその問題が非常に行き悩んでおるのでございます。そこで、県のほうでも御心配になつて
それじゃ部分的にいちばん不便を感じておるところでもやろう、こういう御意見でございます。どうしても県の財政
のつごうもあり、われわれとしても国道を市が負担せざるやならぬということは困るから、県のほうでも御奮発にな
れば、かりに市もそれに追従するというような場合を考えても、まあできるだけの部分から始めていくというよりか
実際問題として仕方がないでございますしよといつておるのでございますが、この問題は少しも進展を見せておりま
せんし、いまの天下の様子を伺つておりましても出ておるようなふうには考えておりません。非常にむずかしい問題
だろうと思ひます。従いまして、名四国道のほうが早く四日市市内を通過いたしましたして、そして外へ行つて連絡する
ようなふうに住組みをもつていつていただきたい、こう私は思うのでございますが、それにつきまして、学童の通路
その他の交通路の問題について災害の起こらないようにするのに市がどれほどの考えをもつておるかということでご
ざいますが、それはもう各所から御要望が出ておりましたして一ヶ所それをやるということになりますと、いたるところ
でこれをやらなきやならぬということをお考えなきやならぬ、そうしますと、御承知のとおりいまの市の財政の状況か
らいきますと非常な困難な問題がわいてきましたので、実は皆さんの御要望ははげしいし、しかも一所やれば、これ
はいまの信号と同じようにいたるところでやらなきやならぬというような問題もありたいしておりますので、もう少
しく検討を加えさせていただかないと、この場で御返答するというような段取にはちよつとならぬかと思ひますので
どうぞその点十分考慮はいたしますが、予算的のこともございますので、私のいま御答弁申し上げるようなことで御

了承をいただきたいと思ひます。

それから、そういたしますことについて工事につき御要望がございましたが、これはもつともでございますが、四
日市のように、財政力がなかつたものですから、だからで工事をやつてきたところでは、まことにやむをえないこ
とで、実は私も民間にありましたときに、ああいうことこいつべんにやつておきや経費も節約できて非常にいいこ
とだと、お役人というのはいえらいことをやるものだと思つておりましたが、自分がやらしていただいて、そうして
実際問題になりますと、アメリカや南米あたりで新しい土地を使つてがしつといつべんにやるというようにな
組みに日本はなつておらぬ、できるかぎり御要望に沿うように関係の者に注意いたしますが、しかし、この問題も
およその幹線はだいたい通り越してまいりましたので、仰せられるとおり十分気をつけまして工事に取らからせる
ように監督いたしたいと存じます。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 たいま市長のほうから三点にわたつて説明がかつたわけでございますが、なるほどその任に当たる
と予算の関係等でなかなかできないということにつきましては、これはよくお気持ち、わかるわけでございます。た
だ私が申し上げておきたいことは、公害の問題ということは、もはや検討したりあるいは委員会を調査したりして
おる間に災害がどんどん起こってくるわけなんです。この問題につきましては、私は再度市長に御質問を
申し上げて、さらにこういうわけだか、いかにわけておることを聞いても、おそらく市長は具体的な案をいまお持ち
でないように思ひ、いまの答弁で。ですから、各地区から要望が出ておりますので、各地区の住民と直接市長はお会
いになつて、そしてその切実な願い、訴えを自分自らの耳でお聞きになつて、そしてその対策はどうしたらいいか。

事前防止委員会等をつくつてもけつこうでしようし、すぐさま処置のできるように、あるいは事前に防止できるように、そういうおえら方より合いの委員会が方針を出してそしてきめていくという時間的な余裕のないことをさとられまして、十二分に塩浜地区あるいは、ひいては六呂見地区なんかも相当被害があるということをお願いしておりますし、高浜地区からは非常に切実な願いが出ておるわけであり、さらには、婦人の方々は夜も寝られないのだといったような非常に苦しい立場に追い込まれていることを御推察願つて、近いうちにぜひとも市に市長がお聞きになつて市長がこの対策をとられんことを要望いたします。

さらに、交通緩和の問題につきましては、いま市長がいわれたように名四国道の延長の問題等もございましょうが、これに対処するのに、一ヶ所やればそれぞれやつてかきやならないので、市の予算も非常にかかるからできないんだという一つの逃げ手でなくつて、とにかくそういうような状態をどのようにやるかということ、市独自だけでなく、国に訴えて、さらに国がこの状態を見てどうにもならぬ、やらないのだというようにあるならば、私たちがいくらでも国会にすわり込みをいたしますので、どうぞ御利用くださいまして、国会に陳情し、この四日市の状態をつぶさに訴えて、そしてこの緩和策をとつていただくよう早急にこの問題についてはひとつ市長が頭指揮をとつてやつていただきたいと思ひます。

才三点の問題につきましては、市長のほうで善処をするというお話でございますので、くどくどこれに對して質問はいたしません、以上、人命にかかわる重大な問題が四日市の片すみに起きておることを十二分にお考えくださいまして、所信に述べられましたような一つの明るい都市づくりをする、市民が満足できる、幸福な生活のできる四日市を築きたいという市長の信念の一端が、今日ただいまから発揮されんことを要望いたしました私に質問を終ります。

○議長(田村末松君) 水田議員。

〔水田利一郎君登壇〕

○水田利一郎君 復興都市計画、出張所の廃止問題、公民館の問題その他いろいろについて一応お聞きしたい点がありますので申し上げます。

四日市の玄関である港の地区、旧港もあり、あの港の方面が戦災復興から除かれたことをはなだ遺憾に思つておるのでございます。何をいうとるのや、十八年もたつた今日、そんなことお前いうとるのは頭が古いぞとあるいはいわれるかもわかりません。またそれは市から県に委任してあるのやからして市のほうへ聞いてもそんなことはいかんことや、県に聞け、といわれてもごもつともわかりませんが、私は、なぜ抜かれたかということの一つの疑問があります、十八年たつた今日、いまだに精算事務に入らない、しかもこの復興の事業が完備しておらない、丁字形の道をつくり、突き当たつたためく路をつくり、側溝なしのたれ流しのところがかり、下水はいつころに完備してもらえず、もちろん復興事業には下水は入つておらんだと思ひますが、それもあと回しにしてください、まことに張り合ひのない行き方でありますがために、私はここでなぜこれを抜かれたか。それで、申し上げたいのは、抜かれた代償で、港地区は抜かれたからかわいそうやから、せめて抜かれたところの残り、名四国道から南のところだけでもひとつ道をようしてやろう、側溝のたれ流しのないようにしてやろうというところのおぼしめしがあるかと思ひましたら、さらにありません。御覧ください。側溝なしのたれ流し、いくら簡易舗装をしていただきましたも、たれ流しのために早く悪うなります。この間、試験的かどうかわかりませんが、三重タイムス、あの田中又右衛門さんとの前だけ四十メートルほど側溝をつけていただきました。これは見本で、こういうようにつけるのがいいのやぞというおぼしめしをつけてくださつたと思ひまして、将来は、何年のちかわかりません。たいがい市役所のごとは三年た

てばできるで安心はしております。私の任期中にはできるだろうと思いますが、四十メートルくらいつくつていただきまして、もうあとは少しも進展しておりませんところを見ると実に張り合いがない。たつたあんだけがとこやつていただいたのか、実に残念に思つておるのであります。こい願わくは、市長さん、どうか戦災復興に入らなだところの地所はかわいいそうやと思つてもう少し力こぶを入れてやつてくださるようお願いをいたします。

それから、青いところの場所もないのであります。ほかにほそなるほど緑地帯はほとんどできませんが、納屋地区においては、この港地区においては緑地帯というものは少しもありません。市長もサーピス精神の昂揚か、緑地帯のところを、六月十日の時の記念日でしたか、市長お見えくださいまして御苦労さんでございました。学校のほうへも松の木をもうたのが二十五本、二十五本の松の木で緑地に尽力したと仰せられること、まことにこれこそばいことあらしませんか、市長、もう少しこそばいように頼みますわ。もうちよつとようけ植えていただきたい。そりやなるほど四日市の人種も、よそを見てきたところを見ますとあるいは悪いかもわかりません。植えていただいたポプラをほきほきと折つていく、まことにはずかしい話でありますがお互いに気をつけますから、もう少し木をようけ植えていただくように、せひともその場所をつくつてください。植えていただくような場所がないもんやからしてつい植えてくださらんやと思ひますで、どうぞひとつ市長、よろしくおたのみ申します。

あんまりいらんことようけいうたのでどがかわいた、ちよつと水よばれます。(笑声。傍聴席拍手)拍手はちよつとやめてください。

○議長(田村末松君) 静粛に願います。

○水田利一郎君 もう一つ申し上げます。県道と市道との区分けがちよつとわかりませんから、こい願わくは建設部長に、県道と市道との区分け並びに簡易舗装をどこまでやつたか。国道だけ承知しておりますが、ひとつせひ図面で

お示しを願いたい。期日は市会の会期中でよろしゆうございませすから、せひ新米の議員にお示し願いますようにお願いしたいと思ひます。どの点が簡易舗装がしてあるか、どこまでが県道であるか、どれが市道であるかということの区分け。それから将来はどれだけするかということをお示し願いたい。ということとは、忙しいところから、また交通の煩雑なところからおやりくださつたのか、下々からの声をお聞きになつてやられたのか。そこにおいて判断に苦しみませすために、こういうようなお願ひをいたしますのと、もう一つは、どれが県道でどれが市道あるかということとが少しもわかりませすから、ええ道やと思ふとあれは国道である、かれは県道であるというようにいわれませすからして、せひその区分けをよろしく説明をしていただきたいと思ひます。それで都市計画の件は終ります。

次に、出張所の問題であります。いちばん手つとり早く申しますと、いちばん私の腑に落ちませすのは、橋北、西橋北、東橋北にあるところの出張所であります。なんのために戦後これがたけのこのようにできたのか。それは戦後にはいろんなおもしろいものができたのでありますから、はれもの同様にできたのかもわかりませすけれども、便利のためにつくつていただいたのなら、なぜ南地区や浜田これらもろん浜田の地積やからそれはいらんといわれるかもわかりませす。港の方面なんかいつべん距離にしてはかつてみてください。どれほど遠さがあるか、千歳町の方面はかつてみてください。にもかかわらずつくらんのに、橋北にだけ堂々とろるはなところのあの建物、実にうらやましい次才であります。あそこで寄り合いをしてやるといふこと、連合自治会長の子分がおるのでまことに嬉しいことやと、私も連合自治会長やつとりませす。まことにざんまりいたしました。張り合いのないことです。つねづねいいませすが、同盟に一つ、つまり共同と同盟に一つ、同和納屋に一つと浜田に一つと、三所につくつていただくのが、これが平等の精神であります。しかるに西橋北と東橋北にだけつくつてはかにつくつてもらわぬのは、われわれが税金を払わんでつくつてもらえぬのか、どこで不平等の差をつけてくれたのか、その差について教えていただきました

い。市に住んどののやつたら、同じように扱ってもらおうということが、私のお願いするところがあります。

それから、もう一つのお願いは、塩浜と海蔵はたしか昭和五年の年に併合したのであります。それから、生意気なことばで申しますと星霜三十三年、むかし返さんというところの意味でいくと九十九九年の租借^借ということがよくはやりました。旅順港は九十九九年や、あんなようなことでもう三十三九年、ちやうど三分の一たつたのですから、もう併合せんのかいな、そのままではつとくのかいなと思いましたが、もう三十三九年もたつたのでございますから、このさい思い切つて海蔵と塩浜だけでもひとつ出張所を廃止していただくか、また昭和十六年に併合したところのほかの地区、羽津、常盤、四郷、その周辺の近い全部のところをやめていただくか。また大いにここに張り切つて、機構改革の意味において全部の出張所を廃止して、大英断を用いてもらうところの手腕、にくまれ役になるのでまことにお気の毒やと思ひますが、機構改革の意味においてふえつを加えてもらうことの必要は多々あると思ひます。よその都市を見に行つても、やめてもなんにも文句のないところがたくさんあると私は心えております。いままで見せてもらうたところでもありませんからしてやめても異議はなかるう、たいたい出しにくいからいままで匂々として延びてきたのやと思ひますからして、このさい思い切つてやめていただけぬか、こういう裏には部長さんのもつていき場所がなくなるやないかというようなことがありますが、これは道路の視察員にでも回してもらつたらもう少し皆様方の好きなように、こんなにござつてする道路が直るだろうと思ひますから、そういう方面にでも給与を回してもらふか、あるいは監督にでも回してもらつたら道路がよろなるやろうと思ひます。私は断然このさい出張所の廃止を叫びたいと思ひます。これで出張所の問題を終ります。

次に公民館の設置であります。

これは南から始まつてきて日水、常盤まで公民館を置いてもらひまして、北は富田と富洲原にはありますけれども北のほうはないのです。それで中部公民館という紙の上だけの公民館をつくつていただきまして、それに公民館審議会、名前はまことにりつぽでございます。人口的にほとんど四日市の大半を占めるところが一つの審議会をやつておるので、これで公民館をたつた二つそこに小さいのが常盤^{常盤}と日水にあるだけでございます。それを称して中部公民館、そうすりや西部公民館はどういうことになりますか、神前の公民館、これが桜とどこやら、人口は港地区だけもないところの人口であります。そこに北部の公民館、なんですか、これ片手落ちやないかいなという考えがです。ふつうに考えましても割り切れやん、むかしから二を三で割れというようなこともよいわれましたが、とにかく割り切れやんことがよろけありますが、むずかしいことすわ。ないところへあかいうふうな公民館をつくつてもらつて、肝心の人の多いところは公民館なし。それで、市長さんにお願ひしたいのは、せひとも大きいところのお考えをもつてみえるところの市長さんでございすから、西浦地区へ堂々と市民センターの大々的の、六階建ての、娯楽センターもひとつついておるような堂々たるころの、社会会館も労働会館も何もかもひとつついておるところのりつぽなものをひとつ建ててもらふようにお願ひしたいと思ひます。そうすると私たちもこれで満足いたします。ちつぽけなものをばちばち、港地区へ一つつくつたらう、同盟地区へつくつたらうというような小さいことをせんと、もうとにかくここまで辛抱したので、市長さん、頼みますわ、大きなやつ一つつくつくなはれ。頼みます。(笑声)これで公民館の設置問題は終ります。

一とぎにここに書いてあるだけ皆いうてしまいますから。説明はどうぞしかるべくやつてください。

次に、人事行政。実際これ生意気ない方でございます。最も適切に上手におやりくださつても非難のあるのは人事行政であります。適材は適所に、出るくいは打たれるというようなことのないように、出るくいはどんどんと出してもらひます。そのようにやつていただいてこそ初めていい人事が行なわれるということになります。いままでは千

九郎人事、勝太郎人事という名前で市民は批判をしておりますが、このごろは名前が消えまして、佐矩人事といわず富洲原人事というところに着眼かつて、御考慮くださいませして、ほんとうに適材適所、拔てき主義に、功罪を明らかにしてやつていただくように、これは懇願するだけであります。どうぞよろしく願います。

五番の橋梁について。たくさん橋が流れて、あちらこちらおかけくださいませしてまことにありがとうございしました。ところが、最後に四つだけお願いしたいことがあります。この前の道路の突き当たり三滝川にかけるところの橋、これはだいぶ前から開かされておりますが、砂利の置き場になっておりまして、これはいつ橋がかかるのやなど、あの熊沢さんところへ行くところの橋でございます。この前、何十メートルというのですか、七十メートルというのですか、この前の道路。その突き当たりでございます。それが砂利の置き場になっております。ねつから話がかかるというわきも開いたことがなければ予算の上につたということをお聞きしたこともありません。いつになつたらできるのやら、気の長い話でございます。それから慈悲橋でございます。これもあれは早うかかるやろうなと思うたら、仮橋のままではない危ないでやつてみえるが、これはいつたかかけてもらえぬのやろうかかかってもらえぬのやろうか、かけるのやつたらもう少し仮橋でも丈夫にしてやつてもらえませんか。まことにあれでは危ない橋でございます。非常に力をそこにに入れていただくようお願いいたします。これで橋が二つ、もう一つは開架橋でございます。私ところの前の橋でございますから、あれは自分との近くはつかりいといいますが、開架橋、りつばな橋をかけていただきましたまことにありがとうございましたが、その根元に川西倉庫の地所がありまして、三分の一がほんとに垣をしたならば、通ろうとしても通れぬのであります。あれは買うたかというたら、まだ買うてない、私、市長にもお会いいたしませんからそのままになっておるはずであります。こい願わくは市長、頭下げて川西倉庫へ行つて、まことにかけてからすまん話やが、ひとつよろしく頼む、川西倉庫へ行つていただくことをせつに

お願いいたします。そうして早く人々の楽に通れるようにしていただきたい。それから、あの橋に舗道をつけていただくようにお願いして、やつと筋だけひつばることを許可してもらいまして、やつたのですが、それも都市計画やらで、七月か八月に検査があるとかでむずかしいことになりました。が、しかしやつと人の通るところだけつけていただきましたが、ちよと椋葉町側のほうにまだ川西倉庫の地所が出つばつておつて、ほほこの坪数が三十坪、あれがじやまになつてほんまに自動車が進めせんから、よろしく市長さん頼みます。

それから最後に蓮葉橋であります。蓮葉橋はらんかんかららんかんまでの間が四メートル三〇あります。この間ばかりに行きました。四メートル三〇、自動車でもトロリーバスやとかあの大きなダンプの中が二メートル三〇ありますから、残りが西側で九〇センチずつよりありません。これは西べらのほうへは人道がつけにくいから、東側だけでもかまいませんで、せひとも人道をつけていただきたいと思ひます。願わくは市長さんをお願いしたい。市長はつかり頼んでまことに申しわけありませんが、午前十時から十一時ごろよろしいで、アベックで四、五へんあれを散歩してくればらませ。いかにあれがこわい、ゆかいな橋であるか。いかに暑うても、日がカンカン照りであつても涼しいはずであります。せひどうぞお通りくださいませ。両側コンクリートでありますので、もまれたらいかに涼しいかというのをひとつ御実験くださいませして、なるほどあれのいいやがることは無理がない、こら歩道つけたほうがいいな。これをなせいかといひますと、また理屈をお前はいうといわれるかもわかりませんが、電氣とガスには電氣ガス税をとつてみえますが、あの火協が通しておるところの給送管は税金をもうるといふことは聞いておりませんが、西べらにも東べらにもあの橋台にもたれておるところはどうも不可思議でしょうがない。大きな会社のいふことはなんでもきいとののか、われわれみたいな弱小市民のいふことはなかなかり上げてもらえぬと、ここに張り合ひのないところがあるのであります。せひとも市長さん、私のいふことも取り上げて、一メートルの中でよろしいで人間の

通るところだけでよろしい、片側だけでけっこうでございます。西へらまでつけよと申しませんからして、せひもつけていただくように御考慮くださいませ。お頼みもおします。大協さんがかけてみえるところの鉄管が少しは邪魔になりますが、大協さんにいうていただければあんだけくらいはなつとかなるやろうと思ひますで、よろしゅうお頼みもうします。

最後に、旧港の施設についてであります。四日市の旧港は四日市の港を見物にくるときは、まず旧港を見ていただくのがほんまであります。明治三十三年の開港式のとくに、四日市の旧港、なるほどこれからできたのかというところを見ていただく、その旧港、しかも、いまだに税関もあり植物検査所もあり、荷物もあそこで検査していただくのでありますからして、そこでもお客さんも上陸されるのであるからして、その上陸するところの浮棧橋が流れていつたなり、その後少しも修理をしていただけません。まことに、それは県の施設であるやないかといわれるかもしれませんが、市の港湾課長のほうでもう少し、いや、これはやつぱり市長ですな、市長がそらもつと力こぶを入れてやらなあかんぞよ、といわれりや県のほうもきつと力こぶを入れてくれるだろうと思ひまして、せひ旧港のところへも力こぶを入れてもろて、展望台までつくれというところのお願いをしとるはずでございますで、せひ旧港のところへもお力を入れてくださつて、あそこ人間の上がるところをひとつ復旧していただくようにせつにお願いをいたします。そうしますと、どなたかのお話になられた商店街もすぐに並んでおりますし、いまや赤線が没落してから、没落一歩手前にあるところのあの商店街ももう少し回復して、盛んなところの商店街になるだろうと思ひますからして、せひとも旧港を復活していただくようにお願いいたします。

たくさんいらぬことを述べまして申しわけありませんでございます。お答えくださつてもくださらぬでも私のいうことは以上であります。適当にどうぞ。(笑声)

〔土木部長(城井義夫君)登壇〕

○土木部長(城井義夫君) たいま御質問の才一回の被災復興関係の問題でございますが、港地区の除外されました問題につきましては、私の記憶では昭和二十九年度に全国的に被災復興区域の再検討を国が命じてまいりまして、そのときに縮少されたと思つております。そのときの縮少区域といたしまして備北地区並びに近鉄から西の末永地区、現在、都市改造でやつております国鉄の東のほうの地区、それから市役所の南の浜田の方面並びに先ほどの港の地区等、その周辺が主として縮少されたわけでございます。これは、全国的な問題で、当時としては各市の申し出ておる区域を全部国が取り上げて公共事業として行なつておりますと、非常に長く被災復興がかかるので、事業の規模をある程度縮めまして、早期に一段落をしたいという国の御方針だったように聞いております。そういう関係上、昭和二十五年に一部区域の変更がございまして、百二十四、五万坪の予定地が約八十万坪に縮少されたはずでございます。で、その後するました事業の精算事業がいまだに終つておらないという御指摘でございますが、まさにそのとおりでございます。市の立場におきましても復興事務所に対する負担金等も負担しておりますが、まさにその点も関心をもつと申しますか、此任を感じまして復興のほうといろいろ話し合いを進めておるんでございますが、これも三重県下におきましては四日市だけの問題でなしに、戦災四都市とも同じような状況でございます。それで、県におきましては、とうてい現在の県の計画課の陣容ないし復興事務所の陣容では早急に解決がつかないということで、財団法人の都市計画協会というものを県のほうでおつくりになつてそこへ委託をしようという考え方のようでございます。組織はまあそういうことでできると思ひますが、問題はその熱意と人間でございます。人の点で非常に問題があると思ひますが、県のほうでいろいろいままでの経験者、あるいは新しく採用されるということで、四日市のみでなしに桑名、津、伊勢等の精算事務もその強化によつて行ないたいという報告を受けております。まず津と四日市を協

会の本年度の事業対象としておりまして、すでにその都市計画協会の人たちがこの四日市の復興事務所に来まして、いま調査と申しますか、準備をしております。私たちのさつぐばらんな見方としまして、まだ二年くらいかかるのじやないだろうか、これは私の横から見た観測でございますが、そういう感じはたしかにもつております。

それから、工事の不完全な箇所が各所にあるという問題でございますが、これにつきましては、戦災復興の跡始末としましてだいたい一億近い工事がまだ残つておると称されております。それで、戦災復興という問題は、御承知のように二年前にすでに国の予算から消えておりまして、戦災復興はもう完了したということになっております。従つて、このあとの残つておる問題のうちどうしても一応完了しておかなくてはならない問題、辛抱のできない問題を取り上げまして、先ほど申しましたように一億近くでございますが、これはけつきよくにおいて、復興事務所が投げ出せば市のほうで背負い込むというかつこうになつてまいります。それで、県のほうといたしましてそういう問題を考えまして、できるだけ解決つけないといふことで、二、三年の間に県単事業でできるだけやりたいという考え方で進んでおります。これについては主として側溝並びに御承知のように市内に数カ所障害家屋が残つております。とくに橋北地帯にはそういう問題が多いんでございますが、そういう問題はすべて県単事業で解決をつけられるだろうと思つております。

次に、港地区の緑地の問題で、学校に松の木を二十本でいかにも少なかったという御意見でございますが、本年度緑化週行事としましてわれわれの都市計画課が中心になりまして行なひまして、最初の年でございましたので、非常に熱意をもつてやつておるのですが、あとから考えますとあの程度しかできなかったといふことでございまして、松の木にいたしまして、港の方面の学校には二十五本でしたが、全市的には約三百本あまりの松の木を移植しましたのでありまして、これは、こんごの移植の適当な時期には、今年度においても続けたいと思つております。御承知

のように県の市有地にある松の木を地区の了解をえてもらつておるのでございまして、まだ本数は相当ございまして、それで、季節的に適当な時期になれば、別に購入という形でなしに移植する、手さえあればこれは数が相当出るわけでございますので、こんご学校の様子をいつべん拝見さしていただきまして、とくに植えました木を愛護していただくようなところがとくにみえるような学校とか、あるいは地区的に公害その他で考慮をさしていただかなければいかんという学校、いろいろそういう点を考えまして、今年度中にももう一回この春のような松の移植をやりたい、こういうふうにご考えております。

次に、県道と市道とのはつきりした図面をつくれといふことでございまして、これはさつそく課のほうに命じまして準備をさせます。九日の市会の開会まで、あるいはできましたら明日の建設委員会に一部でもつくりまして御説明さしていただきたいと、こう思います。

なお、舗装の点でございまして、これは、毎年四月、五月ごろの建設委員会にだいたい年間の計画をおはかりいたしまして着工しております状況でございまして、三十八年度すなわち本年度の分は前の建設委員会の皆様方いろいろな説明さしていただき、プリントも各自にお渡しして御審議願つておるような状況でございまして、聞きますところによりますと、明日建設委員会がございまして、あらためてその資料を説明さしていただきたい、こういうふうにご考えます。

次に、土木部長の關係といたしまして五番目の橋梁の問題でございまして、御質問の橋梁として四つ出していたいたわけでございますが、最初にこの市役所の前の道路を北に行つた橋並びに二番目の慈善橋といふかつこうで御説明願つとるわけですが、われわれのほうの考え方といたしましては、これは計画的には同じ橋でございまして、以前の慈善橋をこの市役所の前の五十メートルの道路と三滝の交差点へりつばな橋をかけたい、こういう考え方でござい

ます。従つて、その永久橋がかつたときには以前の慈善橋は廃止をいたしたいと考えております。この五十メートルの道筋の慈善橋、新しい計画の橋に、本年度の予算は約五十万と記憶しておりますが、調査費を御計上願ひまして、本年度中に、主として川の巾員の問題になるのですが、そういう問題あるいは高さの問題、巾員等の問題並びに前後のとりつけが非常に問題になつてくるわけでございますが、そういう問題を全部解決をつけまして、明年度から都市計画事業として国の助成をいただきたいというふうに進めたいと考えております。それで、見通しといたしましては、できますれば昭和三十九年並びに四十年の二カ年にわたる事業としてこれを継続したい、こういうふうに考えております。ただ、現在の段階では建設省におきましても四日市として重要な点はわかるので、先ほど申しましたような資料並びに河川管理との協定を全部つけてきたらいろいろ相談にのろうじやないかということになつておりますので、事務的に補助金が決定しておるわけではございませんが、われわれとしましてはぜひそういうふうにもつていきたい、こういうふうに考えております。

それから、三番目の開米橋の束結のところの取りつけ道路の問題でございますが、御承知のように橋を十一メートルにつくりましたために、以前の約倍になつたわけでございまして、道路が橋梁とふさわしくない状況でございまして、お説のとおり東側に川西倉庫さんの土地を買収しておいで願つて、以前の約倍に広げると橋梁とふさわしいかっこうになるんでございますが、建設当時、若干予算的問題並びに川西倉庫さんとの売買による単価の問題等で、橋梁の竣工までに滞りがかつたために、ついその後なおざりにしております。この問題につきましてはまことに申しわけないと思ひまして、こんご川西倉庫さんとも積極的に話し合ひを進めたいと考えております。

最後に、蘆葉橋でございますが、これも御説明のとおり巾員四メートルでございますので、大型自動車を通りますと両側には非常にわずかしが残らない、自転車を通ると危険な状況ということは間違ひのないところでございます。

それで、この橋は比較的かけかえた歴史が新しい橋でございますが、当時の考え方といたしましては、いまのような橋をもう一本東側へ将来かけるべきであるという考え方でかけたのでございますが、この橋梁につきましては、なかなか国・県の補助金等を導入することが困難な状況でございますので、従つて、現在の状況では単独費でこれを処置しなくてはいけないという見通しをつけておるわけでございますが、また付近の工場との関係におきます協力もなかなか話が進みにくいであらうということで、いまの状況で当分御辛抱願ひたいということでございますが、御質問の人道橋につきましては、国道等におきましても現在そういう考え方をやつておりますので、人道橋についてこんごいろいろ検討さしていただきたいと考えております。

最後の、通告の六番目の旧港の施設でございますが、お説のとおり高潮対策等で付近の護岸は非常にりつぱなものになりましたが、棧橋あるいはその階段の通路というものが非常に貧弱な状況でございます。これにつきましましては県のほうに早急に修繕方を申し入れておるのでございますが、いまのところはつきりした話し合ひができておりません。市の港湾課の立場におきまして、こんご港湾局となおよく話し合ひを進めまして御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午後二時二十八分休憩

午後二時四十八分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会を開きまして、本日これからの日程について御協議を願ひました結果、本日は午後八時ま

で時間を延長して御審議をいただくことにいたしましたから、御了承をお願いいたします。

なお、発言されます議員におかれましては、すでに質問のありました事項については重複を避けていただき、簡明にお願いいたします。また、理事者においても簡単にして要をえた答弁をとくに要求します。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） 御質問の才二点、才三点について簡単に答えいたします。

出張所の廃止というおことはでございましたが、出張所につきましては、すでにたしか昭和二十八年とおぼえております。それから先般行ないました昭和三十五年の機構改革のときにもすでに何回も問題になりまして、地区の住民の方のお考え方等もございまして、漸次統合あるいは廃止というような考え方にもつていくような手順でものを考えておるのでございますので、皆さんの御協力をえまして、御質問の趣旨に沿うような状況になるべく早くもつていきたいというふうに考えております。

それから、才三点の公民館というおことはでございましたが、これは、公民館の設置ということよりも大きな会合の場所をとというような御趣旨でございまして、昨日もすでな問題になっておりました諸会館の建設の調査、研究というようなことと関連いたしましたして、早急に結論を出していきたいかよう考えております。

○議長（田村末松君） よろしいですか。（水田利一郎君「よろしい」と呼ぶ）

山中議員。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 私 は本年五十四才になりまするが、私の記憶としてはかつてない一つの天災である、今回の長いこも雨が降つたということにつきまして、こんごの対策ということについてお尋ねしてみたい。お尋ねする議題といたし

ましては、この長い雨に道路が非常に荒れている、これをどのようにして市民に迷惑のかわらない、喜ばれる元道にしていけるのか。いま一つには、今回の長雨によりまして農作物が全部くさつてしまつた、とれなかつた、実が結ばなかつたという二点につきましてお尋ねしてみたいと思ひます。

才一に、道路問題でございまして。道路問題といたしましては、皆様御承知のように都心部を一步離れて郊外に出まするなれば、道路であるのか、船に乗つて大海を渡つていられるのかからゆゆなゆれた道路がいたるところにある。

しかし、どのような今日手を打つて市道をいま改修せられ、また補修しておられるか、いつこうに私は手が打つてないじやないか、こう感ずるのでございます。本年は市長も当初予算にことしこそは市民の喜ぶきめのこまかい市政をやつていくのだと、私はたいへん満足に存じて、非常にわれわれの思うことと、市長の主義主張とは一致しておるといふものにおいて、せひとももういつべん市長さんに出ていただいて、そうしてわれわれもいまたび市民の皆さんの批判を受けて、再びこの壇上に上ろうと努力して今日までできたのでございますが、さいわいにして市長も無投票当選、私もおかげながら再びこの壇上に立たしていただいたのでございます。市長は、今回の追加におかせられましても、この市民に対して非常にあなたか政治をしたいと申しておられますが、私は非常にその喜びをもつ一員でございまして。しかし、私にいわしむならば、市長は才一に大きく伸びゆく町づくり、こういうことを申しておられます。才二に明るく住みよい町づくり、三つ目あなたかく行き届いた市政、これは、私はへ理屈を申すようでございますが、これを正反対にいつていただきたい、才一にあなたかく行き届いた政治をしてやるのだ、もう何も考えない。その次に明るく住みよい町が自然にできてくるのやないか、そうしたなればほつておいても大きな町づくりが私にはできる、そう確信をするのでございます。古い話で皆さんお笑いになるかわかりませんが、あの難波のうちで仁徳天皇が三年間の免税をやる、そうしてやぐらの上に立ち上つたときに、難波の空に立ちこめたあの煙を見て、「朕すでに

奮めり」、私はこのことばは古今を通じて誤まらないと確信をもつ一員でございますので、どうか、このような気持ちで山中が市長にいまから御注文を申し上げる、こう市長に了解をしていただきたいと思ひます。

才一間に、建設部長にお聞きしてみたい。この長い雨において痛んだ道路を、部長はだいいちどのようなふうにして復旧をして修理をしていかれるか。それに対する予算はどれくらいいるのであるか。そうして、その予算はどのようにして捻出されるか。私たちは当初予算におきまして市長さんに出していただきました建設予算のうちで、道路維持修繕費でございます。この費用は、前年度は五千百六十六万七千二百円、ことしは三千五十万、四千八百六十一万七千二百円という減になつておるのである。市長はその全市を、市民の喜ぶためにすべて防塵舗装でも三年か五カ年にしてやつて、そうして喜ばしてやりたいというのが去年の、私にいわすならば非常に土木行政に厚い行政であると思ひますが、市の財政のいかんにもよりますけれども、このようにして減つてきたので、当初予算にもこれがわれわれ市民としては承知ができないやないか、どうか、市長、建設委員会としてはある追加の予算に考へていただきたいということをお約束申し上げましたけれども、市長はよく考へる、数字的には確約もいただいておりますが、私はこのような天災、私にいわしむるならばいうようなときに、一刻も早く、九月までまつておれぬじやないか、何かの方法で予算を講じてでもこの補修だけを願いたいという気持ちで御質問を申し上げております。

次に、農業方面の農産物の被害でございます。これは、藤谷議員から昨日、詳細に質問されてもおるし、また理事者の方々、部長及び課長から詳細な説明があつて一応は了としておりますが、私は、一昨日の大毎でございましたか、社説に、こんご日本農業のいき方というような論説をかかれておつたんでございますが、それに、この当初予算に私と農林課長と多少意見がくい違つて、この壇上で争つておつてもこれは見解の相違であるから、これは後日にまたしようじやないかというて別れた一件でございますが、この件につきましても、やはり社説にかかれておるの

には、日本農業の生き方というものを根本的に示して導かなければならないが、生産意欲のない農民に現在ではしておるのだから、これを上塗りの少しの補助をやつたり、少しの対策を構はしてみとるよりも、根本的意欲のある農民をつくり上げなければならぬと書いておりましたが、私はかくあるべきであると思つてございます。市長にいわしむるならば四日市は一大工業都市として伸びておるのではないか。半農半商でもかまわぬ、半農半労でもかまわぬじやないか、まことにありがたい土地柄ではございますが、一步郊外へ出るならば全部がそのような調子にもいかないか、またこうして社会的問題としまして、日本農業のあり方としまして、全日本に農業がなくなつてもいいのか、今日、現実に困つておるものは農業の跡取りむすこでございます。私も田舎方面におりますので、よう仲人を頼まれます。どこへ行つても百姓のお嫁にはいかぬ、非常に結婚問題にまで私は今日の農業においては苦しんだるのじやないか。そのゆえにおいて、若い者は全部うちを捨てて都会へ都会へと流れてくるのでございますが、このような事情を察しまするなれば、私は何か根本的に意欲を立てるような方法があつていいのじやないか。しかし、國家のほうでさえもまだ結論が出やんのに、ここで山中が市長にこれを結論を出せというてみたとして出やないやないかといわれるのがまず山であらうと私は思ひますが、はたして地方行政がなぜ行なわれるのか、ということをおは掘り下げてみたい。私は、國家あり県あり、全部税金も納めて、行政はそれでいいはずである。しかし、われわれ市民といたしましては、たまにはかゆい背中もかいてほしいというときがあると思ふ。そのかゆいところに手の届くのが私は地方行政の一端である、それがためにわれわれは税金を納めて自治的にやつておるのだと、私はこの確信のもとに質問をするわけでございますが、以上、二点につきまして、どなたでもけつこうでございますが、明確に私になるだけ得心のいくような御答弁をお願いするものでございます。

以上でございます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 質問の才一の問題の、長雨被害による道路対策についてという問題でございますが、この問題は昨日お答えさせていただきましたが、一応長雨の対象といえますか、対策いたしましたして約二百万の砂利材料を購入いたしましたしてその処置をしておるわけでございますが、いままで購入したのも、あるいは直營採取、それから各所に備蓄的に置いてあつた材料全部を使ひまして、約三千五百立米の砂利を撤布しております。延長にしまして約八〇キロぐらいにあたると思ひます。これで、だいたい対策という考え方の仕事は終つたように思ひますが、なお千五、六百立米の砂利をこんご川からあげまして処置をいたしたいと考えております。これによつて一応長雨による対策は終りました、とくに気象的な変更がなければ、以後は既決していただいております予算の維持の計画に従つて進めていきたい、こういうふうに考えております。

それから、舗装につきましては、こんごの財政状況に応じて担当課といたしましては若干の追加もお願いしたいというふうに考えております。

〔助役（庄司良一君）登壇〕

○助役（庄司良一君） 山中さんから御質問、まず長雨対策についてということでございますが、今年未曾有の長い雨が続きまして、全国的に農作物にたいへんな被害を与えた。とくに粟作のごときは半分以上がだめになる、これをどうするかという問題。昨日、藤谷議員からの御質問に對しまして市長及び担当の農林課長からお答え申し上げたとおりでございます。本地区といたしましては、非常に収入上大きなウェイトを占めております稲作のできふでということが非常に心配になるのでございまして、ややもすれば起こりやすいもち等の発生について県及び市、さらに農協の技術員が今日、毎日密接な連絡のもとに、これの発生の後候があるかないか、つねにこれを調査いたしてお

ります。従つて、これについて多少でも心配があるという場合には、即刻これに對する防除の策を構する、これについて、経費その他の点につきましては、議会の皆様にあつたためならんかの方法によつて御連絡申し上げてお願ひしたい、こういうことをお答えしたわけでございますが、この点、御了承願ひたいと思ひます。

それから、次に、わが國農業のあり方について、とくに四日市の農業はどうもつていくか、こういう問題でございます。明治以来、日本の農業政策については、いろいろと苦心が払われておりまして、最近におきましても國の農業にさいている予算というものは非常な額を占めまして、國のパーセンテージから申しましても、他省關係にはるかにすぐれた金額をもつてこれにあつて、國はこれを最も重大な仕事として取り組んでおられるというところは、御承知のとおりでございます。しかもなお、一般産業との間において格差が縮まらない。場合においては格差がさらに大きくなりつつある、これをいかにするや、これで國をあげて心配をし、なんとかこれを改善したいというのがあらゆる施策に關連しては決して堅くみることなく、非常にたいせつな問題として皆様に御協議申し上げてきたことも御承知のとおりであります。さいわいと申しますかあるいは不幸と申しますか、たまたま本地区の農村というものは、都市近郊農村といえるのではないかと思ひます。一般の、たとえば東北とか四國等の農村に比べまして、たしかにこの農村は性格も違つてきている。すぐ目の前に工場があるから、すぐ目の前に町があるから、そこへ仕事に行けばすぐ現金が入る。だから農業に對する意欲がなくなるのだというようなことでは、まことに困つたものでございまして、なんとかこれを都市近郊農村であるという特長を積極的にプラスの面に生かしていきたい、こういうことから適地適作主義をわれわれは主張し、さらに國の施策である農業構造改善事業とも取り組みまして、その以前から畜産、~~畜~~畜農業法を取り入れてはどうか、主産地形成事業をやつてはどうか。単に稲作のみにとらわれることなく、都市近郊農村とし

ての特長を生かし、その有利な点を利用いたしまして商品製品に大いに邁進したほうがいいのではないか、こういうふうにならねばつねにとき、かつ相談してまいつてきておるわけでございます。今年度におきましてもこの態度を予算の上でもとつてまいりまして、農業研究所も拡充いたしました。農村の方々をここへお集まり願ひ、そして新しい生き方について研究もし講習もしやつていこうという考えをもつておられることは、御承知のとおりでございますが、何と申しましても、われわれがなんとさか立ちいたしましたも、おやり願ひの方は農村の方々でございます。自らの意欲のもとにこうもつていかなきやいかぬ、こうしなきやいかぬ、さらにたとえば清水ではどうやつておられる、静岡ではどうやつておられる、市もかくのごとく協力せよ、あくまでも自主的の意をもつてわれわれをひっぱつてもらふことをむしろ願つておるわけでもございまして、非常にこれについては四日市農業の振興のために昼夜、市長を初め担当の者が鋭意努力もし、熱意をもつておられることを御説明申し上げて終りたいと思ひます。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいま助役から詳細に、きのう藤谷議員に申し述べられたような答弁をいただいて、再び聞かしていただいたので、頭が熱くてもよくわかつたのでございしますが、最後の要点を私は市長さんにいつべんお願ひの方々尋ねてみたい。たしかに被害があつたんだと、今日の百姓は生き方も非常にむずかしいんだということでございしますが、昨日の新聞に、國の所得の税金のほうでも、この長雨対策については考えなければならぬじやないかというふうなことを掲げておられますが、はたして四日市市としてはそのような被害対策に対しての免税というふうなことを考えられるのか考えられないのかという一点をお聞きしてみたい。

道路問題につきまして一点お願ひしてみたい。またただしてみたい。部長は二百万円の金でまずなんとかかんとかしてごねていきたい、という話やないか。せいの二百万や三百万ではたしてもこの道路になるのかと私はいうではなないが、情けないかな、私もしろうとでございしますので、論争をしても負けるかわからぬのでやめときますが、しろうとと考えとして二百万や三百万でこの道路が直つたならば、私は四日市市中をさか立ちしてもお見せしたいといいたいところではございますが、あの舗装道路が簡易舗装、防塵舗装がめくられてしまつてなくなつただけでも、あれをどうするんだという市民もございします。私は、ある議員の紹介によりまして三重地区へ呼ばれました。そうして三重地区の切実なる訴えを聞かされた。君はこんど建設委員長になつたんでないか。まあ大きい小さいかで、君は建設大臣と一緒にやらないか、あけてもらつたのはいいが、あとに大きな注文がつくというわけでございしますが、なるほど道路をつけてもらふならば、つけられても御無理ごもつともだ、このような悪い道かというふうな道路ばかりだ。そうしてまだ一カ所は、私は非常に感服をいたしました。この悪天候が続いておるにもかかわらず整然とした道路を守つておる。この地区民の中しますには、われわれは自分のためにこの道路を愛してつくつて守つておるのだが、しかし、今日の交通量というものはとても地区民ではもち切れないのだ。自分が通るだけの道路なれば骨を惜しんでもいいが、自分が直した道路をあつたダンブが通るわ、自動車を通るわ、商用の自動車を通る、はてしのつかぬこの道路をいつまでわれわれは守るのであるか、これだけわれわれ市民は責任があるのかと、市としてはこんなご対策をどうかつけていただきたいということを、切実に私は訴えもせられこの目で見せてもらつてきた。これじゃ私はあまりにも四日市市の道路行政というものが行き届いてない。いま一歩理直者に覚悟を新たにしてみたら、そうして市長の最初のおの言辭のところを続けていただきたいことを念願するのでもございしますが、この予算の裏づけとして、市長さんははたしてつけてくれるのかくれぬのか。ただこの二点の問題とも予算の裏づけをしてくれるのかくれぬのか、できるのかできぬのか、承われたなれば、ひとつここに明快にこの私に聞かしていただきたい、以上でございます。

〔 税務部長（園浦和己君）登壇 〕

○ 税務部長（園浦和己君） 長雨による被害に市税のほうで考慮するか、という御質問にお答えいたします。長雨被害を受けられた市民の方には非常にお氣の毒でございますが、市税には市の条例がございまして、その中に災害その他によつた場合には九十日を限りとして延納を認めることができる、というふうな規定がございまして、及び前年度の所得に比べて三分の一以下に所得が減つた場合は二分の一以内において減免することができるというふうなそれぞれ延納及び減免の条例がございまして、その条例に基きまして処理すべき性質のものかと考えますが、いづれにいたしましても税金は個々の段家のそれぞれのケースによつて違いますので、ここで一般論として長雨被害を受けられた段家の方に直ちにどうするというわけにはまいらない性質のものでございますので、段家の方から市長宛に申請を出していただきましたならば、十分御相談に応じさせていただきます。

〔 土木部長（城井義夫君）登壇 〕

○ 土木部長（城井義夫君） 私の答えが不十分で申しわけございませぬ。

先ほどの二百万円と申しますのは、二百万だけの砂利をまいたのでございませぬで、非常にその以外の地区の方の御協力並びに直営の努力等を収束いたしましたして、材料といたしましては五千立米を目標にしております。これは、御承知のように砂利道を対象にした対策でございまして、一応その程度の仕事をやらしていただければ十分とは申せませんが、だいたい前の状況に近くとこへ行かせんどうか。それから、こんごとくに雨が続かなければその後の手の入れ方によつては十分前の状況にもどせるという見通しでございます。

それから、舗装工事につきましては、道路修繕作業所の職員を督促いたしまして、穴埋め、てんでん補修をやらしております。これにつきましては、道路修繕作業所の職員を督促いたしまして、穴埋め、てんでん補修をやらしております。

なお、当初予算でみていただいております予算の中でも、既設舗装の補修の対策も考えておりますので、作業所の直営的な作業で間に合わない、あるいは技術的に困難なところは専門業者に契約をしてやることも考えております。近くそういう工事の着手が現場で現われてくることと思ひます。

舗装の問題でございますが、昨年までは非常に単価を下げて、延長あるいは面積を延ばしたいということをかかなり念頭においた工法をやつておりましたが、御指摘のようにだんだん交通量の増大あるいは過重の増加ということからとうてい半年くらい、あるいはもつと短期間で非常に痛むという状況も現われてまいります。で、本年度は交通の状況あるいは性格を十分把握いたしましたして、これを画一的な考え方でなしに、交通量等に応じて若干単価をあげてもすぐには痛まないような舗装にもつていきたい、こういうふうな考えでおります。いままでのが全然失敗だとは申しとおらないのでございまして、住宅地帯の一部においてはいままで程度で十分だと考えられる場所も相当ありますが、交通量のあるところではとうていだめだということになつて、単価も約倍近く上げたいと考えております。なお、この追加問題については、土木部の立場におきましては、財政の許す限り道路方面に重点的に追加をお認め願ひうにお願ひしたいと思ひます。

○ 山中忠一君 市長の答弁を明かしていただけませんか。

〔 市長（平田佐矩君）登壇 〕

○ 市長（平田佐矩君） 道路予算の御質問にお答えさしていただいてよろしゅうございます。

こんどの長雨で予想外の道路の痛み方がございまして、実は私もひまがあることに实地に視察にまいつておりまして、これは困つたことだということを痛感しておるものでございます。なんとかして本年度のあととほしい予算の中から道路につきましては割愛をしてこれを補わなければならぬだろうと、こう考えておりますのですが、まだどれ

くらしい余地が出てまいりますか、その辺が財務当局から出ておりませんので、進捗をしたわけでございますが、その点、余裕をできる限りひとつ道路のほうに回さしていただきたい。そして、少しでも皆様方の御迷惑を除きたい、こう考えております。すなわち、できる限り道路に重点を置いてあとの予算を使わしていただきたい、こう考えておる次才であります。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいま御答弁をいただきましてよく了承いたしました。

ここに私は、最後に、いまの市民のことを信頼して、必らず追加には考えていただけれるものなりと了承いたしまして壇上を下りたいと思いますが、一、二点、要望を申し上げておきたいと思えます。

先ほど私が三丘地区へお邪魔したときの話でございますが、私はただ予算を要求して、予算をもつて直していくのなれば、これは三つ子でもできる。そこに一つの政治の力と申しますか、また行政の行き方というものが非常に変わってくるのじやないか。人を満足さして使っていく。いつもかも地区の連中が骨を折つておるにかかわらず、一回のパスも与えてやらないというようなことになれば、ついばかりしくてできない。思想が悪くなつたと申しますけれども、まだまだ市民には、この四日市を築くためにはまず喜んで協力してくれる市民が幾らもあるという確信のもとにお話するのでございますが、どうか、そのようにして、これは何がためにこれだけ道路がいいのだろう、この長い雨にだれが骨を折つたのだろうというように感ずるところがあるなれば、私は金もやらぬといい、ただ市長の賞状一枚くらいでも、私はこれは生きた教材として、非常に私は市政に協力もしてくれ助けてくれるのじやないか。いつか私は教育財政につきましても、何か生きた教科書がないかということをも市長に申しましたが、市長は非常にいいこと

だ、考えてみたいとおつしやいましたが、そのようなところで私は一にも二にも財政をほり込まなければできないということは、そらある程度は財政をほり込んでもらわなければならぬが、一つは市民の気持ちをやわらげ、市民の協力を求めるというところにひとつ重点を置いていただきたいということを、とくに私はお願いしまして、私の質問を打ち切らさしていただきます。

○議員(田村末松君) 坪井議員。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 失礼いたします。

女性といたしまして初めて神聖なこの席に登壇の機会をいただきましたこと的光荣に感激いたしておるものでございます。たいへん未熟者でございます上に未経験でもございますので、失礼にわたる点があるかたいへん不安に存じますが、なにとぞお許しをいただきますようあらかじめお願いいたしたいと存じます。

過日の市長の御所信の中に大きく伸びゆく町づくり、明るく住みよい町づくり、あなたたく行き届いた市政の三つの柱を打ち立てられまして、ことに才三のあなたたく行き届いた市政という項において、幼い子供たちを幸わせにし、人づくりの基礎を確立するとともに、陽のあたらないところに光を与え、というおことがありましたことを、たいへんかりがたく拝聴いたしましたものでございます。この点につきましまして少し具体的に伺いたいと思存じまして、質問させていただきます。

私も母親はわが子を生み、初めてひざに乳を含ませた瞬間からわが子の幸わせを願ひ、その子の幸わせを願うために平和で明るい社会の実現を夢みるものでございます。現在の複雑な経済、社会機構の中ではわが子につきそっていくのみならず許されないので、また時代の要求する人間をつくるためにも、人格形成期である幼児の期間に思想教

育を開始する重要性を認識し、教育の環境の中で集団生活を通じて品性を養うことが、青少年の健全育成の早道であるという考え方が一般的になつてまいりまして、また好むと好まざるにかかわらず働く婦人の増加いたしてまいりました現在、就学前になんらかの集団教育の機関に收容されることを希望するのがふつうになつておりますのでございます。本市の昨年度の調査によりますと、五才児においては八六・二名の児童が收容され、未收容児はわずかに一三・八名であります。また四才児においては收容児が二四・八名であり、未收容児が七五名の大きに上つておりますのでございます。この数字から判断いたしますと、五才児においてはたいへん成績がよろしいかに思われますが、この数字の裏にある問題点をお考えいただきたいのでございます。文部省所管による教育機関としての幼稚園は、本市においては一年保育しか実施いたしておりませんし、福祉行政の一環として設立された保育園には入園基準において保育に欠ける家庭という項目がありますために、希望者の多い保育園の隣に居住してまず場合、基準に欠けるという理由でバスや電車で遠いところの幼稚園に通園する努力をいたしていただいております。本市公立幼稚園においては、二十分以上の通園距離をもつてゐるものは三五名もあるように伺つております。

ふり返つて市内の幼児教育の機関の設置状況をみますとき、市当局の御努力によりまして中心部以外、各小学校区に一つづつは公立の施設をおつくりいただいておりますので、たいへんありがたいのでございますが、幼稚園のあります地区には保育園がなく、保育園のあります地区には幼稚園がございません。ために、互に疎外しあう傾向も現われております。これを、それぞれの機能を十分に發揮させ、働くお母さんのために、また子供の生活権を守るために保育園の増設と義務教育に続く教育体系を確立させた幼稚園の併立が望ましい姿であると思うのでございます。なお、理想を申しますならば、保育園においては保育を必要とするすべての幼児、乳児においても收容され、幼稚園においては就学前のすべての幼児に愛情の光を与えていただくようお願いいたしたい。できれば二年間收容の姿が実現されることでございます。そして一四名弱の未收容児の解決がまたれるのでございます。はなはだ勝手な理想を申し述べましたが、義務教育の整備十カ年計画により着々と改善されてまいりますとき、時代の要求する幼児教育のための御計画などがございましたならば、担当の理事者にお伺い申し上げたいと存じます。失礼いたしました。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） 教育委員会関係の分を私から御答弁いたします。

坪井議員さんからの御質問にかりましたように、そこへ御質問のうちであげられました数字につきましては、私たち昨年、一昨年からりました教育総合計画の中で調査をいたされました数字とほとんど同じでございますので、私たちがこの資料によりまして現在検討中でございます。実は、幼稚園につきましては、教育施設十カ年計画を立てた当時は、幼稚園の新設はこれを行なわないという原則を立てまして、義務教育の建築に邁進したのでございますけれども、四日市の発展の状況から考えまして、いま幼児問題はお説のように非常にだいたいな時期にきておるといふことで、昨年、一昨年末の総合教育の調査の結果からもうこういう数字が outcome として、新たに考え直す時期にきておるといふことにつきましては、私たちも同感でございます。従いまして、その具体的な問題について現在計画を練つておる段階でございますが、原則的には二年保育よりは一年保育をまず広げるべきでないかという考え方でございます。それから、理想的にいえば各学校区に、または大きな地区におきましては二地または三区に幼稚園があるということでは理想的でございますが、現在はお説のように保育園または幼稚園が点在しておることでございますので、私たちがいたしましては理想的なものを目ざしまして、具体的に整備計画、なお新設計画を現在立てておる時期でございますので、これができるにあかつきにおきましては、教育民生委員会等におはかりいたしまして実現に邁進して

いきなにと、こう思っております。

〔厚生部長（村木喜代次君）登壇〕

○厚生部長（村木喜代次君） 厚生部所管の保育所につきまして申し上げます。

幼児施設につきましてはただいま御説明のありましたとおり、現在幼稚園を含めまして各地域に一カ所一施設が設置されておるわけでございますが、毎年度の入所希望者数を見てまいりますと、三十七年度におきましては約一三〇それから三十八年度におきましては約三〇〇もの定員の超過となつておるわけでございます。これにつきましては、ただいま御説明のありましたとおり共かせぎ人口の増加とか、いわゆる幼児保育の関心の高まりと申しますが、そういう関係でふえてまいつたわけでございますが、現在、保育施設といたしまして公立が十二カ所、私立が八カ所、合計二十カ所でございますまして定員数といたしましては千九百七十五人になつておるのでございますが、一方、措置いたしました児童につきましては千八百八十六人となつておるのでございます。ですから、千九百七十五人から千八百八十六人マイナスいたしましたものにつきましては、自由契約児といたしましていま入所させておるような状況でございます。このように一方では、ある地域におきましてはいわゆる児童福祉法に基づきますところの定員にみたないところ、措置基準にみたないところの児童、幼児がおります半面に、市の中心部あるいは北部地域におきましては措置しなればならない児童がおりますにもかかわらず施設の關係上、収容できない場所もございますので、先般、定例議会で申し上げましたとおり、一応保育所の整備計画を現在建てておりまして、これに基づきまして新設あるいは増設いたして定員の増加をはかつて幼児保育の万全を期してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○坪井妙子君 ただいまお答えをいただきまして、たいへんありがとうございます。

ただお答えに終ることなく、どうぞ、ただいまのおことはどおり精々御努力を賜わりまして、市内の幼児のために、

働くお母さんのために全母親を代表して重ねてお願ひを申し上げます。

どうぞよろしくお願ひを申し上げます。ありがとうございます。

○議員（田村末松君） 日比議員。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 私は、五つの問題を取り上げまして御質問をいたします。かくなるべくは市長じきじきの御答弁を期待いたす次才でございます。

才一点は交通量の非常にはげしい橋へ人間の歩く歩道を併設願いたいという問題でございます。たとえば、海蔵橋あるいは四日市橋のような非常に交通のはげしい橋梁にせひとも歩道をつくつてもらいたい、危険防止のためにつけていただきたいということは、再三市民より陳情が出てまいつておりまして、現在にいたるもなんら施策がなされておらないということを、私、非常に残念に思うわけでございます。昨年の三月も本市がいち早く交通安全都市宣言をいたしましたのは、皆様御承知のとおりかと思つてございます。だてやおろそかに安全の宣言をしたものではよもやありませんまいと、私はかように感ずるわけでございます。

思いますのに、市長は朝夕の御通勤が自動車でございますので、あるいはそういう点、御認識が薄いのではないかと、いうふうに市民が思うことは、私、非常に残念なわけでございます。だからして、本問題を早急に解決することこそが、市長が日ごろおつしやつておられるあたかい思いやりのある政治だということになるのではないかと思つてございます。私は、一度に橋全部に歩道をつけてもらいたい、そういう野暮なことを申し上げる意思はよもございません。市の当局におきまして緩急順序によりまして年次計画を立て、市民の前へ示すだけの親切が市長にあつてもよろしいのではないかと、いうことを私、申し上げたいのでございます。どの橋は何年くらいにやります。この橋は何

年くらいにやります。いま金もないからしばらく辛抱してもらいたいというふうな親切さが市長にあるべきではなからうかと思いますが故に、本問を御質問申し上げた次才でございます。

才二問は、砂利道を整備するために道路工夫を配置してどうかという問題でございます。市の中心部は御承知のとおり年々防塵舗装か簡易舗装が進んでおりますけれども、合併地域の市道の整備に至りましてはまつたくお話しなからぬのが現状でございます。市長は、過般の選挙におきまして自らトラックに乗って回られたから、おそらく御同感であろうかと思うわけでございます。合併地域の市民はひとしくこれをなんとかしてもらいたいというのが切実な願いかど考えるわけでございます。それで、私思いますのは、とりあえず機動力をもたせた道路工夫を配置して、定期的に修理する方法より当面いたしかたないのではないかというふうに愚考いたしますがゆえに一つの試案を申し上げるわけでございます。そういうことで機動力をもつてやるということがいけばよろしいんじゃないか、あるいは市長にお願いしたいやいや、こういう方法があるとおっしゃるんならそれでもお聞きしていただきませうけれども、いずれにいたしましても本問題を早急に整備することこそが、これまた市長が日ごろおっしゃっておられる市民へ奉仕する政治であらうかと私は考えるわけでございます。

才三問は下水路の浚渫、整備の問題でございます。御承知のように本格的な整備は年次計画によつてやられております。が、いかんせん起債等の関係もございましてまつたく牛歩遅々と申しましょうか、市民の側から見ますと歯がゆい次才でございます。けれども、本格的計画は少ないながらもほとんどおやり願わないいけません、それを待つておつたのではなつともならぬという市民の声があるわけでございます。従いまして、本格的な計画と並行した臨時処置と申しますか、そういうものをせび並行しておとり願いたいというのが私の意見でございます。たとえば、簡易舗装の修理のために機動力をもつたパトロール制が実施されましたから、相当効果が上つていっているように思いますので、

下水路の浚渫、整備もまた同様に機動力を持たせた、機械力によつた班をこさえてまつてパトロールして定期的に浚渫をしておつていただく、そして本格的な整備計画の完成をまつということがいけばよろしいんじゃないかと思うわけでございます。たとえば蒲の川のごときも日ごろからそういうふうにやつておつてくれればちよつとした雨くらいでは浸水せずにすむわけでございます。同様の箇所が四日市市内にはずい所にあるかと思ひますので、応急処置といいながら必らずしも金を捨てるわけではない、かように考えますがゆえに、せひこの方法を御採用願いたい。これは、話は何少飛びますけれども、富田の公民館前の一級国道のごときは雨が降れば必らず川になるんだというふうにこれも八年以来相場がきまつておる。いまだになんら施策がなされてない。これは、いかにも四日市市政の貧苦さを天下に長年にわたつて雨ざらしにしておるといわざるをえないのでございます。従いまして、本問題も至急に処理さるべき問題だと考えますので、ここに申しこえる次才でございます。

才四問はPTAの負担を軽減してもらいたいという問題でございます。本問題は、昨日、大島議員の御質問に対しまして教育長より御答弁がございました。すなわち当然四日市市で負担すべき性質と思われるものに対しましてPTAの会費から少なくとも年額一千万円の金が支出されておるといふ事実を認めておりながら、しからは三十八年度の追加予算におきまして善処いたしますという御答弁はしておらないのでございます。その点に非常に私不安をもちます。ゆえに、あえて市長に御質問を申し上げる次才でございます。教育長の御答弁では一千万円とおっしゃいましたけれども、おそらくもつと多いのではないかと思うわけでございます。市で当然買わなければならぬ機とか腰かけ黑板、はなはだしきに至つては水道代、電気代までPTAで負担せざるをえないようになっておるわけなんです。もつとも半面、昭和三十一年から校舎の鉄筋化のために年々多額の支出をしてもらつており、なお三十八年度の予定も昨日の教育長の御答弁では九月の追加予算に計上いたしますというありがたいおことばをいただいで私、感謝はいた

しておりますけれども、それだからよろしいということにはあいならぬのではないかと思っております。校舎を建てておる間非常に苦しいから一千万円だけはやむをえないのだというふうにはならない、その点、市長にお尋ねをいたしたい。そういたしましたして、自分で払わなければならぬものを人に払わしておいて平気であるという事は、なんと申しましても平田市政のうちの悪政だと思われたいでございます。悪政であるとするならば、今日、即刻改めるのが理事者としての正しい態度であると思えますがゆえに、三十八年度の追加予算におきまして善処をいたします。というお約束をこのさいちょうだいいたしたいのであります。あえて重複を顧みず質問に立つたわけでございます。

才五間は保育園を増設するという問題、それはたまたま坪井議員からも御質問があり理事者からも御答弁がございました。が、私、多少観点が違いますので、これも申し上げたい。四日市には御承知のように大工場が集中いたしました。が、私、多少観点が違いますので、これも申し上げたい。従いまして、働く人々のためにもまた生産力を拡充する意味合いからも保育園の増設が必要であるという事は、さる三月の定例議会におきまして錦議員の質問に対する村木厚生部長の御答弁の示すとおりだと思われたいでございます。そこで本日私が市長にお伺いしたいのは、その当時村木厚生部長が御答弁いたしました年次計画を立てまして善処いたしますという御返事があつたはずでございますが、年次計画を立てたのかということをお聞きしたい。もしまだ立ててないというならば、市長は必ずしもそう急ぐものではないんだというふうに軽くお考えになつてのことか、いやそうではないんだということであれば、至急年次計画をわれわれにお示しくださいますして全市的にバランスのとれた施設をしていただくようにとくにお願いを申し上げます。これに対して市長の御答弁をお願いするわけでございます。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後三時五十分休憩

午後四時十二分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き続いて会議を開きます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 日比議員さんにお答えを申し上げます。

この橋梁のわきに歩道をつけますことにつきましては、これはたびたび御意見を拝聴しております、われわれといたしましても交通量の点からいまして非常にこれは強調しておることなんでしょう。一、二カ所やってみておるのでございますが、非常に皆さんがお喜びになるから漸次これはやらしていただきたい、こう思っております。とくに御承知のとおり海蔵川のほうにつきましては国のほうでは両側へひとつつけてやろうという考えがございまして、よくでございます。これは多分実現するだろう、こう思っております。それから、四日市橋のほうは御承知のとおり東にすぐ橋がございすものですから、これはひとつ道路の中員とも考え合せてみて橋の設計を変えなければならぬじやないかというふうに国道のほうでいってまいりますので、これはたえずいっとることでございます。とくに御承知のとおり四日市橋につきましては私はこれは国の管轄でございますけれども、なんといいましても県のほうからいろいろやっていたらかしておるのであります、御記憶もございまして、津のほうで大きな橋をかけた四日市の橋をほったらかしておくといいことはもってのほかじやないかといったところが、津のほうで交通量が多いということを聞きましてびっくり仰天して調べたところが、自転車に乗って通る数が多い、こういう県の答弁でございます。私はまあそれはどだい話におらぬ答弁だと思いますが、相手が県でございますからけんかするわけにもいきませんが、たえずそういうことでございまして、国道のほうに向つてもお話をし、また市でも漸次御指示のよくな方向に向つて橋というものをいたしまして皆さんの御不便を除いていきたい、こう考えておる次才でございます。

す。

それから、道路工夫を配置する問題でございますが、これは仕事を一部やっておりますのでございますが、まだ十分なところまでいかぬようでございます。この内容につきましては部長がよく存じておりますので、お答えさせていただきますと思います。

それから、下水道の浚渫問題でございますが、これは、最近機動力を備えさせまして、できる限り進めていきたいと、こう考えております。やがて御趣旨に沿うような状態になってくると思っておりますが、ただ各川の状態が違うところがございます、実際問題となると非常にむずかしいところがございまして、これらのことにつきましては、ひとつ市民の方も御協力をえたいと思っておりますのは、川の中へやたらに物をほる、これは長い間の習慣でございますので、そう悪いと思ってやるのじやないと思うんですが、いかにも衛生からいっても、またそれを取り除かせる経費からいっても取り除かせますにしましてもその仕事をする人も非常に気の毒でございますし、またそれを取り除くので、こういうことにつきましては市民の方々にも御協力を願って、ひとつ川の中へ物をほるといったことは御容しやを願うように取り進めていただきたいというふうに思っておりますので、いずれこれは市民の方々にお願いしていきたいと思っております。

それから、富田の駅前のごでございますけれども、これも仰せのとおりまことにお願いしておりますけれどもお願いのかいのないことで、四日市の国道は国道でないかのような気がしますので、私も心中非常に不満を感じておるのでございます。何か最近の状況からどうにもならぬというので、あま^しこだけはかき上げをしようかというふうになってきておるらしいのでございますが、こういうこともひとつこの際もういっそうひとつねじ込みまして、御迷惑を取り除かせていただきたいと、こう思っております。

それから、PTAのこの負担の軽減のごでございますが、一千万円程度のは市が出すべきじやないかというふうに考えられる点もあるんでございますが、これは御迷惑をかけたくないのでございますが、御承知のようないろいろ財政に無理をいたしまして、教育施設につきまして少し過剰な投資をいたしましたような関係もございましてまことに市民の方々に對してつらいのでございますけれども、米^米年^年からひとつそういうことはおさせ申しません、というところまではいきれぬような財政ではないかと、こう思いますので、つとめて皆さんの御趣旨のあらわれるところを聞いていきたいということには考えさせていただきますと思っておりますが、その点ひとついましては、さうつきりと市がこれを負担しますということが申し上げにくいという事情を御察願いたいと、こう思うのでございます。

それから、保育園の増設でございますが、この幼児の教育のことにつきましては、御承知のとおりさい前も坪井議員さんからも御意見が出ましたように、なんとかしてひとつお母さん方の日常生活にお役に立つように、また子供さんでもできる限りよい環境で安心して子育てになるようにしたいと、こう考えております、部長にひとつ年次計画を立ててくれないかといって命合してあります。従いまして、一部はふやすことにし、一部は増設にでもするということなふうに調和をはかりまして、五年とか七年というような計画を立てまして進んでいきたい、こう思っております。でございますが、これも最近、財政状態におきまして御承知のとおりワクを占めておりますので、そのゆゆむところを見て重要な施策として取り進めさせていただきます、こういうふうなふうに思っております。

私の答弁で行き届かぬところがございましたならば、部長からひとつお答えさせていただきます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 土木関係につきまして、簡単に補足させていただきます。

海蔵橋につきましては先ほど市長のほうでおっしゃいましたように、建設省のほうですでに本年度の予算を計上しております、だいたい九月ごろには着工するという連絡を受けております。これは、先ほどの説明にもありましたように上下流に二メートル巾の歩道をつけることになっております。

次に、道路工夫の配置でございますが、これは道路修繕の作業所、舗装の修繕事務所のみに限らず砂利道の補修並びに橋梁補修まで、要するに土木の一般維持修繕関係の直管担当という解釈をもちましていろいろこの機動力の増強等考えております。なお、われわれといたしましては、こんどその機構ないし増強をしたいと考えておりますが、現在そういうことで進んでおりまして、逐次増強を進めると同時に成果をあげたいと考えております。

下水路の浚渫整備でございますが、このたびの公共下水道の予算の中にバキュームカーを下水道で買っていたかどうかをいまして、側溝等の汚泥その他のごみを水といっしょに吸い取りまして、雨水マス、汚水マス等の維持をばいりたいて考えております。それによって主として公共下水道関係のところの側溝、雨水マス、汚水マス等についてはいままでせっかくの施設が半減されるかあるいはだめになってしませんかという御注意なりお小言をいただいております。御質問がずいぶん解決がつくという期待をもっております。

御質問の中にありました蒲ノ川程度の大きな河川——河川と申しますか、どぶにつきましたは、若干その機械の効用は無理な点がございしますが、そういう点につきましては直管人夫を考ふるなり、あるいは失業対策事務所の作業としまして水路清掃を計画されておりますので、御要望に沿いたいと考えております。

次に、富田の国道の浸水状況の問題でございますが、富田の国道につきましては本年度からかなりの改修にかかる予定になっております。先般の河野発言によります一号線の根本的改良とは別個に、当面の状況においてなんとか解決をつけようという建設省のお考え方から、本年度桑名、朝日、四日市の富田方面にわたって相当の道路改良が行な

われます。四日市は富田の一本松の陸橋から電々社の前付近まで予定されとるわけでございますが、歩道を両側とも一メートルずつせめまして、現在三メートル七五の歩道が二メートル七五になりまして、車道が約十メートルになります。従って、二車線の三車線になるわけでございます。それと、そういう改良と同時に歩車道のところには防護さくをつける。それから、排水状況につきましては、歩車道境界のところは四日市の旧市内で主としてやっております側溝の台くらい深い、巾は同じでございますが、深さを倍くらいにしまして、上をふたをして歩道の一部に使うというような排水口を全延長にわたって計画しております。ああいう箇所でございますので、細いパイプをいけても非常にあとの維持が困るので、開渠をつくってふたをしておく。つまりふたをあけて掃除がしやすいということから、地区の方あるいは市も立ち合いますので、そういう設計協議をしてるわけでございます。なお、この付近については御指摘のとおり非常に水がよく冠水するのですが、できればこの際相当道路そのものをかさ上げしたいということも考えてみたのでございますが、地区民の方としては道路だけ上げられたんじや家のほうはどうにもならぬから上げちゃならないというような御意見もございまして、現在、建設省で計画しておりますのは、舗装の上がわを一部は復旧いたしますので、現在より七センチ程度車道が高くなるという計画になっております。まあまあ高さはだいたい同じ程度でございます。本年度はそういう計画でございますが、これを米年度にかけて桑名までの全線をそういう形で改修することでございます。これにつきましては六月早々から着工する建設省の連絡でございましたが御承知のように桑名の赤須賀から益生へ出ます各四国道との連絡道路の舗装が長雨のために約一カ月遅れておりますので、工事のための迂回路が騒騒をきたしてすでにだいぶ遅れました。近く国道開始にはかかる予定でございます。こういう関係上、できるだけ皆さんに迷惑を及ぼさないように富田付近をやるときに同時に朝日も桑名も海蔵橋等の歩道橋もその間に柱を同じにして計画をしてくれということをお願いしておりますが、だいたいそ

というような御計画を願っております。

以上でございます。

〔日比義平君登壇〕

○日比義平君 だいぶ勢い込んで市長に申し上げましたけれども、あっさり肩すかしをくらったような格好になってこれ以上議論を続けておりましてまきりがございませんが、ただ二点、どうも腑に落ちませんので、再度お尋ねをいたします。

才一問の歩道橋の問題でございますけれども、海蔵橋はそれで解決いたしましたとしても、私のいうのは海蔵橋をやってもらうためにいうたものではございませんで、あとの橋梁はしからは当分はほったらかしておくのかという印象を受けるわけでございます。私の聞きたいのは、こういう橋梁はこういうふうにご考慮して、だから半年待って一年待ってこれというくらいのことを市民に知らしめるだけの親切があってもいいんじゃないかということをお尋ね申し上げておるので、海蔵橋の解決だけで、ああそうですか、というわけにはまいらぬのでございます。

それから、P.T.A.の負担軽減の問題でございますけれども、私は昨日、教育長がおっしゃったいわゆる後援会費的なもので市へ負担しろという無理を申し上げておるのでは決まっています。市が当然負担せんならんものをおかむりしてもう過去すでに何年間やってきておるわけです。それをまだ、いろいろ財政のつごうがあるからここで言明できない、まだ当分はおかむりしていきますのだというふうなお答えで、ああさようですか、というわけにはまいらぬのでございます。だから、一十万円相当のものをあいなるべくは追加予算で計上願いたいのはやまやまでございますけれども、一歩下りまして、来年の当初予算にはなんとかいたしますからというくらいのご誠意の披露があつてしるべきではないか。たとえて申しますれば、われわれ当然納めなければならぬ市民税を滞納した場合にも、そう

いうことを半面で市長がやっておったのでは、滞納の処分もびびりできないんじゃないか。将来、市政がやりにくくなるんじゃないかという思いやりから、私、御質問申し上げておるわけなんです、市長をいじめるために申し上げておるのでは決してありません。従いまして、一千万円の半分でもとりあえず考えます、財政のゆとりがありましたらだんだん考えていきますということを御返事願いたい。市長の御返事によりまして、当分はおかむりしていくような気持ちがあるように思いますので、それではあいますね。私もお互いに子供がだいじでございますので、強いことをいいにくい、まかり違えばむしろ旗を立ててふつうならくるわけです。けれども子供かあいたのために遠慮をいたしておるわけです。また半面、そういうことを長く続けておりますと、教育の自主性というものが失なわれはせぬかということをお私に憂うるわけでございます。其を返しますならばP.T.A.のボス化ということも極端にいえばいえるんじゃないか。そういう事態を引き起さないように早く手を打たれるべきではないかということをお申し上げておるのにどうも金が足らぬから当分はおかむりだということでは納得ができませんので、多少でも追加予算なりあるいは当初予算において備用費を増額していただいてP.T.A.の負担を軽くしていただきたい。決してP.T.A.の側といたしましてお金を出すのを惜しむわけやありませんが、出した金はほんとうのP.T.A.の活動のために使われるべき問題ではなからうか。腰かけの修理まで、あるいは便所のふたを直すまでP.T.A.の費用を使っておったのでは、校長先生がP.T.A.の方々におそらく頭が上らぬようになってくるのじゃないか、それを私は恐れるがゆえに、あえて再質問をいたすわけでございます。

以上、二点についてお答えを願います。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 日比議員さんから非常に市政のあり方について憂えていただきました。よい御忠告をいた

きましてほんとうに恐縮に存する次第でございます。

このまいますっきりした形で申し上げるとよろしいのでございますが、才一問につきましては必ずしも海蔵橋のことではない、ほかの橋についても漸次やっていくかどうか、こういう御質問のように思いますが、これはひとつ漸次やらしていただきたいと、こう思っております。

それからPTAのごとでございますが、これは実に恐縮に存することでございます。市のあり方いたしましたし、仰せのとおりで、またそこを御経営になつては校長さん方もまぞかしいろいろ御苦心なことだと思ひますので、ただいまの仰せのように、財政のゆとりができてまいりましたならば、漸次ひとつそういうものは克服していきたい、こういう心持ちでやらしていただきますことを御了承願いたいと存じます。

○議長(田村末松君) 伊藤議員。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 お尋ねを申し上げます。

通告を申し上げておる四点でございますが、才一点の文教施設整備十一年計画の遂行ができるのかどうか、この点につきましては、昨日、坂上議員の御質問に対して教育長の答弁がありましたので、よく了解をいたしておる次第でございます。ただ当初予算にもそれを遂行するところの予算化が少しも見えなかつた、二ういうような点からや不安を感じておるのでございますが、実施せられてから才八年目にあいなりますので、いまこれをひるむことなく、ぜひとも予定どおり完遂をしていただきたいのでございます。本年、計画をされておる海蔵小学校あるいは桜小学校、富田中学校、富洲原中学の体育館の新築等々十一年の遂行をもういまかと待つておる地区の方々の心持ちを念頭におかれまして、かつは本市の百年の大計に立つ教育施設十一年のその念願に対しまして、ぜひとも順当なる遂行である

ことを重ねて要望いたすものであります。

次に、才二点、地元産業の育成については、この問題については、私は過般の本会議にも私の見解を述べて市長の所値をお伺いしたことがあります。地元産業の育成ということは、もちろん市民の経済生活と申しますか、この方面の新生面を開拓する意味におきまして、いま一つは朝米いろいろと論議されておりました公害防止への対策の緩和の一端ともいたしまして、ぜひともこれの達成をお願いをいたしたのでございます。市長は六月十日の記者会見で次のようなことを述べていらつしやるので、私はほんとうにこの点に快心の感激をいたしておるものでございます。すなわち、四口市は石油化学工業都市といわれるが、この製品は他都市にのみ出されている。このため早急にビニール、プラスチックなどの加工製造の関連産業を育成する機関を市で設ける。そして八月、おそらく九月の間違いかと思ひますが、八月定例会で予算化して強力に推進したい、このようなことを述べられておられますので、私がかねがね念願しておりますそれと全く一致しましてほんとうに喜んでおる次第でございます。こい願わくば、この点に關しましてさらに市長の具体案をお伺いしたいと思つたのでございます。

才三点、土木行政についてでございます。この点についても昨日、坂上議員の御質問に答えられた土木部長のお答えによりましてほぼ了解をし、先ほどからのいろいろな土木部長の見解によりましてもおよその了解はできたのでございますが、重ねていさか異にいたしておる点をお伺い申し上げたいと存するのであります。

市長は、任期中四カ年にわたつての理想を、大きく伸びる町づくり、明るい住みよい町づくり、あたたかく行き届いた市政、この三つの柱を掲げていらつしやいます。さらに本年度の努力目標といたしましては、公共投資の立ち遅れの是正、きめのこまかい行政の浸透とあげられていらつしやるのであります。このきめのこまかい行政の浸透と

えたらなんであろうか、いろいろと具体的に考えられます具体像というものが頭に浮かぶのでございますが、その前に市民の要望にこたえてと書かれておりますが、全くその点で、市民のほんとうに要望しておる点にお答え願うということがこのきめのこまかい行政ではないか。しかもこれの浸透をはかると市長は決意をされていらっしゃるのでございます。

ひるがえってこの海岸筋をずっとながめてみますと、ただ海岸筋ではございませんが、山中議員がおっしゃったようにずっと上のほうでもそういうことがいえると思えますが、この長雨のために水がはけない、道路がこわれた、下水がつかまってどうにもならない、こういう声は毎日のように市民から訴えられているのでございます。これに私が胸を痛めておるときに、きめのこまかい行政の浸透をする、こうかっしやいました点につきまして私はもう心からの喜びを禁ずることができないのでございます。とくに工場地帯にはこうした悩みがまことに山積いたしておるのでございます。天気の良い日には磯津町へまいりまして道真の中に下水が流れてほんとうに靴では歩けない状態がその後の姿でございます。さらに排水路がつかまって何日も何日も冠水をし、十数日も冠水をしたのもう一つぶの米もとれないという田を二、三反見せつけられておるような次才でございます。さらに排水ができないので、近所同士の奥さん方が意外にいがみ合いをされておる実情も私に訴えられておるのでございまして、この工場地帯にはそうしたいみろこまかいことがらがふくそうしておるのが現状でございます。どうしてこんなになったのであろうか。もちろん先ほど米出しております長雨の災いもございましょうが、一つには海岸地帯の地盤の沈下、年に六センチ下るとか発表されておりますこの地盤の沈下、さらには工場がいろいろ整備されるに伴ってパラスを置いてもらってようやくできた道のとから大きな六百ミリも、あるいは八百ミリもあるかと思われる管が次から次へとつけられております。まるっきりさいし河原のようなもので、ほんとうにこれといって障が固まる時がないくらいでございます。それ

れだけではございません。そのいろいろな配管がなされると同時に、もうそのあたりの排水路はめちやくちやに破壊されておるのが実情でございます。従いまして、それによつて水がはばまれて、今日ただいまいきましても水中に陥没しておる道路が相当数あるのが現状でございます。なおまた、工場に出入りする大型車の通行は日々その数を増しまして、ほんとうにこうした訴えが、こうした四つの条件が重なつておるような状態でありまして、なんとかこの点について善処を願いたい。いわゆるきめのこまかい行政を浸透させていただきたい、これが私の念願でございます。担当の方々は財政がないから、やれ道路の修理費は二百万だ、用悪水路は六十万だ、これでどうしてできますか、こういうようなくらいにおつしやいますが、なんとかこれがならぬものか、この点についてお答えを願いたいのでございます。

次に才四、工場地帯の緑化についてということでございます。この点につきましても私はいつかの本会議にお願いを申したことがあるのでございます。私はただ都市の美化とかあるいは都市の整備の上からこの緑化を考えるのではなくて、公害の防止という上から、朝来出ておりましたようにこれという議論の時代を出ないこの現在に、公害を防止するという上からでもこの工場地帯を緑化することは、私は目下の急務であると考えております。ところが、二十八日議案説明を拝聴いたしました中の才三番目に、都市緑化についての恒久的な計画を樹立し、学校、街路などの緑化に努めたこと、こういうぐみに記されております。この点まことにけつこうなんでございまして、この四日市の特殊性と申しますか、特殊性に立脚して公害防止の緑化計画をお聞かせ願いたいのであります。この点につきましまして、もういままでの委員会でもたびたび論議をされたのでございます。なんでも聞くところによりますという、あの葉緑素というのは空気中の酸素に触れるというと非常に強い脱臭作用があるということを文献で見ているのでございます。そうなるという、もうこれは緩和ではなくして、公害の防止の具体的な姿に私は一歩進むこと

になるんじゃないかと思いますので、この点についても御見解、御計画を拝聴いたしたいと思うのでございます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 地元産業の育成についてでございますが、この問題につきまして私は非常に熱心に今日まで調べたり折衝したりいたしておるのでございます。と申しますのは、さい前お話にされましたようにせつかく基本産業ができてくるのに、それを加工する中小企業というようなものに対してなんらの手が打てないということでは、これは困る。ぜひこういうものを利用して、そして四日市にひとつ新しい産業をつくつていきたいというファイトをもやしておるのでございますが、これは御承知のとおりなかなかの難事業でございます。といいますのは、御承知のようなふうに最近の産業状態というものは、とくにいろいろの系列がございましたり、またすでに販売の経路とかあるいは製品の仕分け方とか、あるいはそういうものはかし方というものにつきましてかなりの網が張られておるのでございます。それへ食い込んでいくことでございますから、非常な熱意がなければならぬ。ところが、非常に残念なことには、市民の中からひとつ私はこれをやってみたい、ですからぜひ市長ひとつ指導してくれないかというような熱心な方が特別に飛び出しておいでにならない。これは私は知識もないし、また新規にそういうことをするというについてはなかなか危険でもございますし、なんといえますか、初めての産業というところわいものですから、どなたも手をおつけにならぬのが当然だろうとは思いますが、しかし、これはやはり地元の方々にも新しい産業に向けてひとつ意欲をもやすという方々がひとつ出てきてほしい。中小企業の寄り合いのときにでもしじゅう私はこれを申しておるのです。しかし、そういうふうになせつかく思つておりましたが、そういう方がおいでにならないから、これはやはり出しておくのだということには私は思つてない。やはりどうしてもこいつはものにしたい、こう考えております。

従いまして、こういう関連した会社の方々にも寄り寄りせひひとつやらしていただきたい。そうして会社との関連をもち、その事業に対して理解ももつということにしていきたいし、また向後は産業の状況というものも私はだんだん変つてくるだろうと思えます。世の中の進歩しますのにつれまして、いろいろ変つてくるだろうと思えますので、こういう新しい産業に着眼をいたしまして、ここに新規のひとつ分野を開いていきたい。それにはひとつ議会へお願い申し上げて、あるいは少々の予算をつけていただいて、そしてひとつ特別な係の人をつくりまして、熱心にその境地を開かしていきたい、こういうふうには私は思つておるのでございます。いつれその段取になりましたらお願いを申し上げまして、予算化させていただきたいと思つております。こういうふうにして市民の生活の新しい道を切り開いていくというようなことにつきましては、市長は相当な勇氣をふるつて皆様方にお願いを申し上げたいと、こう存じておるような次才でございますので、どうかひとつよろしくお願いを申し上げます。

その他の問題につきましては、部長から答弁させます。

〔土木部長（城井義夫君）登壇〕

○土木部長（城井義夫君） 御質問の才三点、四点でございますが、土木費の工場周辺に対する充実といえますが、集中的にもう少し整備が急げないかということになると思いますが、この点につきましては、考え方によりますと、塩浜方面の化学工業のコンビナート付近に相当の予算が投入されておる。すなわち、これは雨池の排水場とかあるいは改修工事その他の舗装工事等によりまして、公共事業としての園の補助金等の関係もございしますが、さかのほつて考えますと、やはり工場の進出にも原因がございまして、予算のウェイトとしてはかなり多いんじゃないかというふうな考えておりますが、なお御発表のような状況はわれわれも十分承知しておりますが、これにつきましてはできるだけ早期に解決をつけていきたい、こういうふうな考えっております。

次の、緑化の問題でございますが、この点につきましては本年度は都市計画を中心にいたしましてとくに重点的に考えさせらるつておるわけでございますが、この工場周辺に緑化の必要なことは申すまでもございませんし、また先進都市と申しますか、あるいは他の都市を見学いたしましたとしても相当この点に注意が払われているように拝見してまいります。こういう点につきまして私たちが考えておるのは、非常にほう大なと申しますか広大な地域にそういう計画を考えなくては効果がございませんので、市の単独的な処置ではなかなか思うように進まない。これは工場ないしは地区の方の協力もえて、一つの市民運動として進めなくちやいかないんじやないだろうかというふうに考えております。それで、先般の緑化週間におきましても各工場に市民名をもちましてその点をよく御依頼申し上げ、また機会あるごとに市民さんからも直接お願いしていただいたり、われわれもお願いしておるわけでございまして、遂次その効果が現われてくるんじやないかという期待をしております。

都市計画上の緑地につきましては、現在の状況では若干の指定地ないしは空地もございしますが、根本的にこれを改革した計画となると、土地の確保の問題で困難がございします。そういう点で先ほど申しましたように道路の緑化あるいは学校その他の公共施設の敷地内の緑化あるいは工場の緑化ということによりましていままでの計画の不備等を補つていきたい、こういうふうに考えております。

〔伊藤太郎君登壇〕

○伊藤太郎君 たいだいま三点にわたつて御答弁をわづらわしたのでございしますが、市長のおつしやるように、この地元産業を育成するということは、私はいろいろな公害を中心とした諸問題の解決からみても、もう天にきておるのではないかという点を痛感いたしておるのでございます。私の知つておる一例を申ししましたが、塩浜地区の某氏はすでにこの点にも十分関心をもたれて、大阪に出てこのプラスチックを研究していらつしやいます。相当それで成功を

して、非常に市長のことばに感銘をされていられるのでございます。大阪のほうに行つてたくさん業者が集まつておる。春日井市に行つてもたくさん加工工場が集まつている。しかるに、地元の四日市には一軒も現在のところない。自分もこの土地に併つて志を同じうする者とともに進まにやならぬ、こういうような考えをもつていらつしやるので、市民のあの新聞の記者会見の記事を切り抜いてわざわざ私のところへもつて見せにこられたような実情もございします。この点につきましてはなるべく早急に、なるべく市のほうも乗り出して、これが育成をおはかり賜わりたいと存するのでございます。こういうようにして、会社のいろいろな活動と市民の生活の経済活動と、これが密接に融合したときに私はほんとうの工場地帯が生れるのではないかと、こう考えるものでございます。

それから、オ三圃、土木の行政につきまして部長から拝聴いたしましたのでございしますが、御答弁のようにたしかにいろいろな産業道路その他につきましては非常な御苦勞をわすらわしておりますが、私が願うところは、いわゆるこまかい行政の浸透といえますか、そういう点に心を入れていただきたいと思います。あの公害に悩む工業地帯にがんばつておる市民の人々の生活をじつとひとつ見直していただきたい、これが私の念願するところでございます。

緑化につきましては、どうかひとつ工場地帯にも呼びかけ、一般市民にも呼びかけ、もう工場地帯の市民の方々はもうこのことを十分知り抜いておりまして、かなりの協力を惜しまないようなところまできております。過般、行政視察にやつていただいたときにも、盛岡にまいりましたもあるいは北の青森にまいりましたも、工場周辺に相当プラタナスないしポプラの茂つておる状況を見まして非常にうらやましく考えてまいりました。秋田の市庁舎の前にも大きなプラタナスの並木がほんとうに生々とそびえておるのでございます。こういうような風景が工場地帯の各所に私に見られなければならないと思います。ことにポプラなんかというものは早く大きくなるものでありますし、そうたぐさんの金がかかるもんではないです。さしておけば困もなく発根するというような、そういう方面には非常に適切

な品種だと私は思いますので、この点についても御研究を十分わすらわしまして、なんとかこういうような方面だけでも私は公害防止の実践と申しますか、具体的な姿としてひとつ熱意をもってお進めくださることを要望いたしまして私のお母ねを終わります。

○議長（田村末松君） 暫時、休憩いたします。

午後五時六分休憩

午後六時二分再開

○議長（田村末松君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

志積議員の発言取り消しがありましたので、御了承願います。訓覇議員。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 若いところ長時間にわたる会議で相当疲労もしておりますし、さらにまた内容的にも同僚議員の方々の御質問があり、市長の答弁もありましたので、重複を避け、少し角度を変え、主として教育民生という立場を中心にして、政策事項について質問をいたしたいと思います。

市長の政策が、その力の入れどころを内政の充実といわれておりますので、いよいよ地方自治の本旨に沿うような政策になつてきたと、われわれ市民はたいへん喜んでおるところでございます。掲げられますスローガンにいたしましてもバラ色の夢といえますか、やわらかいムードがただよつてまいります。しかし、少し実情にそぐわない点もあるのではないかと。昨日米の市長の政策に関する御答弁を聞いておりましたが、まだ少し実情に沿わない点があるように思いますので、現状あるいはいままでの具体的な事実の二、三点を申し上げてはつきりした市長の考えをお聞きし

たいと思います。

市長のお考え、御発表は少なくとも四年のうちには実現をしていただきたいし、中にはすぐ本年度中に追加予算の措置をとつても実現をしていただかなければならないものもあるわけでございますが、ごまかい行政事務の点についてお伺いをするわけではございません。朝は騒音で目をさまさしていただき、夜になればスモッグでやわらかく眠らしていただく、なるほど行き届いたたかいかい市政というのはこういうものかという皮肉をいつておりますときに、行くあて先もないのに期限が来たからといって仮設住宅を追い出されるというようなことも出てまいります。衛生に万全を期す、集団中毒を二度もやつたから、このことのないようにしつかりやりたいという御発表が去年の議會であつたわけでございますが、学校薬剤師の増加がなされておられません。聞きましたら、去年の陳情才五十九号では、五名にふやせ、ということが出されておりました。三月の十八日ですが、には本會議で決定をされておるわけでございますが、まだ実現をしております。視察に学校を歩いてみると、子供が速いところから通つてくるので、自転車を使用しているが、その置場がないといつて議員のわれわれに校長が頼むということが出てきておりますし、ガラスの窓が破れているが早くはめてくださいというようなことなどが出てきております。調べてみますと、今回も教育財政についてはPTAの負担その他、需用費の足りない点を申し上げておるわけでございますが、少なくとも市の機関として監査の事務局がございしますが、監査の調解では、たとえば三十六年度光熱水費及び通信運搬費において相当額の不足を生じ、他費目から流用、支弁がなされているが、三十七年度においても前年度の使用状況から見て、現在の年間予算額をもつてしては当然不足を生ずることが予想されるので、これが予算措置について教育委員会当局に要請されるようにという、こういう御指摘があつたわけでございます。二年間にわたつての親切なこの監査の報告に対して、その措置がなされておらない。まだいまだにこれほどのところになつて本會議で取り上げられて

もことし中に措置します。というお答えをいただかないということはどういうわけでございますでしょうか。日比議員にお答えにならないものを、訓覇の場合にお答えになればどうもおかしく思われるので、おそろくいくら追及しても市長はことし中になんとかしますとはいわれないうらと思ひますので、行政の直接の責任者である教育長にあとからお伺いをしたいと思います。

それから、まだあります。人事行政においてもそのとおりです。昨年度の時間外勤務がどれくらいあるかというところでございますが、その総額が三千七百万ぐらいあつたと思ひます。年間二十五万七千時間、金額にして三千七百四十六万です。これはこんどの議案にも定数を拡大することについて三名ですが、出されておりましたけれども、これだけの業務量があるわけでございますから、これだけの分を定数を拡大しなければ正しい運営がなされているとはいえないと思ひます。少なくとも目勘定で百人分は必要とするわけでございます。さらにいま、正職員と同じような仕事をしている職員で地方公務員になつていない、二十二条職員でない者が約五十名いるわけでございます。罰則はありませんけれども、これは地公法違反であります。このような事態があります。また、社会教育におきましては二十名あまりの公民館主事がありますが、そのうちに社会教育の専門のコースを終つてきた者はたつた三名しかおりません。これもどこかおかしい点があるのではないかと思ひます。いちいちあげればこれだけの資料がございますが、これについていちいちそれはどうだ、これはどうだというような行政事務に対して私は文句をいうわけはございません。いつたどこか少し矛盾した点、穴があいた点があるのではないかというところ、真剣に私たちが心配をしております。こういう混とんとしてきました四日市市の現状を見ますときに、その欠陥の一つは、学者を呼んだりしてりつばな都市の計画がなされておりますが、計画の手順がよくいつていないのではないか、総合的になされていないのではないかという点でございます。プランはあるがプログラムがないということではないかと思ひま

す。こんなに急激に発展していきますときに、多少の混乱はあるといたしましても、根本的には私はここでいつべんプログラムを十分考えてみる必要があるのではないかと思ひます。それも、地方自治法の趣旨にのつとつて住民の福祉を中心に考えて、つまりそれをよりどころとしてプログラムをお立ていただきたいと思ひます。混とんとしましたときには、一応原則にかえる必要があるかと思ひます。村の鎮守の森に集まつて住民がガヤガヤワイワイと起つてきた問題に対して、ないしはこれからの方針に対して長老の意見を聞き、若者の意見を聞き、少数の反対者の意見を聞きながらワイワイガヤガヤと進めても皆が納得をして解散になり、平和な村、町ができていくのであると思ひます。それを少しく整理をしたのが地方自治法であるかと思ひます。それにのつとつてひとつ十分すべてのことをプログラムを正しくつくつてこんごやつていただきたいと思ひます。

教育の問題につきましても、十分市長は政策発表の中で取り上げておられますが、大きく教育の問題を考えますときに、私はいのいちばんにこの問題を重点の柱の一つにしてきめこまやかにやつていただきたいと思ひますが、市長の政策について大きな夢を次々出されて、市民も非常に希望のある暮しを考へるようになりましたが、同様に、一年あつたことを考へれば畠に種をまき、十年あつたことを考へれば野に果物を植えよ、三十年のちのことを考へれば山に木を植えよ、五十年先のことを考へるならば人間を養成せよといわれております。しかるに、教育の建物はいいにしても、中味の内容についての力の入れぐあいが、校長が光熱水費を立てかえなければならぬとか、子供を出さない家庭にまで協力費としてある学校は一世帯三十四一口をお願いしているとかいうようなことで、どうして教育に力を入れていといえましようか。これでは市民は納得をしてくれません。法律的に正しくないものは正しいように、少なくとも本年度の予算において措置をされなければ、先ほども日比議員からいわれましたこともございませう。さらには教育の場に立つ者が教壇の上で立ち往生をしなければならぬようになるわけでございます。法

律的に正しくないものをいまの四日市市政がやっておるということに対して、教職員が困るとしたら、教育長はどう答えるかということでございます。職をとんでも、この問題は金額の問題ではなくて、法律的に正しいことを正しくするというのを、実現させなければ教育長の席にとどまつているということをしきよしとしないという、そういう態度がほしいと思うわけでございます。

少し急ぎますのでばらばらになります。教育行政にふれていきますけれども、新しく建っている学校の形が一枚々々皆違うわけでございます。これはいつたどういうことを意味しておるのでございましょうか。少し飛躍するかも知りませんが、二十七年度に追加になりましたが、地方自治法のほかに最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならぬとありますが、私はそれと結びついていくのではないか。いちばん安くていちばんよくてというものはたつた一つしかないはずだと思います。非常に極端ないい方でございますけれども、それが行く学校、行く学校が皆違つていくということについては、いろいろな御事情もあるうと思えますけれども、少なくとも教育行政上の積み重ね、あるいは指導性ということに対して少し無責任であるのではないかと思います。

次に、幼児教育の問題につきましては、保育園ないしは幼稚園という形でそれぞれ文部省系、厚生省系から御説明がございました。しかし、いまは幼児の問題は、保育園、幼稚園で就学前の子供は全国でも、まれなくらい教育機関に収容されておりますが、そこで、保育園の幼稚園化、幼稚園の保育園化といつておる時期ではないというのが、私の見解でございます。子供をとりまく環境が、交通事故がふえ、遊ぶに少ない遊園地であり、さらに誘かいというおまけまでついてきましたこの環境でございますし、さらには母親の関心は單化などで少しひまが出てきた家庭は子供につきつきりややかましく干渉していくとかえつて悪い条件になつておりますし、共かせぎの家ではほうりばなしということになるわけでございます。子供の教育につきましては、子供は母親の手で育てるのが望ましいというの

はもう昔の物語りでございます。少なくとも幼児のうちにしつかりした自主性やら独立性やら社会性やらそういうものをつけておくということがだいじだということは世界の風潮でございます。保育所にも欠陥があらましようけれども、子供の保育はいまの幼稚園の施設を拡充してその制度を伸ばしていくということではなくて、むしろ保育所的な経費をしていくということを重点にすべきではないかというのが私の意見でございます。単なる財政的なことをいまして、一挙には実現できないと思えますけれども、幼稚園の場合は、保育料は一人月七百円でございます。保育所の場合は千八百円でございます。それだけの収入が市としてはあるわけでございますから、逆にいうならば、財政面から見れば全部保育園に切りかえたならば、たいへんな経費が節減されるわけでございます。財政論からこのことを申し上げるわけではありませんが、そのほうがやりやすいのではないかと考えてございます。たとえば川島の幼稚園は二十数名でございますが、これをそのまま保育所に切りかえたならば、少なくとも年間五十万以上もつと市費の持ち出しを少なくすることができると思えます。川島のあの地域においては、幼稚園よりもむしろ保育所をつくることのほうが適切だというのは、だれが見ても明らかでございます。そこでもう少し具体的にいろいろ申し上げたいのでございますが、時間も経過いたしますので、簡単に結論を申し上げたいと思えます。

こんなに経済が成長して社会の変動がはげしいときに、とくに児童等が深刻な危機に面しておりますときでございますから、早急にこの幼児の問題について厚生省系と文部省系と有識者の方々とで早急に対処する対策委員会のようなものをおつくりになつてはどうかというのが私の提案でございますが、そういうふうにしておやりいただきたい。これに対して、これはやっぱり行政事務というよりむしろ政策的な面になりますので、市長の適切なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

合理化の問題でございますが、先ほどふれましたように定数を拡大すること、あるいは人件費がたくさんい

りすぎるというので、たいへん御心配のような御提案ぶりでございますけれども、この問題につきましては、少なくとも地方自治法百七十七条の義務に属する経費でございますし、それに準ずべきものだと思いますので、なんの御遠慮もなく、この点については十分必要なものは必要なものとして、法律に違反することなく、立法精神に反しないように御処置をいただきたいと思えます。その点についてもひとつ市長の御見解をお伺いしたいと思えます。

忘れましたが、保育所職員におきましても県からの指示がございますが、最低の基準をなお欠く職員の教でございます。これらを含めていきまして、相当正しくやろうと思えば定数を拡大しなければならぬと思えます。

次に、住宅の問題でございますが、仮設住宅の問題あるいは北条付近の不良住宅の問題に対して相当数不足をしているのでありますが、われわれの努力でやることは十分やるとして、いま土地を買つてうちを建てるということはたいへん困難な問題でございますし、さらには仮設住宅に入っている人たちの行先をどうするかということとはたちまちの問題でございますので、これは市として二宮助役から低家賃住宅の問題について御計画があれば、事務的な問題でございますが、御発表をいただきたいと思えます。

教育行財政の問題につきましてまだ若干ございますが、そのうちのひとつとして、われわれはついこの間たいへん矛盾に満ちた選挙戦をやつてまいりました。一團の表の文園であるところの市長がニセ証紙をはつて当選をしておのうのうとしておる時期でございますが、われわれ自身もまた地域の代表であるとか仲人をしたから数が多いとか、親戚に頼まないかとかいうようなことで選挙をされてまいりました。北村議員は十八世紀の政治だといいましたが、少なくとも五十年以上、半世紀以上政治は遅れていると思えます。遅れていると気がついたなら、急ぐ必要があると思えます。そういう意味において私は、行政的な責任を負う窓口としては社会教育ではないかと思うわけでございますが、社会教育において教育内容に政治問題を取り上げて計画的にやつていく意思があるかどうかということでは

ございます。ただし、この問題につきましてはたいへん困難を伴なうことは事実でございます。いちばん身近でわかりやすい内容をとらえるとすれば市政でございます。市民の要求がたくさんございすときに、われわれがあるということとないということとで結びつきます。あるというのは、予算には限りがある、その事業に対しては予算がないということとおつばらつております。それでは発展をしないのであります。限りある予算がどこにどういう階層に配分をされているかということをしらない限り、政治的な要求、政治的な知識は高まりません。ところが、現実にあるいまの市政をことごとかに市の職員であるものが詳しく説明していきますと、あるときには市政の批判ということが出てまいります。そういうことで行政的になんか好ましくないような事態が発生することは目に見えて明らかでございます。しかし、私は、遅れているということに気がついた以上は、どんなことがあつてもこの政治教育について十分力を尽していただきたいと思つてございすますが、教育長はそれに対してすみやかに計画を立ててやつていただくかどうか、お伺いしたいわけでございます。

最後に、けさからの市長の御仕事をやられる態度の問題でございますけれども、鎮守の森の場合に述べましたように皆が納得するような形で十分時間をかけて御説明をいただくような態度をお願いしたいと思います。黒人差別の問題が起りましたときに、二千人ほどの黒人が人種的差別反対でデモをやりました、アメリカの法務省を取りかこんで差別反対を口々にさげびましたときに、三十六オロバート・ケネディが出てきて、いまから二年前に政府をつくつたときからみて、黒人の司法省における職員は十倍になつています。なお、黒人法律家でわが省に就職を求めにいられて断られた例があつたら教えてください。こう説明をしたそうです。黒人のデモは拍手をして解散をしたということでございます。少なくとも民主主義の基礎がそこにあると思えます。市の職員組合の場合でもそうです。失対の人たちの場合でもそうです。また市民の人たちもおそらくそうであらうと思えますが、内政を充実せられるという力

の入れどころをお示しになつた以上、どうかひとつそういう民主的な態度で納得のいくまで接触をしていただきたくお願いをしたいと思ひます。市の内部におきましても市長のお考えと現場におきます業務の執行との間にはずいぶんいろいろなところがあることを知っておりますが、どうか、部長の話をも十分お聞きになることがまず才一手近に市民のお声を聞かれることにならうと思ひますので、十分ひとつそのような態度をおとりいただくように、四日市市の発展のために心からお願ひをして、私に対する御答弁は簡潔で結構でございますから、はつきりしたことをひとつお答えいただきたいと思います。

終ります。

〔教育長（山本軍一君）登壇〕

○教育長（山本軍一君） お答えいたします。

学校薬剤師について五名の件が陳情、採択されておるのにまだ実現されていないということでございますが、現在、三名ございます。学校薬剤師は、御承知のように学校保健法で必置になっておりますので、私たちいたしましたは三名置いて、薬剤師の仕事の定着といえますか、だいたい環境衛生に關することを中心にやっておりますけれども、学校には養護婦、校医、歯科医という方がおりますので、そういう方との仕事の分担、それから環境衛生につきましてもいまだで学校薬剤師といたしましてはそういう方面の経験もほんとうに積んでない方もございますので、講習等受けまして、学校薬剤師としてはどういふ仕事があるか、それが皆さんに納得いただけるような仕事の範囲を定着していくということを目標にいたしまして三名置いております。ところが、現在の段階ではだいたい五名まで置くのが適当でないかというので、私たちも考えたのでございますが、残念ながらこれは実現に至らなかつたのでございませけれども、その方面に私たちはこれからも努力していきたいと思つております。

それから、光熱水費の問題でございしますが、先にも日比議員さんからお尋ねもございましたけれども、三十七年度におきまして光熱水費をPTAから負担してもらつたというところはございません。これは全部市費でやつております。それから、本年度の予算におきましても光熱水費等におきましては、事務費でございしますので、足らなければ私たちがとしましては最終におきまして追加をお願いしまして、こいつはしりをふいていくように思つております。

それから、校長が立てかえたとかなんとかいうことでございませけれども、立てかえの問題につきましてはこの間も教育民生委員から（訓彌也男君自席で発言）

○議長（田村末松君） 議長の許可なしに発言してはいけません。（訓彌也男君「政策のことを聞いてゐるのだ」と呼ぶ）

○教育長（山本軍一君） それにつきましては、これは事務的な面のそこもございましたので、これについては事務的に解決できる面がありましたので、これからこういう方面につきましてはごやつかひをかけることがないと思つております。

次に、社会教育の問題でございしますが、これは、教育基本法にもありますように良識ある公民としての政治的教養は尊重されなまやならないということがございまして、当然社会教育としては計画を立ててやつていかなければならない、この面につきましては婦人学級、成人学級でいままでもやつておりましたけれども、断片的でございまして、市政を皆さんに知らすとか計画的にこれを取り入れてやるということについては、多少手落ちのあることを認めますので計画的に検討してこの面はやつていきたいと、こう思つております。

〔助役（二宮力君）登壇〕

○助役（二宮力君） 低家賃住宅につきましてのお尋ねにお答えいたします。低家賃住宅をつくるように計画せよと

いう市長からの命によりまして二年ほど前からわれわれはできるだけそういう案をうるように努めております。まず才一回の試みとしまして、家賃が低廉でなければならぬという要素のもとにできるだけ安く建築する工夫としまして、学校の校舎の古材を利用することを考えまして建築当局に設計並びに見積りを試みしたのでありますが、これは、意外にも新しい木材を使うよりは有利でないということがわかりまして断念せざるをえないような状況でございました。従いまして、これは公営住宅の行き方をするのがいちばんよからうという考え方でおりますが、御案内のように公営住宅は現在千五百戸ばかりあると思っておりますが、例年百戸程度をだいたいの見当としまして政府に相談してふやすことにしております。この点につきまして、体質改善といいますが、百戸のうち三十二、三戸程度をこんどは低家賃にかえたい、残りは従前どおりでございます。こういうことで先般、県の建築課長と同行しまして係の者が建設省に相談したのであります。この打ち合せによりましてわかりましたことは、三十八年度におきましては非常にむづかしい。三十九年度以降の計画として相談をしようという政府の態度であります。次には、特定の低家賃の公営住宅というのは、全国的に非常に取得困難でありまして、むしろ不良住宅を改良するという形でいくほうがよからうという助言をえたのであります。これによりまして、百戸の不良住宅を改良するときに、一般のものが百戸建ちますが、その百戸には従前おつた人が入りますからして、新たに入りうる余地は非常に少ないことになりすけれども、年次計画に伴ないまして若干はここに収容できるということがわかりました。

才三には、これらの住宅の建設計画はすべて土地の用意をしている人でないといけない。これは先決問題であるということが強く要望されましたので、この三十八年度におきましては土地の取得に鋭意努めまして、三十九年度以降の計画にそこをきざさないようにしたい、こんなふうにいまのところまじめにめかけております。きょうな方針のもとにこんども研究、調査をすみやかにいたしまして、なるべく近い機会に議会にも提案申し上げます。御審議いただく

ようにしたいと考えております。しかしながら、ことはすでに市の理事者として低家賃住宅をほしい、つくろう、こういうことに考えておるのでありますからして、いわば矢は放たれた形でありまして、この放たれた矢がすみやかに達することをわれわれは念願しております。(訓覇也男君再び発言)

○議長(田村末松君) 議長の許可をえて発言をしてください。

〔市長(平田佐矩君) 登壇〕

○市長(平田佐矩君) お答え申し上げます。

この幼稚園と保育園との関係でございますが、何か調査機関をもうけてやつたらどうだという御意見でございます。一応、御意見として承っております。

それから、人の問題でございますが、定数をいまのところといたしましてはそう拡大をするというわけにも私はいかぬと思いますので、できる限り機械化をいたしまして、あまり多くの人をどんどん入れていくことはさしひかえたいと、こう思っておりますのでございますが、またそのやむをえざる事情が起りましたときにはそれに対処したいと思っております。

それから、日比議員にお答え申し上げたとおりだからそのとおりだろうとおっしゃいましたが、そのとおりでございます。(笑)

それから、これも御意見でございますが、郡課長の話をよく聞けということ、しよつちゅう聞いておりますが、私は自分は少しも専門の生れでございませんので、郡課長の意見をよく聞いてやつておりますから、どうぞその点は誤解のないようにしていただきたい。

それから、もうちよつと申し上げたいのは、予算がどうも配布の状態が明瞭でないようなふうの、私の聞きそこな

いかも知れないと思いましたが、予算というものは御承知のとおり皆さんのところで明々白々にわかつておる事実でございます。これ、なんか私が聞きそこないだろうと思いますが、そういうばかげた御質問があるうとは私は思いませんけれども、ちよつと私の耳にそう聞えましたから、私が間違つておつたらおわびいたしますが、予算というものはちやんと何に使つて幾ら使つてどうということは三才の童児といえども知つておることでございます。私の聞きそこないかもしれませんから、重ねて申し上げますが、そういうことはございません。その点ひとつよろしく御了承願ひたいと思ひます。

なお、いろいろ大学者のような御意見をたくさん承わりまして、私のような無学の者にはたいへん参考になりました。つつしんで拝聴させていただきます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 私のお尋ねの仕方がまずかつたと思ひますけれども、低家賃住宅やるとすればいまのところだいたい幾らぐらいておやりになるか、お願ひをいたします。

〔助役(二宮力村)登壇〕

○助役(二宮力村) 低家賃の公営住宅といひますのは、規模がだいたい六疊、三疊くらいな間取りのものでありまして、それで平家に建てますと高くつきますから、永久建築の三階ないし四階というような建物になります。従いまして、一戸にしますとどうだいたい百万円くらいの建築費があるものとわれわれは信じております。その家賃はだいたい四千円足らずの見当でありませうけれども、入る人の所得によりまして減免の措置をすることで千五百円くらいの見当にしたい、かような考え方で折衝をしております。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 千五百円という見当がどの辺から出されたのかわかりませうけれども、いま生活保護法によりまして住宅扶助費は才二種三千六百円を認めてまるまる出してあります。三千二百円までは住宅扶助として出せるわけでございますし、特別に知事の認可があれば四千六百円まで出すことができます。市長は、職員、部課長の話を十分聞いていたといひましたが、市長は聞いていないのでしよう、助役が聞いていないのかもわかりませんが、助役の話をそうすると市長が聞いてないということになるわけです。この問題は民生の立場から考えていつたときに、低家賃住宅の千五百円と考へているということ、生活保護法によりまして最低の家賃との矛盾をどう考へるのですか。

そこで、私は、市長がよく話を聞いていないのはうそだということが、これではつきりしたわけでございます。もつとも生活保護にかかるといふので、ボーダーラインの問題として千五百円程度を考へておられるのだらうと思ひますけれども、生活保護を受ける人でも、最高四千六百円まで出せるということの矛盾を十分考へていただきたいと思ひます。そのことは、部課長とよく協議してお話をいただければわかることと思ひます。

なお、教育の問題につきましては、毎務的な問題ではございません。こうなつた以上、教育長が職をとして正しくやるかどうかということ、イエスノーだけお別かせいたいただきたい。

〔教育長(山本重一君)登壇〕

○教育長(山本重一君) お答えいたします。

正しくやるかどうかということでございますけれども、その正しくというのは、私は先にいたしましたように事務的なそういう経費については校長等に心配させずにやるということでございます。

○訓覇也男君 同僚議員もよくおわかりいただいたことと思ひます。私もだいたいそんな線だろうと思つておりました。希望がわいて一生懸命やる気になるか、やつぱりまあこの程度だ、しょうがないからなにがなんでもやるんじや

なくて、上を向いて仕合わせを求めていくのだという絶望的な気持になるかどうか。私は非常に残念でございますけれども、こんごいつそう市民とともにがんばり抜きたいと思っておりますので、ただいまの御答弁をもって質問を打ち切ります。

○議長（田村末松君） 笠田隆司。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 連日、同僚議員からまじめに御質問になり、真剣に御質問になり、理事者もまじめに御答弁なすっておりますので、重ねて私がお尋ね申し上げるようなことは格別ございませんが、質問のなかつた一、二点に對しまして簡単に御尋ね申し上げます。

まず長雨対策に對しまして道路が非常に痛んでおる、これをどうするかということは、何人かの同僚からお尋ねがございましたが、都市下水がそれと同様な痛みをしておる。これに對してどうお考えになつておるか、またどういふ施策がやられるのか。当初予算から眺めますと、約五百万ほど今年度は少なく予算化されておりますが、今回の長雨対策によりまして各所に痛んでおる箇所が出ております。市民の方々は一日も早くそれをよくしていただきたいのでお願ひに出ておるがいつこうにやつていただけない、これは現状でございます。それをとやかく申し上げるのではありませんが、理事者の方々でもいわゆる道路清掃班といひますか、それに似通つた下水掃除工夫といひますか、そういう班をつくられて、熱心にやつておられて感謝されておる点も十分聞き及んでおりますが、今回のような災害に匹敵するような時期に、わずか三百万やそこらでどういふ手を打とうとしておるのか。でなければ、このさい格別なる処置をとられてなんとかその一日も早く解決するように善処なされておるかどうか。もちろん賢明なる市長でございますから、その点は部下に十分いい伝えてあるうと思ひますが、部下が怠けておるのか、そういう指示

がなかつたのか、その点をお伺ひし、なかつたとしたならば早急にかなる手を打つてもらえるべきやということをお尋ね申し上げます。

次に、公害対策によりましては、同僚議員から五名ほど質問者がございまして、理事者の方々より懇切なる御答弁もございましたので、格別申し上げることもございせんが、市の首脳部を打つて一丸としてこれの対策に賢明であるという御答弁を承つたように考へておりますが、船頭多うて船流すということわざもございせん。専門的なる部とか課とかいうものを設けて、この対策に真剣に打ち込んでもらえるような考へ方をもつておられないか、ということとは現在の文化国家である國が、先進國と比較してこれが解決できないということにはありえない。やろうという気持ちがないからやれないんじゃないか。いおゆる関連といひまして産業に携わる面もあり、いろいろこの問題につきましてはございせん。しかし、真剣にやつてやろうというお気持ちさらにもつてもらひまして、よろしく指導をやつていただきたい。公害に對しても幾つかの問題がある、くさい面もある、しかし四日市もいまままで補償とかなんとかでずいぶん苦勞を置ねておりますが、それが理事者の方々が市民に十分徹するような処置がなされておつたかどうかという点に思ひをいたす一人でございせん。今回の同僚の約五十件ほどの質問の内容に、公害対策に對して約五件、土木行政に對して二十件、質問者の大半がこういう面にはこを向けておられます。これに對しまして今回の市長の御答弁は非常に明快で、できないものではないんだ、いかぬものはいかぬのだというふうには非常につきりとした御答弁を承つておりますのでございせんが、ただいま申し上げましたように、質問者の半数以上、公害対策と土木行政にいられておりますが、きたるべき追加予算にはこの点に對しまして市長はいかなる措置をなされようとして現在、考へておられますか。時間も経過しておりますので、簡単によろしゅうございせんから、明快なる御答弁にあづかりたいと思ひます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） 土木の向後の予算のち方をどう考えておるか、こういう御意見でございますが、土木の問題につきましては、すでに皆様方からも仰せられており、また私自身も十分それを感得いたしておるのであります。ただたびたび申し上げますように本年夏の予算、とくに市のほうへ入つてきます押えにつきましては、それから考えていかなないというとなかなか責任のあることを申し上げにくいのでございますが、向後、予算を使つていきます場合に、やはり土木のウエイトをいちはん重くさせていただきたいということだけは、これは申し上げさせていただきます。といいますのは、皆様方の御要請もそこにあり、また実際、市民の方も困りになつておられる。こういうような災害のためにいつそう痛感する次才でございますから、できる限り向後の予算のウエイトは土木事業にもつていきたいと、こう考えております。

それから、これだけを私は答えさせていただきますのですが、たびたび出てまいりますので公害問題につきましても一言、申さしていただきたいのですが、御承知のとおりむずかしい問題でございます。今日もたまたま新聞も見てまいりましたのですがやはり当面的本省から受けてくる受け手といひますか、監督権というものはやはり県にある。そこに非常にわれわれとしてもむずかしいところがございまして、つど話をしておるんでございましてけれども、こちらがせきこむときにはそうせかないような場合もあるし、向うがせきこんできてくれてもこちらのほうがはずれているようなことははずさなければならぬというようなことがあつたりいたしまして、実際の実情としますと実にむずかしいんでございするが、しかし、さい前も申し上げましたように知事さんもひたいを集めて、いままでになく御熱心に、なんとかひとつ市長さんい知恵を出してくれといわれますし、知事さんもひとつ力を出してほしいといつて、二人がしがみつかんばかりの態度でやつておるのでございますが、さい前も申し上げたような方式

のことを知事に御相談をいたしまして、できればそういうようなものを強化して物事の起ろうとする前にそれをできるだけ阻止していく。それからまたそれが当然起るであらうというときには、予告をして災害の少ないようにしていく。さらには巡視することによつて、検視することによつて改善していただくところを会社にも御懇談を申し上げ、また会社のほうの御意見も聞いて、そして調和をしていくというふうにいたしました。これはやはり四日市としましては、化学の一つの都市でございますので、あくまでも努力を払つて、これを克服していかなきゃならぬと思つております。市長は渾心の努力を払わしていただくつもりでおりますから、どうぞ皆さんもぜひひとつ市長を助けていただいて、御協力を賜りたいと存じます。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 私がお尋ね申し上げましたのは、公害問題は非常にむずかしい、よくわかるんです。であるから、庁内にも窓口として派とか課とかいうものを設けて、専門的にそれにあたらす御意思があるかないかということをお尋ねしたのが一点。

次に、都市下水に対してわずか三百万でこういうような災害に匹敵するような事態に完全と思われておるかどうか。このさい市長は、部下にどういうような指示をなされたか、それをお尋ねしておりますので、決して私は市長にいくとと公害問題をお尋ねする気持ちはお尋ねしてありません。

下水の問題でも、自分の地区のことに触れますのであまりいたぐはなかつたのでございますが、現在の市長も十分御苦労なされたあのりつばな下水が、現在では実際においてその何もしか利用してない、これは事実でございます。せつかく先祖が血と汗とでつくつてくれたこのりつばな下水を、われわれの代で維持管理すらできないことはどこに隘路があるのかというふうに思ひをいたしました。お尋ねをいたしておりますので、あまり自分の地区のこと

に触れますので、実は控えておつたのでございますが、ここまでいえば市長もあめそうかとお気付きになると思えます。どうか、その点をくどうございますが、直ねてお尋ね申し上げます。

〔市長（平田佐矩君）登壇〕

○市長（平田佐矩君） どうも方向迷いのことを申し上げて恐縮に存じております。

下水のいまのお話でございますが、さい前土木部長から申し上げたと思うんですが、下水の浚渫につきましては、新しい機動機関をつくりまして、そして御要請に応ずるよう、これは高田とか富洲原とかあるいはどこかいうことではございません。全地区にわたりましてやらしていただくというように考えております。別に地区的な問題ではございません。全市区にわたりましてそういうバトロールをもちましてやらしていただく。それは予算もひとつお願いしてあることでございますから、近くひとつ解決していただきたい、そういうふうに存じます。

公害対策につきまして、部とか課とか専任のものをつくるかという御意見、えらい御無礼いたしました。それは、この前もちよつと申し上げたと思うのでございますが、庁内に部長級でもちまして連絡協議会をつくっておりますのですが、いま私が申し上げておることは、市ばかりでなしに、市と県と厚生省それから会社の方も入つていただいて、それがいろいろのことをする実行機関になつております。議論しとるひまがないですから、早く物事をつきつめて、これはこうしていただきたい、こういうことは困るからせひこういうふうに取り運んでもらいたいというふうに実際において行動できるものでないと、理論ばかりしておりましたもなかなか前へ進まないであります。皆さんがもうこの問題についてはあきあきしていらつしやるのでございますから、一時も早く知事さんにその線をもつていきまして、いわゆる実行の面に移すところのことにいたしたいと思えますから、その上でまた内部のことを固めさせていただきます、こう思います。

〔笠田七衛君登壇〕

○笠田七衛君 たびたびお尋ねして申しわけないのですが、下水の問題はそういうふうに予算化するようにお願いしてあるというような御答弁でございましたが、予算化するようにはお願いしてあることは、私が市長にお願いするので、市長がなんにお願ひしてみえるのかしりませんが、だいたいその辺はいじやないかというふうに仰せられたというふうに解釈してこれで私の質問を打ち切ります。そうでなかつたら、直ねて御答弁にあずかりたい、かように考へます。

○議長（田村末松君） 以上で一般質問は、全部終了いたしました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才二、議案才七十七号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算ないし日程才四、議案才七十九号起債についての三件を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言をお願いします。

質疑ありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案才七十七号ないし議案才七十九号を關係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、いまお手元に配布します付託議案一覧表によつて御了承をお願いします。

○議長（田村末松君） 次に、日程才五、議案才八十号四日市市税条例の一部改正についてないし日程才十議案才八十六号四日市市消防本部に関する条例の一部改正についての六件を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案オ八十号ないし議案オ八十六号を関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部分は、お手元に配布しました付託議案一覧表によつて御了承を願います。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十一、議案オ八十七号町の区域の設定についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑なしと認めます。

議案オ八十七号を総務委員会に付託いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十二、議案オ八十八号不動産の取得についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。

質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案オ八十八号を総務委員会に付託いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十三、議案オ八十九号市道路線の認定について及び日程オ十四、議案オ九十号

市道路線の認定についての二件を一括議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案オ八十九号及びオ九十号を建設委員会に付託いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十五、議案オ九十一号購入契約の締結についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案オ九十一号を建設委員会に付託いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十六、議案オ九十二号勤労青年学校の開設についてを議題といたします。

御質疑がありましたら、御発言願います。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

議案オ九十二号を教育民生委員会に付託いたします。

○議長（田村末松君） 次に、日程オ十七、議案オ九十三号購入契約の締結についてないし日程オ十九、議案オ九十五号借負契約の締結についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただ今御上程の議案について説明申します。

議案才九三号、購入契約案は、国民健康保険法の一部改正に伴ない、新たに発生した保険業務を分類統計機により処理するため、ナショナル二〇〇〇号分類統計機を契約金三百三十三万二千六百円で、名古屋市東区東新町、日本ナショナル金銭登録機株式会社名古屋営業所と購入契約を締結しようとするものです。

次に、議案才九十四号の請負契約案は、高花平地内に建設する昭和三十八年度公営住宅の新築工事について、指名競争入札を行なつたところ、才一工区については、請負金額一千七十二万円で市内浜田、株式会社高木組に、才二工区については、請負金額三千百十二万円で市内諏訪栄町、株式会社久志本組に、才三工区については、請負金額一千九十二万円で市内石原町、石産建設工業株式会社に、才四工区については、一千三百四十八万円で市内浜田、株式会社小林組に、才五工区については、請負金額六百七十一万円で市内浜田、合資会社伊藤組に落札しましたので請負契約を締結しようとするものです。

議案才九十五号の請負契約案は、富田地内の富田排水場増設工事について、指名競争入札を行なつたところ、請負金額五百三十一万円で市内元町、株式会社三原組に落札しましたので請負契約を締結しようとするものです。どうかよろしく御審議賜わりますようお願い申します。

○議長(田村末松君) 御質疑がありましたら、御発言願います。(「質疑なし」と呼ぶ者あり) 質疑なしと認めます。

議案才九十三号ないし議案才九十五号を關係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表によつて御了承願います。

○議長(田村末松君) 次に、請願四件、陳情十件を受理いたしておりますので、御報告申し上げます。

お手元に配布の一覧表記載の關係常任委員会に付託いたします。

請願、陳情一覧表

番 号	件	名	付託委員会
請願才 五号	体育館建設補助金支給について	総務	総務
請願才 六号	高花平分校(仮称)を独立小学校に昇格するため校舎増設について	教育民生	教育民生
請願才 七号	在日朝鮮公民の祖國との往来について	教育民生	教育民生
請願才 八号	道路拡張について	建設	建設
陳情才 一三号	富洲原地区に児童会館建設について	教育民生	教育民生
陳情才 一四号	富田中学校校舎改築について	教育民生	教育民生
陳情才 一五号	富田浜町排水施設設置について	建設	建設
陳情才 一六号	産業教育施設、設備校舎等拡充費に対する補助金御寄附方について	総務	総務
陳情才 一七号	高花平託児所に対する援助について	教育民生	教育民生
陳情才 一八号	水沢野田町に簡易水道の布設について	建設	建設
陳情才 一九号	嵐野高等学校校舎建設に伴なり負担金について	総務	総務
陳情才 二〇号	市営プール建設について	教育民生	教育民生
陳情才 二一号	校舎増改築に伴なり地元負担金について	総務	総務

陳情才二二号 保育園保育料の調整について

教育民生

○議長（田村末松君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

次会はきたる九日午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時二十分散会

昭和三十八年七月九日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

四日市市議会

昭和三十八年四月日市市議定例會議事速記録

第四号

○昭和三十八年七月九日（火曜日）午前十時五分開議

○出席議員（三十七名）

米	酒	伊	北	錦	藤	野	安	坪	岩	喜	前	志	伊	鈴
田	井	藤	村	谷	呂	垣	垣	井	田	多	川	積	藤	木
好	昌	宗	与	安	祐	幸	妙	久	雄	等	辰	政	太	愛
兼	一	一	市	吉	郎	勇	子	雄	君	君	君	君	君	君
速	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君
記														

○議案説明のため出席した者(三十五名)

市助 助 市
 役 役 役
 二 宮 田
 佐 矩
 君 君 君 君 君

長 長 役 役 役 長
 平 田 佐 矩
 君 君 君 君 君

入 部 部
 川 崎 司 良 一 力
 君 君 君 君 君 君

長 長 役 役 役 長
 平 田 佐 矩
 君 君 君 君 君

長 長 役 役 役 長
 平 田 佐 矩
 君 君 君 君 君

○欠席議員(三名)

日 比 義 平 君
 川 比 義 平 君
 本 川 比 義 平 君

谷 訓 也 九 君
 口 男 九 君
 味 岡 一 郎 君
 増 山 英 一 郎 君
 渡 部 榎 太 郎 君

日 比 義 平 君
 川 比 義 平 君
 本 川 比 義 平 君

谷 訓 也 九 君
 口 男 九 君
 味 岡 一 郎 君
 増 山 英 一 郎 君
 渡 部 榎 太 郎 君

宮 崎 春 吉 君
 上 長 十 郎 君
 坂 末 松 君
 田 村 君
 中 島 勝 君
 野 崎 貞 芳 君
 荒 木 武 治 君
 矢 田 繁 一郎 君
 伊 藤 泰 一郎 君
 須 藤 總 太 郎 君
 大 島 武 雄 君
 前 川 宗 雄 君
 加 藤 定 男 君
 山 中 忠 一 君
 高 橋 伊 祐 君
 笠 田 七 衛 君
 服 部 昌 弘 君
 橋 詰 昌 隆 君
 永 田 利 一 君

宮 崎 春 吉 君
 上 長 十 郎 君
 坂 末 松 君
 田 村 君
 中 島 勝 君
 野 崎 貞 芳 君
 荒 木 武 治 君
 矢 田 繁 一郎 君
 伊 藤 泰 一郎 君
 須 藤 總 太 郎 君
 大 島 武 雄 君
 前 川 宗 雄 君
 加 藤 定 男 君
 山 中 忠 一 君
 高 橋 伊 祐 君
 笠 田 七 衛 君
 服 部 昌 弘 君
 橋 詰 昌 隆 君
 永 田 利 一 君

○市議事事務局(五名)

事務局長 菊地英也君

教育委員長 杉浦西太郎君
 教育長 山本軍一君
 總務課長 村山了君
 社会教育課長 西尾勇君

水道局長 岩野見齊君
 技術部長 山本文雄君
 總務課長 滝 伝之助君

市立病院事務長 松野 憲亮君
 副事務長 田中 正一郎君

消防長 竹内 鉄雄君
 總務課長 黒田 八二郎君

産業部長 市川 善雄君
 厚生部長 村木 喜代次君
 衛生部長 中山 英郎君
 土木部長 城井 義夫君
 開發局開發部長 鬼頭 鉄郎君
 人事課長 天野 正春君
 會計課長 川口 崑君
 總務課長 小林 義喜君
 財務課長 伊藤 涼一君
 稅務課長 平井 清一君
 徵收課長 新山 敬太君
 農林課長 芝田 一郎君
 民生課長 高野 敏郎君
 社会福祉事務所長 西川 敏郎君
 清掃才二課長 荒木 三郎君
 下水道課長 渡部 一臣君
 港灣課長 上杉 勇君
 監理課長 小林 清君

議事係長	川原田	祐
調査係長	小坂	靖
その他の職員	坂倉	久
	藤正	俊
	佐藤	君
	正俊	君

○議事日程 才四号

昭和三十八年七月九日(火曜日)午前十時開議

才一 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更

正予算……………委員長報告・質疑、討論、採決

才二 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費

歳入歳出予算……………

才三 議案才七九号 起債について……………

才四 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について……………

才五 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について……………

才六 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について……………

才七 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について……………

才八 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………

……………

才九 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正につ

いて……………

才一〇 議案才八七号 町の区域の設定について……………

才一一 議案才八八号 不動産の取得について……………

才一二 議案才八九号 市道路線の認定について……………

才一三 議案才九〇号 市道路線の認定について……………

才一四 議案才九一号 購入契約の締結について……………

才一五 議案才九二号 勸労青年学校の開設について……………

才一六 議案才九三号 購入契約の締結について……………

才一七 議案才九四号 請負契約の締結について……………

才一八 議案才九五号 請負契約の締結について……………

才一九 議案才九六号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才五回追加予

算……………

才二〇 議案才九七号 請負契約の締結について……………

才二一 議案才九八号 四日市市農業委員会委員の推薦について……………

才二二 議案才九九号 原子力潜水艦の日本寄港反対に関する意見書提

出について……………

才二三 委員会報告才五号 請願書審査結果報告……………

……………採否決定

委員長報告・質疑、討論、採決

議案説明……………

才二四 委員会報告才六号 請願書等審査結果報告……………採否決定
才二五 委員会報告才七号 請願書等審査結果報告……………

○本日の会議に付した事件

- 才一 議案才七七号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算
- 才二 議案才七八号 昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算
- 才三 議案才七九号 起債について
- 才四 議案才八〇号 四日市市税条例の一部改正について
- 才五 議案才八一号 四日市市職員定数条例の一部改正について
- 才六 議案才八三号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 才七 議案才八四号 四日市市養老施設条例の一部改正について
- 才八 議案才八五号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について
- 才九 議案才八六号 四日市市消防本部に関する条例の一部改正について
- 才一〇 議案才八七号 町の区域の設定について
- 才一一 議案才八八号 不動産の取得について
- 才一二 議案才八九号 市道路線の認定について
- 才一三 議案才九〇号 市道路線の認定について
- 才一四 議案才九一号 購入契約の締結について

- 才一五 議案才九二号 勤労青年学校の開設について
- 才一六 議案才九三号 購入契約の締結について
- 才一七 議案才九四号 請負契約の締結について
- 才一八 議案才九五号 請負契約の締結について
- 才一九 議案才九六号 昭和三十八年度四日市市歳入歳出才五回追加予算
- 才二〇 議案才九七号 請負契約の締結について
- 才二一 議案才三三号 四日市市農業委員会委員の推薦について
- 才二二 議案才四四号 原子力潜水艦の日本寄港反対に関する意見書提出について
- 才二三 委員会報告才五号 請願書審査結果報告
- 才二四 委員会報告才六号 請願書等審査結果報告
- 才二五 委員会報告才七号 請願書等審査結果報告

○議長(田村末松君) ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は二十九名であります。

本日の議事につきましては、議事日程才四号により取り進めたいと思っておりますから、よろしくお願いいたします。

なお議事説明者中、教育委員長は公務のため、また下水道課長は病氣のため欠席いたしました。

また、速記者が遅刻いたしますので、御了承をお願いいたします。

○議長(田村末松君) 日程才一、議案才七十七号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才四回追加更正予算ないし日程才三、議案才七十九号起債についての三件を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

〔総務委員長(高橋伊祐君) 登壇〕

○総務委員長(高橋伊祐君) 総務委員会に付託になりました議案才七十七号の一般会計才四回追加更正予算の中、関係部分につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、歳出の才十六款諸支出金では九千四百六十七万七千円を、特別会計公共下水道費の暫定予算から本予算編成にともない繰り出すもので、これで一般会計から公共下水道費への繰り出しは一億五百七十七万七千円となるものであります。

次に、歳入におきましては九千八百二十三万四千九百四十円の追加更正でありまして、勤労青年学校の設置にともないます。国。県補助金の追加更正と、前年度繰越金九千七百四十九万四千九百四十円が計上されました。

以上、歳出才十六款の諸支出金並びに歳入全般の関係部分について、慎重に審査いたしました結果、いずれも異議なく原案どおり承認いたしましたのであります。

どうかよろしく御審議賜りますより、お願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長(矢田繁郎君) 登壇〕

○教育民生委員長(矢田繁郎君) 教育民生委員会に御付託になりました議案才七十七号、一般会計才四回追加更正

予算中、歳出関係部分について当委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、才七款教育費でございますが、教育委員会費、公民館費におきます追加は、いずれも高等学校に進学しない年少勤労青年を対象とする国の施策に対する実験地区として指定を受けました本市勤労青年学校の開設に要する必要な経費を追加計上されたものでありまして、本事業に対しては、三分の二の八十万円が国。県の補助金として歳入に計上されており、従来から設置してきた職業学級は、本事業に吸収するという理事者の説明を了とし別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、才九款保健衛生費の追加は、バキューム車三輛を購入しようとするものでありまして、本年度、清掃部門におきます機動力の増強については、こんごその財源獲得に一層の努力を重ねたいという理事者の説明を了といたしまして、やむをえないものと認めて原案どおり承認いたしました。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 次に、建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長(山中忠一君) 登壇〕

○建設委員長(山中忠一君) 建設委員会に付託になりました議案才七十八号、才七十九号の両議案につきまして審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案才七十八号、昭和三十八年度四日市市特別会計公共下水道費歳入歳出予算、について申し上げますと、公共下水道の築造が市の重点施策であり、巨額の資金を必要とする事業であるため当初三カ月の暫定予算が編成されたのであります。今回、補助金、起債等について見直しをえたので年間予算として提案されたものでありまして、その大要を申し上げますと、業務費におきましては下水道設置の効果をたかめ、排水管内及び排水場沈砂池の汚泥を清

掃除去するため汚泥車一輛を購入、これに伴ない人件費において運転手、作業員、三名の増員計上がなされておりす。

築造費におきましては、納屋排水区の主要幹線布設工事とそれに関連する技管の布設及び雨水枡等の取付、並びに日永終末処理場の内部機械の購入、配管工事等を行なうための予算、と才二期事業として実施予定の地区に対する調査設計委託料が計上されているのでありまして、歳入におきまして国庫補助金起債等のほか、一般会計繰入金をもって収支の均衡が計られたものであります。

議案才七十九号は前議案に関連した起債の別案であります。

以上、両議案につきましては、慎重に審査をいたしました結果、原案を承認いたしましたのでありますが、管渠布設後の路面復旧整備についても十分なる配慮をなされると共に、本事業の早期完成に理事者は鋭意努力されるよう強く要望をいたした次第であります。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対して御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。

議案才七十七号ないし議案才七十九号の三議案を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら三件は、各委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、議案才七十七号ないし議案才七十九号は、原案のとおり可決されました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才四、議案才八十号四日市市税条例の一部改正についてないし日程才九、議案才八十六号四日市市消防本部に関する条例の一部改正についての六件を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長(矢田繁郎君) 登壇〕

○教育民生委員長(矢田繁郎君) 教育民生委員会に付託になりました議案才八十三号、才八十四号、および才八十五号の三議案につきまして、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案才八十三号は、本市市立保育所条例の一部改正案でありまして、このほど完成いたしました水沢保育園および知事の認可により既設のあがた、すみれ保育園の園児収容数をそれぞれ増員するものでありまして、別段異議はなかったものであります。保育所入所希望者の収容審査についてとくに慎重を期し保育料の決定についても不均衡にならないよう十分に検討を加えられるよう強く要望いたしまして、原案どおり承認いたしました。

次に、議案才八十四号は、本市養老院施設条例の一部改正案であります。

本案は、寿楽園の施設増強にとまなましまして、県知事の認可に従い、その収容定員を九十名に改訂するものでありまして、別段、異議なく原案どおり承認いたしました。

議案才八十五号は、市立四日市病院使用料、及び手数料条例の一部改正案でありまして、入院料におきまして、従来、基準看護、基準給食を含め社会保険診療報酬算定方法を取り入れ使用料を徴してあります。実情に即するよう基準費を含めたものに改正しようとするものでありまして、原案どおり承認いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、総務委員長にお願いたします。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 総務委員会の審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

議案才八十号の市税条例の一部改正は、地方税法の一部が改正されたのにもないまして、たばこ消費税、電気ガス税の税率の改正のほか、法人市民税における外国税額の控除制度の改正、信託償却資産及び区分所有にかかる家屋に対して課す固定資産税の規定の整備などが主なものでありまして、これら改正点につきましては、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

次に、議案才八十一号の職員定数条例の一部改正につきましては、下水道の清掃の機械化にともない、運転手一名と作業員二名を増員しようとするもので、これに関連いたしました職員の超過勤務につき理事者の見解を質したのでありますが、この点につきましては、職員の管理、あるいは、労務の配分という点からも、人員の再配置について検討を加えるとともに、こんごは事務改善委員会を十分に活用していきたいという理事者の説明がありまして、これを了として原案どおり承認いたしました次才であります。

次に、議案才八十六号の消防本部に関する条例の一部改正では、消防庁の公示で、消防吏員の階級について準則の改正がありましたので、これに基づいて所要の改正をしようとするものでありまして、運用を誤ると誤解を招くおそ

れもあるので、他市とのつりあい、市長事務部局とのつりあいなど十分に考慮して、運用の適正を期してもらいたいという意見があり、原案どおり承認いたしました。

以上、御報告申し上げます。

どうかよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 両委員長の報告に対しまして御質疑がありましたら、御発言願います。

御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

議案才八十号、才八十一号及び才八十三号ないし才八十六号の六議案を一括採決いたします。

おはかりいたします。これら六件は両委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。よって、議案才八十号、才八十一号及び才八十三号ないし才八十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長（田村末松君） 次に、日程才十、議案才八十七号町の区域の設定についてないし日程才十八、議案才九十五号請負契約の締結についての九件を一括議題といたします。

本件に対する各委員長の報告を求めます。

まず総務委員長にお願いたします。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 議案オ八十七号、八十八号及び九十三号の三議案につきまして御報告申し上げます。まず、議案オ八十七号の町の区域の設定については、今回富士電機製造株式会社の工場用地の拡張と、住宅の造成に伴ないまして、大字羽津の葭山、畑西及び一本木の各字の一部の区域を新しく画しまして、名称を富士町と呼ぶことにしたいというのでありまして、本件につきましては申し出のあった点も考慮し、また試験的な意味も含まれている旨の理事者の説明があったのであります。

次に、議案オ八十八号の不動産の取得については、三十八年度で建設いたします公営住宅百六戸分の建設用地、三千九百八十坪一勺を、坪単価四千円で、千五百九十二万四百円をもって購入したいのでありまして、これに對しまして、価格の点で少し安くはないか、またこんこの分譲に影響する点などについて質しましたところ、理事者から価格の点は、公社において金利、整地費、道路取付費などの諸経費も含めて検討の上、算定して市に申し出たものである旨の説明があったのであります。

次に、議案オ九十三号の購入契約の締結については、保険業務に使用するため、今回、ナショナル分類統計機一台を、契約金三百拾参万二千六百円で購入契約を結びたいというのでありまして、別段意見もなく、以上三議案につきまして慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり承認いたしました次方であります。

どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

〔教育民生委員長（矢田繁郎君）登壇〕

○教育民生委員長（矢田繁郎君） 教育民生委員会に付託になりました議案オ九十二号についての審査の結果を御報

告申し上げます。

本議案は、先に予算において議決をいたしました本市勤労青年学校を開設しようとするものであります。

今回、国の施策により本市が実験地区に指定されましたので、昭和三十八年七月十五日より商業オ一、オ二、工業オ一、オ二、窯業および生活家庭の六コースによりまして、百八十名の青年を対象として勤労青年学校を開設するものでありまして、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

なにとぞよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（田村末松君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

〔建設委員長（山中忠一君）登壇〕

○建設委員長（山中忠一君） 建設委員会に付託になりました議案オ八十九号、オ九十号、オ九十一号および議案オ九十四号、オ九十五号の五議案につきまして当委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、議案オ八十九号及びオ九十号は、市道路線の認定についてでありまして、三月定例議会以降調査の完了した道路を市道として認定したいというものであります。

議案オ九十一号は、水道料金の計算等の事務に使用する会計機の購入契約の締結案でありまして、給水戸数の急増により、現在使用中のものと同種の会計機を一台増加し合理的に事務処理をしたいというものであります。

議案オ九十四号は、高花平地内に建設する昭和三十八年度公営住宅の新築工事についての請負契約の締結であり、議案オ九十五号は富田地内の富田排水場増設工事についての請負契約の締結案であります。

以上、各議案につきましては慎重に審査の結果、いずれも原案どおり承認いたしました。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 各委員長の報告に対しまして御質疑がありましたら、御発言願います。

別段、御質疑、御意見もないようでありますので、議案の採決を行ないたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。

議案才八十七号ないし議案才九十五号の九議案を一括して採決いたします。

おはかりいたします。これら九件は、各委員長の報告どおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、議案才八十七号ないし議案才九十五号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十時二十五分休憩

午前十一時再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、日程才十九、議案才九十六号昭和三十八年度四日市市歳入歳出才五回追加予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の議案才九十六号は、四日市市歳入歳出才五回追加予算案でありまして、去

る六月二十五日執行されました故山本議長の市議会葬における諸経費百万円をお願いいたしましたのであります。

なにとぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 御質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては、委員会の付託並びに討論を省略して議案の採決を行ないたいと思

いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。

それでは、議案才九十六号を採決いたします。本件は原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、議案才九十六号は原案のとおり可決されました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二十、議案才九十七号請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) ただいま御上程の議案について御説明申し上げます。

昭和三十七年度からの継続事業として本年度に施行する磯津漁港の防潮堤築造工事について、指名競争入札を行な
いましたところ、請負金額七百九拾五万円で市内塩浜、株式会社河北組に落札いたしましたので請負契約を締結しよ

うとするものであります。

どうか、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(田村末松君) 御質疑がありましたら御発言願います。

御質疑ありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件につきましては委員会の付託並びに討論を省略して、議案の採決を行ないたいと思はするが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。

それでは、議案九十七号を採決いたします。本件は、原案のとおり可決いたしましたして御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、議案九十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二十一、発議才三号四日市市農業委員会委員の推選についてを議題とします。

本件は、農業委員会委員の任期がきたる七月十九日で満了となり、ますので農業委員会等に関する法律才十二条才二項の規定により議会推選の農業委員五人以内について市長より推選の依頼があつたものでございます。

本件につきましては、先ほどの全員協議会ですでに内定されておりますとおり鈴木愛次君、須藤総太郎君、谷口専九君、三輪勇四郎君、永田巳側君の五人を推選いたしたいと思はいます。

ただいま指名いたしました五人の方を推選することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村末松君) 異議なしと認めます。よって、鈴木愛次君、須藤総太郎君、谷口専九君、三輪勇四郎君、永田巳側君の五人を推選することに決定いたします。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二十二、発議才四号原子力潜水艦の日本寄港反対に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明をお願いいたします。

(野崎真芳君登壇)

○野崎真芳君 原子力潜水艦が安全であるとかないとかいう議論がありますが、戦争準備の兵器がどうして安全でしょうか。

アメリカ原子力潜水艦の安全性はいまのところ資料が不十分で確証されておらぬ。このような状態では日本寄港は望ましくないと考える。このことについては、湯川博士も声明されています。公害問題で市民の心が安らかでないとき、さらに万が一四日市港にあるいは伊勢湾海域を放射性廃棄物を汚染される恐れのあるポラリス号の四日市寄港には、市民の身近かな問題として反対いたしますところでありませぬ。

なにとぞ本会議において超党派の立場で、アメリカ原子力潜水艦ポラリス号の四日市寄港反対の決議をいただきました提案いたす次才でございます。よろしくお願いいたします。

なお、この問題についての質問については、提案者以外の者からも答弁がなされるかと思はいますので、あらかじめ

め御了承願います。以上です。

○議長(田村末松君) 御質疑御意見がありましたら、御発言願います。

〔野呂幸太郎君登壇〕

○野呂幸太郎君 ただいま上程されております原子力潜水艦の日本寄港反対の意見書提出、これについては私は反対を申し上げるものではありませんが、ただいま発議者の代表の方から御説明がございましたが、もう少し詳細に、たとえばただ単に恐怖観念的にこういうこわいものは寄りつかんほうがええんじや、来てもらいたくない、恐しいものであるというただ恐怖観念的な考え方で反対をするということになしに、たとえば、私の聞いておるところでは、名古屋港の水深と四日市港の水深と比較した場合は、おそらく四日市港へ寄港する可能性が強いというようなこともそく聞をお願いしております。

もし四日市港へ寄港した場合、海上に及ぼすどういふ恐しい形響があるのか。また陸上に対してはどういふ悪影響があるのか、ただいま説明の中になりましたように、市民としては公害問題で非常に落ち着かない生活をやってらっしゃる市民が多い。その上にまたどういふ市民生活に恐しい悪影響が及ぼされるのであるかということ等について御説明を願いたい。

二十万市民の代表決議機関であるこの当議会で決議をして、総理大臣、外務大臣等に陳情書を出す以上、われわれもまた二十万市民にこういう恐しいことが予想されるので議会において反対意見書を出すことを決議して総理大臣、外務大臣に出したのだということの説明のできるような御説明を、発議者のどなたからでもけっこうでございますから御説明をお願いいたします。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 野呂議員の御質問にお答えしたいわけですが、原子力科学というものの発達につきましては、私どもがここでいままさらくどくと申し上げるまでもなく実にすばらしい発達しておるわけです。ところが、現在の科学の発達というのは、平和科学だけでなしに軍事科学と切り離すことができないという非常に不幸な面をもってあります。とくに、この原子力の平和利用ということにつきましては、世界中の人々が熱望しておるにもかかわらず、むしろ不幸なことには軍事科学のほうが発達しておるといふ状態でございます。現在、原子力潜水艦の問題でございますが、アメリカにおいてはすでにこの潜水艦がずいぶん前から開発をされ、いろいろと話題をにぎわしておりますが、私ども被爆国、これは広島島の原爆あるいは長崎の原爆それからさらに不幸なことにはアメリカの水爆実験、ビキニにおけるところの被爆者も、これもやはり日本人であったわけです。こういうふうな不幸の上に立たされたわれわれとしまして、この問題に関心をもちざるをえないというのが実情だと思われれます。この潜水艦を見てみますと、すでに数度にわたって事故を起こしておるといふ事実がございます。サンフランシスコ沖におけるところのパーヘット号というのが衝突を起こしております。また、ハワイ沖でサンホフ号というのが、やはり事故を起こしておりますし、また最近非常に大きな話題になりましたフロリダ沖におけるところの潜水艦の沈没、ところが、これらにつきましてはまだ十分な証拠も出ておりません。もしも日本にこの潜水艦が寄港して、万一事故でも起こしたときはどうなるかといいますと、あの広島や長崎の原爆以上の大きな力をもった現在の原子力、これは一つの潜水艦のもつておる機関でもつて約十倍といわれております。そうしますと、伊勢湾で一つ事故が起こるといふと、伊勢湾の海域全体に半永久的に人間が住めなくなるという事実が指摘されているわけです。従って、湯川博士を頂点とした日本の原子力関係の科学者は、こぞってこの問題に対して非常に大きな関心を示し、政府に意見を出しております。このようなことは、あのビキニの水爆実験のときでさえ科学者がなかなか一致しなかつた状態ですが、こんどの場合

には、いち早くそういう問題をむずかしい科学者の間の関係が全員一致でもってこれの反対に取り組んでおる。

しかも私たちは、先ほどの野崎議員の提案にもありましたように、いま公害で非常に苦しめられておるわけですから、さういうさ中に、さらにわれわれの神経を刺激するような問題が起きてきたとすると、たいへんなことになるんじゃないかと思われれます。また名古屋港と四日市港の比較につきましては、すでに野呂議員からお話がありましたとおり、また名古屋においてもやはりこういうものが来てもらっては困るといふ反対が起こった場合には、水深の深いより条件のいい四日市のほうに回らないとも限らない、こういうふうな恐れもあり、私たち市民あげてこの問題に対しては反対しなければならぬんじゃないかと思つて提案した次方でございます。

よろしく御審議のほどお願いします。(訓朝也男君「補足を」と呼ぶ)

〔訓朝也男君登壇〕

○訓朝也男君 発議者の一人として、だいたいだいまのお答えで尽きておるのでございますが、とくに私たちが、取り上げなければならぬという動機でございますが、港をもつてない全国の各地におきましても反対の運動といたしますか、議決が行なわれたりしとるわけでございます。単なる恐怖感であるか、根拠のある恐怖感であるかという点につきましては、われわれには専門的なことはわかりませんが、少なくとも原子力学者が危険性があると、あえて政治的に微妙な立場に立つことを予想しながらこういう発言をしてくれたわけでございます。それを聞き、さらによそごとのように思つておりました市民も、魚が油くさいということであれほどさわいでおる時期でございます。

市民の不安な感情は、港四日市というだけに強く現われていると思つてございまして、やむをえずここに発議をしたわけでございますが、市民感情にこたえる意味におきましても、どうぞひとつ御協力のほどをお願いいたします。

いと思つています。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 提案された方にお尋ねしたいのは、提案の説明書には「日本寄港」としてあるのだが、野崎君の提案説明には四日市港立ち寄りに反対というように受け取れたのですが、それはどちらに、つまり日本にくることがまかりならぬのや、来てもらっちゃ困るのだというので反対するのや、四日市港には絶対に立ち寄らせない。あるいは伊勢湾付近には絶対立ち寄らせないことに對する反対なのか、これをはっきりしていただかぬと、出ておるのには「日本寄港」というように出ておりますので、その点をはっきりしていただきたい。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 説明の中の不十分な点はおわび申し上げますが、要するに国際港をもっている四日市としてとくに關心があるという意味で四日市に焦点を合したわけで、もちろんこれは日本の国にそういうふうな災害がふりかかるといふことに対して、これは国民の一人として反対する、こういう意味でございますので、四日市に焦点をしばつてみた、説明のためにしばつたということでございます。

御了承願いたいと思つています。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 発議者の方に一言御説明を求めたいのでございますが、アメリカの原子力潜水艦となつてございますが、このさいにいかなる国といえどもこういうよりな、それも含めて、アメリカ以外の国であっても原子力潜水艦というものは日本の国に絶対に立ち寄らせない、これくらいまでの決意をもつてわれわれは臨みたいと思つていますが、その点をひとつお願いしたいと思います。(拍手)

アメリカに限らず、いかなる国といえども、もし現在ソ連に原子力潜水艦がある、フランスにある、イギリスにあるといった場合にそれさえも立ち寄りさせない、ということは、原子力潜水艦をいかなる国がもったときも日本の国へは立ち寄りさせない、そこまで飛躍していきたいと思います。(前川辰男君「了解」と呼ぶ)

○議長(田村末松君) 他に御意見はありませんか。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 国民の一人としてあるいは市民の一人としてもかかる軍事的なものに対しては反対するのが当然でございます。

ただ私は、この問題を四日市の市議会として取り上げた場合に、日本寄港を反対するのだというようなことが四日市の市議会で決議されるということのよしあしについて私は非常に心配したわけです。もちろんこれは議会でなく、国民運動として反対すべきであることは当然でございますが、議会にこれが上程されておりましたので、私は四日市港に、あるいは伊勢湾付近を含めて寄港は絶対反対なのかどうか、そういう点を明らかにしていただきたかったのでこれには四日市といたしましても非常に関係があるので、その点を私は十二分に聞きたかったわけですが、そこに焦点をもつていったのだ、という説明がございしますが、何か私は頭が悪いのでわかりにくくなってきたわけです。ですから、やはりはっきりと日本に寄港することを反対するのだという御説明をされるなら、はっきりしていただきたい。

さらに、われわれ議会としては、この近辺の公害の問題あるいは四日市の市民、この付近の方々を守るためにも議会として反対するのだというようなことなのかをはっきりしていただきませんと、これは大きな問題でございますので、私個人としては反対でございます。

が、議会としてこれを決定することのよしあしについて他に及ぼすいろいろな影響もございすし、それぞれ考え方がありますし、もしこれがへたに議会で反対されるようなことがあると、またおかしな空気が巷に流れる恐れがあるので、この点を十二分に気をつけて、この議会の運営については、議長の米配よろしきをえたいと思います。

〔野呂幸太郎君登壇〕

○野呂幸太郎君 発議者の御説明ではぼ了解はつきりましたが、先ほど前川議員から世界における各国の事故の問題等が例をあげられて御説明があったのですが、むろん事故があればもうこれは恐しいことになることは了承されます。事故がなくても四日市港へ潜水艦が入ることによってこういうような油が流れるから沿岸の魚が死んでしまうのだとか、あるいはこういう煙が出るので、いま公害問題で騒いでいる以上の大きな恐しい人民に悪影響を及ぼすのであるというような、私ら不勉強で愚問をするような格好になります。もし湯川博士等の御研究によってこういうようなこともいわれておるのだということも発議者の中で御研究していただいた方がありますならば、御説明をお願い申し上げます。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 発議者の一人としてお答えいたしたいと思います。

日本の学術会議といういわゆる日本の科学者が全部集まっている正式の会議があることは、これはご存じだと思います。

で、日本の場合は、原子力科学については、これは原子力そのものを開発するという能力においては、これはアメリカとかソ連あるいはイギリス、フランス等のほうが若干進んでおる、これは御了解のことだと思えます。ところがビキニの水爆実験以来、日本の原子物理学者並びに原子科学の学者の中には、いわゆる原子力開発に伴なういろいろ

な弊害をどう除去するか、そういった面については国連の中においてもあるいは国連の中の保健機構の中においても日本の学者の研究というものがいちばん光ってゐる。このことはすでにそれぞれの新聞等で御覧のとおりだと思います。そういう面で日本の原子力学者が千ちよっとおりますが、そのほとんど九八〇までの方は、やはり今日の公開をされておる資料に基づく判断からいくなれば、当然これはいつなんどきどういふ結果になるかわからないという判断を日本学術会議の正式の機関決定としてゐるわけです。さらに、各大学の研究者を中心にしても、やはりいろいろな面からそれぞれの結論を出しておられる。いまここでいちいち申し上げるわけにいかぬと思ひますけれども、私も科学というものに対する、とくに原子力というものに対してはどういふものかという、原理すらもなかなか説明しにくいという結果がありますけれども、同時に国民の一人としてみるならば、そういったものが安全なのかどうかという判断については、それぞれの学者の見解というものを信ずる以外にいまの世の中としてはないと思ひます。そういう面で私どもはやはり日本の学者が、とくに原子力の開発に伴なう弊害の除去については、これは技術的にもあるいは医学的にも日本の学者の研究あるいはもっている持論というものが世界で認められているということによってほしを求めなければならぬと思ひます。そういう面で私どもはこの發議をいたしたというのが一つであります。

それから、北村議員の御意見がちよっとわかりにくいわけですが、私はこう思ひわけですがね。いわゆる地方議会であるから国政に関することについてはわれわれの関知しないところだというお考えが底辺にあるような気がするわけです。間違つておれば御勘弁願ひたいと思ひわけですが、私はそうでなくて、日本の国民の一人としてやはり日本の重大な問題については、当然市民に率先して、そしてこういう危険性があるのだ、従つて市民と一緒にそれを排除するという指導性というものが議会にあつてもいいのじやなからうか、こう思ひわけですね。そういう面からいくなれば、当然四日市の議会としても日本の政府に対して、現在、危険だという感じをいたしておる。従つて、そ

れについては少なくとも事情がはっきりするまではこれは反対してくれ、こういうものを出すのは当然のことだと思ひます。もしかりに日本の政府がどっかの国と戦争をしたいのだという方針を出したとしますわね。その場合にわれわれは、はいそうですか、国政に関しますから私は知りませんというわけにはいかないと思ひ、極端な例を申し上げますけれども、そういうことを考へてみるならば、われわれの日常生活、しかも生命と財産がどうなるかわからないという問題については、当然二十万市民に対して少なくとも指導性を發揮して、市民にかかつてその意思を表明していくということも当然のこととして、議員として、議会の任務として私はあると思ひます。そのためにここにございませう地方自治法の九十九条の才二項というものは法律の中に規定があるのだらう、この法律が定められた基本的な考え方というものはやはりそこにあるだらう。私はこう思ひわけです。そういう面で御協力をお願いいたしたい、こう思ひわけです。

さらにつけ加えて申しますならば、私たちがこの問題についてお互いの意見を出し合う、そのことが問題の本質を明らかにするということでもっと皆さん方のほうから、おのおの方の考へておられる意見、というものを出してもらつて、自分たちが腹の底からわかるという、そういった決議にもつていていただきたい。そのことを最後に皆様方にお願ひ申し上げて、失礼ない方をしたと思ひますが、御協力のほどをお願いいたしたいと思ひます。

〔北村与市君登壇〕

○北村与市君 私の申し上げたことがちよっと誤解があるかもわかりませんが、私は潜水艦の立ち寄ることに賛成したりいろんなことするわけじやなくて、あなた方といっしょに反対してゐるんです。ただ四日市市議会で、いまもこれに対して提案には反対という意見もあるのです。そういう説明を十分しろという意見もあるのです。もしこれがこの議会で否決になった場合に対して、問題あると思ひます。あとに残る問題が、いろいろある。だから私はそうい

う点について迷回しない方で申し上げたわけであって、誤解のないようにしていただきますと困るのです。私個人は潜水艦の立ち寄りに対しては反対をいたしております。ただこれが議会にかかった場合、市民の声はまだ十二分に反映されてないままに、一部では反対が出ています。このままに議会にかかった場合に、さいわいにこれに賛成をされていたならば、非常によろしいでしょうが、万一のことがありました場合に、いろいろ問題があるので、それを憂えて申し上げたことを誤解のないようにひとつ聞いていただきたいと思ひます。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 先ほどから同僚議員五名の連署で原子力潜水艦の日本に立ち寄るのは反対だという御説明があつて、議員諸公もこれに同意をして、そして中央のほうへ呼びかけようやないかという熱意のように私は受け取つてはおるんでございますが、私はなるほどあなた方のいわれる気持ちは非常に美しい、われわれ人類を守るといふ点においては賛成は申し上げなければならぬと思ひますが、ただし私は四日市の市会議員としてやはり市政の担当者の一入であるという面を見ますと、そういう御説明を申し上げますと、きさまはどこまで図々しいのだとおしかりをこうむると思ひますが、私の思ひますのには、今日の四日市を想像してみますならば、どうか。水が清ければ私は魚は住まない。なるほどあなた方のいわれることは、きれいな社会をつくることに非常に関心をもつておられますが、はなはだ失礼ではございますが、今日、四日市の市政の行き方のように各工場誘致で、非常にえさは多くなつたが水はよごれてしまつた。魚はたくさんおるがくさくて食えない。私はこの二つの利用を考えますならば、そう早急に乙であるか甲であるか、黒いか白いかといふことは、よほど考えなければならぬと思ひます。われわれの幸福といひますものは、原子力潜水艦が日本へ来てはたして事故を起こすか、このわれわれが困るがために経済的に圧迫を受けるか、私は一にも二にも経済がわれわれについて回つるといふことを考えますならば、私はよほど慎重に考え

なければならぬだろう、国家の行き方としても私はかように存するわけでありすから、どうか、同僚諸君も賢明な御判断をいただいて、いのちばんに四日市がそれに対して反対していいのかわかるともそういう大きな問題は中央国会において是非々々をきめさしていくものか、よく御判断を願ひたいと、私にはなはだ自分の意見を發表して皆様が勝手なことをいうやつとお思ひになりますでしょうが、よろしくひとつ御判断をしていただきたいと思います。

〔錦安吉君登壇〕

○錦安吉君 これは重大な問題であると思ひますがゆえに、あえて私は発言を求めた次でございす。

原子力潜水艦の日本寄港問題につきましては、中央の政府におきまして、また政党関係もいろいろに調査、研究いたしましたして、それぞれの審議会なり斯界の権威者の意見等も徴して目下問題になつておる事項でございす。

本日ここに四日市市議会の議題として掲げられたわけでありすけれども、四日市市議会はこのような重大な国策に關して審議する場所でないと思ひます。あえてここでその決定をせよとおしやるならば、私は原子力の権威者その他日本のそれぞれの原子力関係の機関とか団体とか政府の総理大臣、外務大臣その他関係の諸公をこの四日市市議会に招いて、その意見を徴してでなければそのような判断はつかない。また決定もできないと思ひます。四日市市議会の本質的性格といふものがある。そのような問題を決議するように私はできていないと思ひます。専門会を開いたり調査研究しいろいろ権威者の意見を徴して、初めて判断ができる問題でありまして、このようにことがわれわれのような、これは諸君には失礼なことばでございますけれども、四日市市議会議員のようにならばけな議会の議員がきめるべき問題でもないし、判断もつかないはずであります。

それがために私はこれの反対、賛成といふことの決定はこんごの研究にまつべきである。また中央方面におけるいろいろの状況、それから船趨等をよく洞察をして研究、調査してそうしてのちに定めるべき問題である、かように思

うのであります。副議長をしておりまして、副議長はもう同僚議員の発言を傾聴しておればいいわけでありませうけれども、こいやしくも四日市市議会のいき方に重大な誤まりをきたすという恐れのある問題だと考えますがゆえに、私はあえてここに発言をする次才でありまして、反対でも賛成でもない意見でございませう。この場で、四日市市議会がこういう問題を取り上げて決議するのが正しいかどうか。四日市市議会はどのような場所ではないと確信をいたします。小学校の一年生か二年生の子供と仮定いたします。四日市市議会を二、三の人がこういうことは反対だということ、付和雷同してそうだそうだ、なんのわきまもなしに決議のような形にもっていくということは、これはわれわれとして大いに考えなければならぬのじやないか。市議会上に県議会もあり国会がある。国会には参議院議員、衆議院議員がちゃんとあるわけです。われわれがどれだけえらいと思っても、こういうことについての知識というのは、これは聞き伝えであります。あるいはいろいろな刊行物を読んだ程度の知識しかないわけでありませう。そのようなとほしい浅はかな知識をもってこの重大な決議をするということはどうか。これはわれわれ大いにこのさい常識をもって判断しなければならぬのじやないか、かように思うことであります。煙が出るとかじんあいが出るとか、油がくさいというようなそういう簡単な小さな問題でございませう。常識でもってこれは早計に決定すべき問題ではないと思ふのであります。でありますからして、この問題につきましては、保留するか、継続審議にするか、とにかく相定の調査研究の時期をおくということにしたいらどうか、かように存じて私の意見を申し上げる次才であります。(拍手)

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 私たちは今議会におきまして、二日、三日にわたった一般質問をやったわけです。その中で同僚議員の中からあの国道一号線の高蔵橋並びに四日市橋の拡巾につきまして意見が出ておったことは、皆さんも御記憶があ

ることだと思ひます。これは国道一号線が非常に交通量が多く、人が渡るのにたいへん危険だから人道橋を横へつけてもらいたい、こういう御意見だったと思ひますが、その国道の管理につきましては、もちろん私どもが申し上げるまでもなく国の機関がやるわけです。

ところが、なぜこういう意見が出てくるかということは、四日市市民の幸せのために危険から守るために私たち市民としての自然の要求だったと思われませう。また前議会におきまして中央分離体の緑地につきましていろいろな意見が出ておりました。やはり私どもはもっと素早く物事を考えて、自分たちの幸福をどのように打ち立てていくかということについて審議するのが市の議会ではないかと思われませう。

先ほどの山中議員並びに錦議員の御発言は、これは私の誤解かもしれませませんが、政治、経済に結びつけてお考えのようでございます。ところが、野崎議員が提案いたしましたのは、私どもは国際港という四日市港をもっている場所に住んでいる市民です。そういうところで、現在、賛否両論ございます。たしかに、これは絶対に安全なんだという確証もございません。そういう時期において、先ほどからも出ておりますように公害で苦しめられておる現状です。またなんかひとつ不安ががさささってくるということ、このことに対してもっと素早くな形で私どもは結論を出すべきではないかというふうに考えて提案しておるわけでございます。

たまたま私が社会党におりますのであれは社会党の線じやないか、こうお考えになる方もあるかもしれませませんが、そこまで考えてしまうという問題がややこしくなつて、おそらく市民の方にとって、そういう形で結論が保留されたりなんかすると、かえって疑惑が出るのではないかというふうに考えておるわけです。従つて、先ほど酒井議員から御意見がございましたように、もちろん私どもは人類をそういう破壊に陥らすような原子力水爆に対しては、当然これは反対すべきだと確信をしております。ただ、いまアメリカのほうからくる原子力潜水艦の寄港問題が起こつておる

こういう現状に立ってアメリカの原子力潜水艦という取り上げ方をしたのであって、もちろん他の国からいろんなそういう危険な問題が出てまいった場合には、当然私どもの頭からそういう危険を取り扱うように市民全体をあげて努力をしなければならぬんじゃないかと考えております。

どうか、そういう提案の趣旨を素朴な市民の立場に立ってもう一度お考えくださって、よろしく御採択のほどをお願いしたいと思います。

○議長(田村末松君) 暫時、休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時二十分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発議才四号に対しましては、それぞれ御意見が出ましたが、まだ研究が十分でない、時期尚早という御意見もありましたので、採決をいたしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村末松君) これより、発議才四号を採決いたします。

本件は、原案のとおりに決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長(田村末松君) 起立少数であります。よって、発議才四号は否決されました。

○議長(田村末松君) 次に、日程才二十三、委員会報告才五号ないし日程才二十五、委員会報告才七号の三件を一括議題といたします。

御質疑、御意見がありましたら、御発言願います。橋詰議員。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 恐縮でございますが、教育民生常任委員長にお尋ねをいたしたいと思います。

陳情二十二号の保育園の保育料の調整についての件でございますが、さっそく採択をしていただきましたことについてはたいへん感謝をいたすのでございます。つきましては、その中で問題になっております保育料が非常に高額となったということについて、どの程度の額が妥当なのかどうか、こういう論議があったと思います。この点が才一点でございます。

それから才二点目につきましては、上下の不均衡がある。いわゆる所得に応じて段落をつけるといふ問題については、どういうように理事者のほうが説明をしておられるのか、非常に恐縮するわけでございますが、たいへん関心のある問題でありますし、また全市の問題になる、こういう気がいたしますので、率直な御説明をお願いいたします。

それから、さらに、目下理事者のほうで作業中だ、こういう御説明がなされているわけでございますが、この点については、どういうように理事者のほうが説明をしておられるのか、非常に恐縮するわけでございますが、たいへん関心のある問題でありますし、また全市の問題になる、こういう気がいたしますので、率直な御説明をお願いいたします。

〔教育民生委員長(矢田繁郎君)登壇〕

○教育民生委員長(矢田繁郎君) ただいま陳情才二十二号保育料の調整について橋詰議員から御質問がありました

のでございますが、委員会といたしまして慎重に審議をいたした次才でございます。詳しいことは理事者から御説明を願うようにお願いいたします。

〔厚生部長（村木喜代次君）登壇〕

○厚生部長（村木喜代次君） 保育料の問題につきまして私からお答えを申し上げます。保育料につきましては、本年の七月、一応国の措置単価、保育単価というものがきまらなままに措置基準というものを一応三十七年度におきまする保育単価に二百円をプラスしたのものでございまして徴収する措置基準と申しますか、そういうものを立てたわけでございます。それは、一応国の措置基準にならぬままに計算いたしましたものでございまして、これに基づきますと一応本市の場合、三十七年度におきましては千六百円の単価でございまして、これに二百円プラスした千八百円というものが、保育料の一応の基準という線が出たわけでございまして、これに基づきまして国の措置基準に合わしまして一応の段階を設け、最高千八百円という数字を出したわけでございまして、ところが、その後、六月六日に至りまして国の措置基準が正式にきまり、それに基きますと、それぞれの各園におきまする保育単価は、定数に應じまして違っておるわけでありまして、それを平均いたしますと、本市の場合は千七百十円になるわけでございまして、千七百十円が最高額というわけでございまして、一応ここで千七百十円という基準に基づきまして、現在、各段階別の作業中でございますが、現在、計算いたしております段階におきましては、一応最高額の千八百円を千七百円ないし千六百五十円程度に、それから千五百円段階のものを千四百円程度に下げられるように計算上の数字はなっておるわけでございまして、いま作業中でございます。

ですから、いまおっしゃられました不均衡につきましては、一応、国の措置基準に基づきました段階に應じましてきめておるわけで、その段階別と申し上げますのは一応、市民税、固定資産税を基準といたしまして計算いたしてお

るものでございますから、よろしく御了承をお願いいたします。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 負担の中の全部の要点をとってお聞きをしたかったわけでございますが、残念ながらお聞きできなくてまことに申しわけないと思います。

いま部長のほうから説明があったわけですが、私は正直申し上げて、保育園の保育料というのは、幼稚園なんかと違って比較的低所得者の方が多いと思います。で、そういう面から、国の措置基準があるからそれに準ずるんだ、こういうお考えが基本にあるような気がしますが、これに規制をされておる範囲の中でできるだけ下げるといふ考え方が現在、作業を進めている中にあるのかなのか、このことをとくに理事者にお聞きをしたい。

それから、もう一つは現在、作業をやっておる、こういうお話でございしますが、それがいつから実施をされるか。

またかりに、現在すでに四月から現行の暫定の保育料をとられているわけですが、これが徹底された場合には四月にさかのぼってやってもらえるかどうか、この二点についてのお答えをいただきたいと思っております。

〔厚生部長（村木喜代次君）登壇〕

○厚生部長（村木喜代次君） 御質問の才一点についてお答えいたします。

現在、作業中でございますが、先ほど申しましたとおり、一応、国の措置基準にならぬままに市で保育料を決定したいと思っております。

なお、先ほど申し上げましたとおり最高額千八百円のもの、千七百円ないし千六百五十円にいたしたい。それから千五百円のもの、千四百円にいたしたいという考えでおります。

それから、才二点につきましては、これは一応、精算でございますから、四月一日にさかのぼりまして実施いたし

たいと思います。

〔橋詰興隆君登壇〕

○橋詰興隆君 才一点について私がお聞きをしたかったのは、国の措置基準だけをもとにしてやられるのではなくて、できるだけ下げさせていただきたいということを経験の中で希望的な意見として申し上げたわけですが、これに対してはどういうお考えをもっていただけるのか、その点もうひとつ聞いてみたいという気がするわけです。

で、もちろん部長だけではいけないという気もいたしますが、そういう点で市長さんのほうでは保育料の問題についてどのようにお考えになっておられるのか、いわゆる部長がいま答弁されたように国の基準に合していくのだと、こういうお考えだけでいくとするならば、いわゆる四日市の独自性といえますか、そういった市長の民生を安定するというそういうお考えの方が具体的な問題の中に生かされていないという気がするわけです。そういう点で市長がどうこの問題についてお考えをしておられるのか、この点を重ねてお尋ねをいたします。

なお、部長のほうにもこのさいとくに要望を申し上げておきたいのですが、いわゆるこれが出ておりますのはしらゆり保育園だけでございますけれども、ほかにもたくさん保育園があります。また、これからも出てくる可能性があるわけですので、とくに保育園に子供をやらなきゃならないという家庭については、それだけの家庭事情、いわゆる所得が低いというそういう現状があるわけでございますので、十分に御検討を願って、そういったあたにか味のある結論を出していただきたいし、なるべく早く時期としても出していただきたい、このことを部長にも御要望申し上げます。最後に先ほど申しましたように、市長がこの問題についてどういうお考えをもっているのか、この点一言だけ御答弁をお願いしたいと思います。

〔市長(平田佐矩君)登壇〕

○市長(平田佐矩君) 御承知のとおり本事業につきましては、国のほうの補助もいただいておりますので、その市のほうとしましては、これはできるだけひとつ下げたいということは、これは市長としての念願でございますが、やはりある程度までは規制を受けておりますので、規制をよく考慮いたしまして、市の実情とも即しまして、仰せられるとおり市長といたしましてはできるだけ低いところにもっていきたい、こういう方針でございますので、どうぞ、さようにひとつ御了承願います。

〔傍聴席騒然〕

○議長(田村末松君) 御静粛に願いませんと、こんど私のほうから退場を命じますから、良識ある態度でお願いします。

それから、ちょっと。委員長報告に対する質疑でありますので、理事者との質疑応答はできないのが原則になっております。

これは、委員長が報告するのが原則でありまして、理事者は便宜的にやるので、その点ひとつ御了承をお願いいたします。

○橋詰興隆君 いま私の質問いたしました問題についてはいま部長の発言もありましたので、一応了解いたします。その点、先ほど市長がいわれた精神というものが、実際に議会で質疑した内容が実現できるように再度要望いたします。終了。

○議長(田村末松君) 他に御質疑はありませんか。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 請願の才五号について体育館建設補助金支給についての件でございますけれども、四千五百万円のう

ちその三分の一の千五百万円を当市において補助してくれ、こういうことについて三つお尋ねしたいと思えます。一つは、市立の中学校、小学校が非常に困っておるのに私立の学校になぜ千五百万円も補助しなければならないのか、ということでございます。

それから、もう一つは、地方自治法の才二百三十条に抵触すると思うのですが、いかがでしょうか。最終段階において、なぜこのようにしてたくさんのお寄付金をこの学校にのみやらなければならないか、この三つについてお尋ねしたいと思います。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） 千五百万円という金は、過般の委員会におきまして、その担当部長である総務部長のほうからメリノールの私立学校のときには敷地とそのほかに一千万円を決定しておる。それから暁学園に対してのもは、三千万円を敷地のほかにしている。それで海星学園にもその意味において千五百万円というのは、一千万円が高等学校に対して、五百万円は中学校に対して、暁は小学校と中学校と高等学校、大学という差別がありますので、そういう理屈、提案になりました、そういうことといたしました関係でございます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君 その金額はわかるのですが公立の小、中学校が非常に困っておる。たとえば、橋北の中学校においてもすでああいう老朽校舎で自分たちの子供が学んでおるわけなんです。そのほうにそういう金を使ったらどうか。個人の家庭を見ましても、自分の家が苦しんでまで同じような状態のよそへ出すということはしないというのと同じことであって、まだ市内にはたくさん困った状態の小、中学校があるわけなんです、そのことをお答え願いたいと思ふんです。

それから、先ほどいいました地方自治法の二百三十条にはそういうものに公金をやっちゃいけない、こういう規定があるにかかわらずこういうことがなされるということは、地方自治法の違反じゃないか、こういうふうに見えるわけです。その二つをもう一度お答え願いたいと思ふんです。

〔総務委員長（高橋伊祐君）登壇〕

○総務委員長（高橋伊祐君） そのことにつきましては、われわれの委員会の中にはそのことが出ておりませんので、お尋ねがございましたら、担当の部課長にお願いいたします。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君） お答えいたします。

才一点の金額その他につきましては、委員会でもまだ御決定をみておりません。委員長報告にあるとおりでございます。まして、われわれ事務担当者としては学校の実情、それから同種学校との関連というようなことを考えまして、適正な、もし助成をするといったしましたら、適正な額を算出いたしました。委員会の議にはかって、御決定をえた上で処理をしていきたい、こういうふうにご考えております。

それから、それに関連しまして公立諸学校と私立学校との関係においてどう考えるかという問題でございますが、御承知のように市が固有事務として処理すべき公立諸学校を才一義的に考えるのが当然のごさいます。あくまでも私立あるいはその他の公立学校、たとえば県立諸学校等に対する助成その他につきましては、われわれといたしましては才二義的に考えていきたい、こう考えております。

ところが、同じ市内の市民の方の御負担においてそういう学校の整備あるいはその他のことが行なわれている。俗にいいます父兄の御負担にかかるというふうな分につきましては、市の立場で市の御負担を肩がわりできるもので

あれば、理論的に通ずるものは処理していきたい、これが、従来とっております市の立場でございますので、御了承願いたいと思います。

それから、お尋ねの才二点の地方自治法才二百三十条の趣旨にもとらないかどうかというようなお尋ねでございますが、これは皆さん御承知のことと思えますけれども、念のためにその条文をここで朗読してお答えしたいと思います。

「普通地方公共団体は、宗教上の組織若しくは団体の便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、公金を支出してはならない。」

これは前段と後段と二つございまして、酒井議員のお尋ねは、いわゆる教育事業が公の支配に属していないと考えられましたとき、具体的に申しましたら現在、取り上げておられます委員会報告の中の具体的な学校が公の支配に属していない、そう判断したときにそういったところへ金品を出すことは、これは違法である、こういう規定でございます。

そこで、これも御承知のことを申し上げておそれ入りますけれども、公の支配に属するか属しないかという判断はその学校が、国の定めております学校教育法の趣旨に従って設立されているかないか。そのもっております教課内容あるいは教課課程というものが国、県の指示するところの教課内容に準拠しているかどうか。

それから、そういった運営が、たとえば、教員等の資格その他におきましても、あるいは教員の内容におきましても、そういったものが公の支配いわゆる国の基準に合した教育公務員法に従った、あるいは教育職員免許法に従った免許状を有する職員が従事しておるかいか。

それから、施設の上におきましても備うべき基準に従った施設、たとえば教室あるいは体育館あるいは特別教室というといったものが基準に従って設置されておるかどうか。いわゆる公の支配に属しておるものにつきましては違法でない、こういう考え方をしております。

以上でございます。

〔酒井昌一君登壇〕

○酒井昌一君　いま総務部長からお話があったように、それはよくわかりますけれども、実は、海星学園そのものは宗教的の行事を学校内で子供に強いる、そういうことを聞き及んでおりますし、また事実それもたしかめております。この点をひとつお答え願いたいと思います。

信仰は自由であるにもかかわらず学校法人の学校が宗教をしいるそういうことをやっておられる。そういうことについてお尋ねしたいと思います。

そうすれば公金をそういうところに補助をしてはいけないというように考えますし、法の建前もそうじゃないか、こう思うのですが、その点もお答え願いたいと思います。

〔総務部長（林義男君）登壇〕

○総務部長（林義男君）　御承知のように海星学園の学校には中学校と高等学校と二つの性格をもった学校が運営されておるのでございまして、いわゆる教科内容その他につきましては、公の支配に属する、いわゆる正規の手続き、正規の内容をもって認可され、運営されとる学校とわれわれは信じておりますし、そうなっているはずだと思っております。

ところがいまお尋ねの向きの宗教的な問題について強要あるいは強制があるのでないかというような問題につきましては、私どもの現在の事務的な解釈といたしましては、そういう報告も内容も承知しておりますので、その辺は

十分検討を加えないとちよっとお答えできない、こう思いますので、しばらくの余裕をいただきまして、十分調査をいたしました上で、正確にお答えいたしたい、こう考えております。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 さっきから、委員長からも報告がありました。私のお尋ねしたいことは、現在まで私立の学校に対しての負担金の要請の場合は、現在の体育館の建設等を伴って同じような考え方、同じような不均等でない考え方で行なわれておるのかどうかという点であります。

それから、もう少し具体的に申し上げますと、この学校に対しては、だいたい全面的に負担金を出す、ある学校に対しては相当きびしいところまで追いつめて出しているのじやないかという、そういうことの不均等があるかないかということについてお尋ねいたします。

それから、さっきからありましたが、酒井議員も申し上げましたが、まだ私立の市からの補助がなければならぬ、そうして改良もしなければならぬ幾多の事業もありますし、修理箇所もあるわけでありましたが、当然そういう問題も委員会において論議されたと思いますので、その内容についてお尋ねいたします。

〔総務委員長(高橋伊祐君)登壇〕

○総務委員長(高橋伊祐君) ただいまの問題は、先ほどの酒井議員からお尋ねになりましたような理屈で、私らの委員会ではそういうお話がなかったので、われわれとしてはなんともよう申しませんので、部長からでも御説明をしていただきます。

〔総務部長(林義男君)登壇〕

○総務部長(林義男君) お答えいたします。

委員会においてどういような論議が行なわれたか、という問題でございますが、これは過去、私、総務部長になりましてから、約二年半ほどでございますが、その間の委員会におきましては、毎回、同じようなことが論議されまして、われわれといたしましても御意見を申し上げておりましたのですが、議員の方のほとんどの方が、大島議員と同じようなお考え方でこの問題を論議しておられますので、これは私の報告すべきことでないかもわかりませんが、念のために申しそえておきます。

それから、いま一つの問題の、学校によって格差あるいは差別をつけたような助成が行なわれている向きがないかというようなお尋ねだと拝聴しておりますが、それでよろしゅうございますね。

この問題は、たとえば高等学校、中学校を設置し、あるいは大学等をもっておる学校もございしますが、私立の学校と、市が問題にいたしておりますのは、県立高等学校の問題でございます。

それです、才一点としてお尋ねの中心になります私立の学校につきましては考え方がございますが、それは、昨年それから本年にかけてまして学校のほうからも御要望があり、それから市といたしましても考えなければならぬであろうという判断をいたし、委員会の皆さん、議会の皆さんも御賛同をえておりますのは、御承知のように終戦後と申しますか、昭和二十一年、二年のころに御出生になった子弟の方が非常に四日市の場合多いのでございます。ふうに考えましたら、毎年の就学児童の数が二千五百人ないし三千人くらいが一年年の子弟の数の常例でございます。ですが、そのときに限りまして四千五百人に近いような、ちよっと数的には概数でございますけれども、非常に多くの子供が生まれて、いわゆる極端なカーブを示した。その子供が小学校に在学しておる。この前後多数に生まれておりますけれども、小学校に在学しているときには小学校の教室その他につきましては非常に不足をきたしておる。それが中学校へ移りまして、中学校の整備には、あるいは、運営には市も非常に困難もきたしましたし、御父兄の皆さま

んにも御迷惑をかけた。それが、本年度はその子供が中学校を卒業いたしましたして高等学校に入學するという年次になつておるのでございます。昨年、本年、来年くらいがそういう段階に達しております。でございますから、そのお子さんたちが高等学校に在學される将来の三年くらいは、いわゆる高等学校急増対策という問題で、国も頭を悩まし、県立の学校でございますので、県も頭を悩ます。同時にそういったことが父兄の方の御希望、御要望に合うような状態が学校を一時的にふくらかさねばならないという問題がございます。これはまあ「教育は百年の計」といい、教育の内容からいって、さうとまた元の態勢にもどるといふような、いわゆる学校をゴムのような考え方で運営できるものなら非常に簡単でございます。けれども、それには設備の問題がある。それから教職員の問題がある、等々いろいろ関連する問題がございます。県がとられました考え方は、いわゆる県立高等学校の学級増ということでその一部分を解消する。

もう一つは、私立学校のいわゆる誘致あるいは増設あるいはこれに対する援助というような形でなんとかこの急場をしのぎたいというようなのが、昨年から本年にかけて、あるいは来年度も同じような考え方で行なわれていると思えますけれども、三重県といわず日本全国にわたるいわゆる高等学校進學に関する大きな問題でございます。

そういう問題に関連しまして、本市におきましては、暁学園の高等学校の増設の問題、それから海星学園の同じような問題、それからいま一つ皆さん御承知のように今回メリノール女子学園高等学校というようなのが県内に新設されるといふ問題があり、その上に県立高等学校としては中央工業高等学校を新たに四日市に県としては新設する。

そのほかに四日市高等学校以下、各高等学校の学級増、いわゆる募集定員増という形で対処されておりました、さ

いわい四日市における実情を申し上げますと、四日市市内の中学を卒業いたしましたして高等学校へ進學する生徒数のいわゆる進學率といひますか、こういったものは教務的には約九六を多少出てるような格好になつておるといふのが皆さんのお手元へ教育研究所から資料を差し上げて御報告申し上げます。

市といひましては、父兄の皆さんの御要望にあいなるべくは沿えるだけは沿いたい。そのためには県立高等学校の学級増の施設整備に対しても父兄の御負担を先ほど申しましたように肩がわりするといふような意味での援助をしていきたい。同時に、私立小学校の整備につきましても応分の援助をしていきたい、そういう線で結論を出しまして私立の学校に対しましては、先ほど委員長の御報告がございましたように暁学園とメリノール女子学園につきましては、ある程度のそういった援助を終わらさせていただきます。

ところが、海星学園につきましては、陳情の趣旨のようなことでございまして、これは単なる体育館の問題として出ておりますけれども、先ほど来申し上げておりますいわゆる急増対策の一貫した問題の中に学校整理という形も入つておるといふふうにわれわれも見受けましますので、委員会の採択に従いまして、御指摘のありましたような差等のない、いわゆる甲乙変化のないような線で、しかも市の財政事情、公立諸学校の整備に関連しながら、市が適正の額だと考えられる額を助成いたしまして、父兄の方の御要望に一方で沿いながら、教育を受けられる子弟のために市は責任がないといひながら、ある程度の対処をしていきたい、こういう考え方でございますので、いま御心配になつておりますような、たとえば甲乙丙の学校があつて、甲には重く乙には薄くとか、あるいは丙に対しては全然考えないといふような、そういうことは公共団体の考え方としては十分排除して、皆さんといひはかりながらなんとか公正に、しかも適切に処理していきたい、こう考えております。

○議長(田村末松君) 他に御質疑、御意見ありませんか。

他に御質疑、御意見ありませんので、本件を委員長報告と併せて御決定いたしましたして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、委員会報告才五号ないし才七号は、委員長の報告どおり決定いたしました。

なお、総務委員長から、目下委員会において審査中の三件について、お手元に配布いたしました申出書どおり閉会中の継続審査の申し出があります。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について左記により閉会中もお継続審査を要するものと決定したから、会議規則才六十八条の規定により申し出ます。

記

一、事件

陳情才一六号 産業教育施設、設備校舎等拡充費に対する補助金御寄附方について(四日市農芸高等学校)

陳情才一九号 菟野高等学校校舎建設にともなう負担金について

陳情才二一号 校舎増改築に伴う地元負担金について(四日市工業高等学校)

二、理由 調査研究のため

昭和三十八年七月九日

総務委員長 高橋 伊 祐

四日市市議会議長 田 村 末 松 殿

○議長(田村末松君) おはかりいたします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、総務委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

午後二時三分休憩

午後二時十八分再開

○議長(田村末松君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。

ただいま前川辰男君外四名から発議才五号高校生急増に伴う県立高校施設整備費地元負担金軽減に関する意見書が提出されました。このさいこれを日程に追加し議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、この際発議才五号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

発議才五号高校生急増に伴う県立高校施設整備費地元負担金軽減に関する意見書提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 高校生急増に伴う県立高校の施設、設備費地元負担金軽減に関する意見書の提出についての御説明を申し上げます。

今期の会議におきまして大島議員をはじめ地方財政の問題につきましてとくに義務教育のPTA負担の問題が種々論議をされたところでございますが、とくに責任ある教育長から公費で負担すべきものは約一千万あるという言明がございました。

そしてなお、市長からはなんとか努力をして予算化したいという御答弁がございました。

いま総務委員会の報告によりまして、陳情才十六号一千二百万円、陳情才十九号の四百五十六万円、陳情才二十一号の三百八十万円が調査、研究のために継続審議とせられた理由もまた財政負担についての問題であろうと思うわけでございますが、そのほか各高等学校からの要請もあるやに聞いております。

思うに、教育財政がこれほどひっ迫しておりますときに、高校生急増に伴う県立の高校の問題に財源をさけないという事情と、さらには少なくとも県と市町村の財政負担の負担区分が法の示すところのとおりにやられておらないところに問題がある。諸法規指示に従って厳格に守っていくという意味、これを正していくというこの二点について知事に対して意見書を出したいと思うわけでございます。

すでにこの問題につきましては、市長会においても議長会においても決議せられておるところでございますが、とりわけ四日市におきまして過般來、るる討議をせられました現状に鑑みまして、さらに強く知事に対して意見を申し述べたいと思うわけでございます。

とくに、高校生の急増に伴う問題につきましては、政府におきましても、県で金額負担すべきであるという指示を出しております。

地方財政法の二十七条の二項の次にそのことがつけ加えられるわけでございますが、三十九年度ということも注釈がついております。

しかし三十九年度に限らず本年度からもこの趣旨を十分に汲んでやれという指示がまいておるわけでございます。知事もこの点につきましては、いままで五割五割の負担でございましたのを、四割と六割にかえてその措置をしてるのでございますが、このさい四日市といたしまして、さらに金額を県が負担するようにという強い要望を提出したいと思うわけでございます。

これがひいては地方財政に少しでもゆとりをもたす、さらに一般市民に負担をかけないという経済的な問題と、さらに諸法規を確実に守っていくというこの二つのねらいをもちまして提案をしたわけでございますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（田村末松君） 御質疑がありましたら、御発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別に御質疑ありませんので、討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村末松君） 御異議なしと認めます。

それでは発議才五号を採決いたします。本件は、原案のとおり決しまして御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(田村末松君) 御異議なしと認めます。よって、発議才五号高校生急増に伴う県立高校の施設整備費地元負担金軽減に関する意見書提出については、原案のとおり可決されました。

○議長(田村末松君) 次に、監査委員より定期監査並びに例月並びに臨時出納検査の結果報告について、報告才八号ないし才三十一号の二十四件がまいっております。

お手元に配布しておりますので、それによって御了承をお願いいたします。

○議長(田村末松君) 以上をもちまして本定例会の議事日程は全部終了いたしました。
これをもって会議を閉じ、六月定例会を閉会いたします。

午後二時二十七分開会

右、地方自治法才百二十三条才二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長	田村末松
署名議員	北村与市
署名議員	藤谷祐一